名古屋市中心市街地活性化基本計画

平成２１年３月

名 古 屋 市

（平成 21 年 3 月 27 日認定
平成 22 年 11 月 12 日変更）

目　　次

○ 基本計画の名称 1

○ 作成主体 1

○ 計画期間 1

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針 1
［１］名古屋市の概要 1
［２］中心市街地の概要 4
(1) 中心市街地の概要 4
(2) 中心市街地の現状 6
①人口の推移と分布等 6
②土地利用の動向 8
③都市機能の状況 12
④まちづくり活動の状況 24
(3) 各地区別の状況 28
①広小路通地区の事業所数等の減少 28
②栄地区における核機能の低下 31
③商業地の賑わいの低下 32
(4) 市民アンケート調査 34
①利用状況、利用目的 35
②評価 36
③中心市街地への居住 38
④平成 12 年度調査との比較 39
(5) 旧基本計画の実施状況 40
①市街地の整備改善に関する事業 40
②商業等の活性化に関する事業 41
③総括 41
④今後の対応 41
(6)「名古屋市基本構想」などにおける都心部の役割 42
(7) 活性化に関する基本的な考え方と方針 45
①中心市街地の現状の整理 45
②中心市街地の課題 47
③中心市街地の将来像 48
④活性化に関する基本的な方針と目標 49

２．中心市街地の位置及び区域 57
［１］位置 57

［２］区域 58
［３］中心市街地要件に適合していることの説明 60

３．中心市街地の活性化の目標 79
［１］活性化の目標 79
［２］計画期間 79
［３］数値目標 84
⑴「歩いて楽しい快適な都市環境の形成」を達成するための数値目標 84
⑵「高度な利便性を提供できる多様な都市機能の集積と充実」を達成するための数値目標 94
⑶「魅力と賑わいあふれる商業地の形成」を達成するための数値目標 100

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項 107
［１］市街地の整備改善の必要性 107
［２］具体的事業の内容 108
⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業 108
⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 108
⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業110
⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 111
⑷ 国の支援がないその他の事業 111

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項 114
［１］都市福利施設の整備の必要性 114
［２］具体的事業の内容 114
⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業 114
⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 114
⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業115
⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 115
⑷ 国の支援がないその他の事業 116

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項 117
［１］街なか居住の推進の必要性 117
［２］具体的事業の内容 117
⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業 117
⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 117
⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業118
⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 118
⑷ 国の支援がないその他の事業 118

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項 119

［１］商業の活性化の必要性 119
［２］具体的事業等の内容 124
⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業等 124
⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 125
⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業126
⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 127
⑷ 国の支援がないその他の事業 127

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項 130
［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性 130
［２］具体的事業の内容 130
⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業 130
⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業 130
⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業130
⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業 130
⑷ 国の支援がないその他の事業 131
◇ ４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所 134

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項 135
［１］市町村の推進体制の整備等 135
［２］中心市街地活性化協議会に関する事項 135
［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進 137

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項 138
［１］都市機能の集積の促進の考え方 138
［２］都市計画手法の活用 138
［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等 139
［４］都市機能の集積のための事業等 139

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項 140
［１］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項 140
［２］都市計画との調和等 140
［３］その他の事項 141

12. 認定基準に適合していることの説明 143

様式第４［基本計画標準様式］

○ 基本計画の名称：名古屋市中心市街地活性化基本計画

○ 作成主体：愛知県名古屋市

○ 計画期間：平成 25 年度まで

１．中心市街地の活性化に関する基本的な方針

［１］名古屋市の概要

本市は本州中央部の濃尾平野に位置し、市域 326.45km^2、人口約 220 万人の規模の都市で、市内を 16 の行政区に分け行政運営を行っている。

市域の北から南にかけては庄内川が、東から南にかけては天白川が流れる緩やかな東高西低の地勢となっている。市域の東部（守山・千種・名東・天白・緑区）は、市域の東北端にあたる東谷山（198.3m）を最高所としてなだらかな丘陵が続き、主に住居地あるいは文教地区となっている。中央部（中・東・昭和・瑞穂区と南・熱田区の一部）は、北から南にかけてなだらかに傾斜する平坦な台地に立地しており、主に商業・住宅地としての土地利用が進んでいる。北部、西部及び南部（北・西・中村・中川・港区と熱田・南区の一部）は、河川の堆積作用によって形成された沖積地で稲作を主とする農業地帯として発展してきたが、北部・西部では市の人口増加とともに市街地化が進み、また南部の名古屋港付近は工業地帯となっている。

気候的には比較的穏やかではあるが、外洋から離れ内陸性気候に近いという気候上の特徴から、夏の平均湿度は 70%を超すことが多いなど全国でも有数の酷暑となり、冬は「伊吹おろし」と呼ばれる北西の季節風が吹くなど夜間の冷え込みが厳しい地域である。

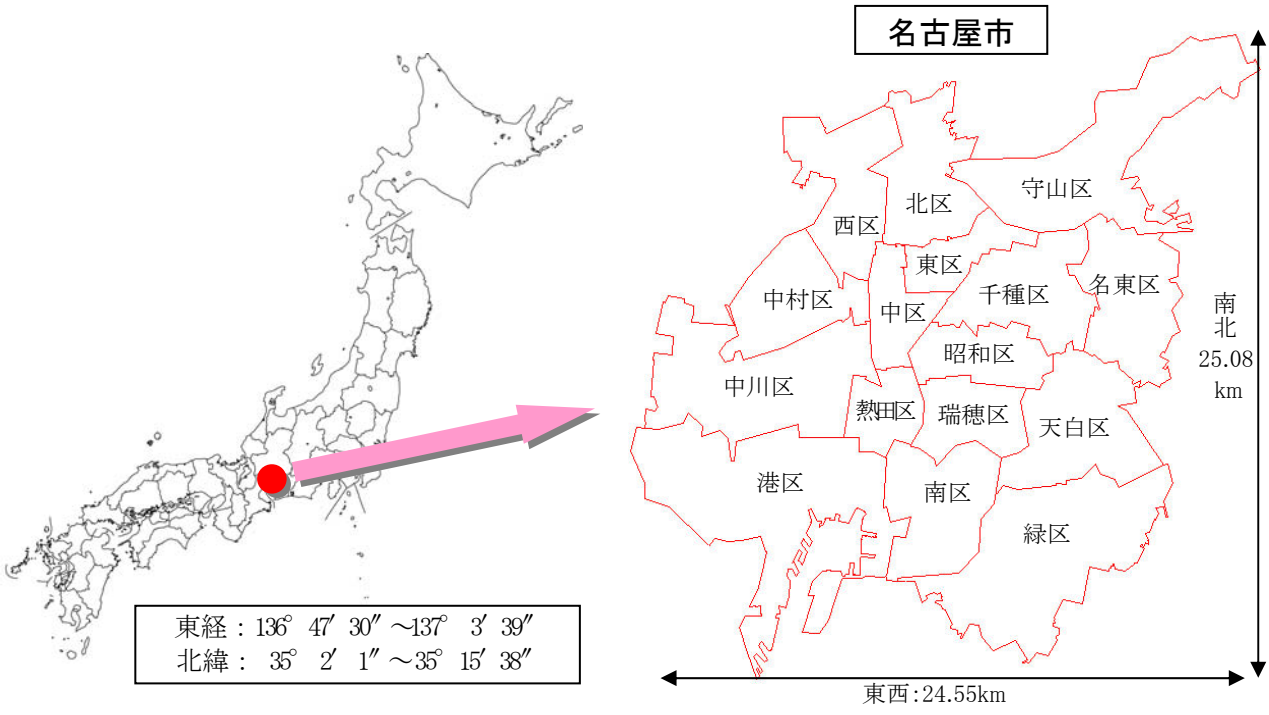

本市の市街地は、徳川家康が 1610 年（慶長 15 年）に海陸の連絡に便利な那古野台地に名古屋城の築城工事をはじめ、清洲の士民が移り住んだ（清洲越し）ことにより形成された。以来、徳川御三家筆頭の城下町として尾張藩の中心となり、江戸・大坂・京につぐ発展を遂げた。1889 年（明治 22 年）に人口約 16 万人、面積約 13.34km^2 で市制施行し、近隣市町村の編入による市域拡大により人口増を続け、昭和 9 年には人口 100 万人を突破し、商工業都市、軍需産業都市として発展した。このような経済の活況により昭和 12 年（1937 年）には名古屋汎太平洋平和博覧会も開催された。

しかしながら、第二次世界大戦における戦災により名古屋城を含め当時の市域の約 4 分の 1 を消失し、人口も昭和 20 年には約 60 万人まで激減した。戦後、100m道路の建設など復興都市計画に着手し、昭和 25 年には再び 100 万人を超え、昭和 44 年には 200 万人も突破し、今日に至っている。

現在、本市の含まれる名古屋都市圏は東京都市圏、大阪都市圏とともに我が国における三大都市圏の一角を担っており、圏内総生産で全国の 9.7%を占めるなど、全国の 1 割経済圏となっている。本市単独の経済規模においても、我が国全体の 2.4%を占め、シンガポールを上回っている。

名古屋都市圏全体では圏内総生産に占める製造業の比率が高いなど「モノづくり」を中心とする産業構造を持つことに対して、本市では卸売・小売業、運輸・通信業、サービス業の比率が高く、商業などの第三次産業の集積が厚いという特徴を持っている。また、中部地区を所管する国の出先機関や民間企業の本社・支社のほか、名古屋城をはじめ各種ホール、美術館などの様々な観光施設、文化施設等が集積するなど、名古屋都市圏における政治、経済、文化の中核都市としての役割を担っている。

市政等に関する主なできごと

主なできごと		主なできごと	
1610	名古屋城築城開始	1954	テレビ塔完工
1889	市制施行（人口 15 万 7,496 人）	1955	名古屋まつり始まる
1898	路面電車（笹島～栄間）運転開始	1956	政令指定都市に移行
1907	名古屋港開港	1957	地下鉄（名古屋～栄町間）開通
1913	堀川納屋橋竣工		栄地下街、名古屋地下街誕生
1922	市営電車運行開始	1969	人口 200 万人突破
1923	広小路通に街路灯 70 基完成	1989	市政 100 周年世界デザイン博開催
1930	広小路まつり始まる	1997	ナゴヤドーム完成
1937	名古屋汎太平洋平和博覧会開催	1999	ＪＲセントラルタワーズ竣工
	東山動植物園開園	2005	中部国際空港セントレア開港
1945	名古屋城が空襲により消失		愛・地球博開幕
1950	人口 100 万人突破	2006	ミッドランドスクエア高層棟開業

※本文中の三大都市圏の範囲は次のとおりである。
名古屋都市圏：愛知県、岐阜県、三重県
東京都市圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県
大阪都市圏：大阪府、京都府、兵庫県、奈良県

主要国とのＧＤＰ比較（単位：10 億ドル）

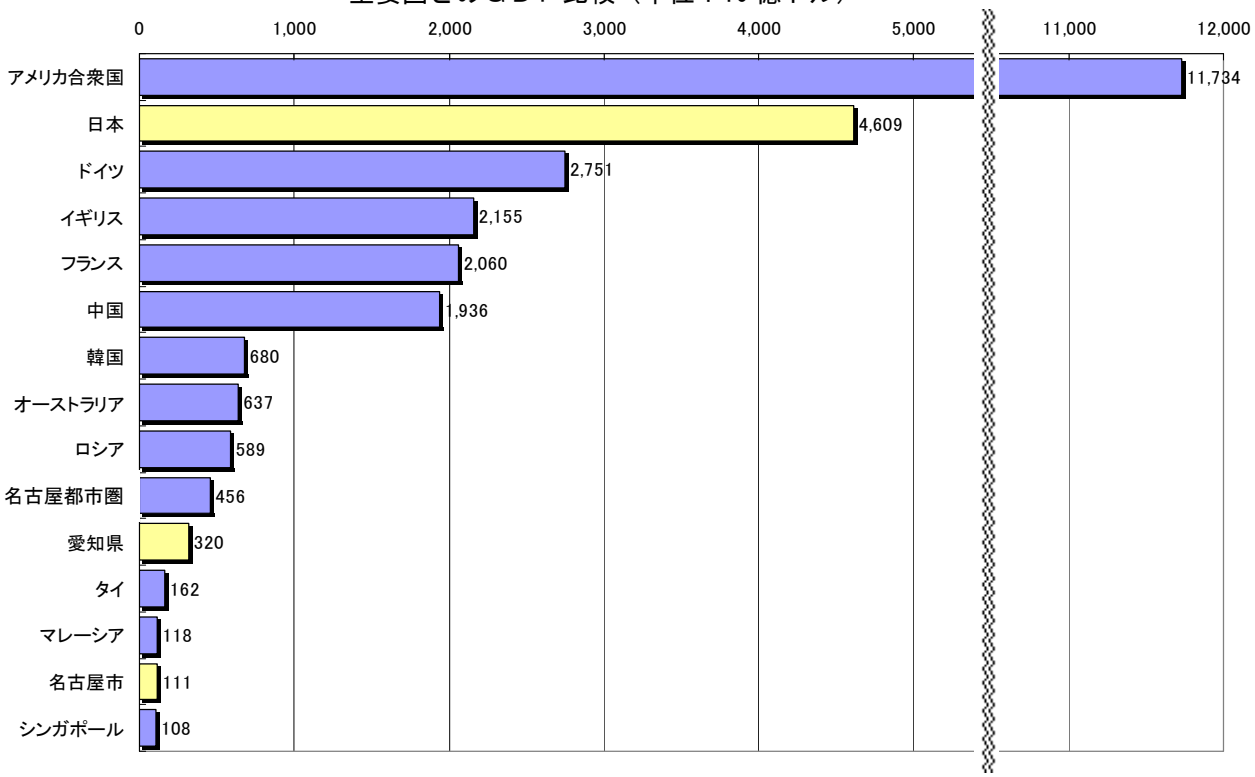

＊データは平成 16 年（度）であり、為替レートも同様である
資料：総務省統計局「世界の統計 2007」

3 大都市圏及び名古屋市の産業構造（平成 16 年度）

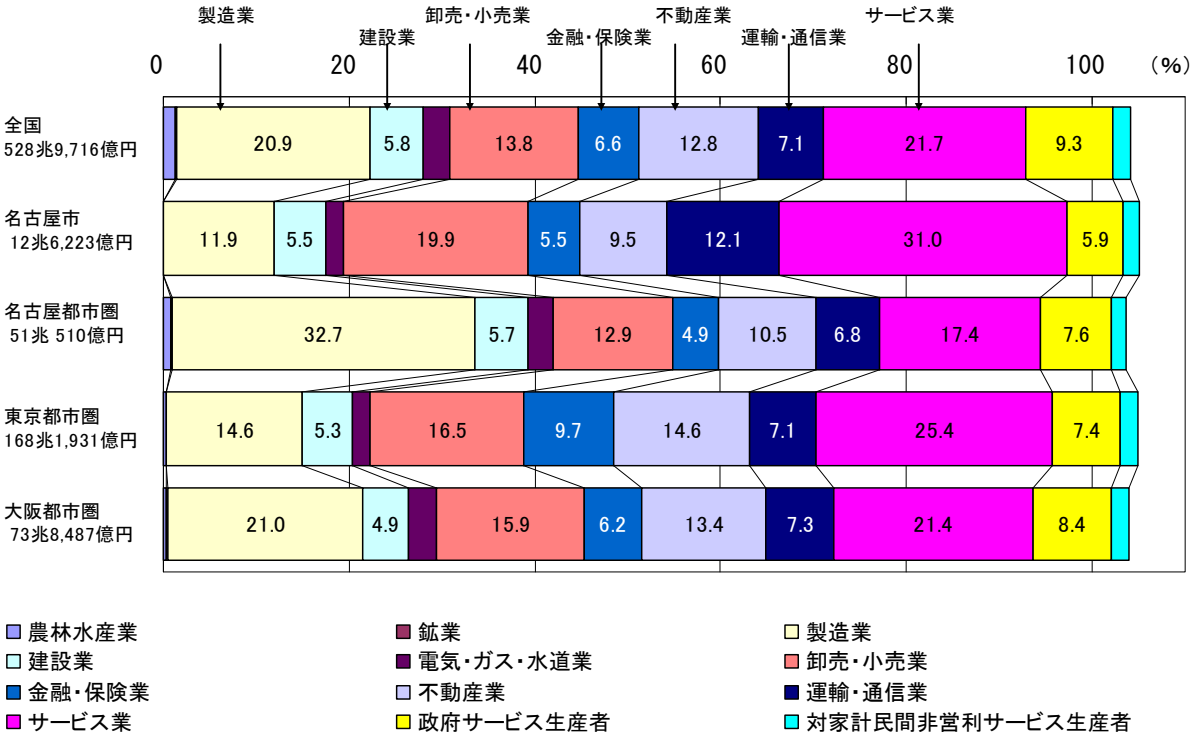

農林水産業　鉱業　製造業
建設業　電気・ガス・水道業　卸売・小売業
金融・保険業　不動産業　運輸・通信業
サービス業　政府サービス生産者　対家計民間非営利サービス生産者

＊帰属利子を含むため構成比は 100%を超える
資料：内閣府「県民経済計算年報」

［２］中心市街地の概要

（1）中心市街地の概要

本市の都心部は、ＪＲ、名鉄、近鉄や地下鉄などの鉄軌道が結節する広域的な交流の拠点である「名古屋駅地区」、地下鉄名城線（環状線）、東山線、桜通線や市営バス路線が集中する都心における商業の拠点である「栄地区」を 2 核とし、その間を広小路通、錦通などの東西軸が結節するという 2 核 1 軸構造を特徴とする。

改正前の中心市街地活性化法に基づき、平成 13 年 5 月に策定した旧基本計画では、この 2 核 1 軸を中心とする約 580ha を中心市街地と設定し、市街地の整備改善や商業の活性化にかかる事業を推進してきた。

この間、中部国際空港の開港、愛・地球博の開催など、本市及び本市の周辺で大規模なプロジェクトが実施・進展してきたこともあり、広域的な交流の拠点である名古屋駅地区では、ミッドランドスクエアや名古屋ルーセントタワーなどの高層ビルが相次いで建設され、業務、商業を中心に都市機能が拡充した。名古屋駅に新設されたこれらの核施設を中心に、駅周辺では新たな人の流れが生まれるなど、多大な波及効果が現われているところである。

一方、都心における商業の拠点である栄地区は、地下鉄栄駅を中心に百貨店、ブランド店などが多数集積しており、市民や周辺地域からの来街者に高品質な商品・サービスを提供する買物の場としてのみならず、名古屋都市圏における文化・流行の中心としての役割も果たしている。また、南部に位置する大須地区は様々な店舗が集積するごった煮的な下町としての様相を呈している。

近年、名古屋駅地区における大規模な複合施設の相次ぐ立地等が進む中、栄地区における大規模商業施設においても増床・改築が進展するなど、相互に刺激し切磋琢磨しているところであるが、栄地区では主要な百貨店における売上高の減少や通行量の減少がみられる地区があるなど厳しい状況が続いている。また、大須地区においても年間商品販売額の低下傾向がみられるところである。

これら 2 核を結ぶ重要な東西軸の中心である広小路通については、本市の目抜き通りとして非常に賑わっており、東京・銀座の「銀ブラ」にならい「広ブラ」と呼ばれていたが、昭和 46 年の屋台の撤去と相まって往年の賑わいが低下し今日に至っている。現在の歩行者通行量についてみても調査地点により差が大きく、2 核を結節する機能が弱まっている。

このように、本市の都心部ではそれぞれの地区で問題を抱えている。

都心部における歴史的・文化的資源としては、広小路通沿道に三井住友銀行名古屋支店、旧加藤商会ビルなどの近代建築物がある。

また、景観資源としては、平成 17 年に全国初の登録有形文化財の指定を受け、ランドマークとして市民に親しまれている名古屋テレビ塔（昭和 29 年完成）や、都心の貴重な水辺であり、親水空間として活用を図っている堀川、中川運河船溜りがある。

このほか、社会資本として久屋大通公園、若宮大通公園といった 100m道路によって造られた大規模な都市公園がある。

都心部における資源等

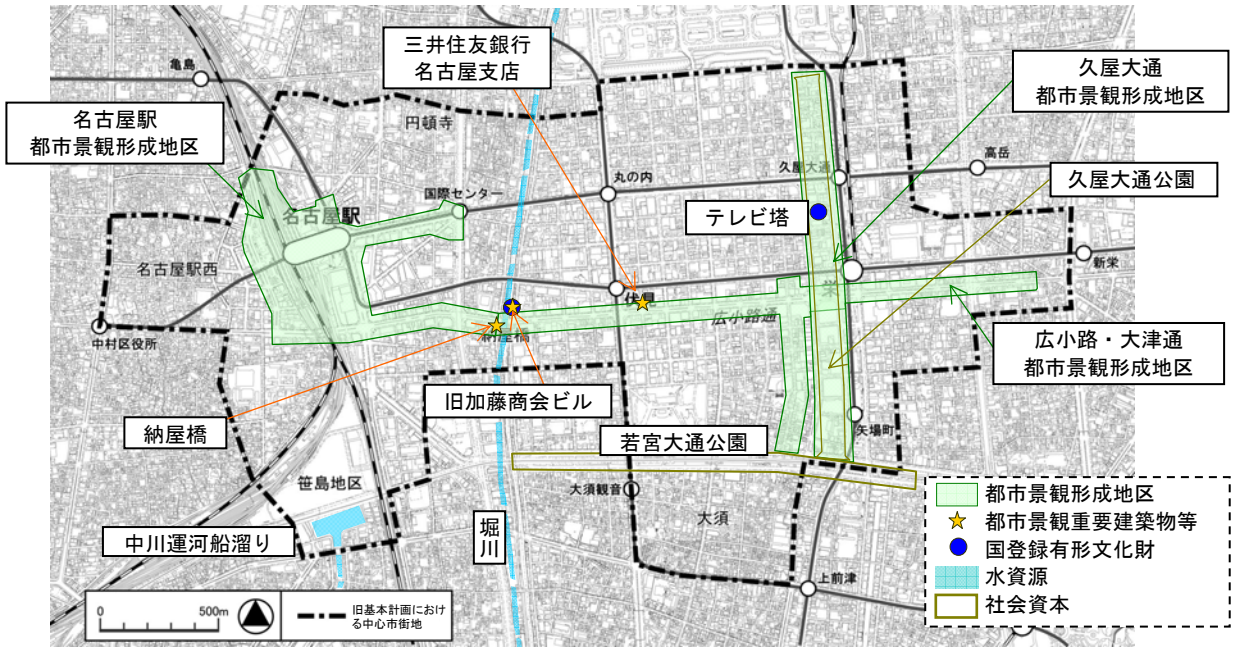

名古屋駅前

堀川

久屋大通公園

(2) 中心市街地の現状

①人口の推移と分布等

ア　人口の推移

近年バブル崩壊による地価低下などの影響を受け、全国の都市で都心回帰の傾向が現れており、本市の中心市街地においても若干の人口増加がみられるところである。

しかしながら、昭和 35 年以降、市全体では緩やかながらも一貫して人口増加を続けている一方で、平成 2 年以降の中心市街地の人口は昭和 35 年の半数以下まで減少している。

人口の推移

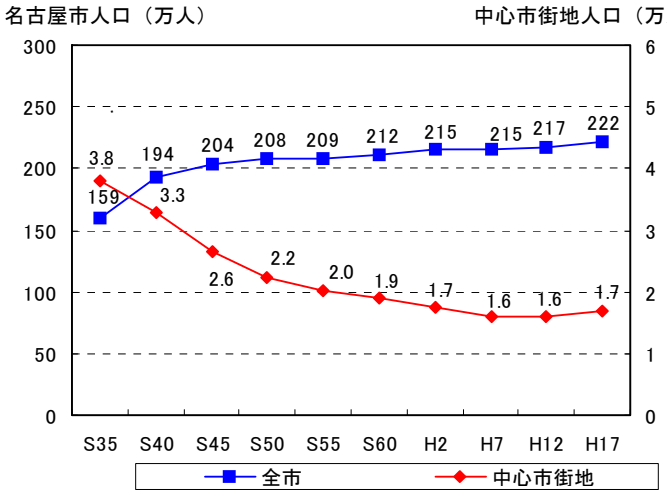

資料：総務省「国勢調査」

※中心市街地の数値は、中村区六反学区、中区栄学区・大須学区の合計（以下、事業所数、商店数などについて同じ）

イ　人口密度と人口増加率

商業・業務施設が集積する栄学区及び六反学区では人口密度が低い反面、大須学区では居住が集積し、人口密度が高い状況となっている。

平成 12 年から 17 年の人口増加の状況をみると、中心市街地 3 学区では市平均を上回る増加率となっている。中でも、六反学区の増加率が高く、都心居住が進んでいることが分かる。

人口密度分布（平成 17 年、学区単位）

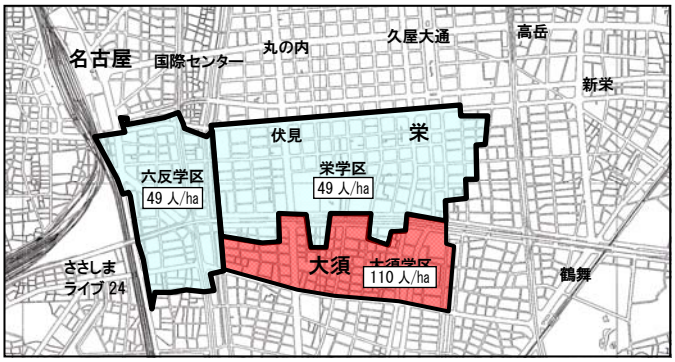

人口密度凡例（ha 当り）			
	100 人以上		60 人以上 80 人未満
	80 人以上 100 人未満		60 人未満

資料：総務省「国勢調査」

分譲マンションの立地状況
（平成 13 年 1 月～18 年 10 月）

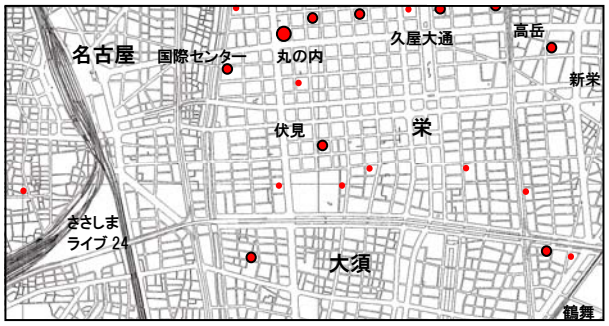

分譲マンション凡例	
●	100 戸以上
●	50 戸以上 100 戸未満
●	50 戸未満

資料：㈱新東通信「マンション通信（月版）」をもとに作成

人口増加率（平成 12 年～17 年、学区単位）

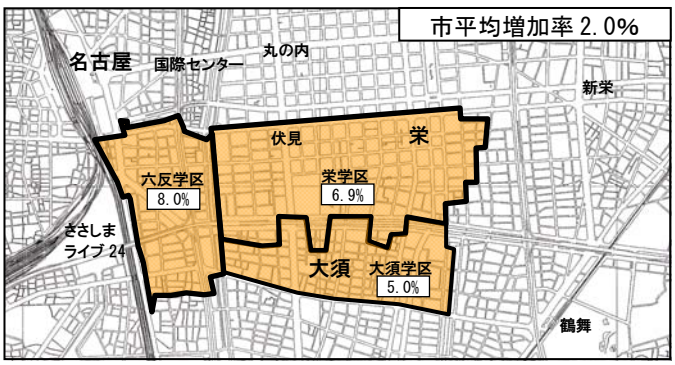

人口増加率凡例			
	15%以上		0%以上 5%未満
	5%以上 15%未満		0%未満（マイナス）

資料：総務省「国勢調査」

ウ　昼夜間人口比率

本市は全国的にみても昼夜間人口比率が高く、平成17年国勢調査結果では、大阪市、東京都区部に次いで高い都市となっている。

中心市街地を含む2区（中村区及び中区）では流入超過数が突出しており、約36万人の流入超過となっている。

このうち、他市町村からの流入は61%を占めており、中区と中村区の吸引力が特に大きいことがわかる。

また、平成12年の学区別データでは、中心市街地3学区の昼夜間人口比率の平均は約840%に達しており、中心市街地が非常に大きな吸引力を持つ地区であることを示している。

以上のことから、中心市街地には広域から通勤者等が集まっており、名古屋都市圏の中心的就業地となっていることが分かる。

エ　少子高齢化の状況

中心市街地3学区における65歳以上の人口の割合は市平均を上回っており、また、15歳未満の人口の割合は市平均を大きく下回って推移している。

このことから、中心市街地は、市全体と比べ、少子高齢化がより進んでいる状態にあるといえる。

中心市街地を含む2区の流出入の状況（平成17年）

（単位：人）

区　分		中村区	中区
流出	市内他区へ通勤・通学	26,835	11,269
流出	他市町村へ通勤・通学	10,084	3,729
流入	市内他区から通勤・通学	56,575	140,465
流入	他市町村から通勤・通学	81,822	133,819
流入超過数		101,478	259,286

資料：総務省「国勢調査」

昼夜間人口比率（学区別、平成12年）

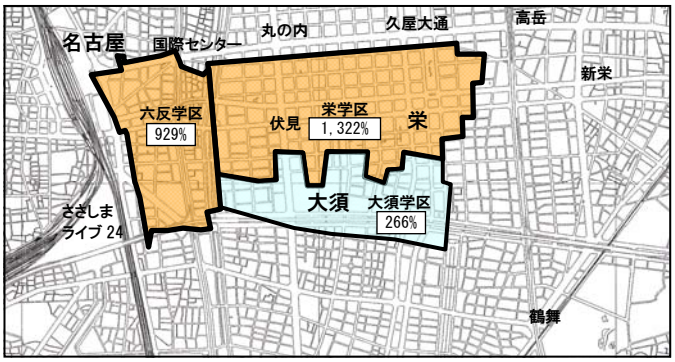

昼夜間人口比率凡例			
	1,500%以上		300%以上 900%未満
	900%以上 1,500%未満		300%未満

資料：総務省「国勢調査」

少子高齢化の状況

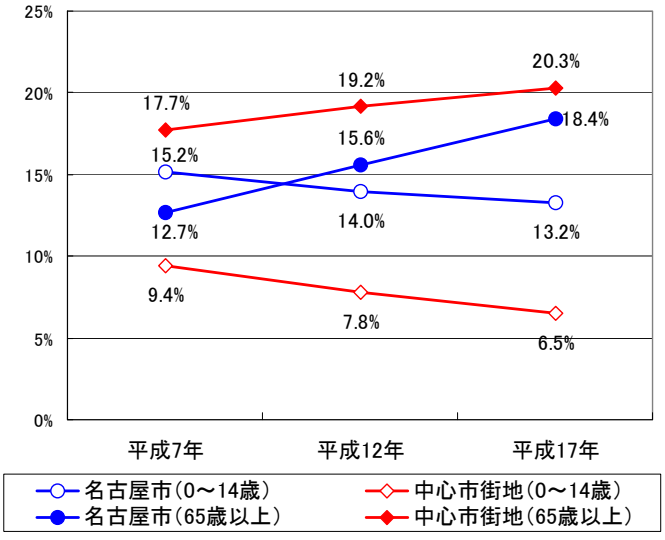

資料：総務省「国勢調査」

②土地利用の動向

ア　用途地域

都心部の用途指定状況をみると、名古屋駅南部を除き、ほぼ全域が商業地域に指定されている。

名古屋駅南部については、一部が近隣商業地域、第２種住居地域及び準工業地域に指定されている。

都心部では、復興土地区画整理事業などにより基盤がおおむね整っており、名古屋駅地区及び栄地区を中心とした商業地域においては、高容積（400～1,000%）の指定となっている。

用途地域の指定状況

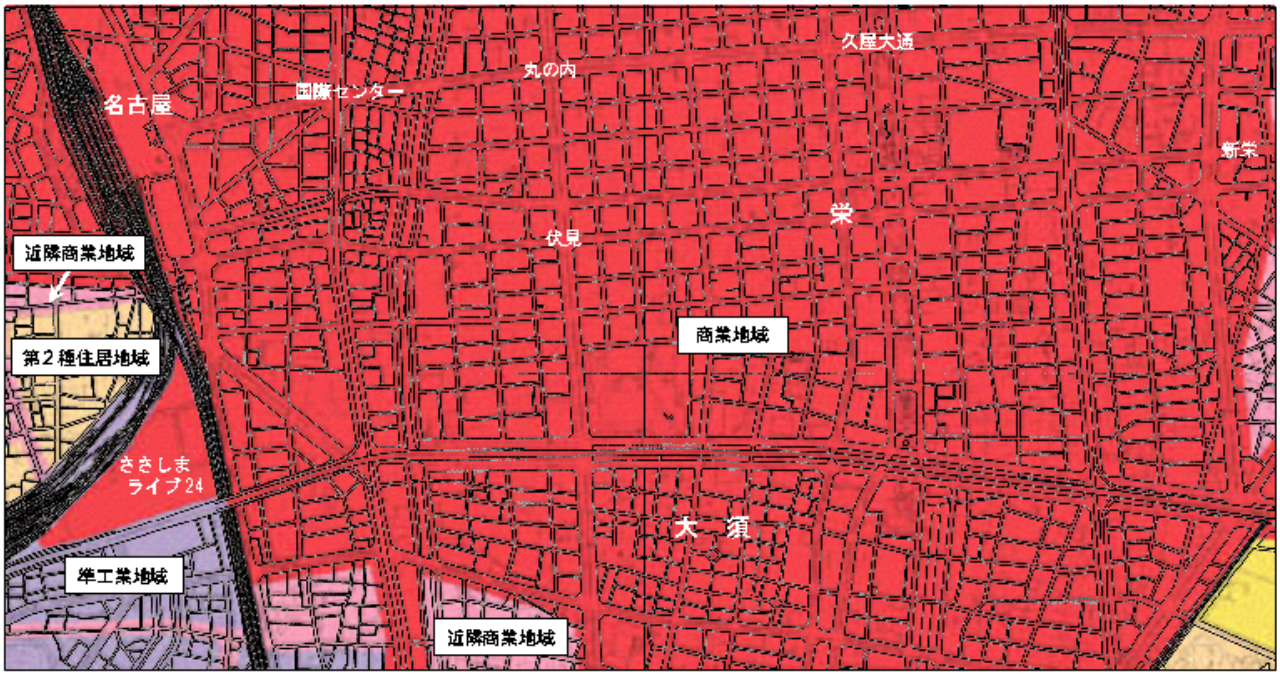

イ　商業地の地価

商業地の地価については近年、市全体で上昇傾向にある。中心市街地を含む 2 区における商業地公示地価の変動率をみると、平成 17 年以降プラスに転じており、地価下落が底を打った状況となっている。

しかしながら、平成 19 年における 2 区の平均価格の水準は低く、バブル景気開始直前の昭和 61 年当時（14,258 百円/㎡）の 68.7%（9,801 百円/㎡）にとどまっている。

中心市街地を含む 2 区の商業地地価

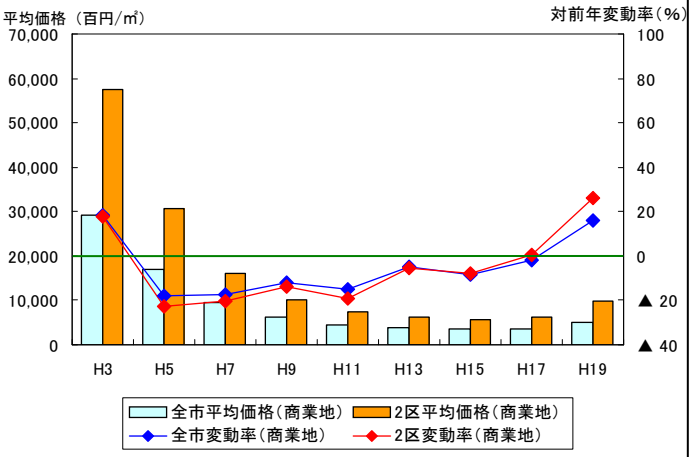

資料：名古屋市統計年鑑

ウ　オフィス賃料

オフィス賃料は平成 17 年から 18 年にかけて横ばいに転じたものの、近年下落傾向にある。また、オフィス空室率も平成 17 年から 18 年にかけて減少したものの、長期的には増加傾向にある。

また、本市全体では、東京 23 区と比較してオフィス空室率は高い傾向を示している。

総じて、中心市街地のオフィス床は供給過剰気味となりつつある。

オフィス実質賃料（坪単価）

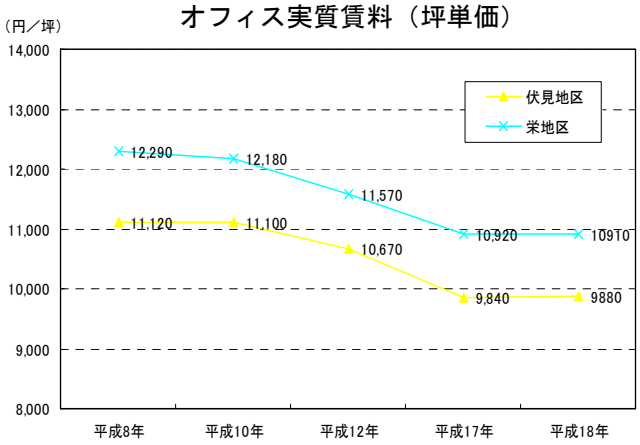

資料：㈱生駒データサービスシステム「不動産白書」

オフィスビル市場（東京 23 区、名古屋市）

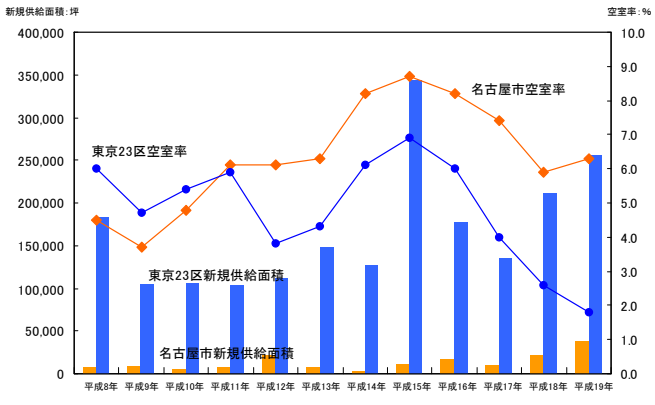

資料：生駒シービー・リチャードエリス㈱
「オフィスマーケットレポート」

オフィス空室率

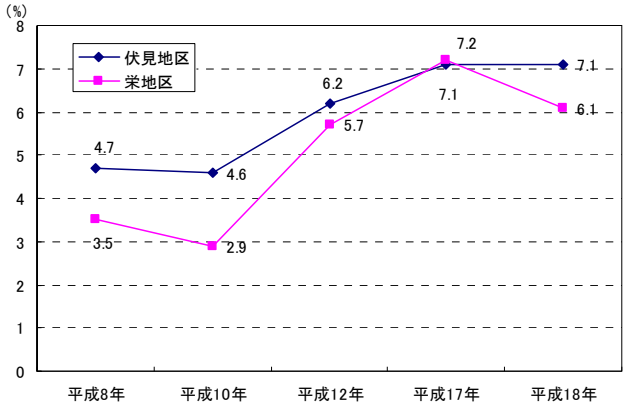

資料：㈱生駒データサービスシステム「不動産白書」

エ　道路の状況

道路については、戦災復興区画整理により、久屋大通、若宮大通などに代表される大規模な道路をはじめとしてほぼ整備されている。中心市街地３学区の道路率（道路の面積割合）はいずれも 30%以上であり、市平均（17.9%）より高い。

オ　公園や緑地の状況

栄地区から伏見地区にかけては、久屋大通公園、若宮大通公園、白川公園といった比較的大きな公園が配置されている。このため、公園の割合は、栄学区（12.9%）、大須学区（8.9%）とは対照的に、六反学区（1.8%）が低い状況となっている。

平成 17 年度における区別の緑被率（区域全体に占める樹木、芝・草等で被覆された土地、農地及び水面の面積の割合）をみると、中心市街地を含む２区は、他の周辺の区よりも数値が低い傾向にある。

道路率（平成 13 年）

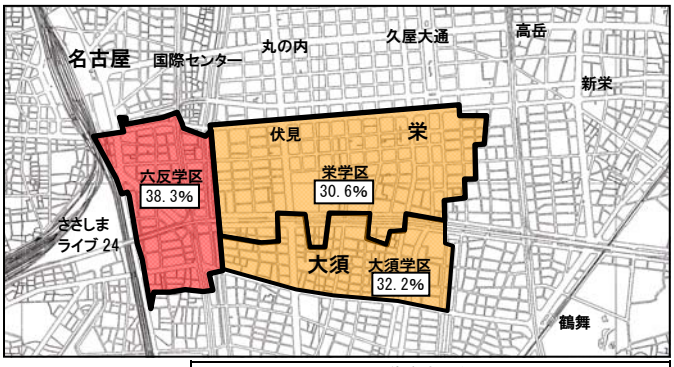

道路率凡例			
	35%以上		25%以上 30%未満
	30%以上 35%未満		25%未満

資料：名古屋市「都市計画基礎調査」

公園（緑地・ｵｰﾌﾟﾝｽﾍﾟｰｽ含む）の割合（平成 13 年）

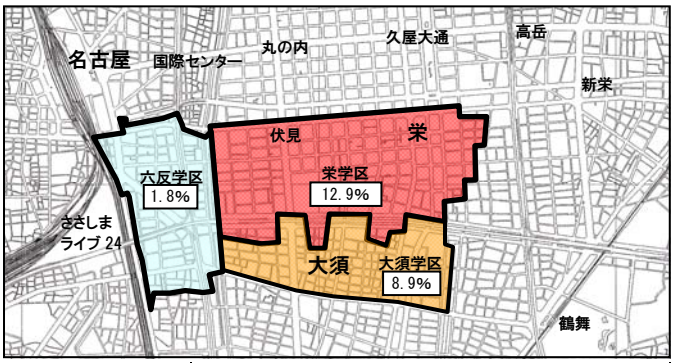

公園面積割合凡例			
	10%以上		2%以上 6%未満
	6%以上 10%未満		2%未満

資料：名古屋市「都市計画基礎調査」

区別緑被率（平成２年度～17 年度）

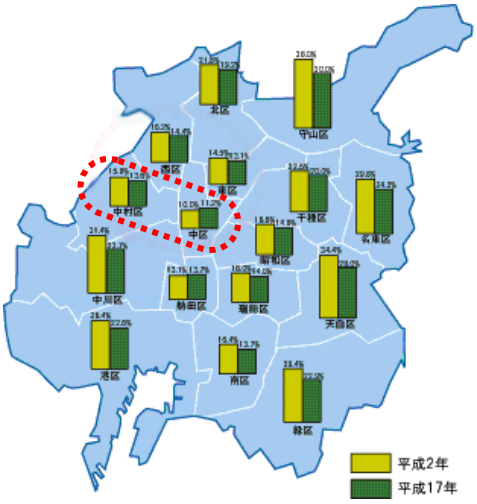

資料：名古屋市「緑の現況調査報告書」

公園（都市公園・コミュニティ街路）及び公開空地の配置状況

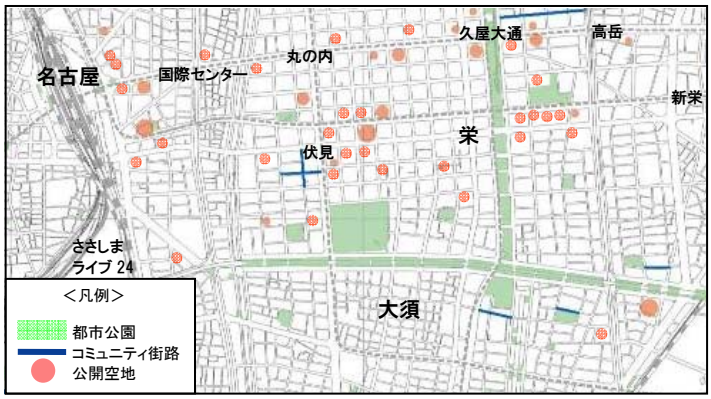

資料：「名古屋市公園緑地配地図」及び
名古屋市住宅都市局データより作成

カ　都心部における再開発事業等開発プロジェクトの状況

中心市街地を含む本市都心部では、都市再生緊急整備地域の指定などもあり、民間による再開発等のプロジェクトが展開されつつある。

特に、名古屋駅周辺では、名古屋ルーセントタワー、ミッドランドスクエアといった超高層の業務・商業複合ビルが建設されている。

中心市街地でも、納屋橋周辺において居住・商業の複合ビルとしてアクアタウン納屋橋が整備されたのをはじめ、栄地区において大規模商業施設の再開発事業などが実施されている。今後も、ＰＦＩ方式による愛知県産業労働センターの整備をはじめ、様々なプロジェクトが展開されるところであり、これまでの街並みが徐々に更新されつつある。

平成 17 年以降に竣工した主な開発プロジェクト

施設名	概要
ミッドランドスクエア （平成 19 年 3 月）	オフィス棟（地上 47F、地下 6F） 商業棟（地上 6F、地下 5F 延床面積約 194,000 ㎡
名古屋ルーセントタワー （平成 19 年 1 月）	オフィス棟（地上 40F、地下 3F） 延床面積約 143,000 ㎡
モード学園スパイラルタワーズ（平成 20 年 3 月）	学校・商業（地上 36F、地下 3F） 延床面積約 49,000 ㎡
アクアタウン納屋橋 （平成 18 年 11 月）	住宅棟（地上 33F、地下 1F） 商業棟（地上 7F） 延床面積約 49,000 ㎡
愛知県産業労働センター（平成 21 年 10 月予定）	ホール・展示場・会議室等（地上 18F、地下 4F） 延床面積約 44,000 ㎡
名古屋プライムセントラル（平成 21 年春予定）	住宅棟（地上 29F、地下 1F） オフィス棟（地上 24F、地下 1F） 延床面積約 84,000 ㎡
ラシック （平成 17 年 3 月）	商業・オフィス（地上 12F、地下 4F） 延床面積約 70,000 ㎡
納屋橋ルネサンスタワーズ（仮称） （平成 25 年秋予定）	施設棟（地上 38F、地下 2F） 住宅棟（地上 36F、地下 1F） 延床面積約 112,000 ㎡
新中経ビル（仮称） （平成 24 年秋予定）	オフィス・商業（地上 17F、地下 2F） 延床面積約 30,000 ㎡

都心部における近年の複合ビル等

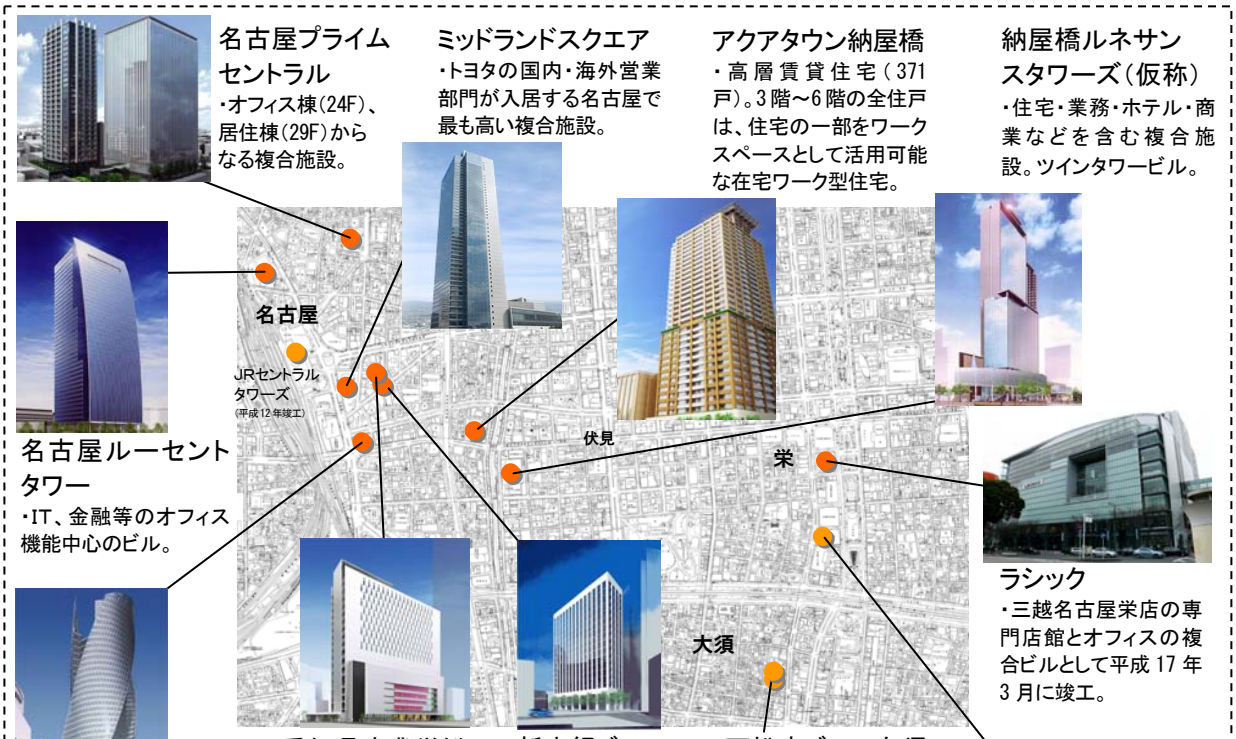

名古屋プライムセントラル
・オフィス棟（24F）、居住棟（29F）からなる複合施設。

ミッドランドスクエア
・トヨタの国内・海外営業部門が入居する名古屋で最も高い複合施設。

アクアタウン納屋橋
・高層賃貸住宅（371戸）。3階～6階の全住戸は、住宅の一部をワークスペースとして活用可能な在宅ワーク型住宅。

納屋橋ルネサンスタワーズ（仮称）
・住宅・業務・ホテル・商業などを含む複合施設。ツインタワービル。

名古屋ルーセントタワー
・IT、金融等のオフィス機能中心のビル。

ラシック
・三越名古屋栄店の専門店館とオフィスの複合ビルとして平成 17 年 3 月に竣工。

モード学園スパイラルタワーズ
・名古屋モード学園、HAL名古屋等が入居。

愛知県産業労働センター
・中小企業センター、産業貿易館などの 3 施設を集約した拠点施設。PFI方式による建設・運営。

新中経ビル（仮称）
・愛知県産業労働センターと協調した建替え。業務・商業の複合施設。

万松寺ビル、大須 301 ビル
・立体駐車場を整備した万松寺ビルは平成 15 年 5 月に、中華街等が入居する大須 301 ビルは同年 12 月に竣工。

松坂屋南館
・優良建築物等整備事業として、松坂屋の南館を増床。平成 15 年 9 月に竣工。

③都市機能の状況

ア　事業所数、従業者数

総務省の事業所・企業統計調査によると、中心市街地3学区における事業所数は、バブル経済の崩壊による倒産・廃業や合理化による統廃合などの影響を受け、平成3年をピークに減少傾向が続いている。平成3年から平成18年にかけての減少率は14.5%と大幅な減少となっている。

一方、従業者数は、平成3年から平成13年にかけて減少し、その後、18年にかけては、サービス業が比較的堅調であることなどを受けて増加に転じるといった複雑な推移を示している。このような増減の結果、平成3年から18年にかけて5.3%の減少となっている。

これらは、中心市街地における事業環境が年々厳しくなっていることを示している。

中心市街地の事業所数

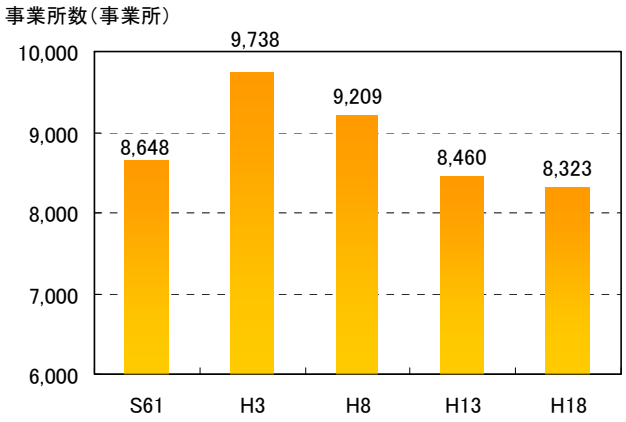

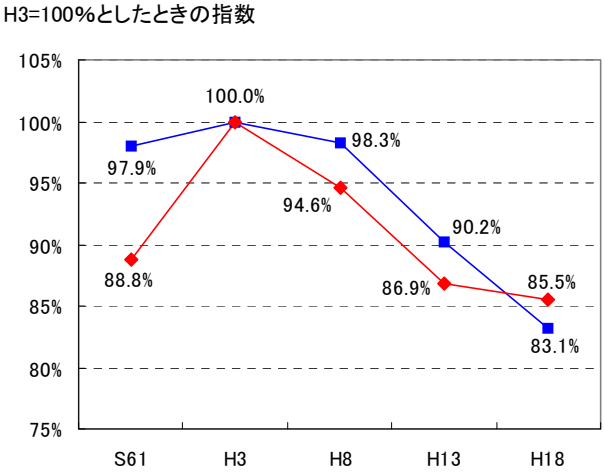

資料：総務省「事業所・企業統計調査」

中心市街地の従業者数

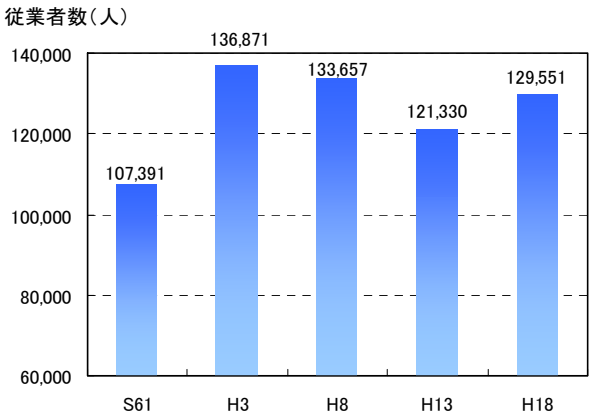

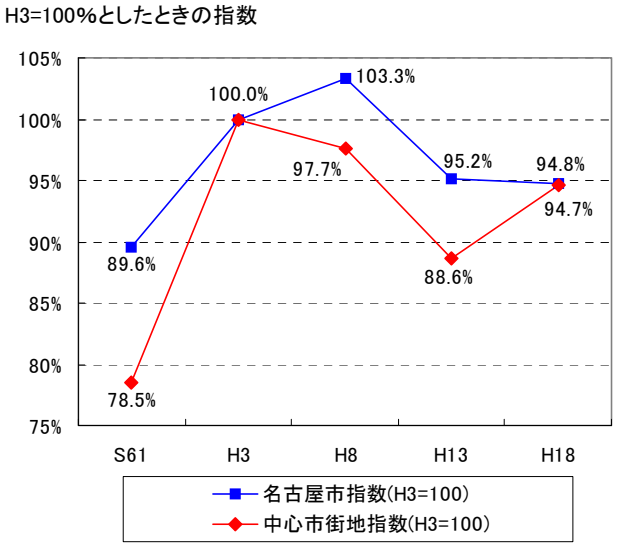

資料：総務省「事業所・企業統計調査」

イ　事業所等の立地状況

都心部における事業所等の立地状況をみると、上場している企業の本社は、栄地区などに多く立地している。

銀行・証券会社については、栄地区や伏見地区にかけての幹線道路沿いなどに幅広く立地しているが、特に広小路通沿線に多く集まっている。

宿泊施設については、名古屋駅の周辺に集中的に立地しており、中心市街地では栄地区や伏見地区などに幅広く立地している。

外資系企業の立地状況をみると、平成 19 年 2 月現在、日本に進出している外資系企業のうち、東京都に本社を置く企業が 74.7%を占めており、愛知県及び名古屋市に本社を置く企業は、わずか 1.0%及び 0.7%にとどまっている。全国に占める本市の事業所数の割合が 2.2%であることからすると、非常に少ない状況といえる。

外資系企業の立地社数

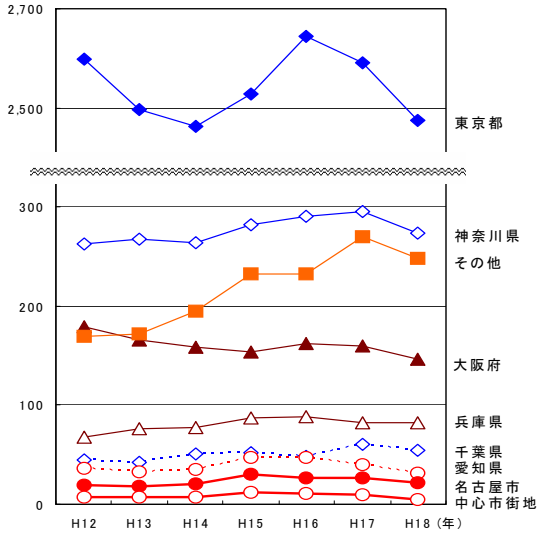

資料：東洋経済「外資系企業総覧」

上場企業本社の立地状況

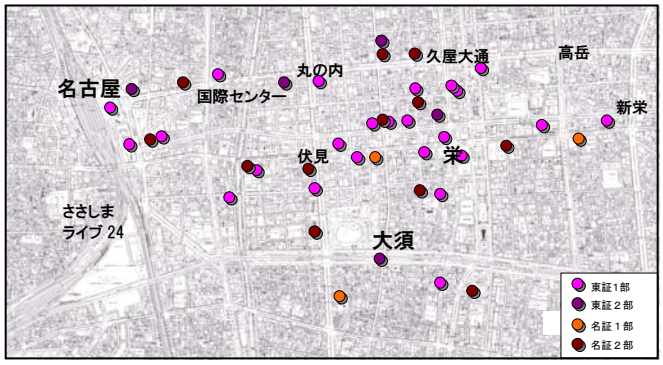

資料：名古屋市「産業の名古屋 2006」

銀行・証券会社の立地状況

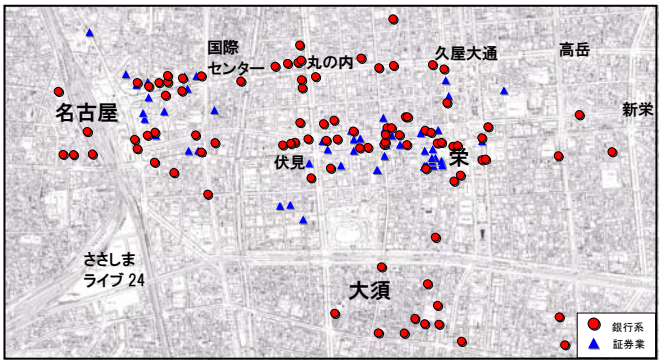

宿泊施設の立地状況

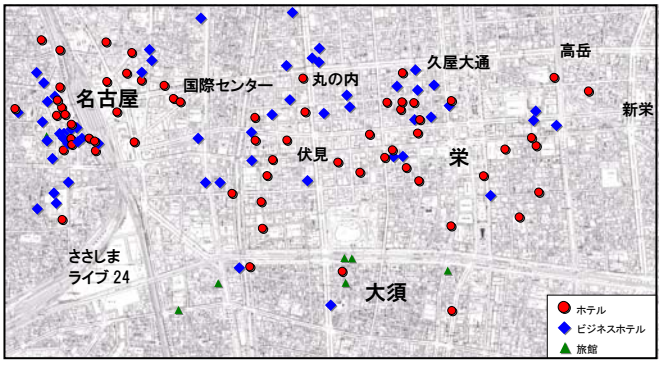

ウ　主要商業施設の分布

主要商業施設は栄地区を中心に、大津通・久屋大通（北は桜通、南は若宮大通まで）と広小路通・錦通（西は本町通、東は国道 41 号まで）の沿線に立地しているほか、大須地区には商店街が集積している。

都心部の主要商業施設等の分布（平成 19 年 11 月末日現在）

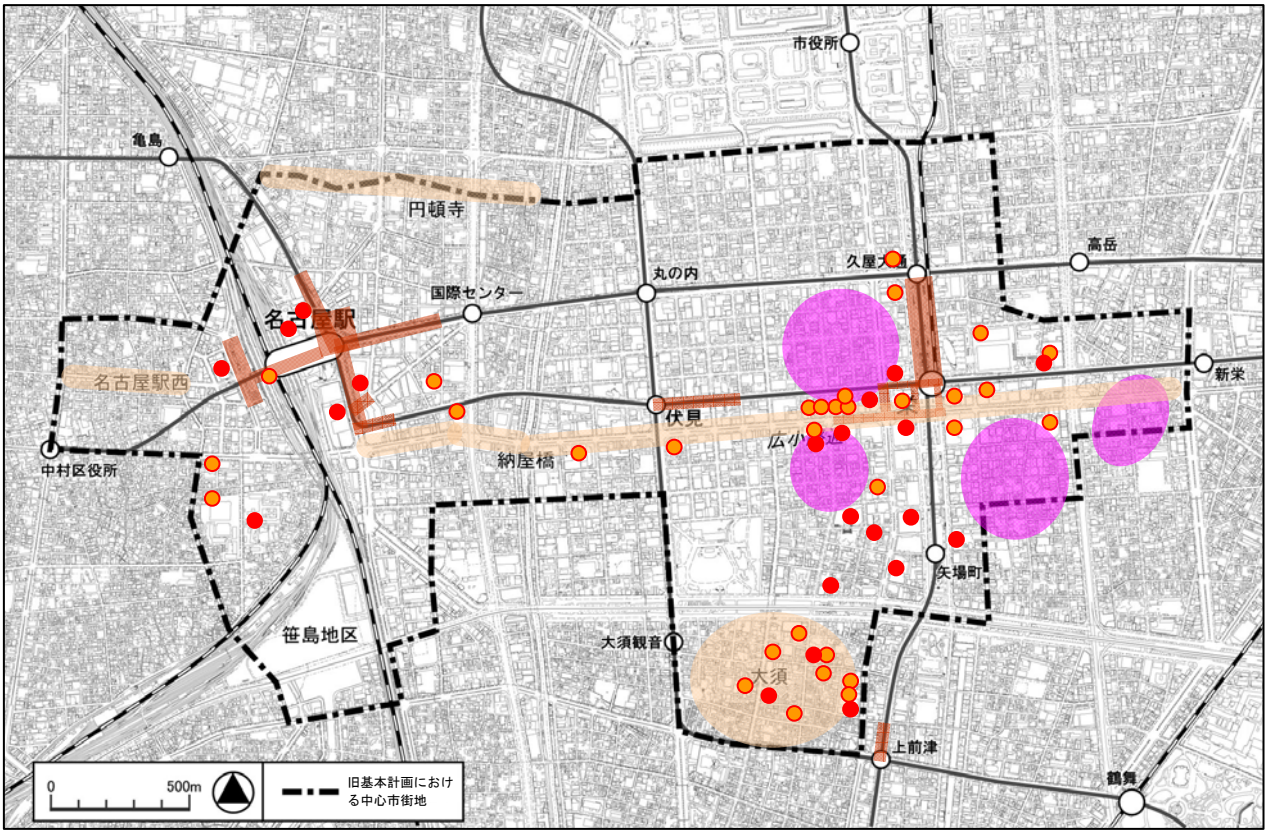

凡　例			
●	大規模小売店立地法による届出店舗		地下街
●	既存の大規模小売店舗		飲食業集積
			商業集積

資料：名古屋市「地域商業データブック（平成 17 年 3 月）」等

エ　商店数、従業者数（小売業）

経済産業省の商業統計調査によると、中心市街地 3 学区における商店数（日本標準産業分類における大分類「Ｊ　卸売業・小売業」のうち「小売業」に属する店舗数）は、平成 3 年をピークに減少しており、平成 3 年と平成 16 年（推計値）を比較すると、店舗数で 202 店舗、率で 11.1％減少している。

一方、商店の従業者数について、平成 3 年と平成 16 年を比較すると、市全体では 7.9％増加しているのに対して、中心市街地では 1,280 人、率にして 9.0％も減少している。

さらに、中心市街地における従業員規模別の商店数（小売業・卸売業）の推移をみると、9 人以下の小規模な店舗では、平成 3 年のピーク時から 2 割を越える減少となっている。これは、相対的に店舗の大型化が進んでおり、中小零細店舗の経営環境が非常に厳しい状況にあることを示している。

総じて、中心市街地における小売業は停滞基調が続いている。

商店数（小売業）

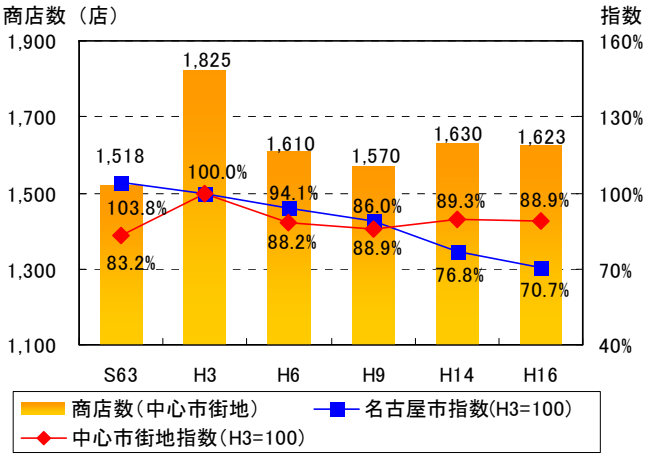

資料：経済産業省「商業統計調査」

※平成 16 年商業統計調査は簡易調査であり、学区別データがないため、前回調査における学区別データの割合から推計した中心市街地データを使用（以下、従業者数、売場面積等について同じ）。

従業者数（小売業）

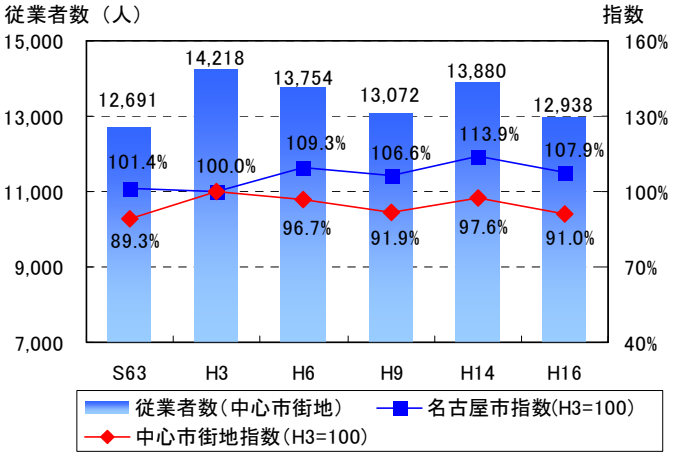

資料：経済産業省「商業統計調査」

従業員規模別商店数（小売業・卸売業）

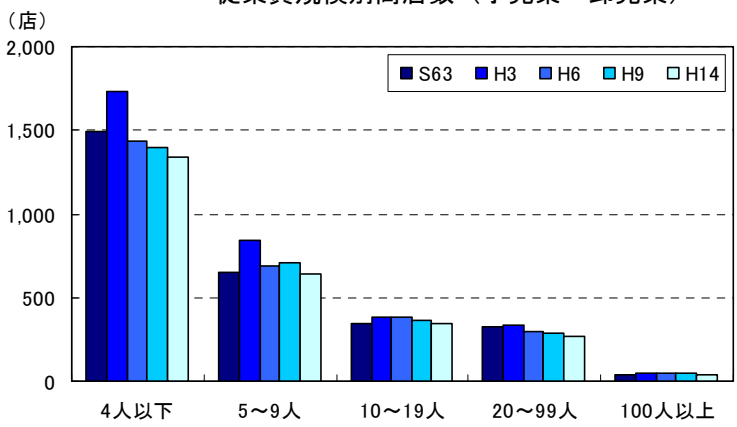

資料：経済産業省「商業統計調査」

オ　小売業の年間商品販売額・売場面積

中心市街地における小売業の年間商品販売額は、平成 9 年をピークに減少傾向が続いている。この傾向は最近期の調査時点である平成 16 年においても変化がみられず、販売額の減少に歯止めがかからない状況となっている。

その一方で、売場面積は年々増加を続けており、平成 3 年から平成 14 年にかけて約 25%増加した。

しかしながら、売場面積の拡大が年間商品販売額の増加に必ずしも結びついておらず、販売効率が年々低下する傾向にある。平成 14 年における売場面積 1 ㎡当たりの年間商品販売額は、平成 3 年と比較すると 56 万円、率にして約 27%減少している。

このように、近年、中心市街地における商業の経営環境は悪化しており、オーバーストアに近い状況を呈しつつあると考えられる。

小売業の年間商品販売額

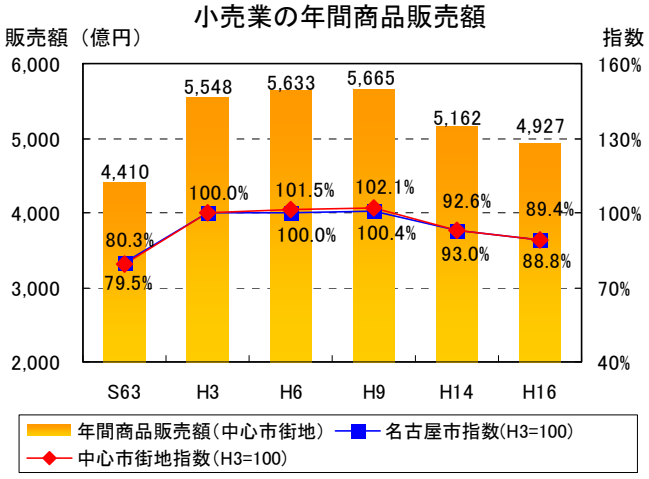

資料：経済産業省「商業統計調査」

小売業の売場面積

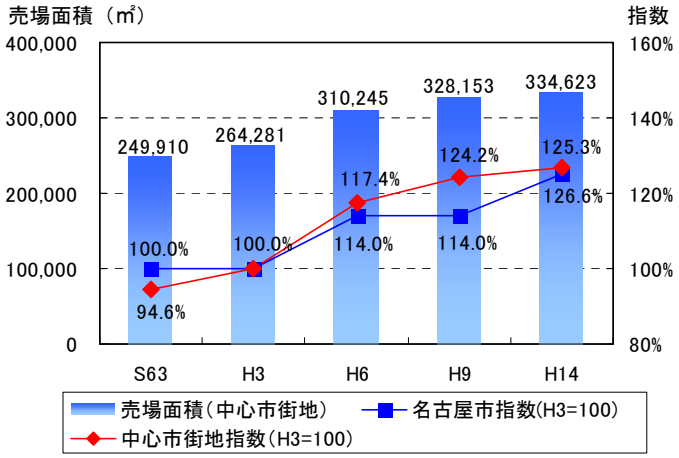

資料：経済産業省「商業統計調査」

売場面積 1 ㎡当たりの年間商品販売額

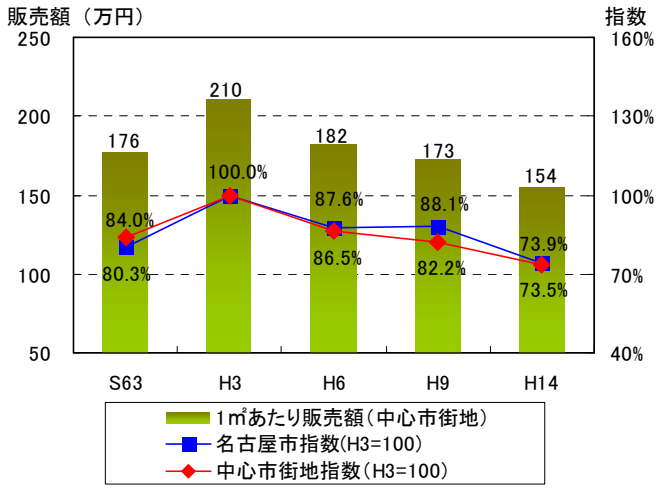

資料：経済産業省「商業統計調査」

カ　空店舗数

本市では2年毎に空店舗実態調査を実施している。調査対象は、名古屋市商店街振興組合連合会傘下の商店街組合における閉店後6ヶ月以上経過した1階部分の空店舗で、他の用途に転用するため改造・改修した店舗や空き地・更地になったものを含めていない。

このため、廃業等により建物が撤去され、駐車場として利用されているものや、マンション等の建設が行われたものは空店舗としてカウントしておらず、結果として市全体、中心市街地とも空店舗数はほぼ横ばいの傾向にある。

中心市街地では商店数が減少しているが、そのうち商店街地区では商店が退廃業しても空店舗として残るのではなく、他用途への転用が行われる傾向にある。

中心市街地及び市全体における
商店街空店舗数

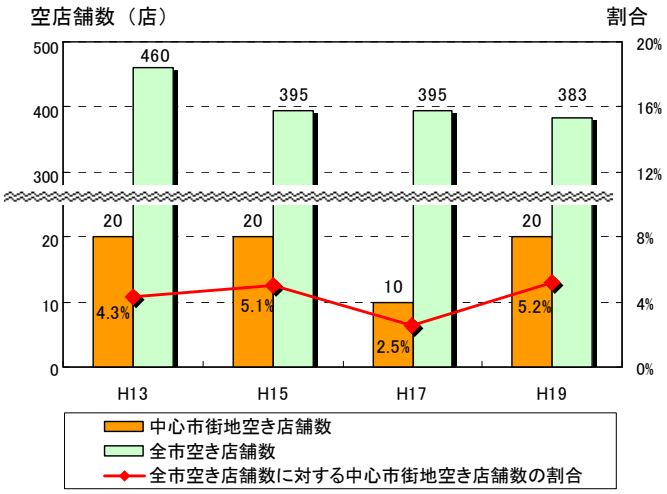

資料：名古屋市「空店舗実態調査」

キ　百貨店の売上高

百貨店の売上高の推移についてみると、百貨店が集積する栄地区では平成16年度から平成17年度以降にかけて一旦増加したものの、長期的には減少傾向にあり、近年、高層ビルが相次いで建設され、百貨店売上高の増加が続いている名古屋駅地区とは対照的な状況となっている。

これは、栄地区における都心商業の拠点としての機能が低下傾向にあることを示している。

百貨店の売上高

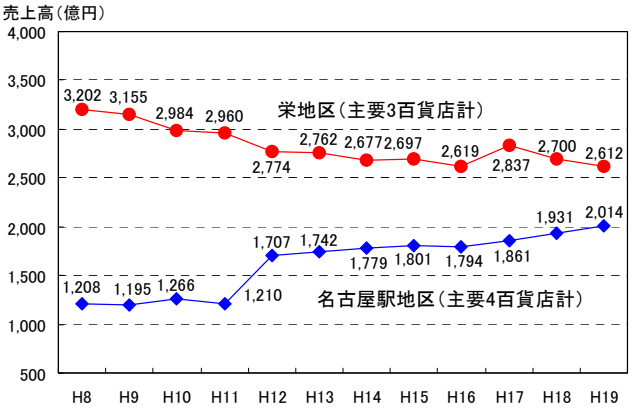

・栄地区：松坂屋名古屋店、三越名古屋栄店、丸栄
・名古屋駅地区：ＪＲ名古屋高島屋、松坂屋名古屋駅店、名鉄百貨店本店、中部近鉄百貨店名古屋店
※本グラフの年度は、3月から翌年2月までを表したもの。ただし、H19 の名鉄百貨店本店データのみ新聞報道による速報値（1月から12月までの合計値）を用いている。

資料：㈱ストアーズ社「百貨店調査年鑑」

ク　小売業における周辺動向との比較

小売業の年間商品販売額の推移をみると、中心市街地では平成 3 年をピークに減少傾向が続いている。一方、本市を除く愛知県では平成 9 年まで増加し、その後減少しているものの、平成 3 年の数値を上回って推移している。

また、スーパーの年間商品販売額の推移をみると、本市ではほぼ横ばいで推移しているが、本市を除く愛知県では増加傾向が著しい。愛知県のスーパーの年間商品販売額は、平成 13 年以降、本市百貨店の数値を上回って推移している。

本市周辺では大規模小売店舗の出店が相次いでおり、県内における本市や中心市街地の商業の比重が相対的に低下しつつある。今後、中心市街地等の百貨店と郊外の大規模小売店舗等との競合はますます激化することが予想され、中心市街地の商業は厳しい状況が続くものと考えられる。

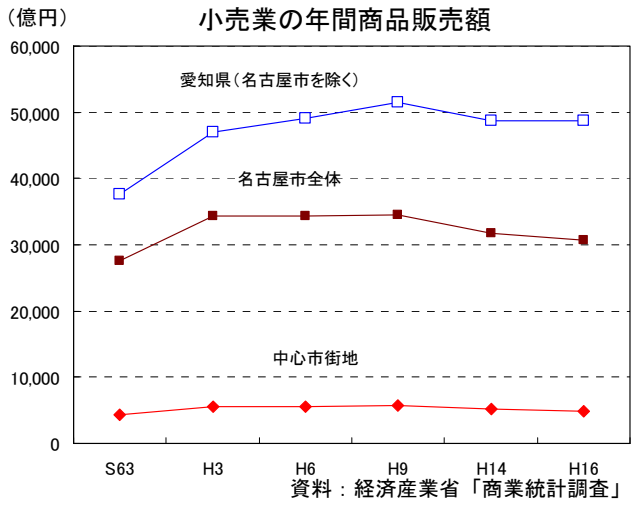

資料：経済産業省「商業統計調査」

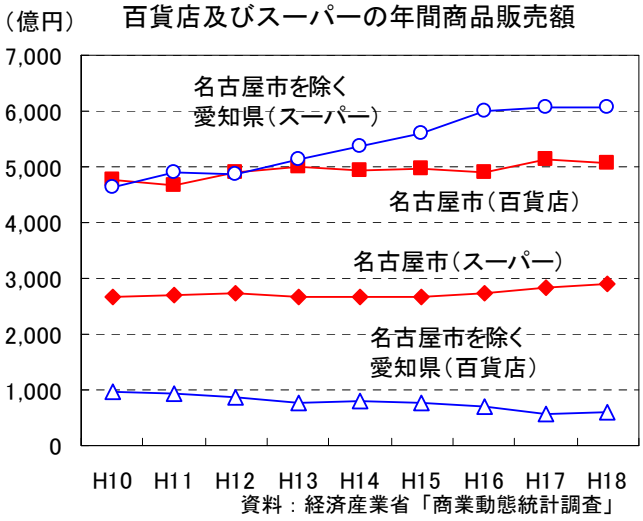

資料：経済産業省「商業動態統計調査」

本市及び周辺における平成 12 年以降の店舗面積 1 万㎡以上大規模小売店舗の分布

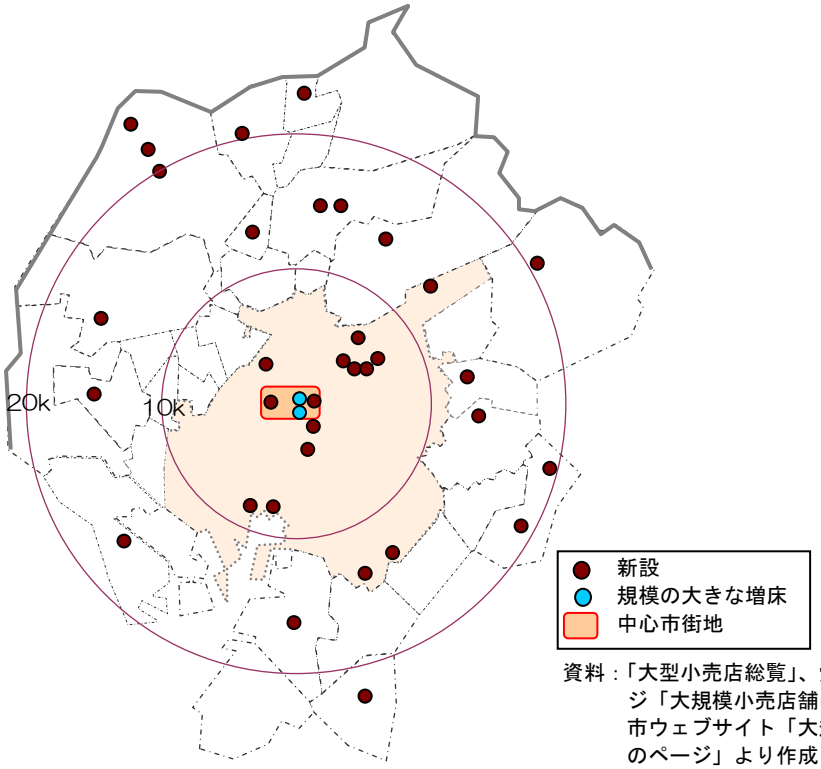

資料：「大型小売店総覧」、愛知県ホームページ「大規模小売店舗について」、名古屋市ウェブサイト「大規模小売店舗立地法のページ」より作成

ケ　街頭犯罪等

中心市街地を含む 2 区について、街頭犯罪等、交通事故（人身事故）、放火火災にかかるそれぞれの発生件数をみると、いずれも減少傾向にある。しかし、市全体に対する割合はいずれも約 16%前後を占めており、中心市街地 2 区では犯罪や事故に遭遇する危険性が高いといえる。

平成 19 年 6 月に市民 500 人に対して実施したネットモニターアンケート（有効回収数 452 人、回収率 90.4%）では、犯罪に遭遇する不安について「ある」（「かなり感じる」及び「ある程度感じる」）とする市民が 80%以上となっている。犯罪や交通事故等の件数が減少傾向にあるにもかかわらず、実際には、犯罪等に対して不安を感じている市民は依然として多いのが現状である。

中心市街地では犯罪や交通事故等の人口当たりの発生件数が多いことから、警察をはじめとした関係行政機関の連携による取り組みはもとより、地域コミュニティの強化や自主防犯パトロール等の諸活動の展開を図り、地域防犯力を高めていくことが必要となっている。

犯罪遭遇への不安

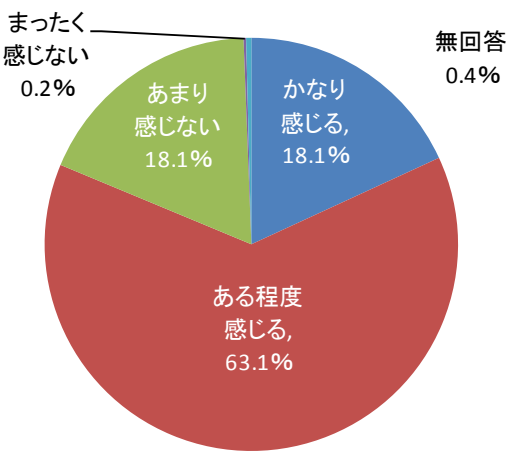

資料：名古屋市「平成 19 年度第 1 回ネット モニターアンケート」

街頭犯罪等発生件数

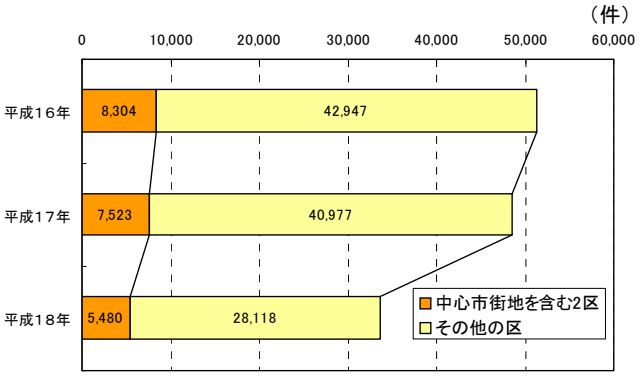

資料：愛知県警察統計による

※街頭犯罪等とは、強盗、恐喝、強制わいせつ、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、部品ねらい、車上ねらい、ひったくり、自動販売機ねらい及び住宅対象侵入盗の 11 種の罪種を指す。

交通事故（人身事故）発生件数

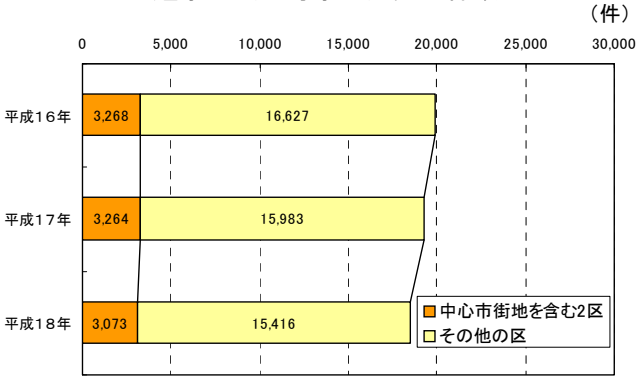

資料：愛知県警察統計による

放火火災件数

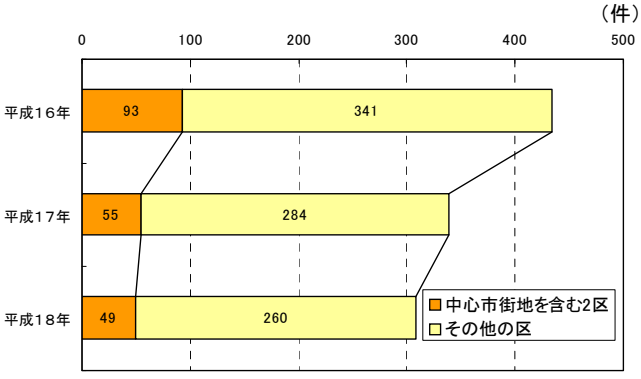

資料：名古屋市消防局

コ　公共交通乗車人員

本市都心部には、市外との交通結節拠点である名古屋駅をはじめ各鉄道駅があり、地下鉄網が密に整備されている。

名古屋駅はＪＲ、名鉄、近鉄、地下鉄（東山線、桜通線）が乗り入れ、ターミナル機能を有している。1 日平均乗車人員は 55 万人に達しており、名古屋都市圏最大の拠点駅となっている。

一方、中心市街地では、栄地区を中心に面的に 6 駅が整備されており、平成 19 年度時点の 1 日平均延乗車人員は、名古屋駅の 40%に及ぶ 22 万人強となっている。

公共交通環境は、地下鉄名城線の環状化など、一層の改善が進められている。このような動きにあわせ、中心市街地における魅力の向上を図っていくことが必要である。

1 日当たり公共交通乗車人員

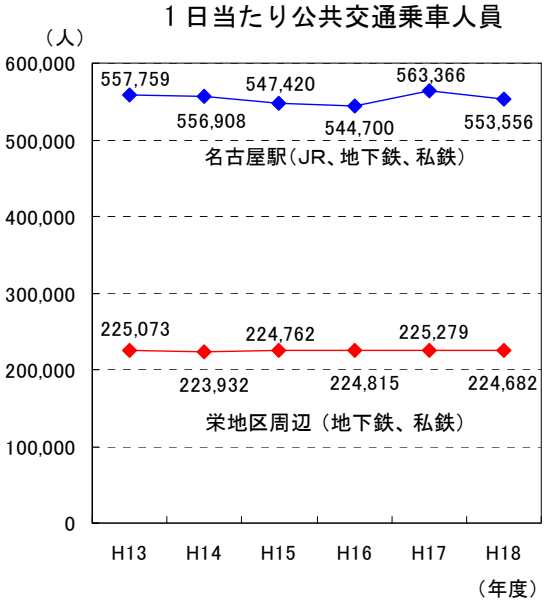

・名古屋駅：地下鉄・ＪＲ・名鉄・近鉄の合計
・栄地区周辺：地下鉄（栄駅、伏見駅、大須観音駅、上前津駅、矢場町駅）、名鉄栄町駅の合計

資料：名古屋市「名古屋市統計年鑑」

鉄道駅 1 日平均乗車人員及び定期利用割合（平成 18 年度）

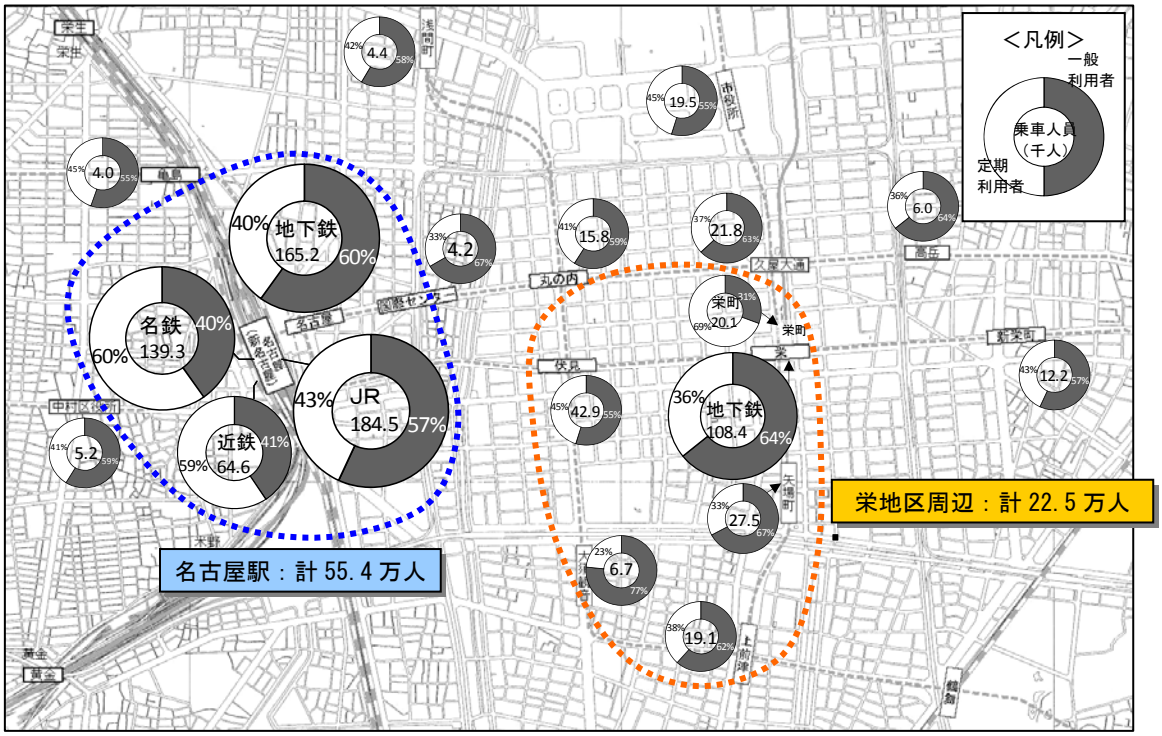

資料：名古屋市「名古屋市統計年鑑」等を加工再編

サ　自動車利用の状況

市内間の移動における公共交通と自動車の割合の推移をみると、鉄道の利用が増加しているものの、バスの利用が減少しているため、公共交通の割合が減少している。また、自動車の利用割合が年々増加する傾向にある。

市内区別の代表交通手段の割合をみると、中区、中村区では、市全体と比べて、鉄道・バスの利用割合が高く、自動車利用の割合が少ない。相対的に、移動に関しては公共交通利用が進んでいるといえる。しかし、トリップ数は市内でも上位にあり、自動車利用は高い状況となっている。

トリップ数に占める自動車の利用をみると、市全体では約 4 割を自動車が占めており、さらにその 14.7%は、中心市街地を含む 2 区が占めている。

今後さらに、自家用車から公共交通への転換が求められている。

市内間の移動における公共交通と自動車の割合

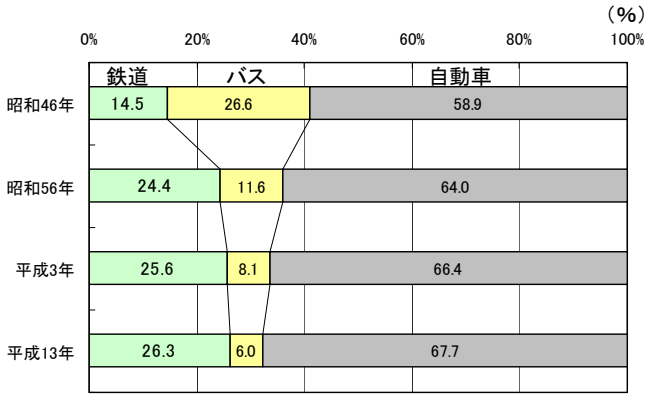

資料：中京都市圏総合都市交通計画協議会
「第 4 回中京都市圏パーソントリップ調査」

代表交通手段の区別構成比とトリップ数（平成 13 年）

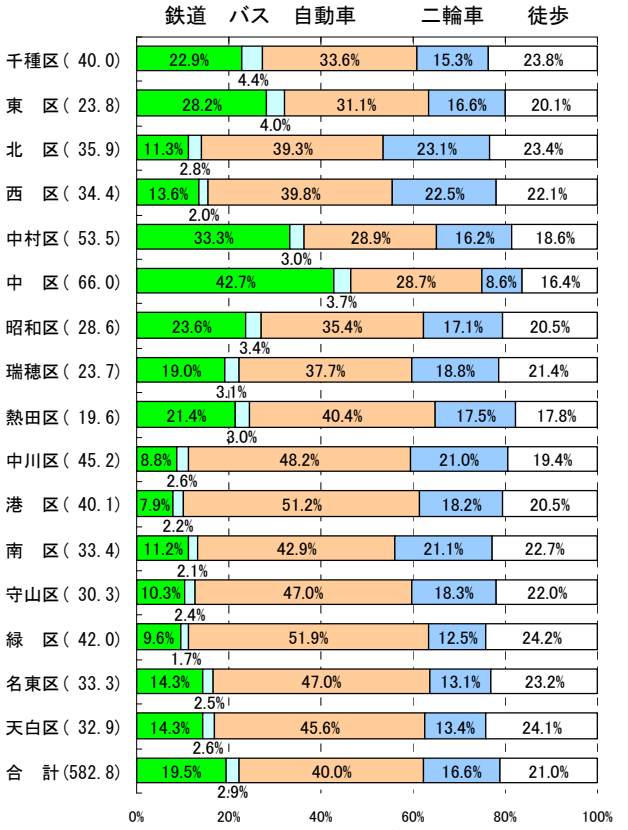

※（）内はトリップ数（単位：万トリップ）

資料：中京都市圏総合都市交通計画協議会
「第 4 回中京都市圏パーソントリップ調査」

全トリップ数における中心市街地の自動車利用の構成比（平成 13 年）

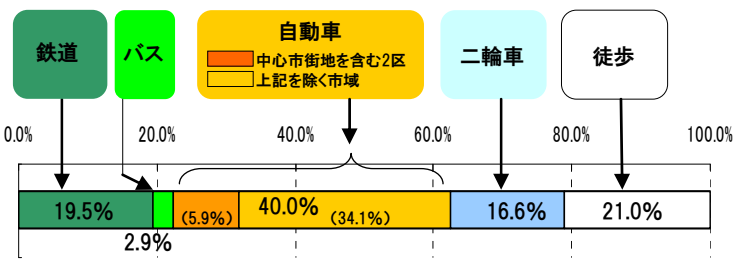

中心市街地を含む 2 区の自動車利用の割合は、市全体の自動車利用の 14.7％、全トリップ数の 5.9%を占める

資料：中京都市圏総合都市交通計画協議会
「第 4 回中京都市圏パーソントリップ調査」

シ　ヒートアイランド現象等の状況

自動車利用の増加などを背景に、本市では二酸化炭素排出量が増加している。第２次名古屋市地球温暖化防止行動計画では、本市域からの温室効果ガス全体の排出量のうち約 96%を二酸化炭素が占め、平成２年から平成 14 年の 12 年間で 8.7%増加したと分析している。中心市街地は事業所等が集中し、電力などのエネルギー消費量が大きいため、このうちの大きな部分を占めていると考えられる。

このような中、本市の平均気温は上昇する傾向を示しており、1940 年から 2000 年までの 60 年間に約 2℃増加している。

本市の気温分布図をみると、高温域・低温域の局所的な分布が島状に生じており、都市域ではヒートアイランドの形成が確認されている。その温度差は 2.0～4.5℃程度であり、中心市街地もヒートアイランドのひとつを形成している。

名古屋市の二酸化炭素排出量（部門別）

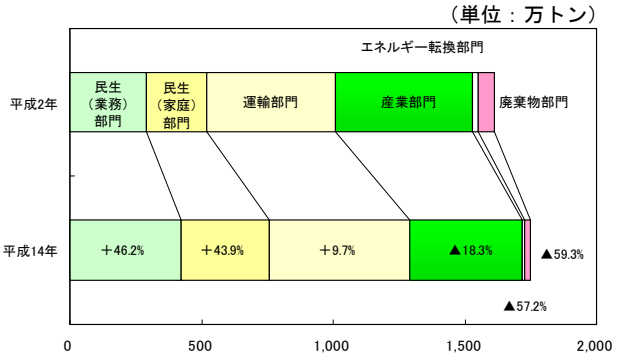

資料：名古屋市「第二次名古屋市地球温暖化防止行動計画」

名古屋市の年平均気温

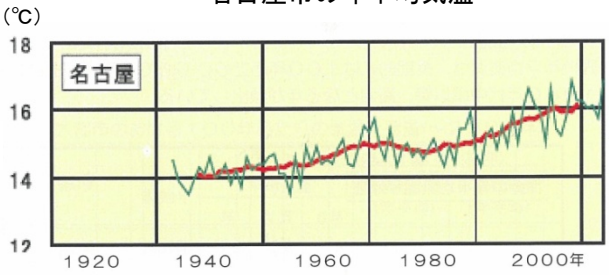

資料：名古屋気温測定調査実行委員会
「名古屋気温測定調査報告書（平成 18 年２月）」

名古屋市の気温分布図

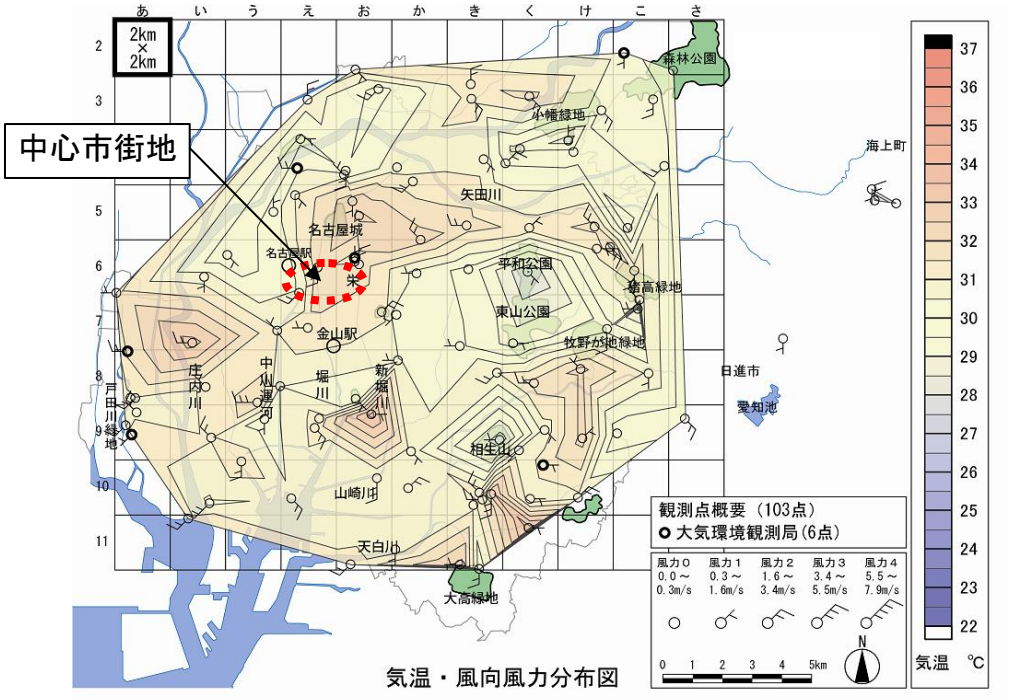

気温・風向風力分布図

資料：名古屋気温測定調査実行委員会
「名古屋気温測定調査報告書（平成 18 年２月）」

ス　主要文化施設の年間入場者数

中心市街地周辺に立地する主要文化施設 5 施設の年間入場者数をみると、平成 16 年度まで減少傾向にあったものが平成 17 年度に増加し、以降横ばいという複雑な推移となっている。

平成 14 年度と平成 19 年度とを比較すると、白川公園周辺の入場者数が大幅に減少した結果、栄地区周辺の増加分を相殺し、全体が減少している。

白川公園周辺における入場者数の減少は、市科学館における施設の老朽化などが理由と考えられる。

しかし、白川公園周辺は、中心市街地における回遊性向上を図る上で重要なポイントの一つであることから、これら文化施設の集客力向上が課題となっている。

主要文化施設（5 施設）の年間入場者数

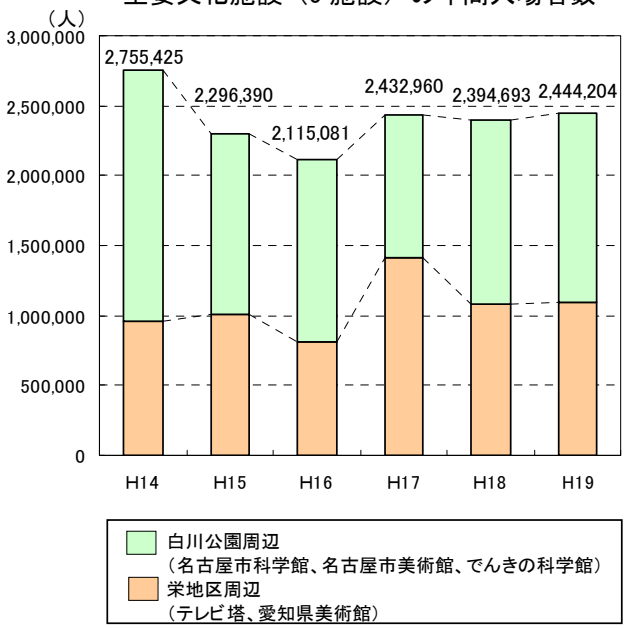

資料：名古屋市「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」

各施設別の年間入場者数

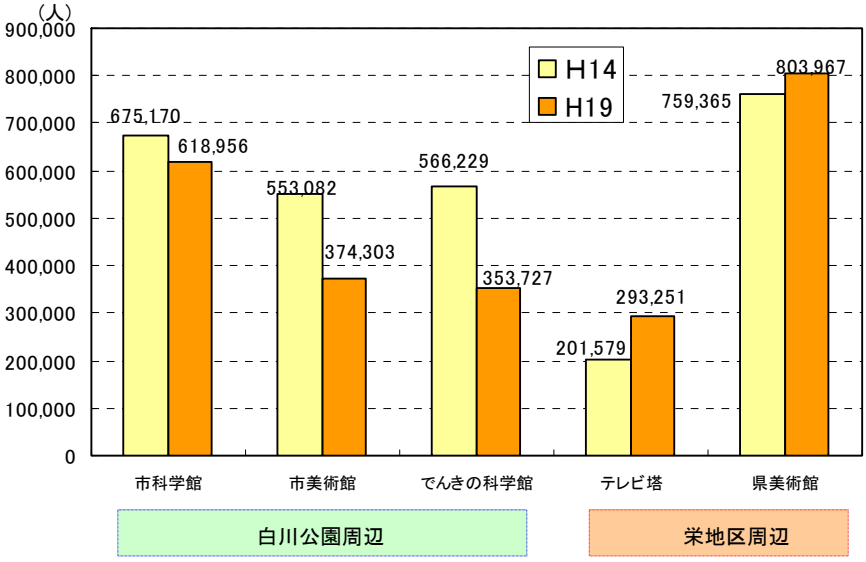

資料：名古屋市「名古屋市観光客・宿泊客動向調査」

④まちづくり活動の状況

中心市街地周辺において、市民、商業者、事業者レベルで様々なまちづくりに関する取り組みが展開されている。これらの取り組みには以下のようなものが挙げられる。

このような動きが高まる中で、まちに関係する様々な主体との協働による中心市街地の活性化に取り組んでいくことが重要である。

オープンカフェ実施場所

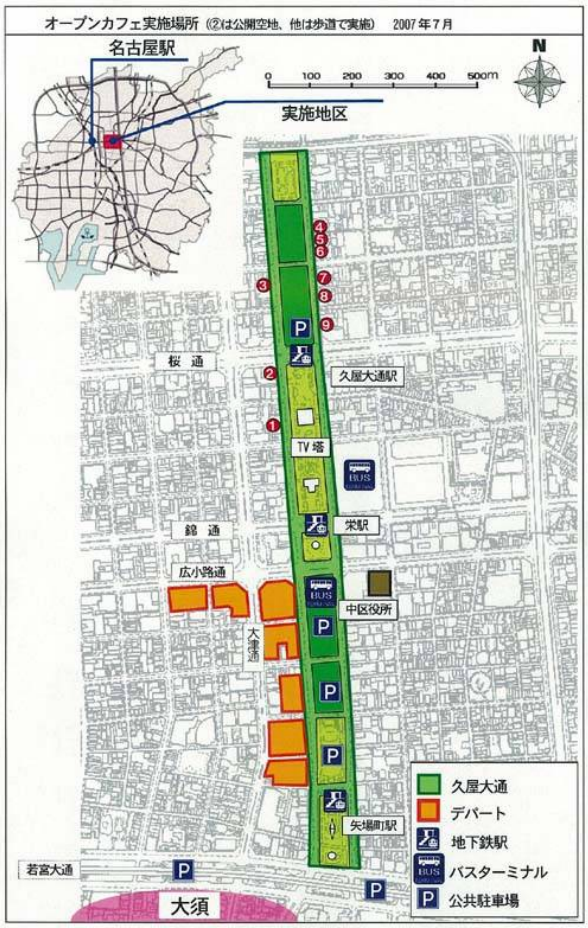

※①～⑨が実施場所

ア　賑わいづくり

本市では旧法の中心市街地活性化法に基づき、名古屋商工会議所がＴＭＯとなり、商店街と連携して商業活性化やまちづくりに向けた取り組みが進められてきた。

・フラワープロムナード事業

平成 17 年に広小路通を花で装飾し、沿道の公開空地等で市民参加型のイベント等を実施した。

・オープンカフェ

公共空間である広い歩道を有効活用し、賑わい創出や回遊性の向上を目的に、久屋大通の一部で平成 12 年より社会実験として期間限定で始まり、平成 19 年度からは本格展開されている。

・アーケードの高質化

中小小売商業高度化事業計画の認定を受け、名古屋大須東仁王門通商店街がアーケードの高質化を実施した。

・ＴＭＯの推進事業、企画・提案事業

平成 15 年に都心回遊マップを作成するとともに、平成 17 年に中心市街地の名店・名産や文化等の情報提供を行うウェブサイト「なごや街なかこだわりナビ～ツウが語る街なかぶらり情報～」を制

「なごや街なかこだわりナビ」

作し、運用している。

ベロタクシー

イ　交通

・ベロタクシー運行

環境にもやさしいドイツ生まれの自転車タクシーが愛・地球博会場内で運行されたのと同時に、栄地区や名古屋城などでＮＰＯ法人による運行が始まった。また、平成 17 年に西区（ものづくり文化の道）で、平成 18 年に栄・大須地区で、それぞれ期間限定で運行され、平成 19 年からは民間企業による運行が行われている。ゆったりとした街並み観光への寄与も期待されている。

名駅ちょい乗りバス

・バス運行社会実験

日常の移動に手軽に利用できる「ちょい乗りシステム」の実現を目指して、これまでに久屋大通を周回した「久屋ループバスプロジェクト（平成 9 年)」、栄・大須地区を周回した「まちなかちょい乗りフェスティバル(平成 18 年)」、名古屋駅周辺を周回した「名駅ちょい乗りバス（平成 19 年)」などのバス運行社会実験が実施されてきた。今後は、これらの成果を活かしたちょい乗りシステムの本格導入が期待されている。

・なごや観光ルートバス「メーグル」運行

平成 19 年７月より、名古屋城やテレビ塔など、名古屋駅地区から栄地区における主要な観光施設を結ぶ「なごや観光ルートバス『メーグル』」を運行している。１乗車 200 円、平日は１時間毎、休日は 30 分毎の定期運行で、車内にはガイドボランティアが乗車し、沿線の観光ガイドを行っている。

メーグル

ウ　環境

・堀川の水質浄化

行政レベルでの堀川の環境整備のほか、市民団体を中心にした水質浄化の運動（堀川 1000 人調査隊など）が活発に行われている。

エ　安心・安全で快適なまちづくり

平成 17 年 6 月に栄周辺が国の「大都市等の魅力ある繁華街の再生」モデル地区に指定され、本市、県警察、地域住民などで構成される「魅力あふれる栄地区推進協議会」が設立された。

推進協議会では、平成 19 年 3 月に「栄地区の安心・安全で快適なまちづくり計画」を策定し、これに沿って傘下団体等がパトロールなどの地域巡回活動、街路清掃の実施や防犯カメラの設置（予定）など環境浄化策の取り組みを進めている。

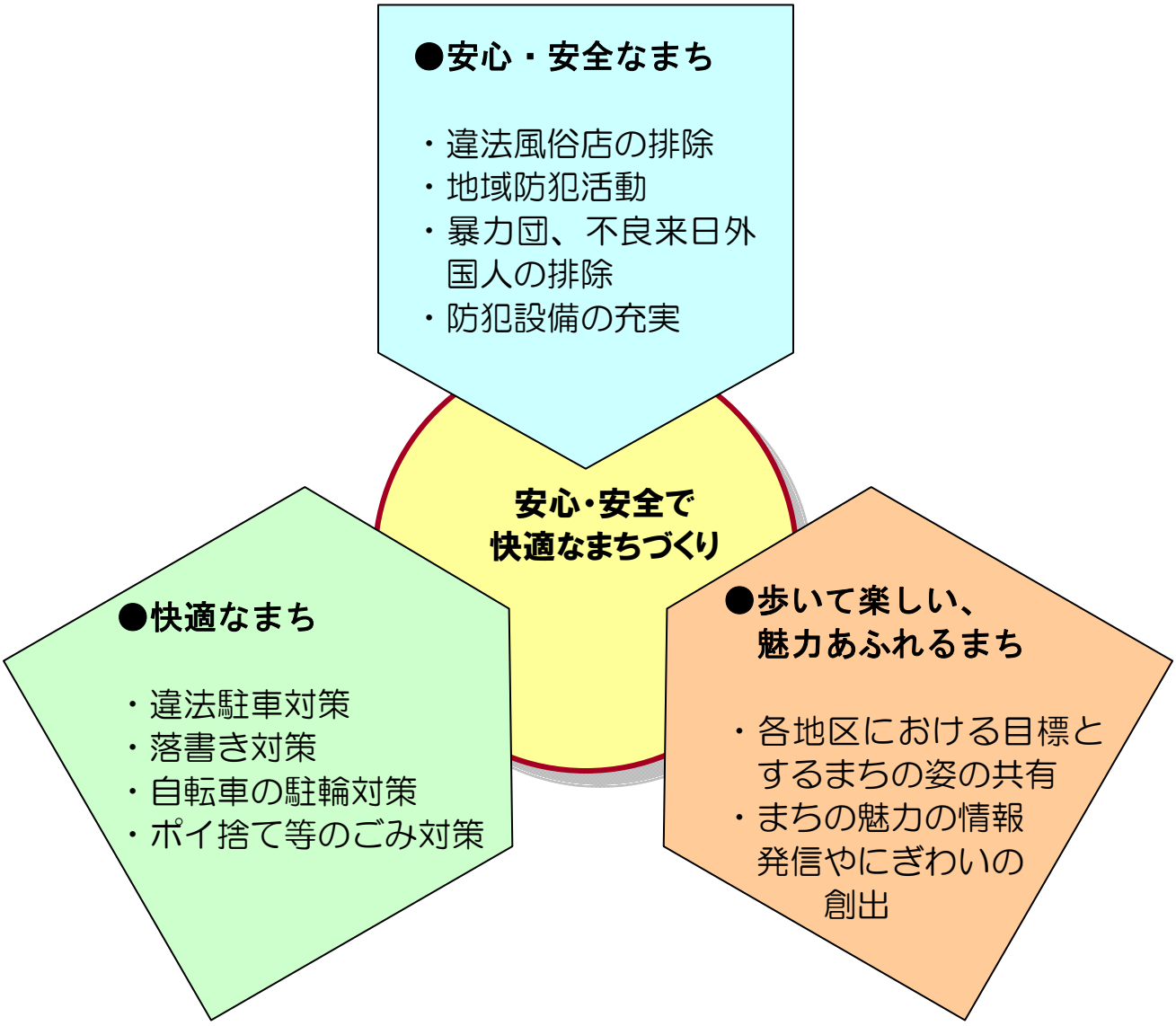

資料：魅力あふれる栄地区推進協議会
「栄地区の安心・安全で快適なまちづくり計画」（平成 19 年 3 月）

オ　都市景観

本市では、昭和 59 年に制定した都市景観条例に基づき、事業者、地権者等との連携により、都市景観整備地区の指定や都市景観重要建築物等の指定など、都市景観の創造と保全に関する様々な施策を実施してきた。こうした中で、平成 16 年に「景観法」が制定されたことから、これまでの施策を踏まえ、より効果的な制度とするため、平成 19 年 3 月に景観法に基づく「景観計画」を策定したところである。

従来の都市景観整備地区については基準の見直しが完了したものから、順次、景観計画における「都市景観形成地区」として位置づけていく予定となっている。都心部においても既に久屋大通、広小路・大津通、名古屋駅の 3 地区を都市景観形成地区に指定しており、良好な景観形成の誘導を進めている。

都市景観形成地区

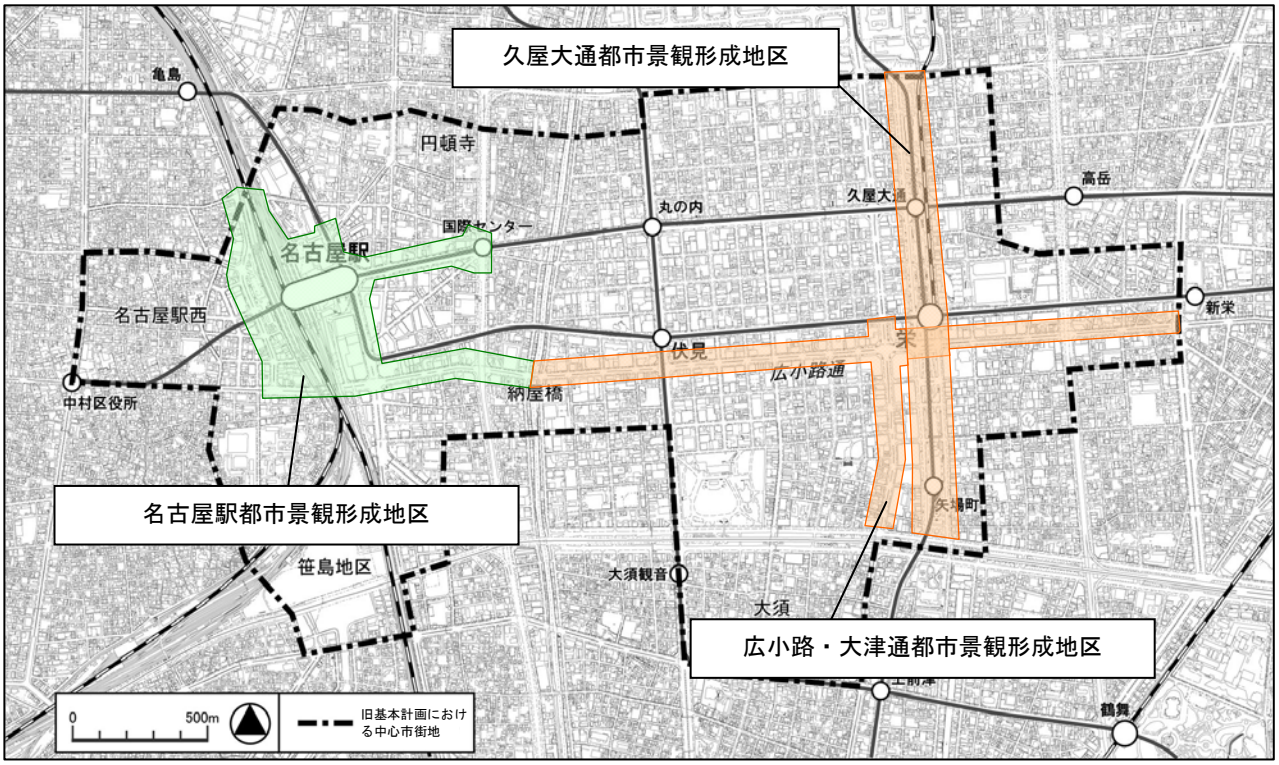

（3）各地区別の状況

より詳細に中心市街地の現状を把握するため、地区別に事業所数の推移等を整理する。

①広小路通地区の事業所数等の減少

広小路通は、1660 年の万治の大火を機に堀切筋の一部を拡幅したことにより、広小路と呼ばれるようになったものである。以降、現在までおよそ 350 年に及ぶ歴史を持っている。

江戸時代には、縁日が立つなど、庶民の娯楽の場として既にたいへんな賑わいを見せていた。

明治時代から戦前にかけては、商業・娯楽の中心として一層栄えた。広小路通は、旧城下町から名古屋駅を結んだ最初の道路であり、国内で 2 番目の路面電車が整備（1898 年）され、また、国内で最初の街路灯が完成した通りである。沿道には、百貨店、飲食店や映画館等が進出するなど都市化が進展し、名古屋の産業や文化的な発展の中心となる地域であった。

第二次世界大戦により、市中心部はそのほとんどを消失したものの、名古屋の盛り場として賑わいが復活し、戦後の復興をリードした。昭和 37 年に制定された商店街振興組合法の施行をうけ、翌年には栄町で商店街振興組合が設立されるなど、商業者における活動も盛んであった。現在、広小路通に沿って 7 商店街が形成されているが、１つの道路でこれほど大規模に商業地が連坦しているのは、市内でも広小路通だけである。

このような歴史的経緯を持つものの、昭和 46 年の栄－笹島間の市電廃止や屋台の撤去等を経て、徐々に賑わいが低下してきている。

江戸時代の広小路通（尾張名所図会）

大正時代の広小路通

昭和初期の広小路通

広小路通地区における事業所数、商店数や年間商品販売額について、平成３年から直近期にかけての推移をみると、それぞれ▲16.0%、▲18.5%、▲20.5%と大幅な減少を示している。

本市を含む愛知県では、これらの数値はそれぞれ▲12.1%、▲23.5%、▲2.3%となっている。商店数の減少を除き、事業所数、年間商品販売額は愛知県の減少率を大きく上回っている。特に、年間商品販売額については、愛知県がほぼ横ばいであるのに対して広小路通地区では大きな減少を示しており、広域的な観点でみても、疲弊が進んでいる状況となっている。

また、沿線に設立されている商店街組合のうち、笹島交差点から栄交差点にかけて立地している５組合（広小路名駅商店街、広小路西通一丁目商店街、広小路中央商店街、広小路商店街、栄町商店街）の営業店舗数（組合傘下の店舗から空き店舗数を除いた店舗数）をみると、平成13年度から19年度にかけて6.2%の減少となっており、店舗の集積の度合いが低下している。

事業所数（広小路通地区）

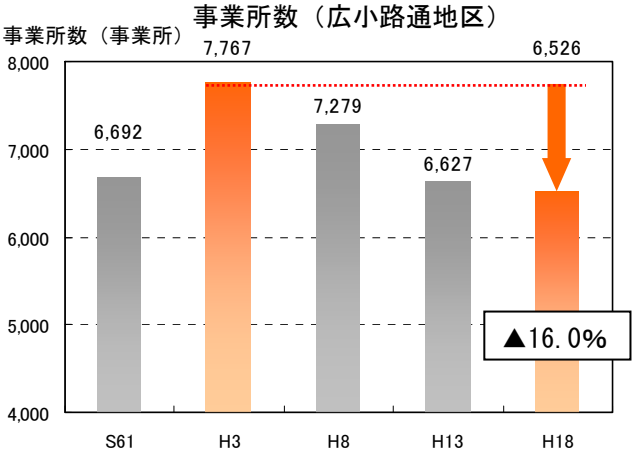

３年：7,767⇒18年：6,526（▲16.0%）

商店数（広小路通地区）

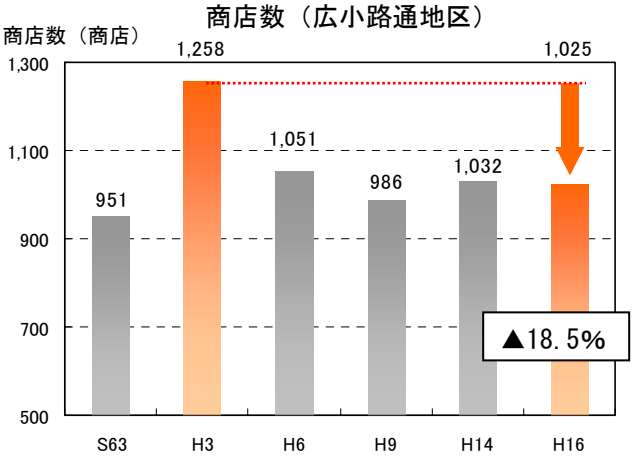

３年：1,258⇒16年：1,025（▲18.5%）

年間商品販売額（広小路通地区）

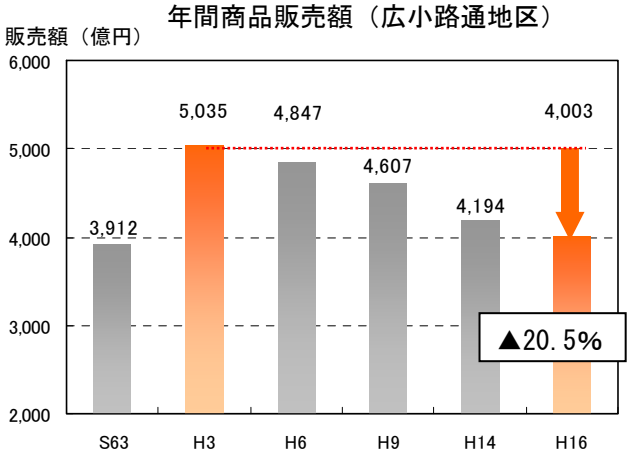

３年：5,035億円⇒16年：4,003億円（▲20.5%）

愛知県の年間商品販売額

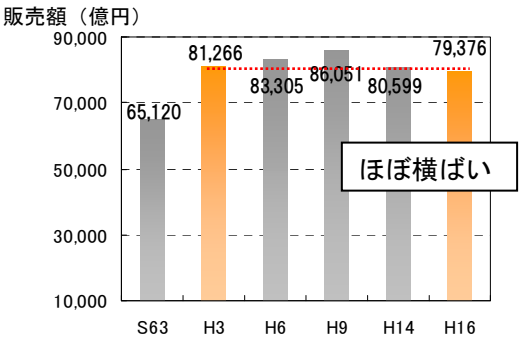

３年：81,266億円⇒16年：79,376億円（▲2.3%）

※「(3)各地区別の状況」における事業所数等・・・事業所・企業統計調査（総務省）、商業統計調査（経済産業省）、空店舗実態調査（名古屋市）、名古屋市中心市街地歩行者通行量調査（名古屋市）の統計数値を用い、広小路通地区は六反学区及び栄学区の合計値を、栄地区は栄学区の統計数値を、大須地区は大須学区の統計数値を、それぞれ用いて集計。

名古屋駅から、笹島交差点を経て中区役所前にかけての歩行者通行量（平日、休日の平均値。以下、同じ）をみると、全地点で通行量が減少傾向にある。特に、笹島交差点から栄交差点にかけての区域では、両端における減少幅が大きいこと、中間部では通行量自体が少ないこと、といった特徴がみられる。平成 20 年度における名古屋駅前の歩行者通行量を基準にみると、中区役所前は約 5 割、笹島交差点及び栄交差点は約 1/4、中間部 3 地点は 2 割に満たない状況となっており、中間部に近づくほど名古屋駅前との通行量の格差が生じている。広小路通 5 地点における歩行者通行量は、平成 18 年度から平成 20 年度にかけて 18.1%減少している。

広小路通の東西方向の人の流れは活発とは言えず、回遊性が低い状況となっている。

広小路通沿線 5 商店街組合における営業店舗数

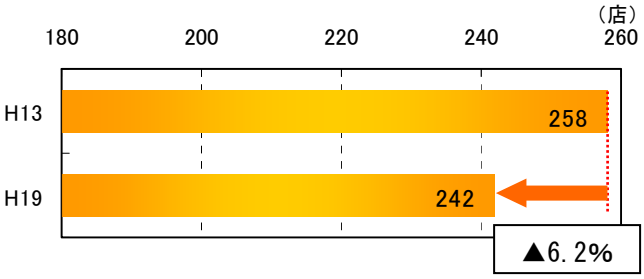

広小路通沿線 5 商店街組合の営業店舗数

13 年度：258 店舗⇒19 年度 242 店舗（▲6.2%）

広小路通の歩行者通行量

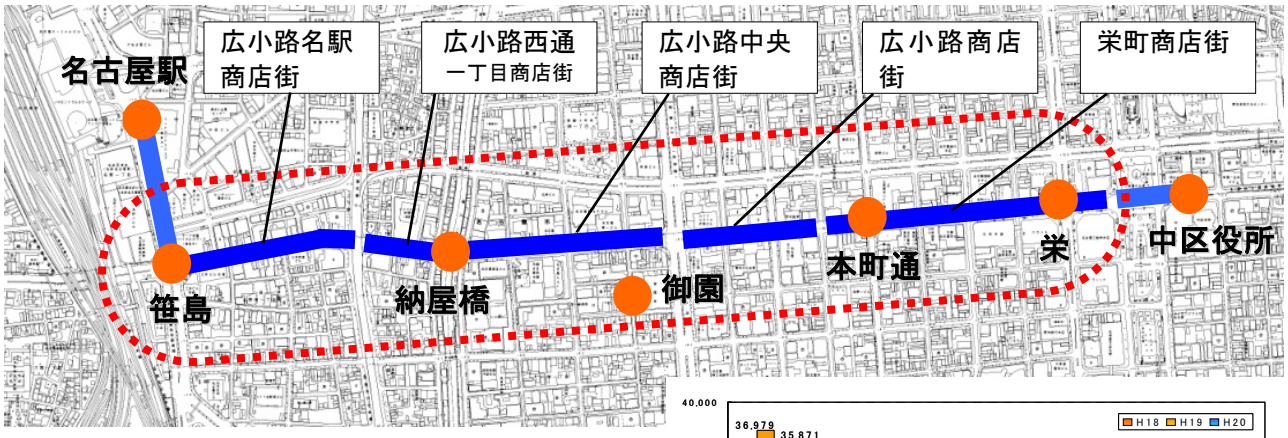

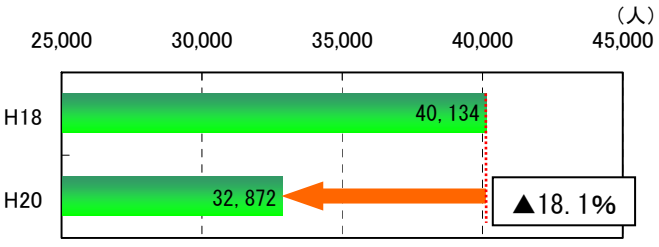

中間部 5 地点の歩行者通行量

18 年度：40,134 人⇒20 年度：32,872 人
（▲18.1%）

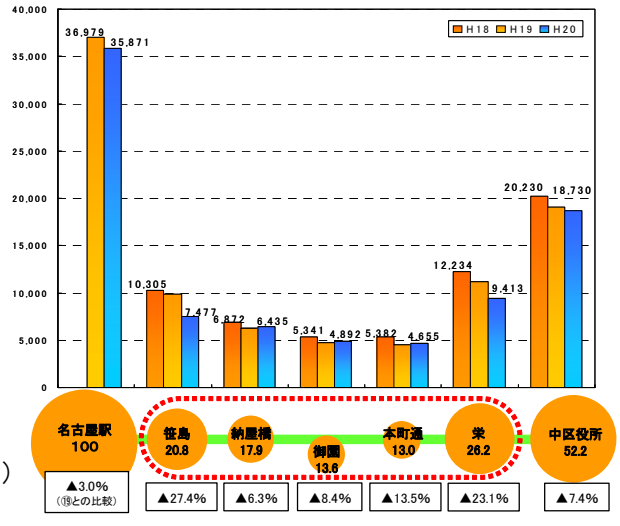

名古屋駅前=100 とした場合の指数（20 年度）
※四角内の数値は 18 年度からの減少割合

②栄地区における核機能の低下

2 核のうち名古屋駅地区で高層の複合ビルの建設が相次ぐ中、都心における商業の拠点である栄地区においても、大規模商業施設の増床・改築が進展した。しかしながら、事業所数、商店数や年間商品販売額は減少傾向が続いており、核としての機能が低下しつつある。

平成 3 年からの推移をみると、事業所数が▲17.7%、商店数が▲15.3%と、それぞれ減少している。年間商品販売額については、市周辺や中心市街地外において大規模商業施設が増加しているため、▲20.2%と大幅に減少している。なかでも、地区の商業を牽引する大型店の減少が大きく、主要 3 百貨店の売上高は平成 8 年から 18 年までの間に 500 億円以上減少している。

また、平成 19 年 2 月に魅力あふれる栄地区推進協議会が来街者 500 名に実施したアンケートでは、約 1/4 が栄地区の安心・安全な点について否定的な回答をしている。

これらは、都心商業の拠点としての栄地区の地盤が低下しつつあることを示している。

事業所数（栄地区）

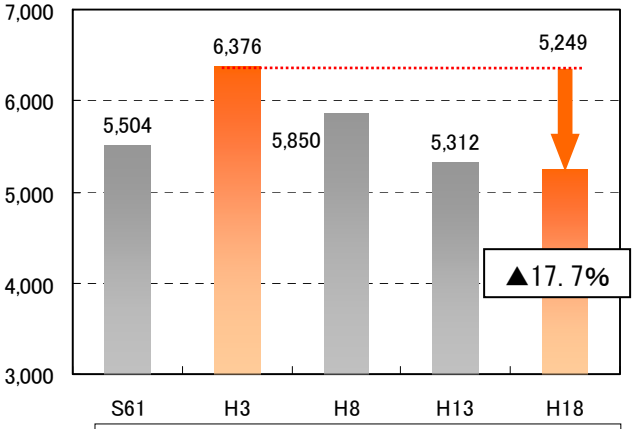

3 年：6,376⇒18 年：5,429（▲17.7%）

商店数（栄地区）

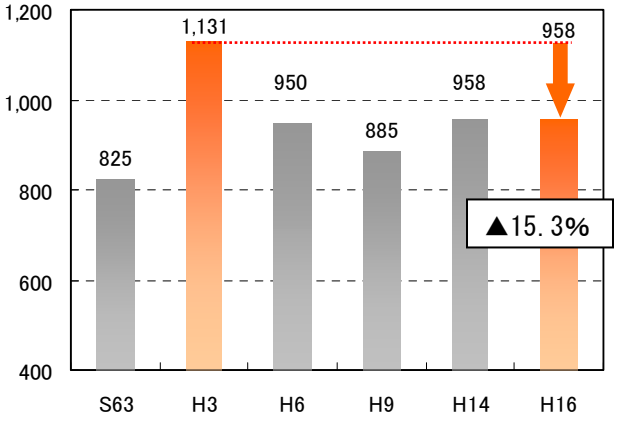

3 年：1,131⇒16 年：958（▲15.3%）

年間商品販売額（栄地区）

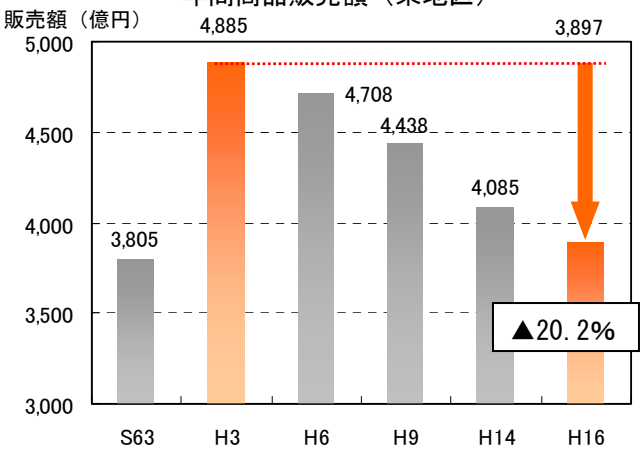

3 年：4,885⇒16 年：3,897（▲20.2%）

主要百貨店の売上高

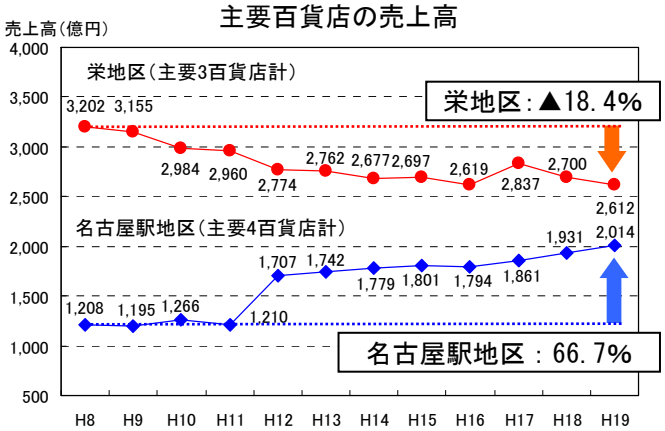

8 年：3,202 億円⇒19 年：2,612 億円（▲18.4%）

資料：㈱ストアーズ社「百貨店調査年鑑」

栄地区の安心・安全で快適なまちとしての評価

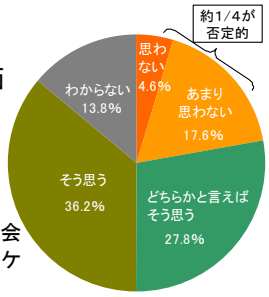

資料：魅力あふれる栄地区推進協議会「栄地区来街者に対するアンケート調査」（平成 19 年 2 月）

③商業地の賑わいの低下

栄地区の南部に位置する大須地区は、様々な店舗がごった煮的に集積する庶民的な下町として市民に親しまれており、栄地区とは対照的な商業地となっている。

大須商店街は、名古屋城築城に伴い、大須観音が現在の岐阜県から移築されたのを機に門前町として発展し、戦前は 20 を数える映画館や芝居小屋が集積する庶民の一大娯楽の場として栄えた。しかし、戦後、市民生活の変化に伴い、映画館等の退店が相次ぎ、徐々に衰退した。

大須の転機となったのは、大学との連携により実施された「アクション大須（昭和 50 年）」である。この実施を経て、昭和 53 年からは「大須大道町人祭り」が実施されるなど、商店街若手の人材育成と様々なイベント等による賑わいづくりが図られるとともに、街内の環境整備も進んだ。近年は、若者向けの古着や雑貨等を扱う店舗が大幅に増加しており、再び賑わいが生まれつつある。

大須地区の商店数は、近年、ほぼ横ばいの状況となっており、店舗の集積度合いは保たれている。しかし、年間商品販売額は平成 9 年以降減少傾向が続いており、経営環境が悪化しつつある。

このような中、商店街では、ソフト事業からハード事業まで様々な取り組みを進めている。前述した大須大道町人祭りをはじめとして、毎月開催される骨董市、毎年夏に開催される世界コスプレサミットなど、多彩な催事・イベントが多いことが特徴の一つとして挙げられる。

しかし、老若男女が多数集まる一方で、街内には休憩施設がほとんどないこと、地下鉄との連結点であり、イベント時の

商店数（大須地区）

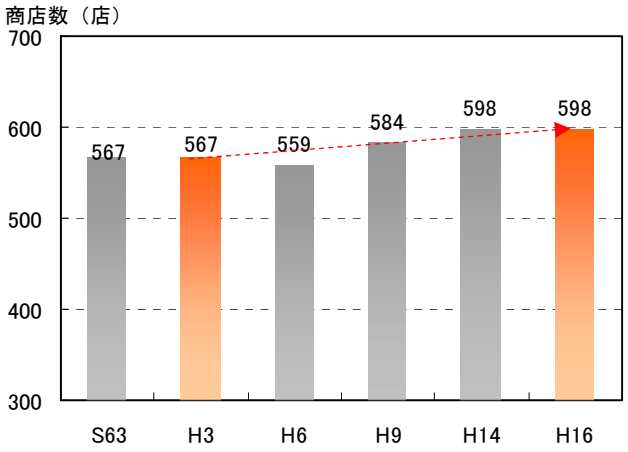

3 年：567⇒18 年：598（5.5%増加）

年間商品販売額（大須地区）

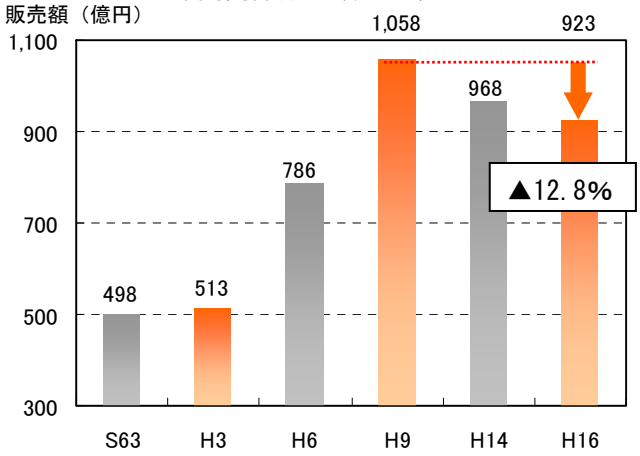

9 年：1,058 億円⇒16 年：923 億円（▲12･8%）

1 階店舗の業種構成（大須地区 9 商店街）

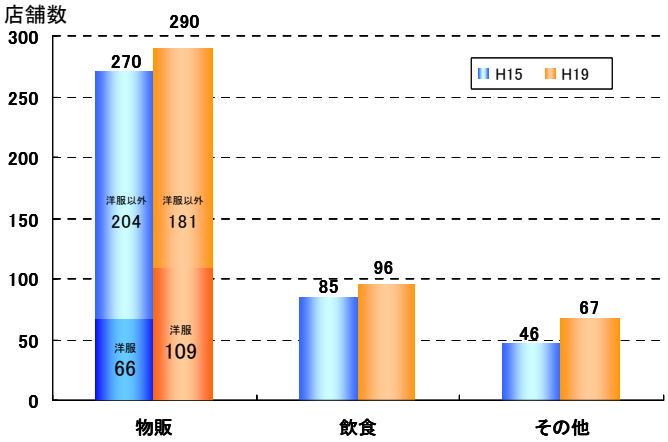

拠点となるふれあい広場が雨天対応でないことなど、来街者の利便性が損なわれている。

また、業種構成をみると、これまで集積の高かった家電やパソコンの販売店が減少する一方で、若者向けの古着等を扱う店舗が大幅に増加する傾向にあり、業種構成に偏りが生まれつつある。これまで以上に、大須地区の持つごった煮的な魅力を情報発信していくことが求められている。

大須地区が、現在の商業環境を維持、増進していくとともに、栄地区や白川公園との南北方向の回遊性を強化していくためには、これらの課題への対応を進め、さらなる魅力の向上を図っていくことが必要となっている。

▼大須大道町人祭り

(4) 市民アンケート調査

中心市街地のまちづくりに対して、市民のニーズを把握するため、旧基本計画区域を対象に市民アンケートを実施した。当該アンケートにおける市民の意識をまとめると以下のとおりである。

【中心市街地に対する市民の意識】

①【利用状況】中心市街地を週に 1 回以上利用する市民が約 4 割にのぼる。地区としては「栄周辺」、「名古屋駅前周辺」が著しく多く、次いで、「大須周辺」となっている。賑わっているという印象もこの 2 地区が特に高い。

②【利用目的】中心市街地は飲食、買物や交流の場として利用されており、そのための施設（「百貨店」、「レストラン・飲食専門店」など）への充足感や評価が高い。

③【評価】「水と緑を感じられる憩いの場・休憩施設」、「来客を案内できる観光スポット」や「歩いて楽しくなるストリート」が不足していると感じている。さらに「路上駐輪や段差など歩道の環境」、「犯罪に巻き込まれないなど安全・安心な場所」としての不満度が高く、人々が回遊するための環境面での評価が低い。

④【平成 12 年度調査との比較】平成 12 年度調査、19 年度調査とも、中心市街地を月に 1～2 回以上利用する市民が約 8 割に上っているが、毎日利用する等の割合が減少するなど利用頻度が低下している。中心市街地は、ファッション系の買物、飲食や友人等との交流などの際に利用するという回答割合が高まっており、中心市街地の認知度は高まっている。

（調査の実施概要）

●調査概要

調査対象	市内 16 区における満 20 歳以上の市民
標本数	2,000（中区 500、中村区 300、東区 160、その他の区は各 80）
標本抽出方法	住民基本台帳をフレームとする無作為抽出法
調査方法	調査票配布・回収とも郵送
調査時期	平成 19 年 8 月 17 日～8 月 31 日
回収結果	711（回収率 35.6%）

●主な調査項目

①中心市街地の利用状況、利用目的	利用頻度、来街時の交通手段、訪れた地区とその目的
②中心市街地に対する評価	充実している施設、不足している施設、様々な視点からの評価
③中心市街地への居住	住む魅力、居住意向

①利用状況、利用目的

中心市街地の利用状況をみると、約 4 割が居住、通勤・通学以外の目的で週に 1 回以上利用している。

また、中心市街地内で訪れる地区は、「栄周辺」、「名古屋駅前周辺」が著しく多く、次いで、「大須周辺」となっている。

中心市街地の利用目的は、「飲食等」が最も多く、次いで「ファッション性の高い衣料・雑貨、装飾品、贈答品等の購入」、「友人・知人との交流」、「日常的な買物」、「ウィンドーショッピング」となっており、それぞれ過半数を超えている。

●利用状況

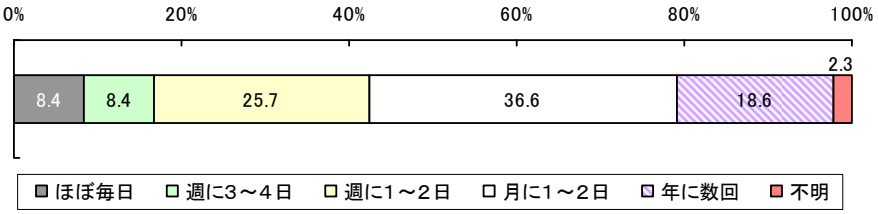

●通勤・通学以外で過去 1 年間に訪れた地区

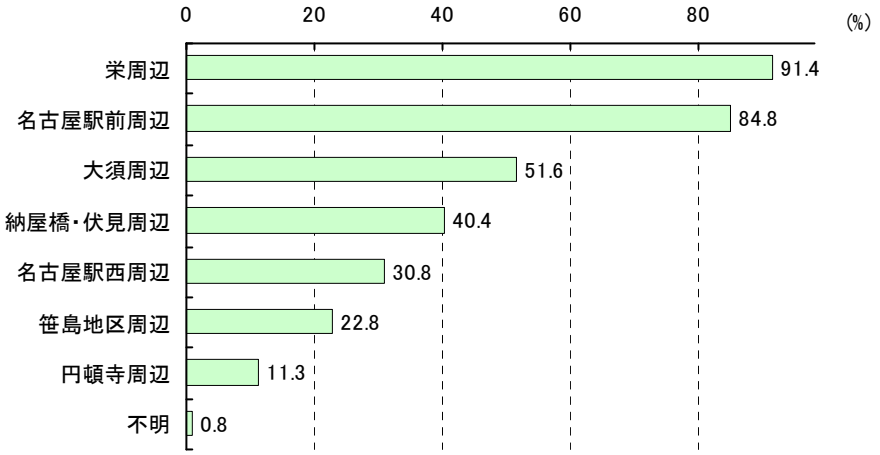

●利用目的

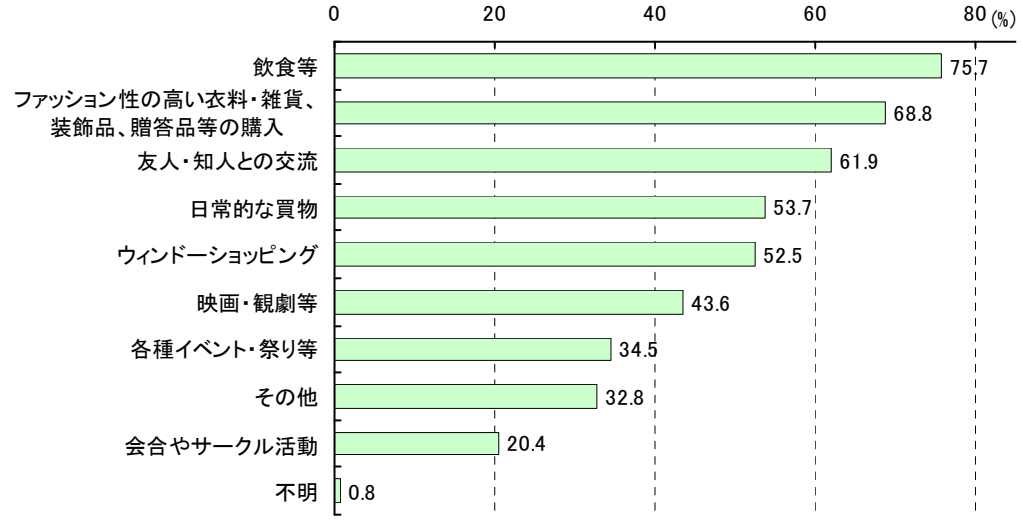

②評価

ア　充実している施設、不足している施設

中心市街地で充実している施設としては「百貨店」の評価が特に高く、「レストラン・飲食専門店」、「ファッション性の高い衣料・雑貨などの専門店」についてもある程度充実しているとの回答が得られている。

反面、不足している施設としては、「水と緑を感じられる憩いの場・休憩施設」、「来客を案内できる観光スポット」、「歩いて楽しくなるストリート」の３つへの回答が特に多くなっている。

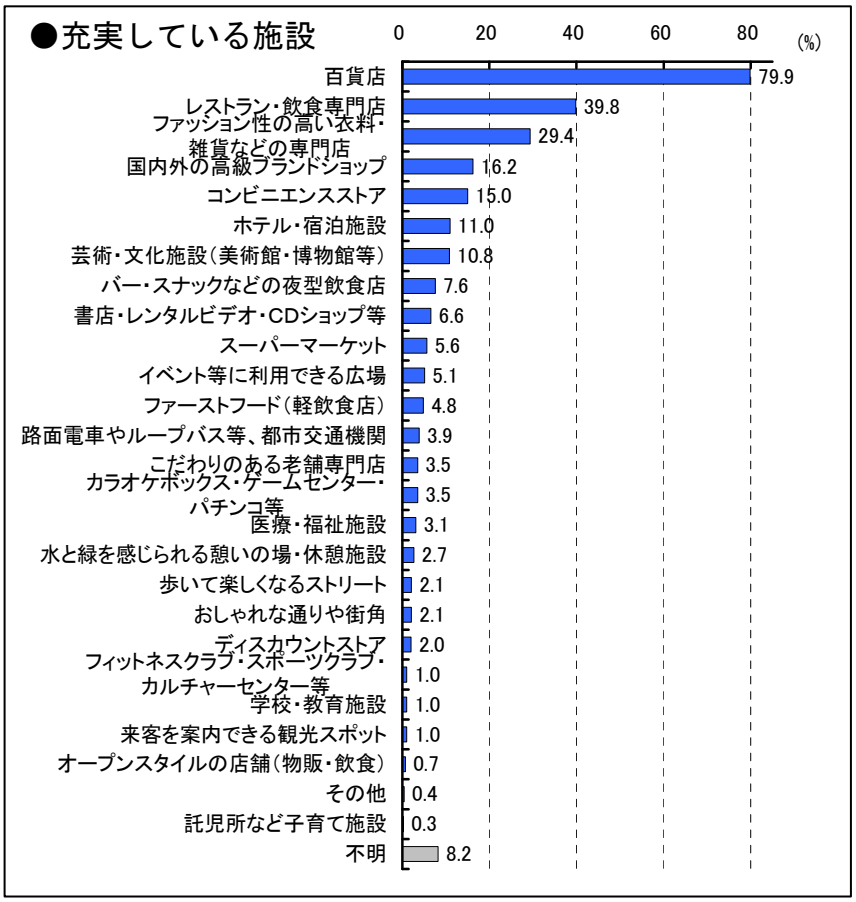

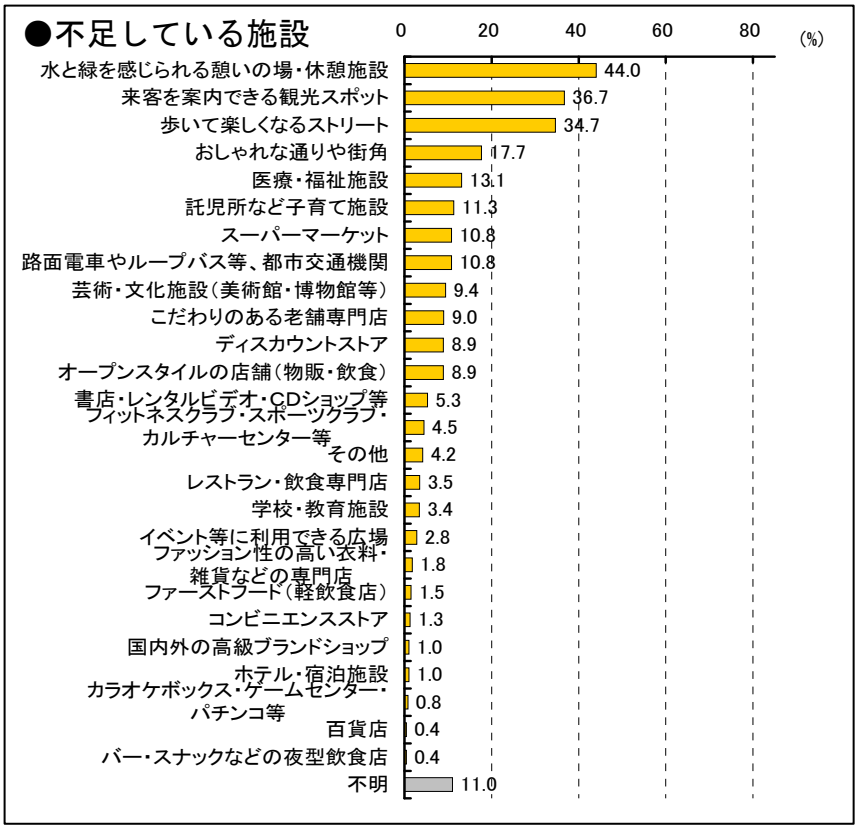

イ　評価

中心市街地に対する評価としては、「流行の最先端に触れられる場所」への満足度が特に高く、次いで「日常的な買物の場所」、「働く場所」、「人と交流する場所」となっている。また、「商業施設や飲食店などの営業時間」についても満足度が不満度を上回っている。

反面、「路上駐輪や段差など歩道の環境」、「住む場所」、「犯罪に巻き込まれないなど安全・安心な場所」の評価は特に低く、不満度が満足度を大きく上回っている。また、「まちの美観・景観」、「レクリエーション・アミューズメント（遊び）の場所」への評価も不満度が満足度を若干上回り、低い評価となっている。

●中心市街地に対する評価

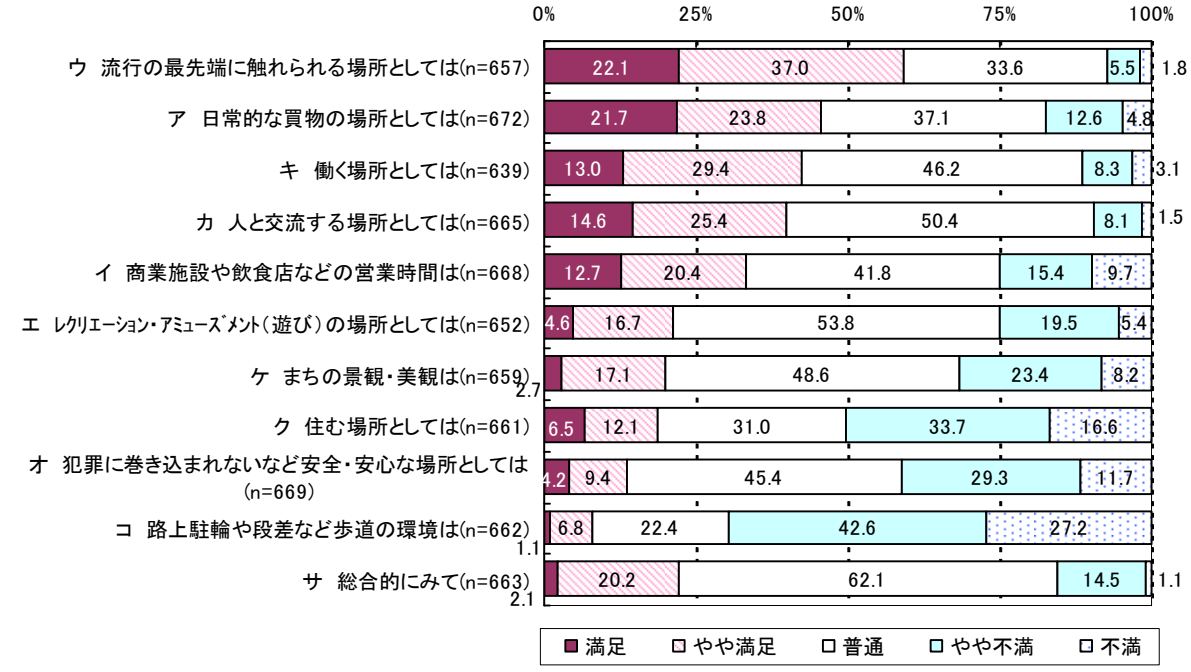

③中心市街地への居住

中心市街地に住む魅力としては、過半数が「交通利便性が高い」、「買物が便利」を回答している。次いで、「働く場所が近い」、「都会的刺激や流行の最先端に触れられる」、「芸術・文化施設が多い」となっている。

また、「中心市街地に住んでみたい（住み続けたい）か」という問いに対して、約４分の１が住み続けたい（住みたい）と答えている。

●中心市街地に住む魅力

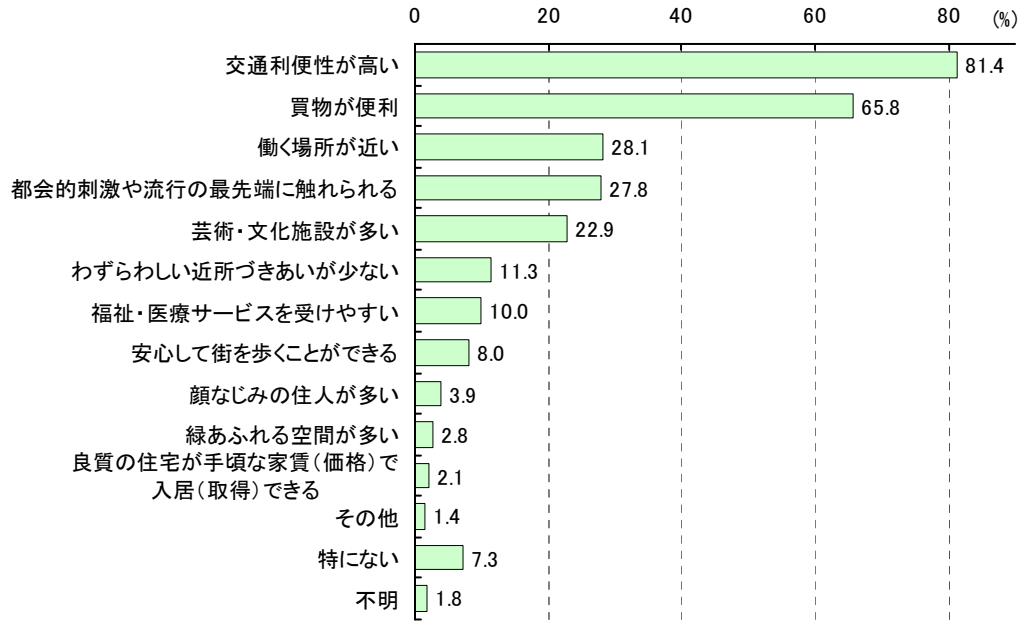

●中心市街地に住んでみたい（住み続けたい）か

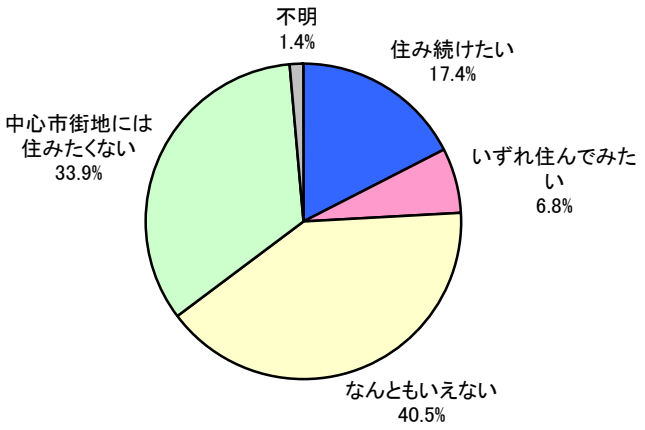

④平成 12 年度調査との比較

平成 12 年度調査、19 年度調査とも、中心市街地を月に 1～2 回以上利用する市民が約 8 割に上るが、毎日利用するという回答が減少するなど、利用頻度は低下している。

中心市街地は、ファッション系の買物、飲食や友人等との交流などの際に利用すると回答する割合が高まっており、中心市街地の認知度は高まっている。

不足している施設として最も回答が多かったものは、19 年度調査で回答項目を新設した「水と緑を感じられる憩いの場・休憩施設」となっている。また、両年度の調査とも、「観光スポット」や「歩いて楽しくなるストリート」の回答割合が高くなっている。その反面、店舗の新増設、街角の整備や地下鉄延伸などが進展した結果、「おしゃれな通りや街角」、「都市交通機関の充実」は半減している。

●中心市街地の利用状況（平成 12 年度、19 年度）

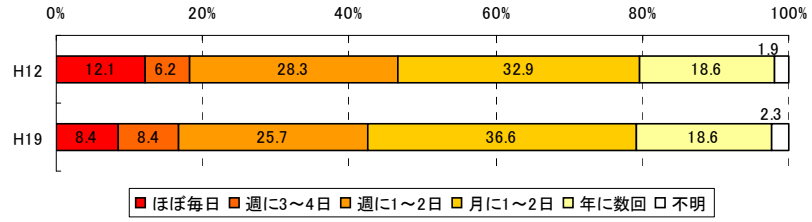

●中心市街地の利用目的（平成 12 年度、19 年度）

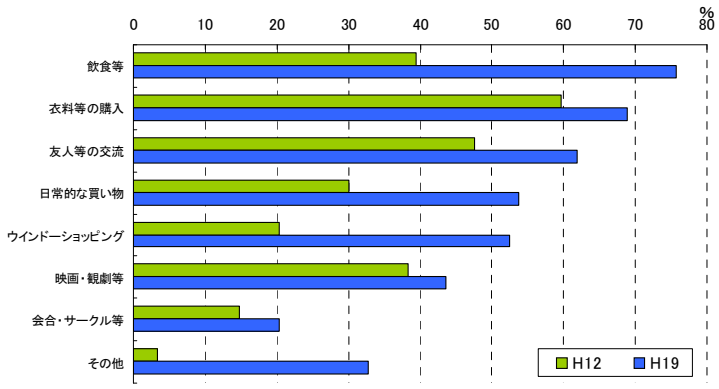

●不足している施設（平成 12 年度、19 年度）

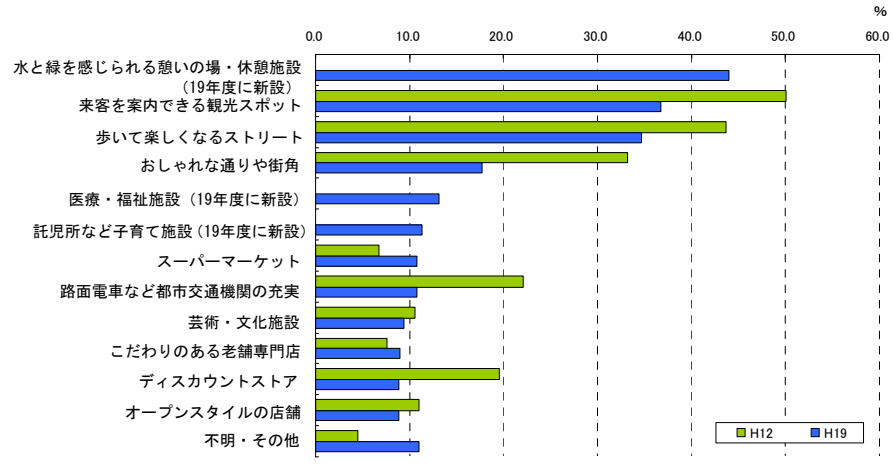

(5) 旧基本計画の実施状況

平成 13 年 5 月に策定した旧基本計画では 32 の事業の実施を予定し、このうち 31 事業が具体化された。

①市街地の整備改善に関する事業

市街地の整備改善に関する事業については、快適な都心空間の形成、魅力ある歩行者空間づくりなど 6 項目 18 事業が予定され、全てについて実施又は着手済となっている。

具体的な事業としては、旧加藤商会ビルの修復・活用、地下鉄既設駅のエレベーター等の整備、栄公園地区・若宮公園地区の広場ゾーンの整備、西名古屋港線（あおなみ線）の整備などが実施され既に完了している。また、現在継続して実施されているものとしては、オープンカフェの設置、電線類地中化、パークアンドライドの整備などが挙げられる。

旧加藤商会ビルの修復・活用

久屋大通公園（オアシス 21）

久屋大通オープンカフェ

西名古屋港線（あおなみ線）

②商業等の活性化に関する事業

商業等の活性化に関する事業としては、都市イメージの向上と情報発信、賑わいと魅力にあふれた商業地づくりなど5項目14事業が予定され、1事業を除き具体化された。

具体的には、名古屋大須東仁王門通商店街におけるアーケードの高質化、名古屋商工会議所による都心回遊マップの作成などが実施された。また、現在においても継続して実施されている事業としては、伏見・長者町地区における都市型産業の支援や空きビル対策、南大津通商店街における国際交流推進事業などが挙げられる。

名古屋大須東仁王門通商店街

③総括

これら旧基本計画の実施状況について総括すると以下のとおりである。

- 旧基本計画において記載された事業については愛・地球博の開催も重なったことから、おおむね計画通りに実施又は着手されており、事業ごとでは一定の成果があった。
- 実施されなかった1事業については計画策定時に実施主体や事業内容が不明確であったため、実現に至らなかったものである。
- 全体として中心市街地の区域が広く、このため事業数が多く総花的となった。また、事業相互の一体的な推進が不十分であったため、事業間の相乗効果を発揮することができず、結果として中心市街地全体の活性化に結びつかなかった。

④今後の対応

このような反省を踏まえ、今後、中心市街地の活性化を図るためには、本市として以下のような対応を図ることが必要である。

- 中心市街地を活性化させるため、活性化を目指す区域を厳選するとともに、実施する事業については波及効果を持ち、成果が見込まれるものに絞り込む。
- 各事業が相乗効果を発揮しつつ円滑に実施されるよう、可能な限り実施主体や実施内容等の明確化を図る。現時点でこれらが明瞭でない事業については、誰が、いつまでに決定するか等についてプロセスや方法を明確化する。
- 現在、名古屋商工会議所を中心に設置が進められている民間主導による法定協議会の設置、運営を支援し、庁内連絡会との連携により各事業の進捗状況管理、事業推進・運営、情報交換やフォローアップを行うことにより、地域が一体となった取り組みを推進する。

(6)「名古屋市基本構想」などにおける都心部の役割

本市では、昭和 52 年に市政の基本理念として「ゆとりとうるおいあるまち」の実現を目指す「名古屋市基本構想」を策定し、この具体化を図るため、長期総合計画として平成 22 年度までを計画年度とする「名古屋新世紀計画 2010」を定めている。名古屋新世紀計画 2010 は、「誇りと愛着の持てるまち・名古屋」の実現を目指し、福祉・安全都市など 8 つの都市像を掲げて、生活、環境、文化、産業などの分野にわたる部門別計画を定めている。

名古屋新世紀計画 2010 の着実な実現を図るため、その実施計画として「第 3 次実施計画」を策定している。この計画は、平成 19 年度から 22 年度を計画年度とし、「つながる元気　ひろがる協働」を目標として、「環境」、「交流・産業」、「安心・安全」、「ひと・未来」の 4 項目を重点テーマとして掲げ、主な施策や事業をまとめている。

中心市街地に関わる記載としては、名古屋新世紀計画 2010 において、都心核について「中部圏、名古屋大都市圏の中心地として、商業・業務、文化、行政などの中枢機能の集積と広域交流機能の一層の充実をはかるとともに、土地の高度利用や都市景観の整備などにより、風格ある魅力的な都心空間の形成をはかります」という方向性を示しているところである。

また、第 3 次実施計画では、都心域にかかる基本方針を「活気に満ちた国際・広域交流の拠点都市にふさわしい様々な都市機能の集積をはかるとともに、快適な都心居住を促進します」と掲げ、事業計画として広小路ルネサンスの推進、栄交流コアの整備や民間再開発等による市街地整備の促進を挙げている。

さらに、名古屋市基本構想や名古屋新世紀計画 2010 に基づきながら各種の個別的な行政計画が策定されている。主なものとしては、「名古屋市都市計画マスタープラン（平成 13 年度）」、「名古屋市都心部将来構想（平成 15 年度）」や本計画を挙げることができる。これらは、基本構想などを一層具体化し、名古屋市としての方針や対応策を記載したものである。例えば、名古屋市都心部将来構想は、都心部の構造について、名古屋駅地区及び栄地区を 2 つの「中心核」とし、広小路通・錦通を中心核と連携して都心を形成する「連携軸」として捉え、「活気、楽しさ、やさしさに満ちた、世界に誇る名古屋の都心づくり」に向けた将来ビジョンを示している。

中心市街地活性化基本計画の位置づけ

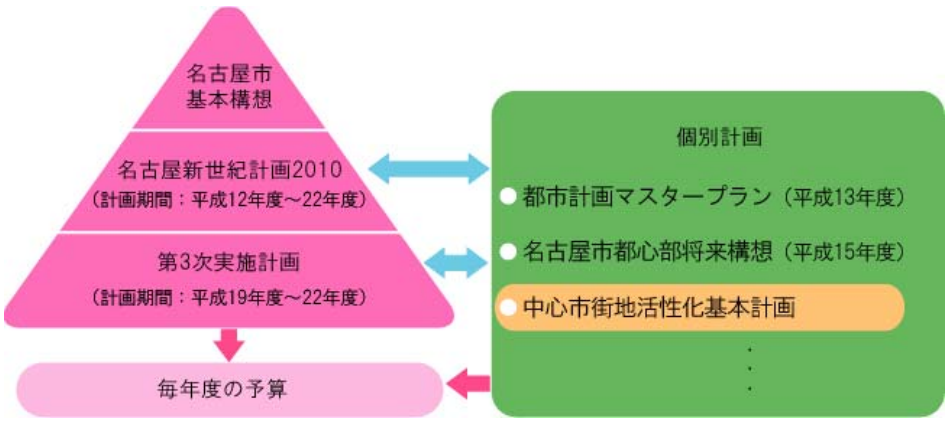

また、本市では都市再生特別措置法第 46 条に基づき、名古屋駅周辺・伏見・栄地区の 391ha において都市再生整備計画を定め、都心部の戦略的なまちづくりを進めている。

平成 21 年度までを計画期間とするこの計画は、「名古屋の玄関口及び中心にふさわしい国際的・広域的な商業・業務拠点を形成」することを目標に、基幹事業 3 事業、提案事業 11 事業、関連事業 7 事業を記載し、施策の推進を図っているところである。また、平成 14 年 10 月には都市再生緊急整備地域が指定されている（※）。

都市再生整備計画の基幹事業としては、牛島南第一種市街地再開発事業（名古屋ルーセントタワー、平成 19 年 1 月竣工）、納屋橋西第一種市街地再開発事業（アクアタウン納屋橋、平成 18 年 11 月竣工）などが実施されている。

提案事業としては、広小路ルネサンスの推進、栄地区の安心・安全で快適なまちづくりなどが実施されている。

また、関連事業としては、名駅四丁目 7 番地区優良建築物等整備事業（ミッドランドスクエア、平成 19 年 3 月竣工）、名駅四丁目 27 番地区優良建築物等整備事業（モード学園スパイラルタワーズ、平成 20 年 3 月竣工）やささしまライブ 24 土地区画整理事業が記載されている。

都市再生整備計画と中心市街地の活性化は、非常に密接に関係している。都市再生整備計画の進捗等を踏まえつつ、両者の整合を図りながら中心市街地の活性化を推進していくことが必要である。

都市再生緊急整備地域

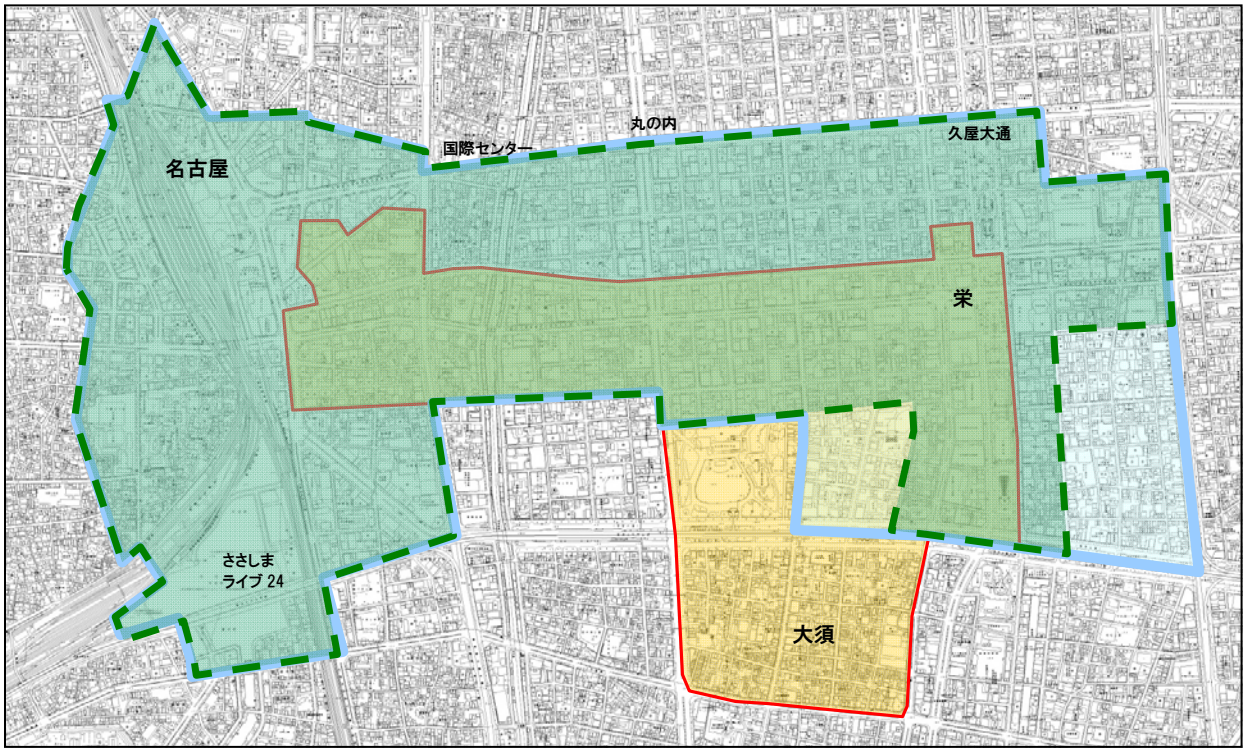

都市再生緊急整備地域（約 348ha）　**都市再生整備計画の区域（約 391ha）**

本計画における区域（約 174ha）

※都市再生整備緊急整備地域の一部（名古屋駅東地区）は、平成 14 年 7 月指定。

一方、国においては平成 19 年 4 月に経済産業省中部経済産業局が「グレーター・ナゴヤ　バンガード構想」を発表している。これは、本市を中心に半径 100km に拡がる地域を「グレーター・ナゴヤ」と定義し、ものづくり産業を中心に日本経済を牽引するグレーター・ナゴヤが国際ビジネス交流拠点として更なる発展を図るため、この地域経済圏の「バンガード（最前線）」として名古屋都心部が「尖っていく」戦略が有効であることを指摘している。

同構想では、2 つの核である名古屋駅地区と栄地区を、それぞれ「グローバル・ビジネス・バンガード」、「アーバン・カルチャー・バンガード」とし、両者がグレーター・ナゴヤの持つビジネスエネルギーや文化エネルギーを集約し、相乗効果を発揮しながらグレーター・ナゴヤ全体の発展を支え、牽引する役割を果たすよう提言している。

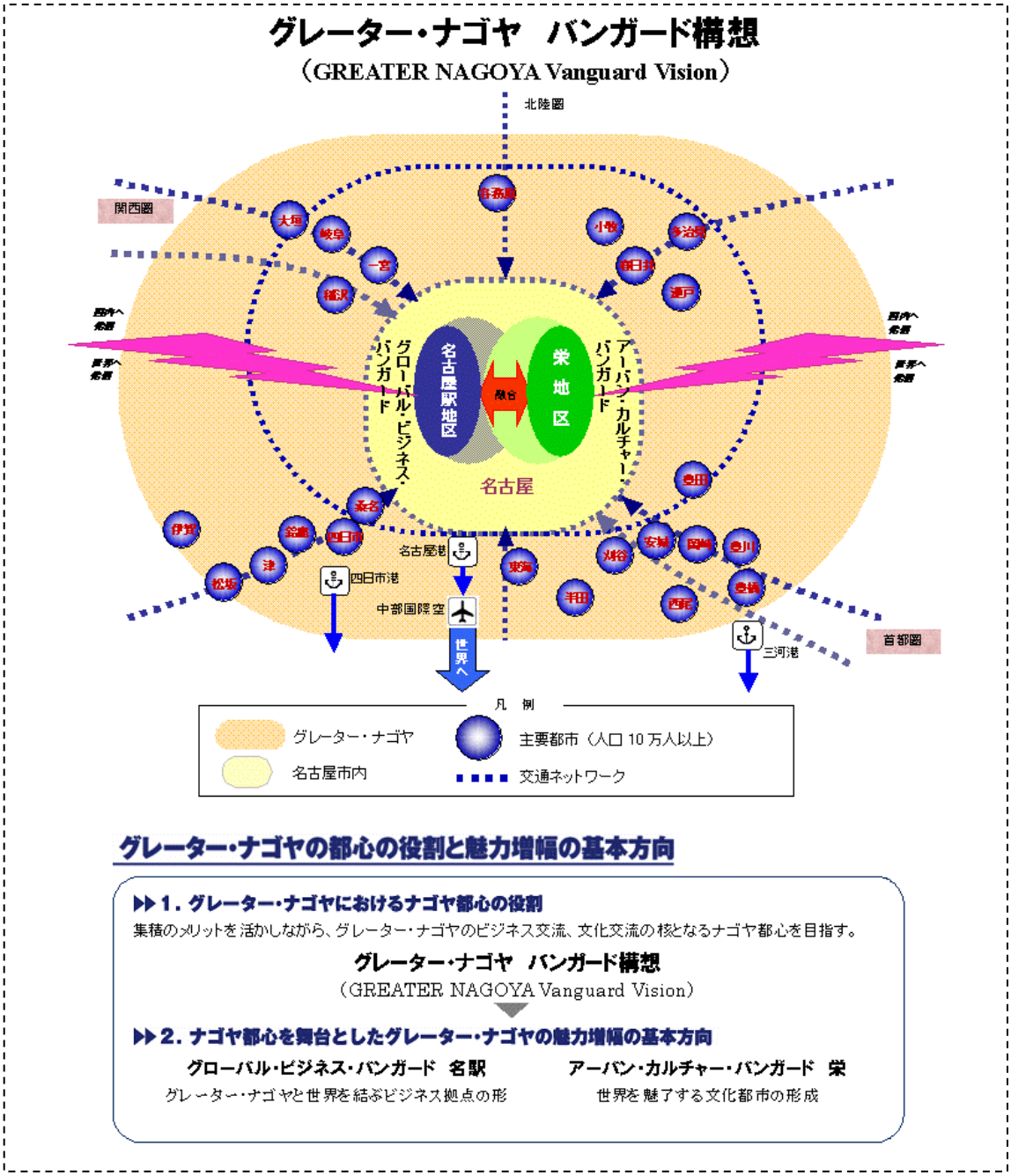

（7）活性化に関する基本的な考え方と方針

①中心市街地の現状の整理

中心市街地の現状から、中心市街地の活性化を阻害している要因を以下の4点に絞り、整理する。

ア　広小路通地区の衰退

広小路通では、事業所数・商店数・年間商品販売額の大幅な低下、中間部における商店街組合の営業店舗数の減少や歩行者通行量の減少など、衰退傾向が顕著となっている。事業所数や年間商品販売額は愛知県の減少率を上回って減少しており、また、商店数についても相当な減少となっているなど、広域的な観点からみても衰退傾向が著しい。

イ　栄地区における核機能の低下

中心市街地の 2 核のうち、名古屋駅地区では、民間主導により大型商業施設等の立地が相次いでおり、賑わいが維持されている。

一方、栄地区では、名古屋駅地区や周辺市町村で増加する大型商業施設の影響を受け、都心商業の核として地域を牽引する大型店自体の売上高が大幅に減少する傾向にある。また、都市の安全性の面でも市民の不安が高まっている。

ウ　大須地区の魅力の低下

大須地区では、来街者の利便性を高めることが課題となっている。また、商店数は横ばいであるものの、近年、年間商品販売額が減少傾向にある。業種構成については、若者向けの古着や雑貨を扱う物販店舗が増加傾向にあり、偏りが生じつつある。

エ　都市環境の悪化や文化施設の低迷

本市では自動車利用の割合が高く、比較的公共交通機関の利用割合が高い中心市街地においても自動車交通量が多い。このような運輸部門による増加要因などにより、本市の二酸化炭素濃度は 20 世紀後半に急上昇し、現在 400ppm に達している。この傾向は地球全体でも同じであり、二酸化炭素の濃度の上昇と呼応するように、市内の平均気温も上昇傾向にある。このような地球温暖化現象は中心市街地においてもヒートアイランド現象として顕在化している。

地球規模の環境問題への対応は人類共通の課題であるが、本市としても国や県の対策との整合、連携を図りながら市内全域で持続可能なまちづくりに向けた取り組みを進め、これを名古屋都市圏全体へと広げていくことが必要である。

中心市街地活性化の施策を推進する中で、中心市街地の環境の向上に資する取り組みもあわせて実施し、環境負荷の少ないまちづくりを進めていくことが必要である。特に、近年、世界的に問題とされている地球温暖化の防止は、自治体においても差し迫った政策課題となっている。このため、業務や商業など様々な活動が行われている中心市街地では、地球温暖化の防止など環境負荷の低減に資する取り組みや自動車交通の抑制を一層進めることにより、環境問題に対する名古屋の強い意志を示し、環境首都なごやの顔

として地域全体をリードしていくことが重要である。

さらに、このような環境の課題に加え、中心市街地では文化施設の低迷も課題の一つとなっている。歩いて楽しいまちには魅力的な文化施設も必要であるが、中心市街地に立地する主要文化施設のうち、白川公園周辺施設では、施設老朽化等により入場者数が減少している。

白川公園周辺は広小路通地区、栄地区、大須地区の中間に位置し、中心市街地の回遊性の強化を図るためには重要な地点であることから、文化施設の再整備を図ることが課題となっている。

②中心市街地の課題

中心市街地の現状の整理から、中心市街地の課題を以下の 3 点に絞り、整理する。

ア　広小路通における歩いて楽しい環境の形成

まず第一に、2 核を結ぶ重要な東西軸である広小路通を歩いて楽しい環境にしていくことが課題である。

広小路通地区の衰退に歯止めをかけるためには、歩く人が主役のまちづくりや都市文化が感じられるまちづくりを進め、歩いて楽しい、賑わいのある歩行者空間の形成を進めることが必要である。広小路通を中心に人の流れが活発化することで、本市のメインストリートとしての役割を果たしつつ、中心市街地全体の回遊性も向上する。

また、広小路通への来街者の誘導を図るため、南側に位置するささしまライブ 24 地区との機能連携を進め、ビジネスマンや若者の集客力を高めることが必要である。

イ　栄地区の拠点性の向上

第 2 に、栄地区の拠点性の向上を図っていくことが課題である。

栄地区は、名古屋駅地区とともに名古屋都市圏の中枢でもあるが、近年、核としての機能が弱まっている。このため、商業、業務、文化などの分野における既存ストックを活かしながら、環境にやさしい都市機能の導入などを進め、一層の量的集積と質的充実を図り、核機能を強化していくことが必要である。加えて、栄地区では都市の安全性の向上を図ることにより、都心商業の拠点としての機能を高めていくことも重要である。

また、拠点性の向上にあたっては、栄地区にはない魅力を持つ大須地区との連携を進め、相互に相乗効果があるよう施策を推進していくことが必要である。

栄地区の拠点性を高め、核としての機能を強化することで、中心市街地全体への波及を目指していく。

ウ　商業地の賑わい再生

最後に、広小路通地区、栄地区、大須地区における商業地の賑わい再生を図ることが課題である。

このため、広小路通地区、栄地区では、商業者が予定する大規模なイベントの開催を支援するとともに、大須地区では、商店街が持つごった煮的な魅力を活かしつつ、来街者の利便性向上を図る拠点施設の整備や、特徴的な個店、商店街事業等の情報提供を進め、さらなる魅力の向上を図ることが必要である。これにより、栄地区や広小路通・白川公園を含めた面的な回遊性を強化していく。

また、中心市街地の活性化を図るに際して、歩く人が主役のまちづくりや環境にやさしい都市機能の導入促進などの施策を実施していくことにより、中心市街地の環境負荷の減少が期待できる。上記の課題を解決すると同時に、環境首都なごやにふさわしい環境負荷の少ないまちづくりも達成されていくものと考える。

③中心市街地の将来像

本市の中心市街地は、市外からの鉄道の乗り入れの充実や地下鉄の環状線化が完了しているなど公共交通の環境が比較的整っていることから、来街者は市内のみではなく周辺地域一円を含め広域な範囲から集まっている状況である。すなわち、中心市街地は本市のみならず名古屋都市圏の中枢としての役割を担っており、圏内における都市生活や経済活動等を支える高品位、高品質、高付加価値な都市機能の提供、都市圏の中心としての交流、賑わいが期待されている。

一方、中心市街地や中心市街地の周辺には様々な課題がある。メインストリートである広小路通地区の衰退、業務、商業、文化等の中心である 2 核のうち、栄地区における核機能の低下、商業地の賑わいの低下の諸課題であり、また、同時に、効率的なエネルギー利用の促進などを図り、環境首都にふさわしい中心市街地づくりを進めていかなければならない。これらは、総じて「都市の持続可能性」に関わる課題として捉えることができる。

今、世界では、中心市街地におけるまちづくりについて、「サステイナブルシティ（持続可能な都市)」を目指すことが共通認識となっている。本市においてもこれらの課題を解決し、まさにサステイナブルなまちの実現を図ることが長期的視点で将来を捉えた最大の課題となっている。

現在、都心部を中心に地域冷暖房システムの導入が進んでいるところであるが、このような取り組みを一層推進することで、中心市街地の都市機能の集積が増進し、名古屋都市圏の中枢としての役割を果たしていくことができる。

地球環境に過度な負荷をかけず、また、世界に開かれた国際的な都市として交流が促進され、賑わいのある中心市街地として、サステイナブルシティとなることを目指し、本計画では、「持続可能な都市環境」の形成を中心市街地の将来像として、活性化を図っていくものである。

④活性化に関する基本的な方針と目標

中心市街地では、事業所数や商店数の減少、年間商品販売額の減少、栄地区における主要百貨店の売上高の減少や歩行者通行量の地点ごとのバラつきなど、魅力の低下が進行していることが把握された。これらは、名古屋都市圏における中枢としての中心市街地の基盤が脆弱であることを示している。

この背景の一つには、本市周辺の市町や市内準工業地域等における大規模集客施設の相次ぐ立地が挙げられる。近年、このような大規模集客施設は一層の大型化が進んでおり、まちづくりに与える影響も非常に大きくなっている。このため、本市では、特別用途地区の活用により、準工業地域における大規模集客施設の立地規制を行うこととし、平成 20 年 9 月より施行しているところである。

本計画は、このような立地規制にあわせ、中心市街地の活性化を図るものである。そのためには、世界への窓口である中部国際空港や名古屋港をはじめとした空・陸・海からの名古屋都市圏へのアクセスや交通結節性を高めつつ、都心構造である 2 核 1 軸をバランス良く発展させ、中心市街地全体の底上げを図ることが必要である。2 核 1 軸のうち 2 核については、それぞれが自らの特性を活かしつつ、相互に競争し、あるいは協調して、相乗効果を発揮しながら活性化を図ることが重要である。

なお 2 核 1 軸に関しては、名古屋市都心部将来構想で、都市及び都市圏の活力を高めるためには、商業、業務機能をはじめとする「中心性を高める機能」の集積を図ることが必要であることを指摘し、名古屋駅地区は業務系の中枢管理機能を、栄地区は広域集客機能を、広小路通・錦通は歩いて楽しい環境をつくりだすため広域集客機能を、それぞれ発展させながら不足機能の充実を図ることが指摘されている。また、ささしまライブ 24 地区と大須地区については、2 核にはない機能や相乗効果を高めることができる機能を配置することが記載されている。

名古屋都市圏における中枢的な役割を担う本市都心部の活性化を図るためには、この 2 核 1 軸の活性化を図りつつ、その効果を周辺に波及させていくことが必要である。この考え方は、旧基本計画や都心部将来構想などの計画を通じて、過去から現在に至るまで本市行政運営の基本となる考え方となっている。この考え方を踏まえつつ、本計画では、そのうち特に疲弊が進む広小路通地区、栄地区と大須地区を中心市街地と設定し、活性化を目指す事業を整理して、その実現を目指していく。

旧計画において中心市街地に含めていた名古屋駅地区については、本計画では区域に含めない。これは、ＪＲ、地下鉄、私鉄が結節する名古屋の玄関口という立地特性などを背景に、近年、業務、商業等の機能が大幅に拡充しており、今後も民間主導による開発が見込まれるためである。

このような考え方に基づき、本計画における基本的な方針を次のように定める。

【基本的な方針】

2 核 1 軸のうち、広小路通地区、栄地区を中心に、大須地区を含めて、歩いて楽しめるまちをつくる

ア　広小路通地区

中心市街地への来街者は、ＪＲや地下鉄等の最寄駅を中心に、中心市街地内を移動することが見込まれるが、点から線へ、線から面へと移動範囲を拡大させ、また、滞在時間を伸ばしていく工夫を行うことにより、中心市街地全体の回遊性を着実に高めていくことが必要である。特に、広小路通では通行量自体が少なく、名古屋駅前との格差が生じているため、歩く人が主役のまちづくりや交流を促進する環境づくりを進め、2 核の結節機能を強化して、回遊を面的に拡大していくことを目指すことが必要である。

広小路通における来街者の目的をみると、納屋橋付近では飲食や映画・観劇、栄付近ではファッション関係の買物、飲食や友人等との交流となっている。また、来街者年齢層をみると、特定の年齢層に対する偏りはほとんどない状況となっており、幅広い年齢層が飲食やファッション関係の買物などを楽しんでいる。

一方、沿線店舗の業種構成（笹島交差点から栄交差点まで）について平成 15 年度と平成 20 年度を比較すると、いずれの年度でも物販店舗及び飲食店舗がそれぞれ約 30%、サービス店舗が約 12%、金融関係店舗が約 10%であり、変化はほとんどない状況である。しかし、より詳細に店舗の立地等を把握すると、次のような特徴がみられる。

- 東側の栄付近では衣料品等の物販店舗が、西側の笹島付近では喫茶店や居酒屋等の飲食店が多い。
- 納屋橋付近では店舗の連坦性が低い。
- 所々、空き店舗や未活用の空き地が見受けられる。
- 伏見から呉服町付近にかけては金融機関の立地が多く、平日午後 3 時以降や休日はシャッターが降りてしまう。
- 呉服町から栄付近については地下街が併設されているため、地上部分があまり賑わっていない。

これらの状況から、広小路通を中心に歩いて楽しいまちをつくるためには、次のような観点から施策を講じていくことが必要である。

a　少子高齢化の進展を踏まえ、幅広い年齢層に対応できるまちとしての魅力を高め、広小路通を軸に面的な回遊性の向上を図る。このため、空き店舗の活用等により連坦性の低いブロックの結節性の強化や広小路通の魅力を情報発信する。

b　金融機関等が多いブロックなどについて、地権者との連携を進め、低層階の店舗化に向けた調整を進める。

c　歩いて楽しみながら買物や交流活動が行えるよう、都心にふさわしい大規模なイベントの開催や歩行者環境の整備等により、地上の賑わいづくりを図る。

d　これらの施策を通じて、区域内では面的な回遊性の向上を図るとともに、周辺からの来街者の誘導を進める。特に、今後開発が進むささしまライブ 24 地区との連携を強化し、名古屋駅地区からささしまライブ 24 地区を移動する学生やビジネス

マンを、結節点となる笹島交差点から広小路通へ誘導する。

広小路通の来街目的

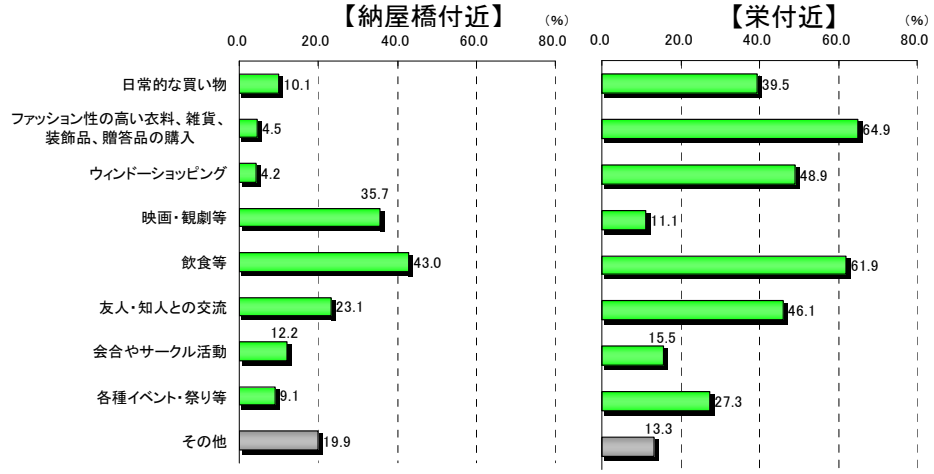

資料：名古屋市「平成 19 年度中心市街地市民アンケート調査」

広小路通の来街者年齢層

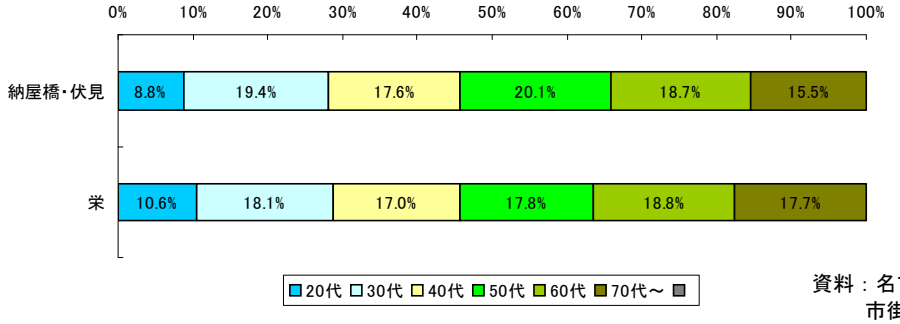

資料：名古屋市「平成 19 年度中心市街地市民アンケート調査」

広小路通沿線の業種構成の変化（H15→H20）

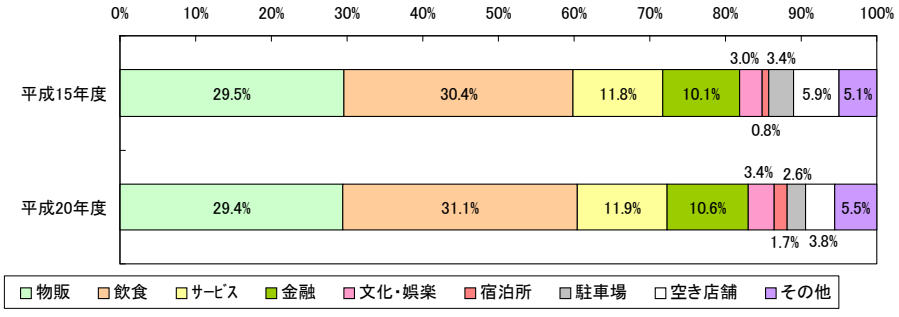

広小路通沿線の業種構成（H20）

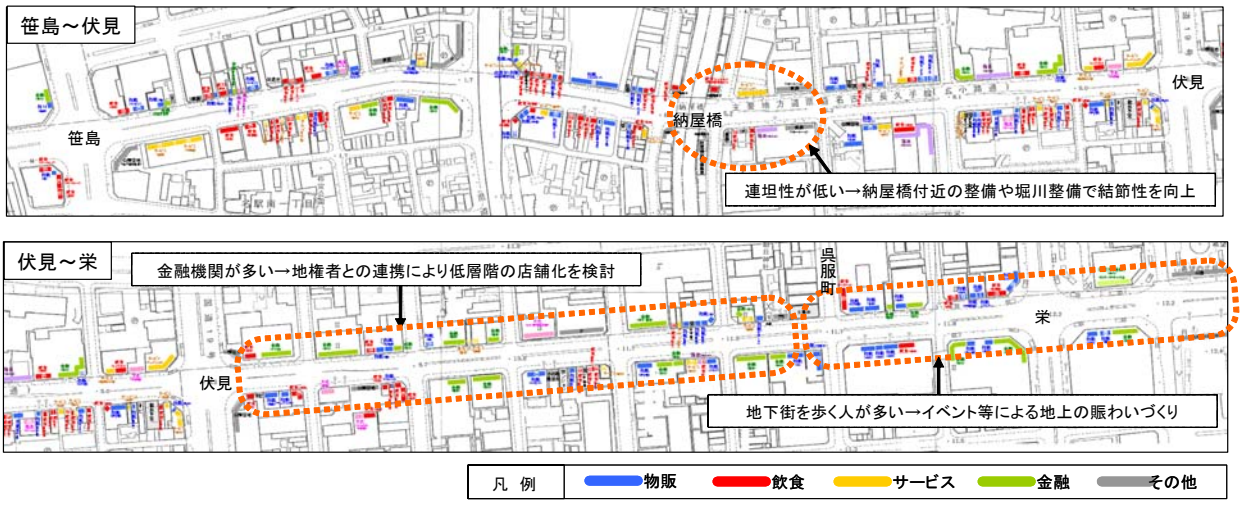

このような諸点を踏まえつつ、広小路通地区における施策を講じていくとともに、さらに、来街者増加の仕掛けとして、特に、区域外の南部に位置するささしまライブ 24 地区の開発を促進していく。同地区は、今後、ホテル・コンベンション施設や大学等の立地が進み、広小路通へのビジネスマンや若者の増加が期待される。このため、ささしまライブ 24 地区との機能連携を図り、着実な来街者の増加を目指していく。また、中間部である納屋橋付近や南側に位置する白川公園周辺における整備を進め、都市機能の集積と充実を図ることにより、南北方向を含め、楽しく歩くことができる環境の形成を図っていく。広小路通のうち、西側部分は名古屋駅地区と結節していることもあり、業務機能が集積している。このため、中小企業の事業活動への支援強化を進め、中心市街地における経済活動の活発化を進めていく。

具体的には、広小路通における快適でゆとりある歩行者空間の整備や低層階の店舗化の促進、納屋橋周辺における再開発事業や親水広場の整備、白川公園周辺における文化施設の整備や北西部における中小企業支援施設の整備を行っていく。また、これらにあわせ、商業者等による賑わいを創り出す情報発信やイベントの実施を支援する。特に、名古屋開府 400 年となる 2010 年は、広小路通についても生誕 350 年を迎える節目の年にあたるため、市民の意識を喚起し、広小路通の賑わい創出を図るなど、活性化に向けた取り組みを進める。

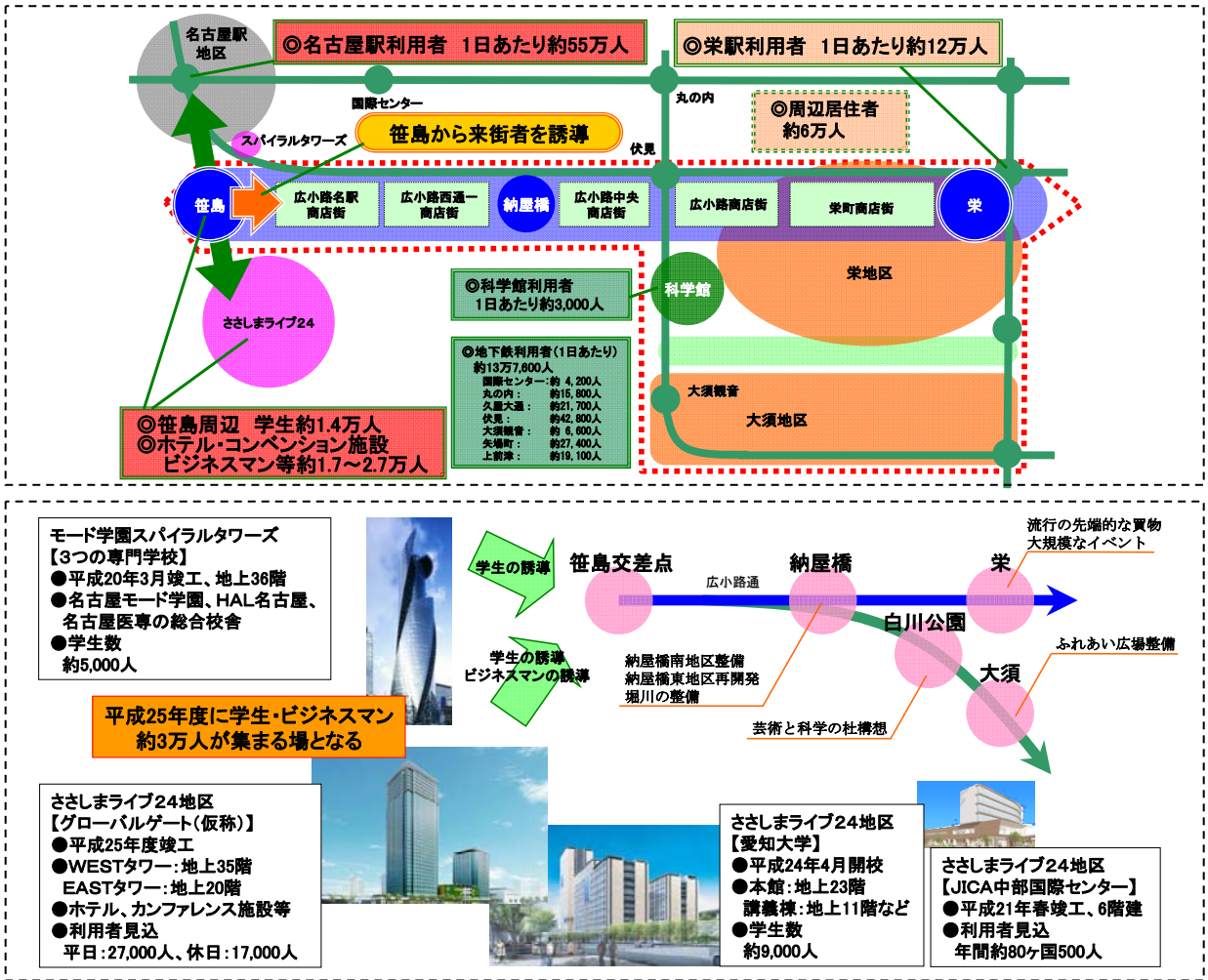

イ　栄地区

栄地区は、名古屋城の築城とともに尾張藩の中心として栄えてきた歴史的経緯を持つことから、現在においても多くの企業が立地しており、また、商業、サービス業の店舗も多数集積するなど、本市における商業、文化の中心としての役割を果たしている。このため栄地区については、これらの集積や企業、市民等の諸活動を活かしつつ、多様な都市機能の一層の集積・充実を進め、拠点性を高めることにより、さらなる交流の促進を目指していく。また、大須地区との機能連携により都心商業の拠点としての基盤を高め、広小路通地区や大須地区を含めた面的な回遊性の向上を図っていくことが必要である。

面的回遊性向上の仕掛けとして、特に、南部に位置する大須地区において、来街者の利便性向上につながる活性化事業を実施するとともに、結節する若宮大通公園の再整備を図り、栄地区と大須地区との機能連携を進める。また、西側に位置する白川公園周辺における文化施設整備を進め、ファミリー層や観光客の面的な誘導を図っていく。

具体的には、関係者間の協働により地域が一体化して行う安心・安全で快適なまちづくりの活動の促進、交流や生涯学習を支援する新教育館の整備や商業者等による大規模なイベント実施への支援などを行い、賑わいの創出を目指していく。ビジネス、商業、市民活動などの様々な分野で都市活動や交流が活発に行われ、これらが相互に影響し合い、さらに活発化するという有機的連鎖を図っていくことが必要である。

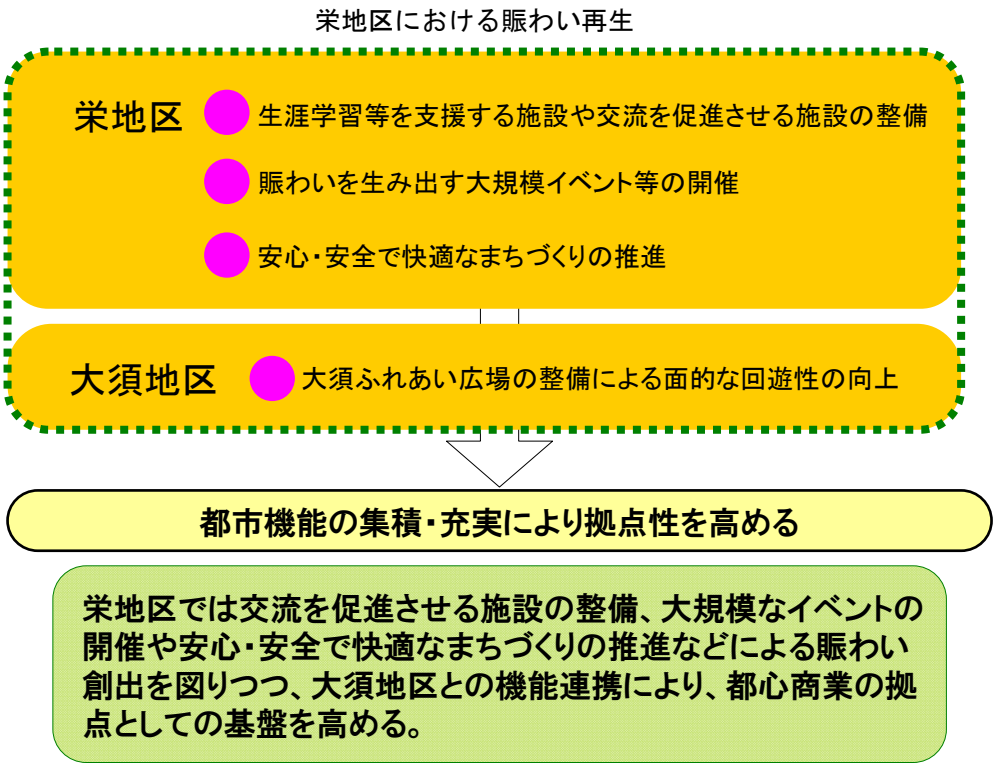

ウ　大須地区

大須地区では、様々な店舗が集積し、日常的な買物、飲食やウィンドーショッピングを目的として、若年層やファミリー層が多く集まっている。このようなごった煮的な下町としての魅力を活かしつつ、来街者の利便性向上を図る拠点施設の整備や、特徴的な個店、商店街事業等の情報提供を進め、さらなる魅力の向上を図ることが必要である。

具体的には、催事・イベントなどに活用されている「大須ふれあい広場」を全天候型の拠点として再整備することにより来街者の利便性の向上を図るとともに、魅力的な個店の紹介や商店街の案内を行うソフト事業を展開し、賑わいを生み出していく。このような取り組みを通して、栄地区や広小路通・白川公園を含めた面的な回遊性を強化していく。

来街目的【大須地区】

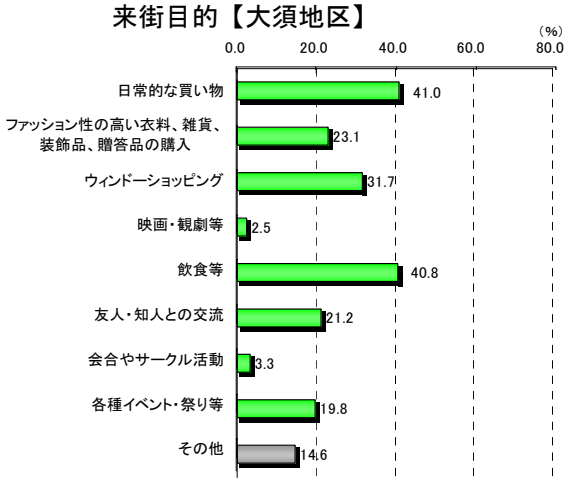

地下鉄上前津駅と大須地区を結節する「ふれあい広場」は、アーケードが途切れており、利便性が低い。

歩いて楽しめるまちをつくるための方策

①広小路周辺から学生やビジネスマンを誘導し、広小路通を中心に歩いて楽しい環境の形成を図る

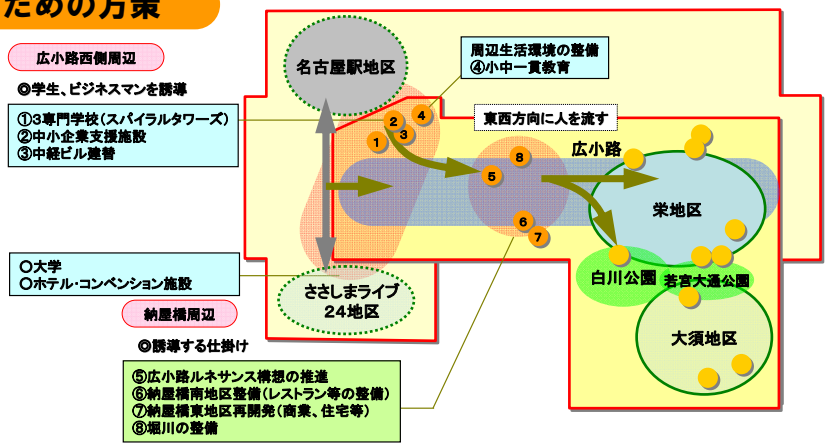

②栄地区、大須地区の連携を強化し、面的な回遊性の向上を図りつつ、賑わいを再生

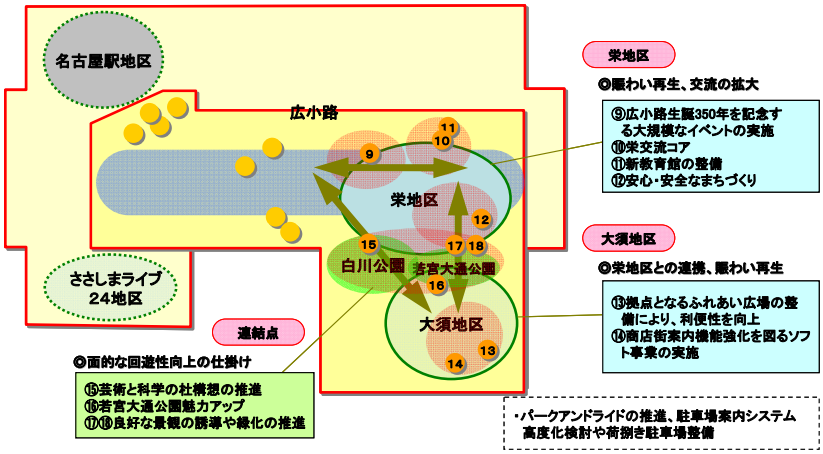

このような基本的な方針に基づき、広小路通地区、栄地区、大須地区を中心に、歩いて楽しめるまちづくりを目指して、行政と民間による集中的な投資や活性化事業を実施し、中心市街地全体の再活性化と地球環境負荷の少ない中心市街地づくりを進めていくものである。

また、これらの効果を、本市のみならず広域に拡がる地域経済圏活性化の起爆剤とすることを目指していく。このため、中心市街地活性化の目標を以下のように設定する。

【中心市街地の活性化の目標】

「歩いて楽しめる快適な交流環境の創出による賑わいづくり」

①歩いて楽しい快適な都市環境の形成

環境に配慮した都市空間の整備・緑化、安心、安全で快適なまちづくりの推進や文化の振興を図ることにより、多くの来街者がまちを楽しみ、ゆとりを感じ、都市文化や歴史文化を味わいながら回遊でき、快適で豊かな暮らしを身近に感じることができるような環境づくりを進めていく。

②高度な利便性を提供できる多様な都市機能の集積と充実

徒歩や公共交通を利用して、効率よく商業や文化など、様々な都市機能を享受できるよう、集約型都市構造による持続可能なまちづくりを目指し、一層の都市機能の量的集積と質的多様化を目指したまちづくりを進めていく。

③魅力と賑わいあふれる商業地の形成

中心市街地にふさわしい賑わいを生み出すため、集積する各店舗が消費者ニーズを的確に汲み取り、一層高いレベルの商いを目指す取り組みとあわせ、商業者が連携したイベントの開催等により、魅力と賑わいあふれる商業地づくりを進めていく。

中心市街地の課題、基本的な方針、目標等

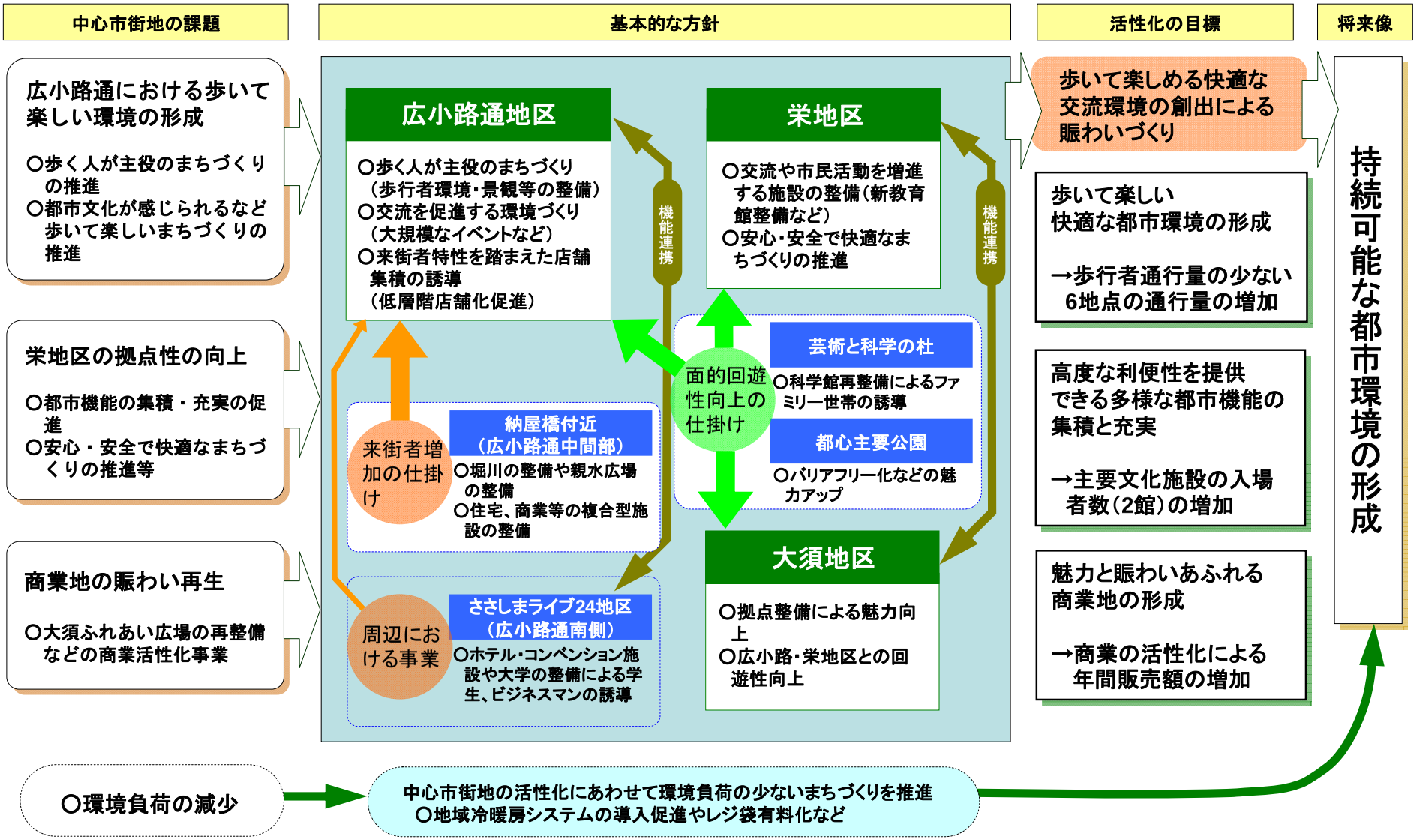

２．中心市街地の位置及び区域

［１］位置

位置設定の考え方

「尾張名古屋は城でもつ」と言われるとおり、名古屋のまちの原点は名古屋城にある。1610 年に当時尾張国の中心であった清洲のまちが「清洲越し」により名古屋城を中心とする地域に移転されたことがその始まりである。名古屋城の周囲に武家屋敷、幅員三間の道路で区画された基盤割の部分に町屋、防衛上の要所に寺社を配置した計画的なまちづくりが行われ、これが現在にも残される市街地の基礎になっている。例えば、「広小路」は、1660 年に起こった火災により堀切筋の一部が拡幅されたことにより、広小路と呼ばれるようになったものである。

明治時代以降は近代的な市街地の形成が進み、明治 19 年には名古屋ステーション（停車場）も開設され、広小路通を中心に相当な賑わいをみせた。残念ながら、第二次世界大戦により市中心部の市街地についてはそのほとんどを消失したものの、復興土地区画整理事業を中心にその復興に努めた結果、現在では 100m道路に象徴される広い道路空間を確保したまちとして再生した。

このように、名古屋城の城下町として発展してきた本市の市街地は約 400 年に及ぶ歴史や伝統を持つ地域であり、現在においても本市の経済、文化の中心であるのみならず、日本経済を牽引する重要な役割を担う名古屋都市圏の中枢であることから、本計画においても中心市街地と位置づけることが適切である。

（位置図）

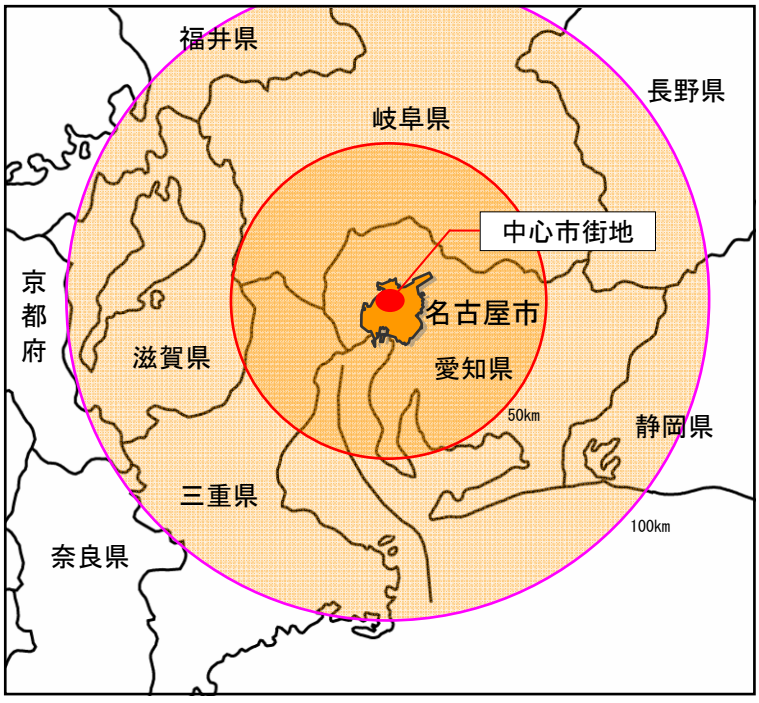

［２］区域

区域設定の考え方

本市の中心部は､都心部将来構想における都心部のうち､2 核 1 軸を中心とする約 580ha の区域である。旧基本計画ではこの区域を中心市街地として設定した。

一方、国では中心市街地活性化法を含むまちづくり三法の見直しが行われ、大規模集客施設の立地規制の強化（ブレーキ）と、コンパクトなまちづくりによる中心市街地の再活性化（アクセル）を基本的な考え方として法改正がなされた。改正中心市街地活性化法は平成 18 年 8 月より施行されているが、改正法では「機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地（第二条第一項第二号)」を中心市街地と設定し、その活性化を図るための計画を策定することができる、とされている。また、計画期間については、平成 18 年 8 月に閣議決定された「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」において、「おおむね 5 年以内を目安に、適切に設定すること」とされている。

このような趣旨を踏まえ、本計画では、この約 580ha のうち、およそ 5 年の期間内において早急に活性化を進めることが必要という観点から、選択と集中により区域を設定するものである。具体的には、2 核 1 軸のうち疲弊が進む広小路通地区、栄地区と、同じく課題を抱えている大須地区を含む区域を本計画上の区域と設定する。

なお、約 580ha における 2 核のうち、名古屋駅地区については敢えて区域に含めないこととした。名古屋駅地区は、ＪＲ、地下鉄、私鉄が結節する名古屋の玄関口であるという立地特性などを背景に、近年、業務、商業等の機能が大幅に拡充しており、今後も民間主導による開発が見込まれる。このため、改正法の趣旨に必ずしも合致しない部分があることから、本計画上の区域には含めないものである。

本計画において設定した中心市街地の各地区について再度考え方を述べると、次のとおりである。

本市のメインストリートである広小路通は 2 核を結ぶ重要な骨格であるものの、中心部で人の流れが減少するなど賑わいが低下している。このため、買物だけではなく、市民の交流や憩いの場となるよう歩いて楽しいまちづくりを進めるとともに、中間部の納屋橋付近の整備、堀川の整備、白川公園周辺における文化施設の整備等を図り、周辺地区を含めた面的な回遊性の向上を進めていく。

なお、その南側に近接するささしまライブ 24 地区においては、平成 20 年 1 月の開発提案競技により、ホテル・カンファレンス・業務・商業等の複合施設、愛知大学キャンパスの整備が決定している。広小路通への来街者の増加を図るためには、今後、ビジネス、商業や学校等の都市機能が複合したまちづくりが展開される当該地区との機能連携を進め、ビジネスマン、買物客や学生等の誘導を図っていくことが重要である。

栄地区は、業務、商業や文化・娯楽などの機能が集積し、また、地下鉄やバスなどの交通アクセスの利便性が高い。このような既存の集積を活かしつつ都市機能の集積と充実を図り、交流や市民活動を活発化させることにより、核としての機能強化を図っていく。

栄地区の南側に位置する大須地区は、商店街が面的に連なり、栄地区と対照的な下町としての魅力を持っている。このような魅力を活かしつつ、栄地区との機能連携を進め、両地区全体の魅力を高めることにより、栄地区・広小路通地区との回遊性の向上を図っていく。

2 核 1 軸を骨格とする本市中心市街地約 580ha のうち、選択と集中の観点から、活力が低下している下記の区域約 174ha を、本計画における区域と設定する。

〇区域の面積

約 174ha

（区域図）

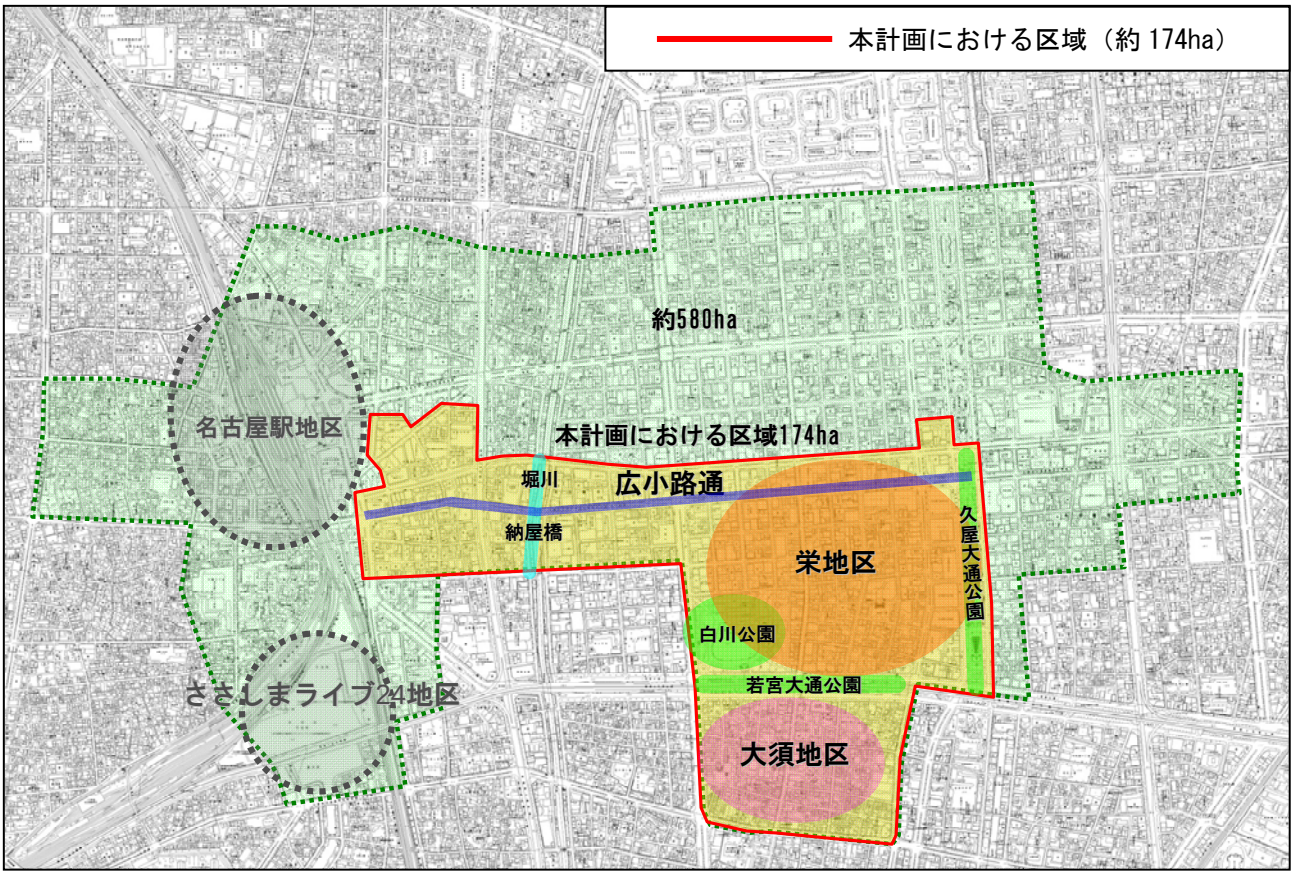

［３］中心市街地要件に適合していることの説明

要　　件	説　　明
第１号要件 **当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること**	中心市街地内には、次のように相当数の商業及び都市機能が集積していることから、第１号要件に該当している。 **①商業機能の集積** 市内面積比では、中心市街地（約 174ha）は市全体（32,645ha）の 0.5%にしか過ぎないが、商店数の 6.9%、従業者数の 8.7%、年間商品販売額の 16.2%を占めるなど、本市の小売商業の比重が高く、商業機能が集積している。

平成 14 年・小売業（商業統計調査）

	名古屋市	中心市街地	シェア
商店数	23,541 店舗	1,630 店舗	6.9%
従業者数	159,340 人	13,880 人	8.7%
年間商品販売額	31,790 億円	5,162 億円	16.2%

②事業所の集積

平成 18 年調査では市内全事業所の 6.4%が中心市街地に集積しており、従業者数も市内全体の 8.9%を占めている。産業分類別に事業所数のシェアをみると、情報通信業、金融・保険業、飲食店・宿泊業などのシェアが高い。

平成 18 年・全事業所（事業所・企業統計調査）

	名古屋市	中心市街地	シェア
事業所数	130,013 事業所	8,323 事業所	6.4%
従業者数	1,449,671 人	129,551 人	8.9%

産業分類別にみた事業所シェア上位 5 分野（同上）

①情報通信業	18.1%	④公務	8.4%
②金融・保険業	11.2%	⑤小売業	8.3%
③飲食店・宿泊業	8.9%		

③上場企業の集積

名古屋市内に本店を有する上場企業 104 社のうち、中心市街地内にはその 14.4%にあたる 15 社が立地しているなど企業の集積がみられ、業務面においても中心性は高い。併せて、これらの企業活動を支援する都市機能や各種施設も多数集積している。

要　　件	説　　明

④各種都市施設の集積

中心市街地内には、美術館、博物館といった市の中心的な文化設、映画館やライブハウス、レジャー施設等、様々な施設の集積がみられる。

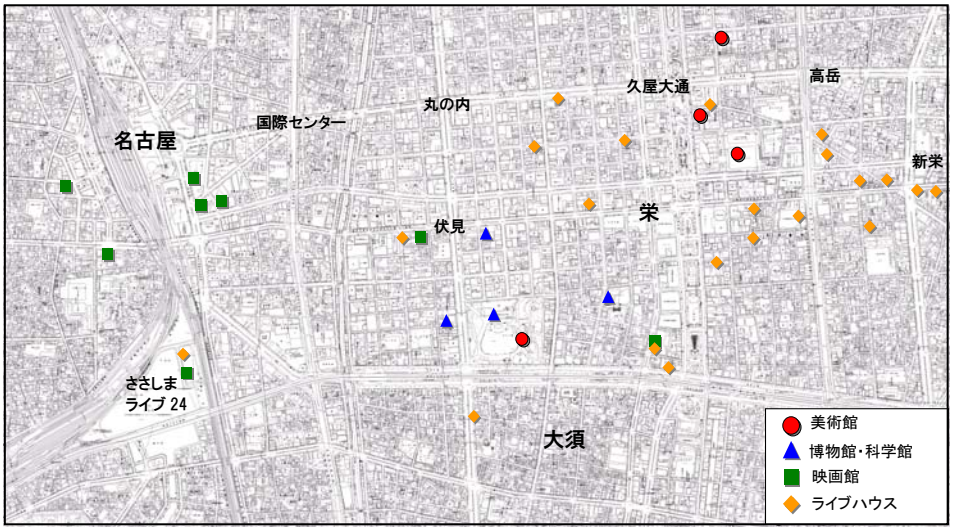

⑤大きな吸引力

平成 17 年国勢調査では、中心市街地を含む 2 区への流入人口は 36 万人を超えている。また、平成 12 年国勢調査による学区別データでは、中心市街地 3 学区の昼夜間人口比率は約 840%に達しており、吸引力が非常に大きな地域であることがわかる。

昼夜間人口比率（国政調査）

区　分		中村区	中区
流出	市内他区へ通勤・通学	26, 835	11, 269
	他市町村へ通勤・通学	10, 084	3, 729
流入	市内他区から通勤・通学	56, 575	140, 465
	他市町村から通勤・通学	81, 822	133, 819
流入超過数		101, 478	259, 286

要　　件	説　　明
第２号要件 当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること	「1[2](7)①中心市街地の現状の整理」に示したとおり、中心市街地では、商業機能の低下や都市活動などの低下傾向がみられるところであり、第２号要件に該当している。 **①広小路通地区の衰退** 広小路通では、事業所数・商店数・年間商品販売額の大幅な低下が進行しており、中間部では営業店舗数の減少や歩行者通行量の減少などが生じているなど、衰退傾向が顕著である。

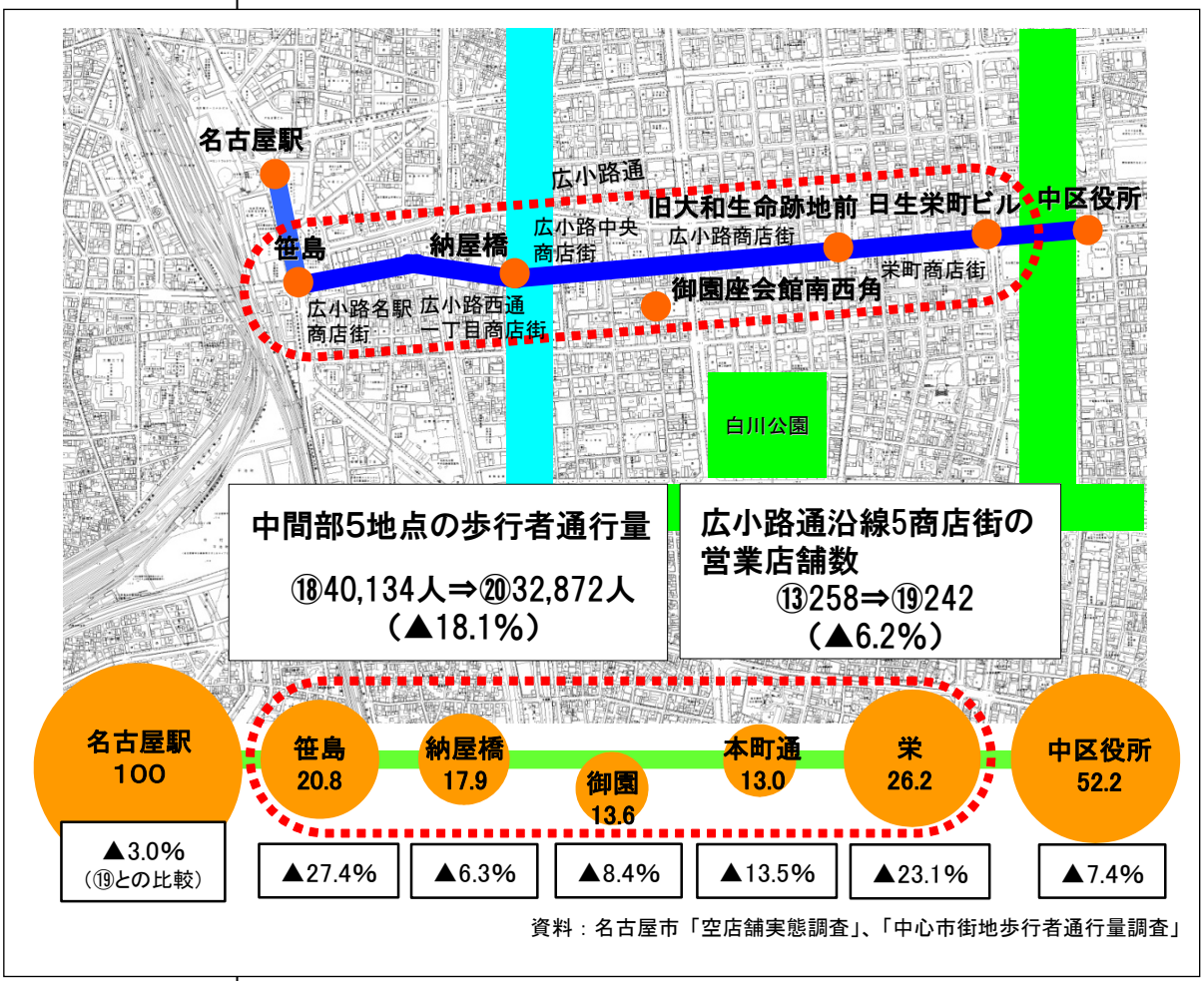

資料：名古屋市「空店舗実態調査」、「中心市街地歩行者通行量調査」

要　　件	説　　明

②栄地区における核機能の低下

栄地区では、事業所数、商店数及び年間商品販売額のいずれも大幅に減少しており、名古屋駅地区とは対照的に、核としての機能が低下している。

また、都市の安全性の面でも不安が高まっている。

事業所数（栄地区）

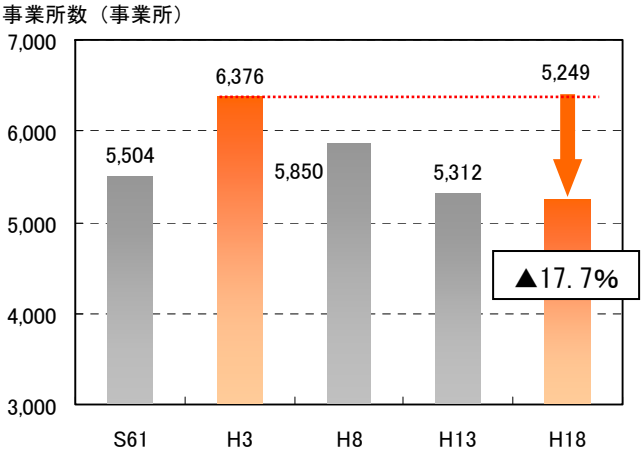

3年：6,376⇒18年：5,429（▲17.7%）

商店数（栄地区）

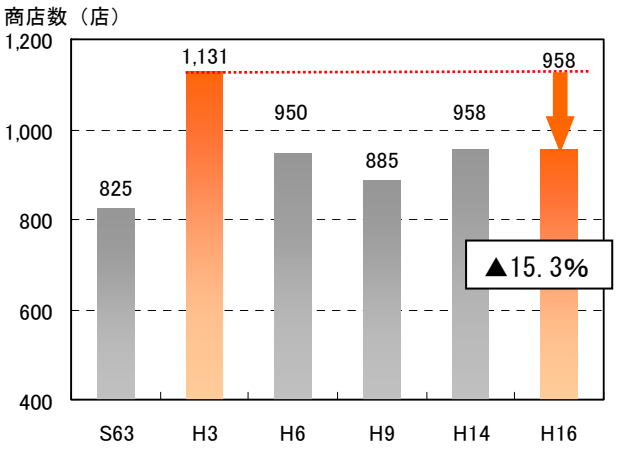

3年：1,131⇒16年：958（▲15.3%）

年間商品販売額（栄地区）

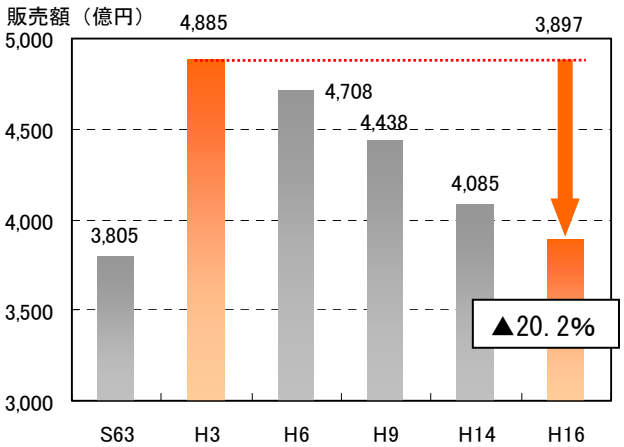

3年：4,885⇒16年：3,897（▲20.2%）

主要百貨店の年間商品販売額

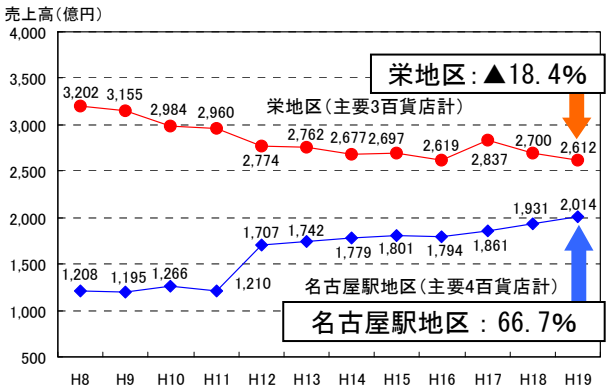

8年：3,202億円⇒19年：2,612億円（▲18.4%）

資料：㈱ストアーズ社「百貨店調査年鑑」ほか

要　　件	説　　明
	③商業地の賑わいの低下 様々な店舗がごった煮的に集積する庶民的な下町として市民に親しまれている大須地区では、商店数は横ばいであるものの、近年、年間商品販売額が減少傾向にある。平成 9 年と 16 年を比較すると 12.8%減少している。 また、多彩な催事・イベントが多い一方で、商店街内に休憩施設がほとんどないこと、また、拠点となるふれあい広場が雨天対応でないことなど、来街者の利便性が損なわれている。

大須地区における年間商品販売額

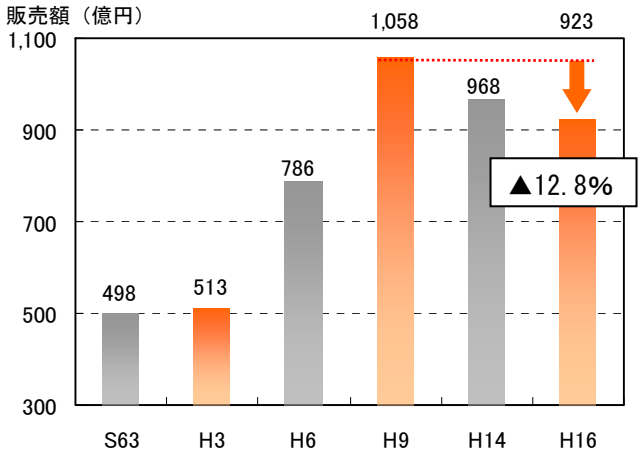

9 年：1,058 億円⇒16 年：923 億円（▲12.8%）

1 階店舗の業種構成（大須地区 9 商店街）

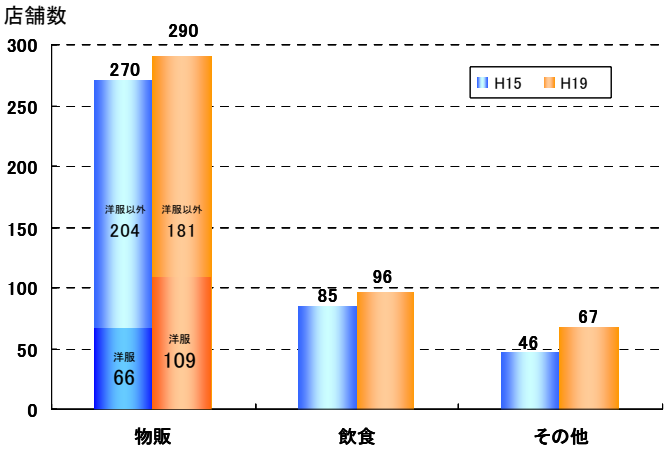

要　　件	説　　明
	④商業機能の低下のおそれ 近年、本市では準工業地域、工業地域における大規模商業施設の立地が増加する傾向にある。また、工業地域、準住居地域、第 2 種住居地域については、平成 19 年 11 月に全面施行された改正都市計画法等で 1 万㎡を超える大規模集客施設の立地規制が行われた。 本市では「大規模集客施設の立地のあり方について（名古屋市方針）」を平成 19 年 11 月に策定、公表した。方針では、今回の法改正の趣旨を踏まえ、本市の状況を勘案すると、準工業地域においても大規模集客施設の立地を制限し、その方法としては特別用途地区を活用するとしており、平成 20 年 3 月に条例を公布し、9 月 1 日より都市計画の告示とあわせて施行した。 このような準工業地域での規制を行わなかった場合における中心市街地の商業機能について検証した。

「大規模集客施設の立地のあり方について（名古屋市方針）」における大規模集客施設の立地規制

●準工業地域においても、法改正と同様に床面積１万㎡を超える大規模集客施設の立地を制限する。
●その方法としては、用途地域を補完する土地利用規制制度である特別用途地区を活用する。

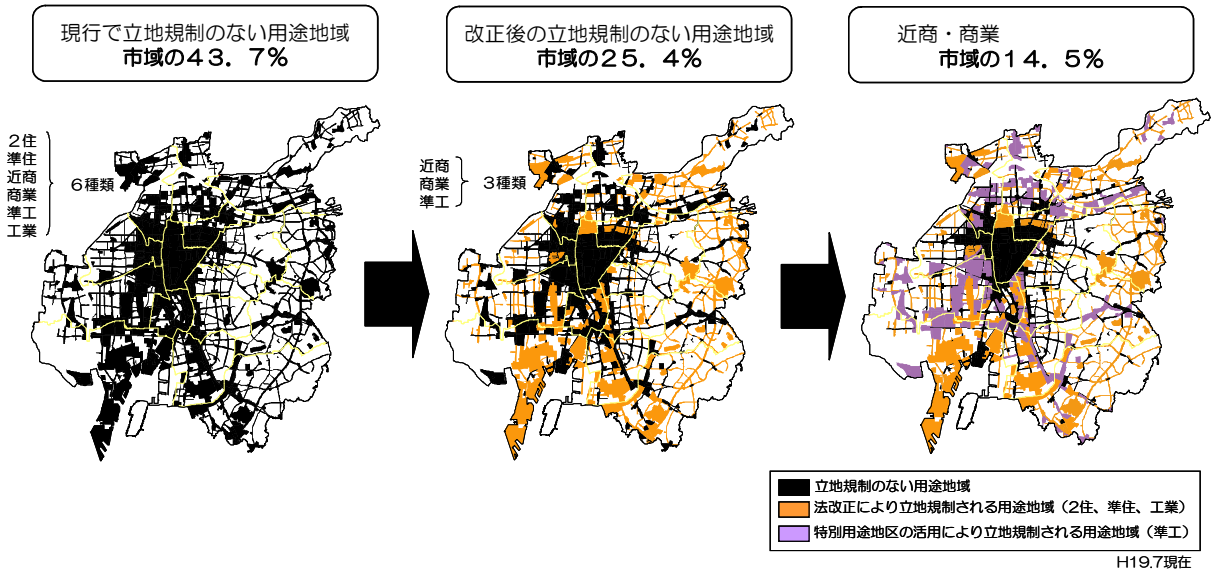

要　　件	説　　明

ア　準工業地域における大規模商業施設（1 万㎡超）の状況

大店立地法に基づく新設届出の内容をみると、準工業地域、工業地域における大規模商業施設の新規立地は増加傾向にある。特に、準工業地域における増加が著しい状況となっている。

大規模商業施設（店舗面積 1 万㎡超）の用途地域別届出件数（新設）

	全件	中心市街地内（商業）	中心市街地外						
			小計	商業	近商	準工、工、2住 計	準工	工業	2住
既存大型店	29	9	20	3	2	15	5	3	7
12	2		2		1	1		1	
13	2		2			2		2	
14	2		2			2	1		1
15	1		1			1	1		
16	5		5	1	1	3	1	1	1
17	6		6			6	6		
18	3	1	2			2		1	1
計	50	10	40	4	4	32	14	8	10

※既存大型店：平成 12 年 5 月末時点
　平成 12 年度：平成 12 年 6 月～平成 13 年 3 月までの新設届出件数
※本表及び下記グラフにおける中心市街地は、旧基本計画（平成 13 年 5 月）における区域を指す

大規模商業施設（店舗面積 1 万㎡超）の用途地域別累積店舗面積（新設届出ベース）

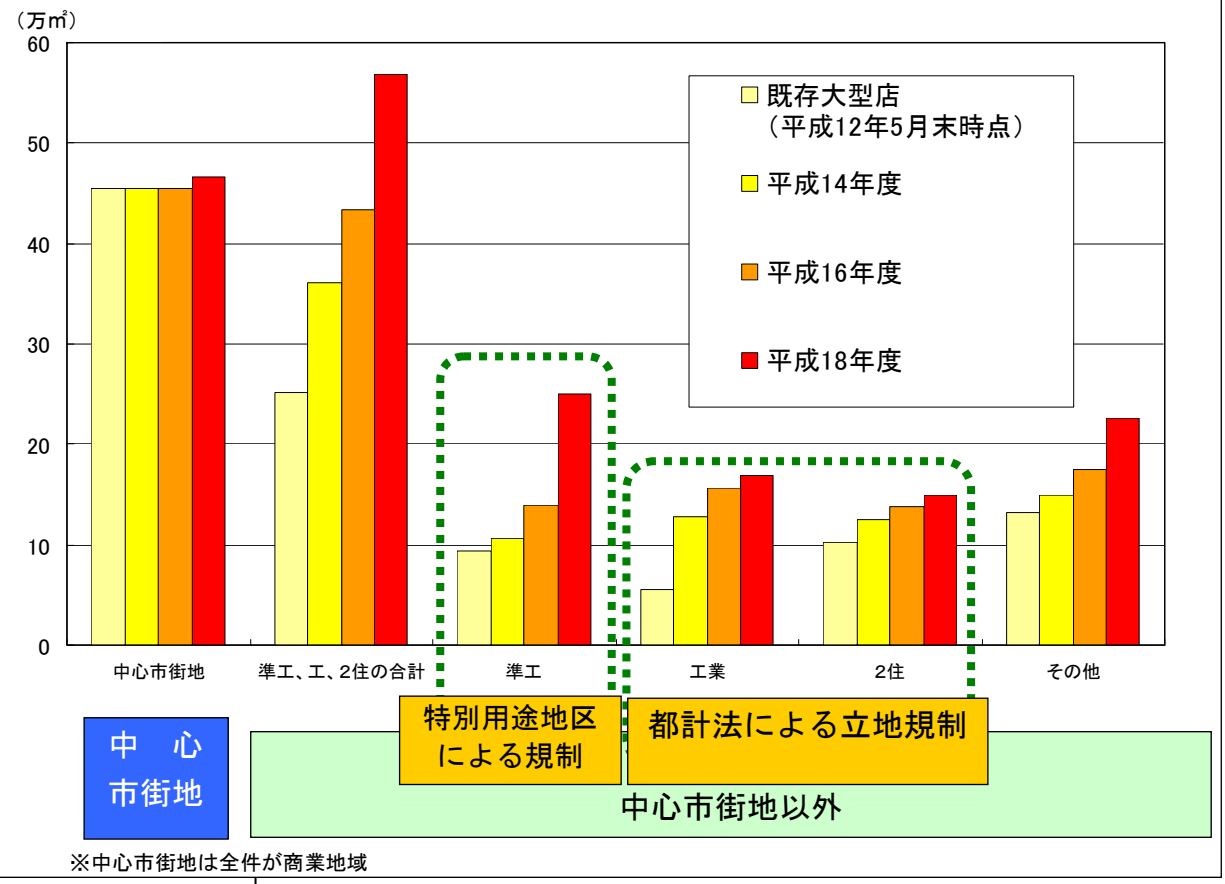

※中心市街地は全件が商業地域

要　　件	説　　明
	イ　準工業地域の状況 市域の約 11%、3,562ha に及ぶ本市の準工業地域は、既成市街域内の住工混在地や工業地域との緩衝地帯として指定されており、公共交通機関の利便性に課題がある場合や都市基盤が必ずしも十分でない場合もみられる。また、土地利用については、住居系、工業系ともにそれぞれ 3 割以上を占めており、住環境や工場の操業環境への一定の配慮が求められる地域であるとともに、大規模敷地が多く、今後工場の移転、閉鎖等に伴う土地利用転換により大規模集客施設の立地が進む可能性がある。 市内の準工業地域 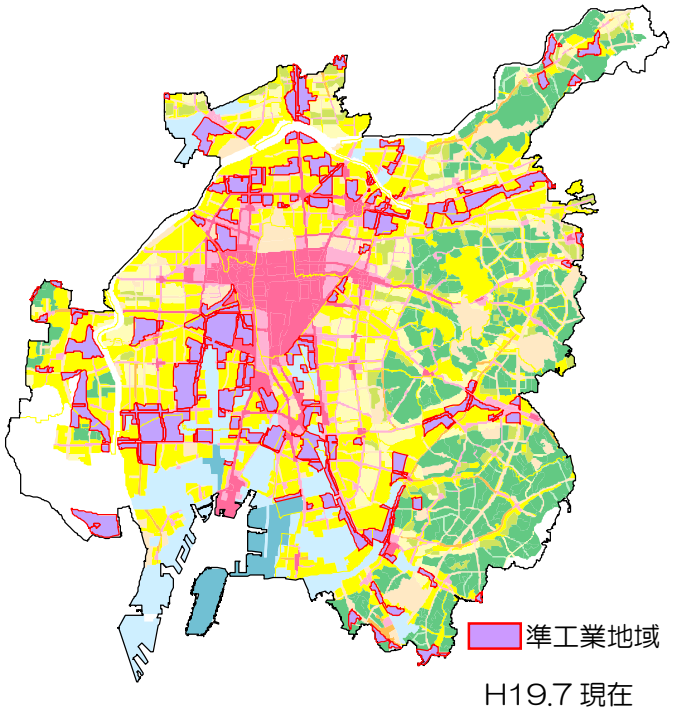 H19.7 現在 市内の準工業地域等の土地利用状況 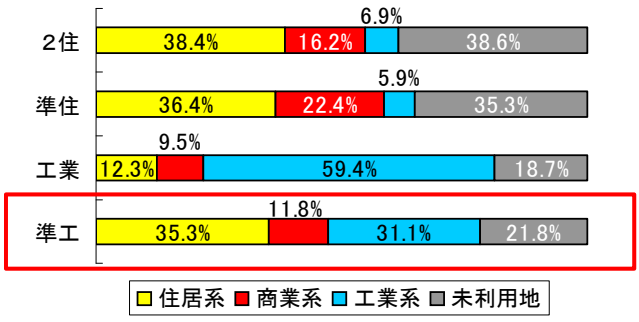 H13 都市計画基礎調査より

要　　件	説　　明
	ウ　中心市街地の商業機能の低下のおそれ これまでの傾向から、準工業地域における大規模商業施設は年 2 件のペースで増加している。大規模集客施設が立地する可能性のある 2ha 以上の大規模敷地は、準工業地域内に約 70 ヶ所あり、その約 6 割は工業用地である。工業用地の土地利用転換は近年増えてきており、工場の閉鎖等に伴う商業用地等への転換は、今後も進む可能性がある。 近年の大規模商業施設の立地動向や大規模敷地の状況を勘案すると、準工業地域における立地規制を行わない場合、今後も準工業地域への立地が進む可能性が高いと考えられる。さらに、都市計画法の改正により工業地域等での立地規制が行われるため、従来、工業地域等に出店していた大規模商業施設の一部が準工業地域で出店することも予想され、一層準工業地域への立地が進むことも考えられる。 本市の準工業地域の大半が中心市街地以外の市域で指定されており、準工業地域における大規模商業施設の増加は中心市街地の商業機能に影響を与えることが考えられる。このため、準工業地域における立地規制を行わない場合には、中心市街地の経済活力の維持に大きな支障が生じる可能性がある。 準工業地域における大規模敷地（2ha 以上）の状況 （平成 13 年都市計画基礎調査より） 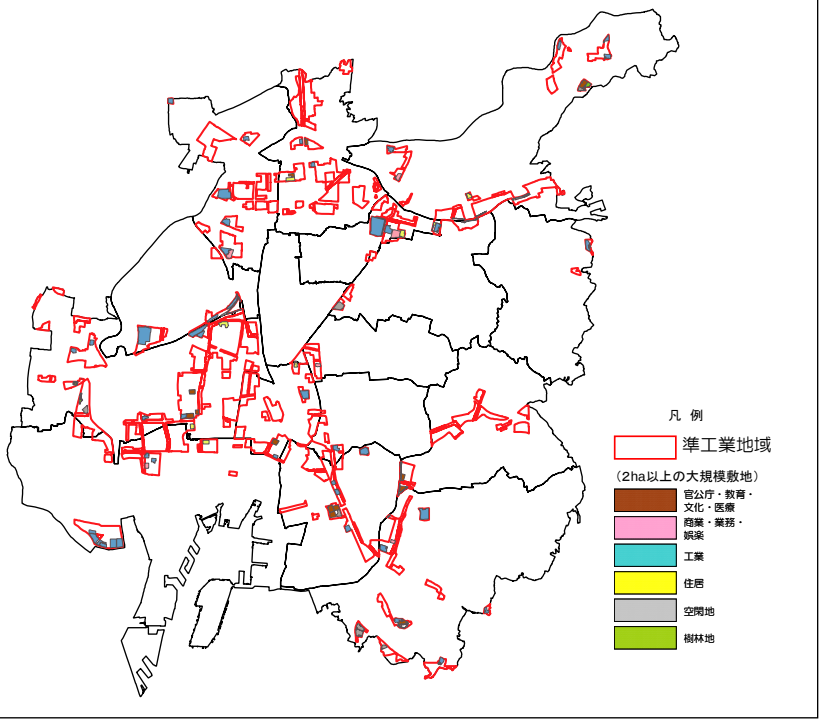

要　　件	説　　明

⑤中心市街地の商業機能の比重低下

ア　全国と本市との比較による商業の状況

平成 3 年データを基準に指数化した商業統計のデータで本市と全国を比較すると、平成 16 年時点において、本市の商店数の指数、従業員数の指数、年間商品販売額の指数はいずれも全国値を下回っている。

これらの商業指標について、全国に占める本市の割合をみると、いずれもほぼ一貫して減少している。平成 3 年に全国の 1.93%を占めていた本市の商店数は平成 16 年には 1.75%へと減少している。同様に、従業員数は 2.02%が 1.95%へ、年間商品販売額は 2.44%が 2.30%へとなっている。

このように、本市の商業は、全国における比重が低下する傾向にある。

全国と本市との比較による商業の状況

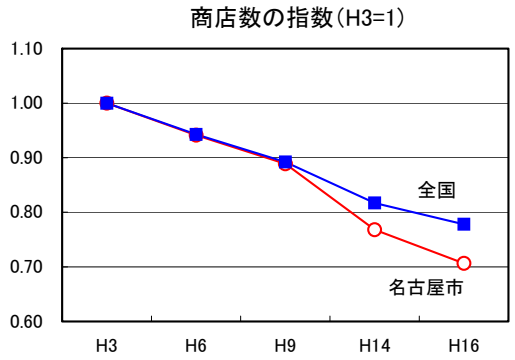

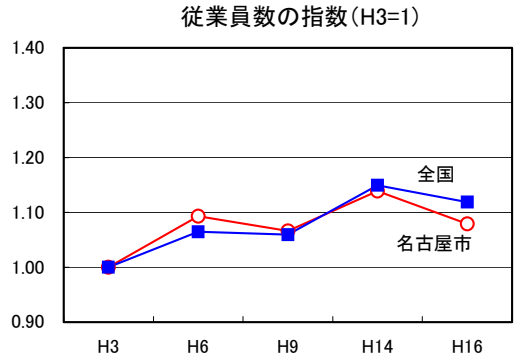

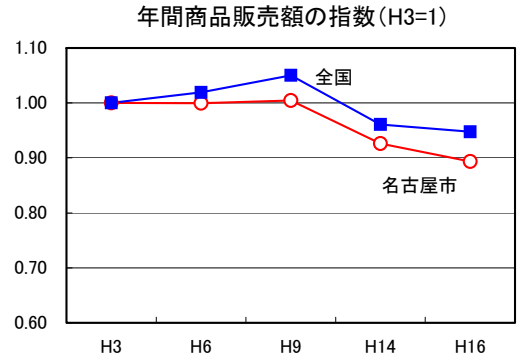

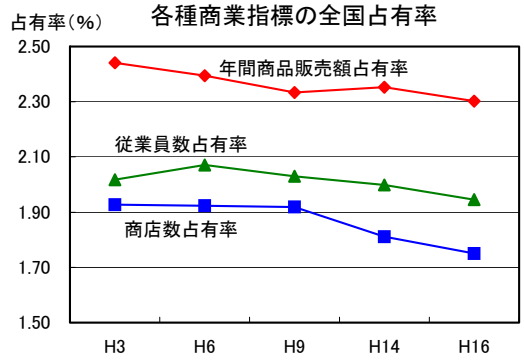

		H3	H6	H9	H14	H16
商店数	名古屋市全体	30,663	28,857	27,245	23,541	21,666
	全国	1,591,223	1,499,948	1,419,696	1,300,057	1,238,049
従業員数	名古屋市全体	139,923	152,951	149,209	159,340	150,992
	全国	6,936,526	7,384,177	7,350,712	7,972,805	7,762,301
年間商品販売額（億円）	名古屋市全体	34,331	34,315	34,479	31,790	30,676
	全国	1,406,381	1,433,251	1,477,431	1,351,093	1,332,786

資料：経済産業省「商業統計調査」再編加工

要　　件	説　　明
	イ　全国主要都市と本市との比較による商業の状況 平成 9 年データを基準に指数化した商業統計のデータで本市と全国の主要な 13 都市とを比較すると、本市は商店数の指数が一貫して減少しており、減少幅は全都市の中で最大となっている。この傾向は人口 1 人当たり商店数の指数でも同様である。 また、従業員数の指数や人口 1 人当たり従業員数の指数については、平成 11 年に上昇したもののその後減少している。特に本市は減少幅が大きく、平成 16 年時点でいずれも下位から 3 番目となっている。

全国主要都市と本市との比較による商業の状況（その１）

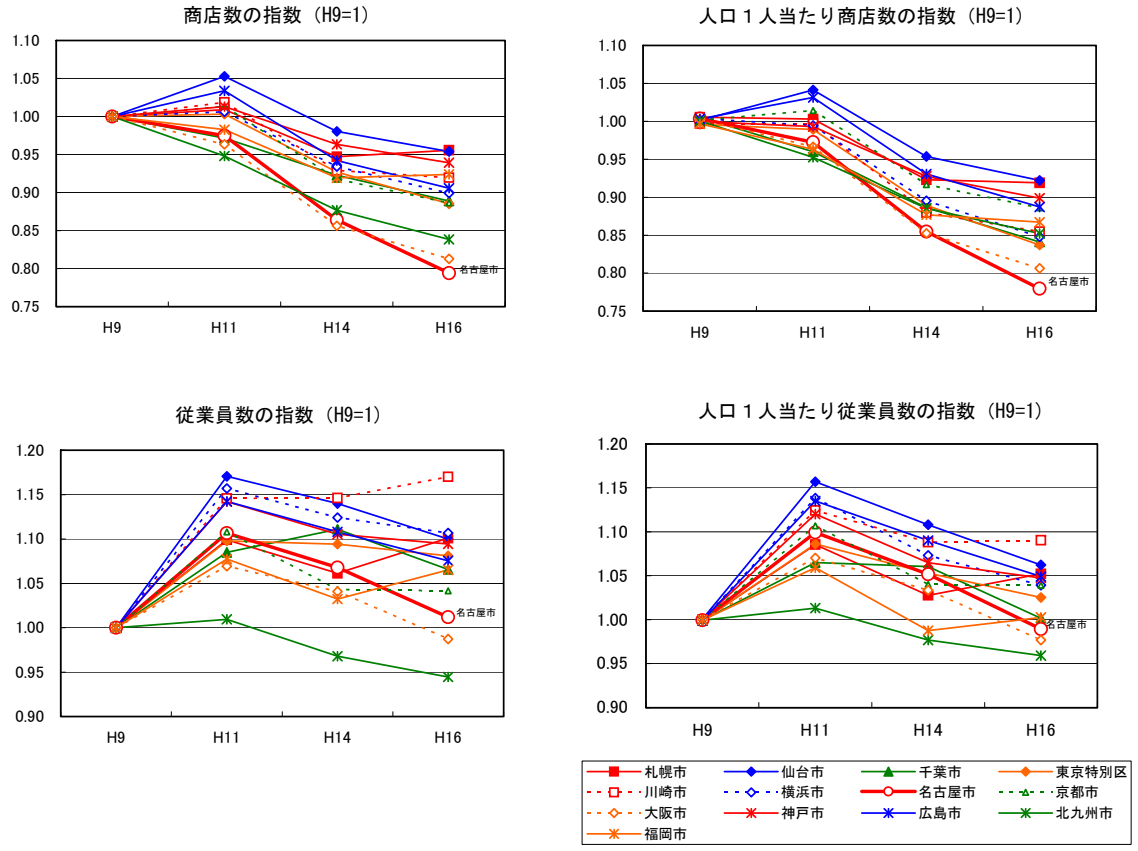

資料：大都市統計協議会「大都市比較統計年表」再編加工

要　　件	説　　明
	年間商品販売額の指数や人口１人当たり年間商品販売額の指数もいずれも下位から 5 番目と他都市より相対的に低い順位に留まっている。 商店数、従業員数、年間商品販売額の各指数が低調な一方で、売場面積、人口１人当たり売場面積の指数は、平成 16 年時点で全都市のほぼ中位にあることから、本市は他の都市と比較して相対的に店舗の大型化が進んでいることがわかる。これは、中小零細店舗を中心に店舗が減少していることを示しており、商業全体の力が弱まっていると考えられる。

全国主要都市と本市との比較による商業の状況（その２）

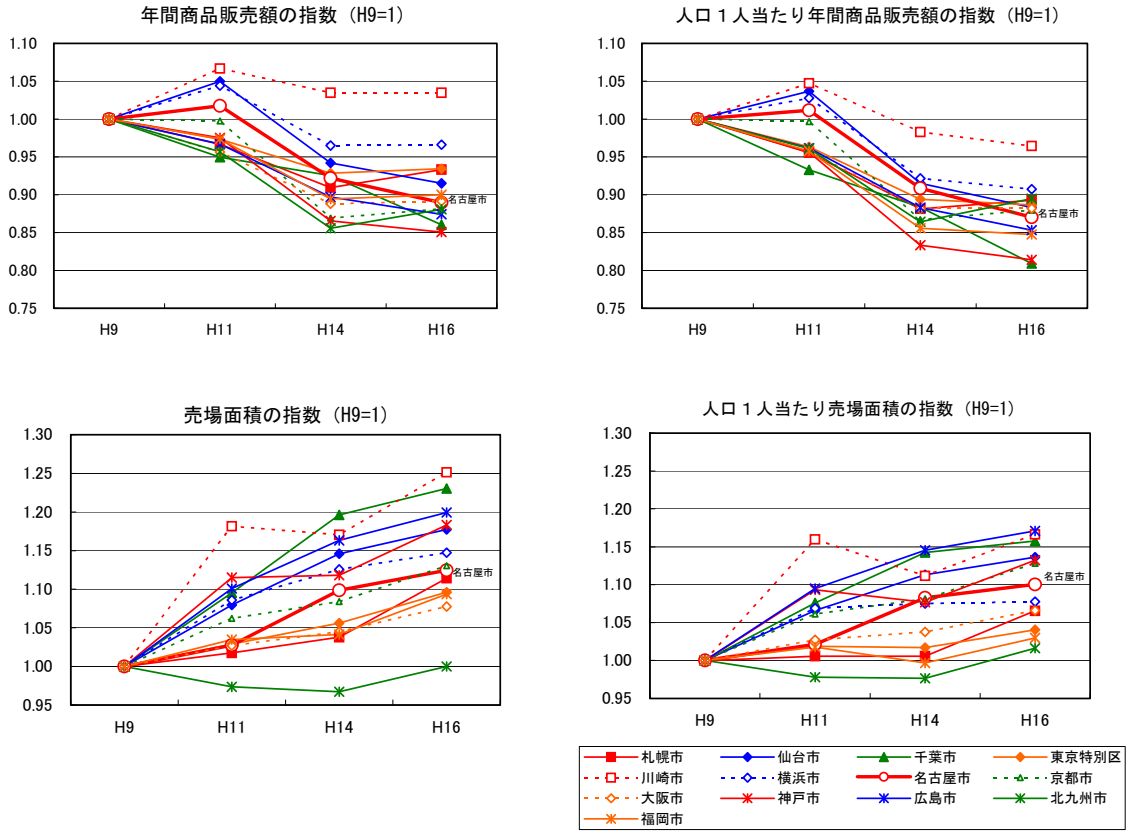

資料：大都市統計協議会「大都市比較統計年表」再編加工

要　　件	説　　明

全国主要都市と本市との比較による商業の状況（大都市比較統計年表）

		札幌市	仙台市	千葉市	東京特別区	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
商店数	H9	12,607	8,823	6,603	97,922	9,104	24,473	27,245	20,257	42,696	16,145	10,873	14,132	15,138
	H11	12,723	9,290	6,416	98,230	9,274	24,629	26,560	20,530	41,135	16,355	11,241	13,396	14,875
	H14	11,941	8,651	6,093	90,772	8,458	22,859	23,541	18,586	36,558	15,552	10,244	12,388	13,916
	H16	12,048	8,417	5,870	86,682	8,372	22,004	21,633	17,956	34,707	15,162	9,848	11,846	13,987
	増減	▲ 559	▲ 406	▲ 733	▲ 11,240	▲ 732	▲ 2,469	▲ 5,612	▲ 2,301	▲ 7,989	▲ 983	▲ 1,025	▲ 2,286	▲ 1,151
従業員数	H9	109,182	61,026	49,646	538,283	56,712	164,918	149,209	106,810	206,976	90,214	68,543	72,418	95,419
	H11	119,989	71,436	53,856	590,935	64,977	190,809	165,100	118,345	221,343	103,032	78,307	73,104	102,813
	H14	115,884	69,566	55,159	588,989	65,000	185,391	159,340	111,400	215,433	99,716	75,948	70,100	98,504
	H16	120,206	67,128	52,902	581,870	66,357	182,546	150,977	111,252	204,338	98,723	73,721	68,403	101,639
	増減	11,024	6,102	3,256	43,587	9,645	17,628	1,768	4,442	▲ 2,638	8,509	5,178	▲ 4,015	6,220
年間商品販売額	H9	2,488,985	1,361,902	1,119,468	13,769,736	1,101,814	3,748,823	3,447,896	2,307,126	5,094,632	2,051,709	1,569,957	1,301,729	2,022,503
	H11	2,405,987	1,429,581	1,063,277	13,399,179	1,175,383	3,914,402	3,508,490	2,301,445	4,872,888	2,000,847	1,518,171	1,245,328	1,969,494
	H14	2,263,748	1,283,020	1,035,699	12,784,654	1,140,187	3,618,066	3,179,008	2,005,488	4,524,271	1,775,672	1,407,991	1,114,102	1,808,867
	H16	2,322,604	1,246,421	962,956	12,864,632	1,140,019	3,621,591	3,066,661	2,033,288	4,542,042	1,745,264	1,372,467	1,146,500	1,820,212
	増減	▲ 166,381	▲ 115,481	▲ 156,512	▲ 905,104	38,205	▲ 127,232	▲ 381,235	▲ 273,838	▲ 552,590	▲ 306,445	▲ 197,490	▲ 155,229	▲ 202,291

※増減は平成 9 年と平成 16 年との比較、年間商品販売額：百万円（次表も同じ）

人口１万人当たりの全国主要都市と本市との比較による商業の状況（大都市比較統計年表）

		札幌市	仙台市	千葉市	東京特別区	川崎市	横浜市	名古屋市	京都市	大阪市	神戸市	広島市	北九州市	福岡市
商店数	H9	70	89	76	123	75	73	126	138	164	111	97	139	116
	H11	70	93	73	122	75	73	123	140	159	110	100	132	112
	H14	65	85	67	109	66	65	108	127	140	103	90	123	102
	H16	64	82	64	103	64	62	98	122	132	100	86	118	101
	増減	▲ 6	▲ 7	▲ 13	▲ 20	▲ 11	▲ 11	▲ 28	▲ 16	▲ 32	▲ 11	▲ 11	▲ 21	▲ 15
従業員数	H9	610	616	575	674	466	494	693	729	797	620	614	713	729
	H11	662	713	612	732	524	562	762	807	853	694	697	723	772
	H14	627	683	610	710	507	530	729	758	824	660	669	697	720
	H16	642	654	576	691	508	513	686	758	778	650	644	684	731
	増減	32	38	1	17	42	20	▲ 7	29	▲ 19	29	31	▲ 29	2
年間商品販売額	H9	13,895	13,757	12,958	17,230	9,051	11,225	16,004	15,743	19,621	14,105	14,053	12,809	15,447
	H11	13,278	14,262	12,090	16,600	9,478	11,537	16,188	15,692	18,777	13,486	13,514	12,309	14,793
	H14	12,248	12,589	11,449	15,406	8,896	10,346	14,542	13,651	17,302	11,756	12,409	11,070	13,222
	H16	12,402	12,152	10,486	15,279	8,729	10,186	13,926	13,847	17,305	11,483	11,993	11,463	13,091
	増減	▲ 1,493	▲ 1,605	▲ 2,472	▲ 1,952	▲ 322	▲ 1,039	▲ 2,078	▲ 1,896	▲ 2,317	▲ 2,622	▲ 2,060	▲ 1,346	▲ 2,356

要　　件	説　　明
	ウ　本市の商業機能の比重低下 本市の年間商品販売額は平成 3 年まで増加が続いていたが、平成 3～9 年をピークに、平成 14 年、16 年と減少に転じている。昭和 51 年と平成 16 年の比較では、年間商品販売額が 2.1 倍、人口当たりの年間商品販売額が 2.0 倍となっているが、この間、愛知県では、それぞれ 2.6 倍、2.1 倍となっている。市内における人口当たりの年間商品販売額を県内における人口当たりの年間商品販売額で除した数値を吸引率とした場合、年間商品販売額自体が増加していた時期も含めて昭和 51 年以降低下傾向が続いている。 これらは、本市の販売額の増加以上に、本市以外の周辺都市で販売額が増加しており、広域商圏における本市の商業機能の比重が低下していることを示している。 年間商品販売額と吸引率 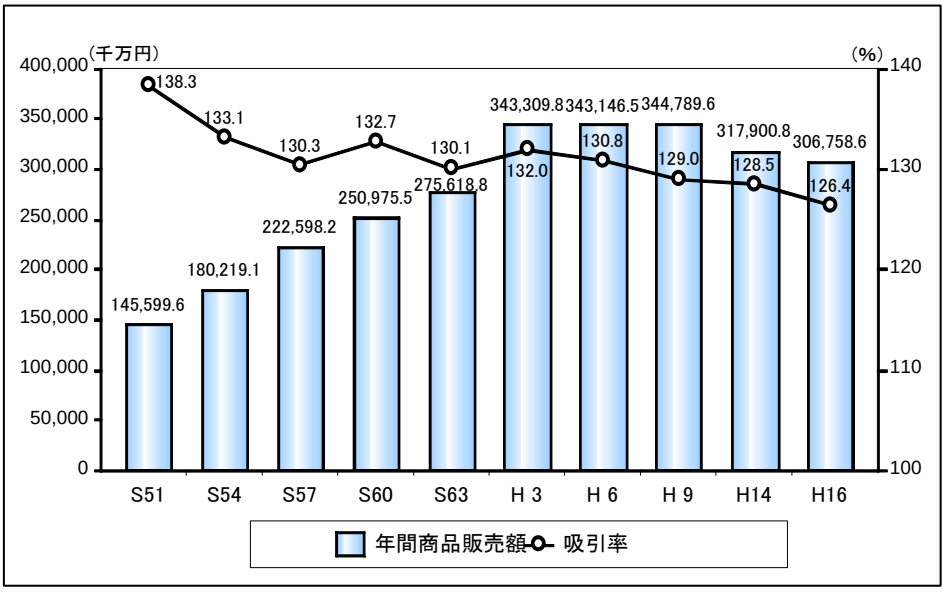 ※吸引率＝名古屋市人口当たり年間商品販売額 ／ 愛知県人口当たり年間商品販売額 資料：経済産業省「商業統計調査」

要　　件	説　　明
	エ　中心市街地を含む 2 区の商業機能の比重低下 　中心市街地を含む中村区、中区における商店数について昭和 51 年を基準とした指数をみると、中区が横ばいを保っているもの中村区では減少傾向が顕著となっている。また、同様に年間商品販売額の指数では、いずれとも低い水準に留まっている。 　本市の中でも名東区、天白区、緑区などの周辺区では商店数の指数、年間商品販売額の指数のいずれも大幅に増加しているほか、中川区、港区、守山区でも比較的増加幅が大きい。 　このことは、市全体に占める中心市街地の商業機能の比重が相対的に低下していることを示している。 **区別商店数の指数（左図）と区別年間商品販売額の指数（右図）** 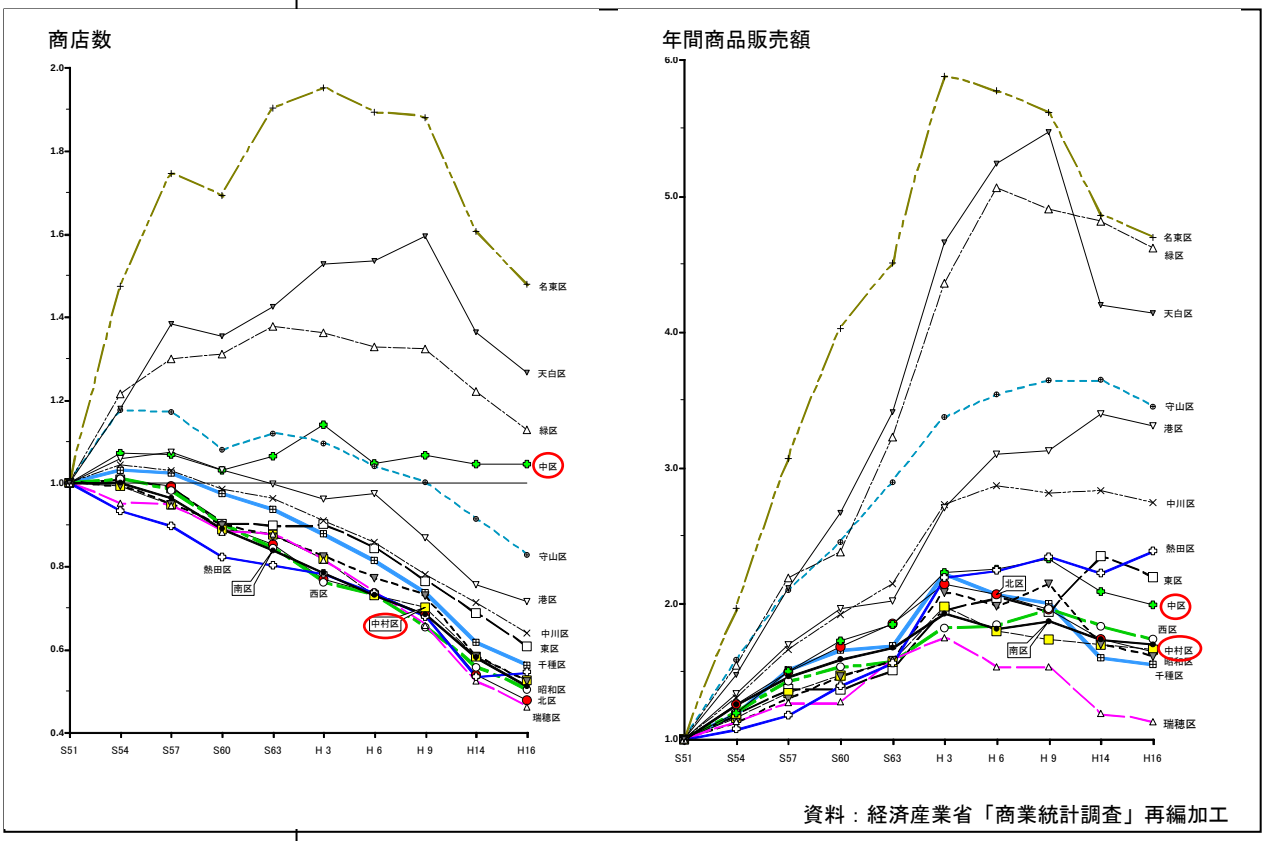 資料：経済産業省「商業統計調査」再編加工

要　　件	説　　明
	オ　中心市街地の商業機能の低下 中心市街地3学区では、平成3年と平成16年の比較で商店数が▲11.1%、年間商品販売額が▲11.2%と減少傾向（平成16年数値はいずれも推計値）にあり、売場面積1㎡当たりの年間商品販売額も低下している。特に、商店数の減少については規模の小さいものほど減少数が大きく、中小小売店舗の廃業・撤退が相次いでいる状況を示している。 当地域がこれまで持っていた「元気な名古屋」のイメージの一つには、大規模店舗の新規立地・増床があると考えられるが、このような大規模店舗は常に市内周辺区や周辺市町に立地する郊外型の超大規模店舗との競争にさらされている。 中小小売商業を含めた商業全体でみると、中心市街地の商業は極めて厳しい状況に置かれている。 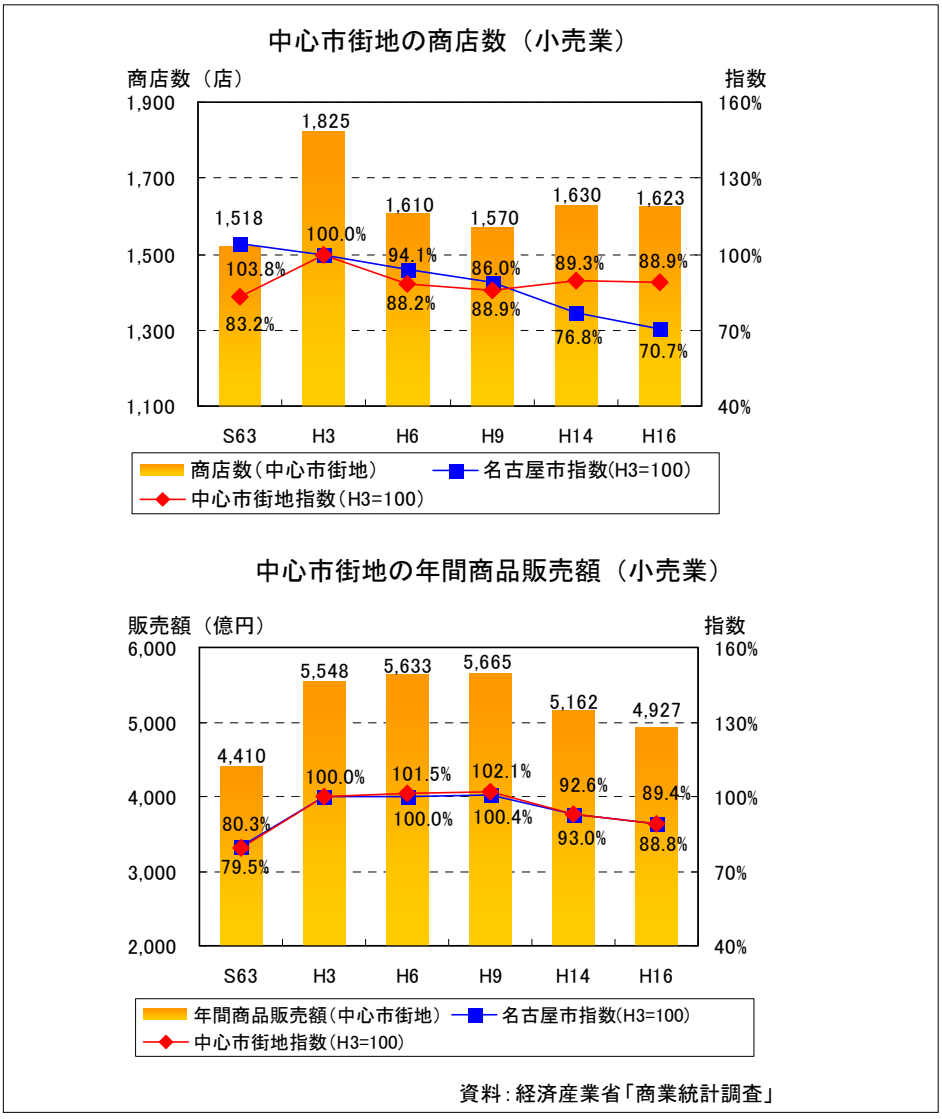 資料：経済産業省「商業統計調査」

要　　件	説　　明

⑥中心市街地の事業所数の減少と市内総生産の減少

中心市街地における事業所数は、バブル景気の崩壊による倒産・廃業や合理化による統廃合などの影響を受け、平成 3 年をピークに減少傾向が続いており、平成 3 年から平成 18 年にかけて 14.5%減少している。

また、愛知県の約 35%を占める市内総生産についてみると、県内総生産が平成 12 年に上昇に転じ、平成 16 年時点では既に平成 8 年当時の水準を超えているのに対し、本市の総生産の回復は鈍い状況となっている。特に、卸売・小売業では回復基調が鈍く、平成 16 年時点では平成 8 年当時の約 8 割の水準に留まっている。

愛知県及び名古屋市の名目総生産

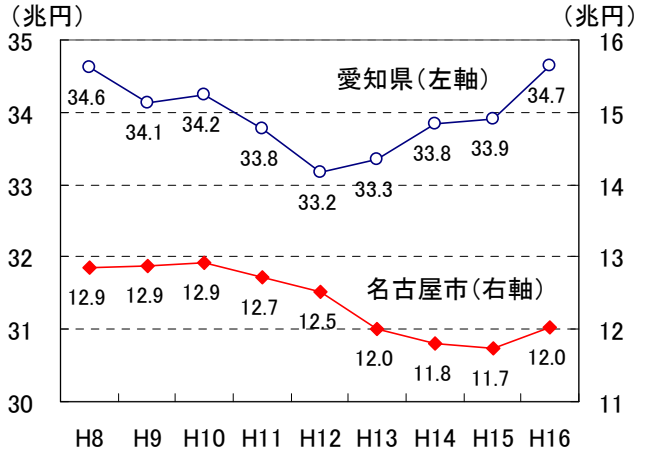

資料：内閣府「県民経済計算」

市内名目総生産の指数（全産業及び卸売・小売業）

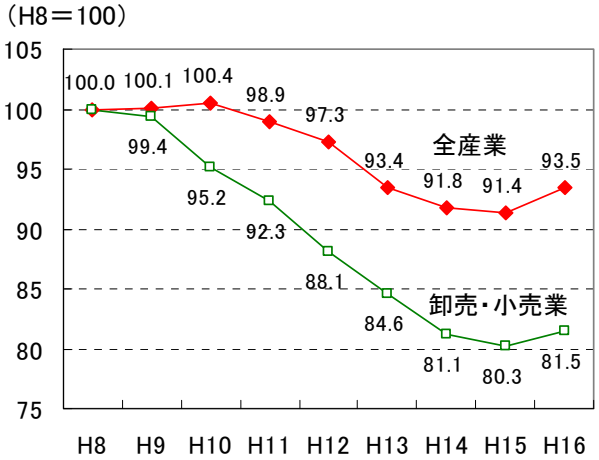

資料：内閣府「県民経済計算」

要　　件	説　　明
第3号要件 **当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること**	中心市街地は、関連する各種計画において地域経済圏の中心として位置づけられており、また、人の移動も本市を中心とする放射線上の動きがみられるなど、我が国有数の一大都市圏における社会、経済、文化の中心として広範囲にわたる影響力を持っている。中心市街地の活性化がもたらす波及効果は市の範囲を越える都市圏全体に及ぶため､第3号要件に該当している。 **①関連する計画における中心市街地の位置づけ** 中心市街地の活性化は本市の基本構想などの上位計画に沿って推進するものである。また、国の「グレーター・ナゴヤ　バンガード構想」をはじめとした関係する計画等においても、本市と周辺市町や県を含めた広域的なエリアで、本市都心部（中心市街地）の位置づけを提言している。本計画は、それらの趣旨も踏まえつつ実施していくものであり、その取り組みは、本市のみならず、広域圏全体の発展に寄与するものである。

関連する計画における中心市街地の位置づけ

計画名	位置づけ等
グレーター・ナゴヤ　バンガード構想（平成19年4月／経済産業省　中部経済産業局）	名駅地区、栄地区をグレーター・ナゴヤ全体の核と位置づけ、次の戦略を提言。 ○名駅「グローバル・ビジネス・バンガード」 グレーター･ナゴヤと世界を結ぶビジネス拠点の形成 ・国際ビジネス交流の場の形成 ・国際水準のビジネスサポート産業の育成 ○栄「アーバン・カルチャー・バンガード」 世界を魅了する文化都市の形成 ・洗練された都市文化の醸成 ・オリジナルな文化の継承と創造
まんなかビジョン（平成16年3月） （国土交通省、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、名古屋市及び地元経済界が協働で策定した共通目標）	中部地方全体の観点から、本市都心部の役割を次のように掲げている。 ・名古屋が中部地方のコアとしての中枢性を強化し、21 世紀の都市活動、都市生活にふさわしい空間とするために、名古屋駅地区や栄地区をはじめとする都心部において、業務・商業・文化・交流などの複合的な機能を誘導し、多くの人が集い賑わう魅力ある名古屋を目指して都市再生を推進します。

要　　件	説　　明

名古屋市産業活性化プラン（平成 17 年 3 月／名古屋市）	グレーター・ナゴヤ経済圏の発展のため、本市産業の目指すべき姿として「モノづくりの中枢圏域を支える国際ビジネス拠点都市」を掲げ、そのための都心部の役割を以下のように掲げている。 ・国際ビジネス・都市型産業が集積するまち

②本市周辺における人の動き

第 4 回パーソントリップ調査（平成 13 年、中京都市圏総合都市交通計画協議会）によると、本市周辺における人の動きは本市を中心とする放射、環状方面の動きとなっており、特に鉄道利用割合が放射方向に高くなっている。中心市街地は市内一円のみではなく、愛知県内をはじめ隣接する岐阜県、三重県から広域的に多くの人々が、買物・レジャー、ビジネス、観光など様々な用件で訪れる地域となっていることが分かる。

本市周辺における 1 日の人の動き（平成 13 年）

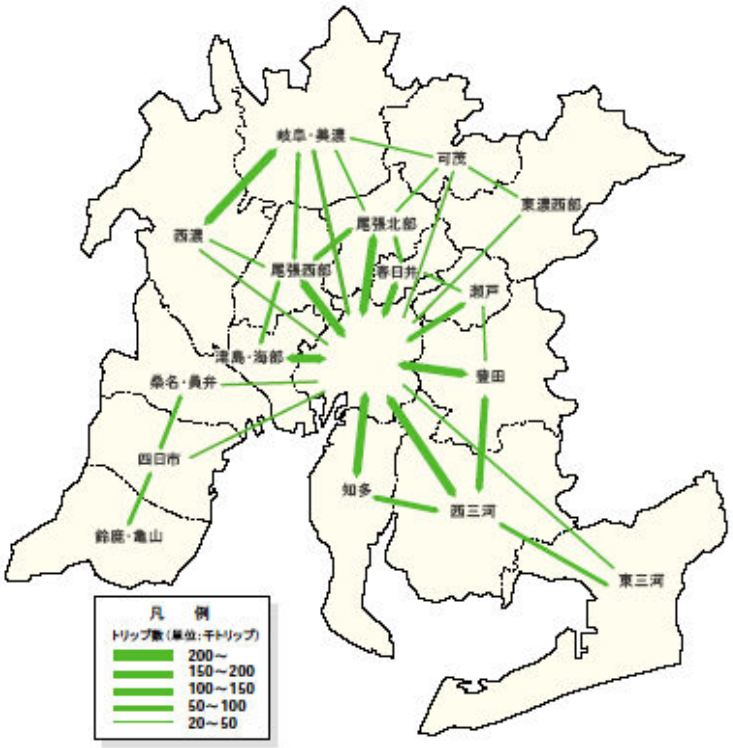

資料：中京都市圏総合都市交通計画協議会
「第 4 回中京都市圏パーソントリップ調査」

３．中心市街地の活性化の目標

［１］活性化の目標

当地域は、木曽川、揖斐川、長良川の木曽三川が流れ、濃尾平野などの肥沃な土壌が広がるという恵まれた自然条件を背景に、古く江戸時代から、からくり人形、繊維、陶磁器などの優れた技術が育まれ、明治時代以降の近代工業の発展を経て、現在では、自動車産業、航空・宇宙産業、セラミックス産業、メカトロニクス産業などが中核を成すモノづくり産業の中枢圏域となっている。

中心市街地は、単に本市の中核であるのみならず、このような名古屋都市圏における社会、経済、文化等の中枢としての役割を担っている。広小路通における歩いて楽しい環境の形成などの諸課題を解決し、持続可能なまちづくりを進め、今後とも地域経済圏を支えていくことが求められている。

このため、行政、民間による各種取り組みを実施し、中心市街地の活性化を推進するとともに、その効果を都市圏全体への活性化へ波及させることを目指す。この実現を図るため、「１．(6) 活性化に関する基本的な考え方と方針」で示したとおり、具体的な活性化の目標を以下のように設定する。

【中心市街地の活性化の目標】

「歩いて楽しめる快適な交流環境の創出による賑わいづくり」

①歩いて楽しい快適な都市環境の形成
②高度な利便性を提供できる多様な都市機能の集積と充実
③魅力と賑わいあふれる商業地の形成

［２］計画期間

(1) 計画期間の設定と考え方

本計画における計画期間は、事業効果が発現する期間を見込み、平成 25 年度までと設定する。なお、平成 22 年（2010 年）は、名古屋開府 400 年、広小路生誕 350 年という節目の年であり、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催や、名古屋城本丸御殿の玄関の一部（本年度から着手する復元工事の第 1 期工事で完了分）を公開する予定となっているなど、様々な事業が実施される見込であることから、平成 22 年度までの活性化の状況について把握し、検証を行うものとする。

▼名古屋城本丸御殿の復元

【計画期間】

平成 25 年度まで
（中間年：平成 22 年度）

⑵ 市全体の施策との整合性

本市では、条例・規則や名古屋新世紀計画 2010 をはじめとする様々な行政計画に基づき、広範囲にわたる施策を実施している。このため、中心市街地の活性化にあたっては、このような市全体の施策と整合させつつ、実施事業を適切に行っていくことが必要である。

市全体における施策のうち、中心市街地にかかわる主なものは次のとおりである。

①都市計画マスタープラン、都心部将来構想や市街地の整備等にかかる事業

都市計画法に基づき、将来の都市像や土地利用・都市施設などの整備方針を明らかにした総合的なまちづくりのガイドラインとして、平成 13 年 9 月に「名古屋市都市計画マスタープラン」を定めている。また、この下に総合的なまちづくりの指針として「名古屋市都心部将来構想（平成 16 年 3 月）」を策定している。本計画で実施事業とする「広小路ルネサンス構想の推進」は、この都心部将来構想の中の地区別構想において、「歩く楽しさや地上のにぎわいの復興をはかるため、歩く人が主役のまちづくり」を進める「広小路ルネサンス構想」として掲げられている。

名古屋新世紀計画 2010 や都心部将来構想に基づく市街地の整備等にかかる事業は、平成 17 年度に「愛・地球博」が開催されたこともあり、これまで着実に実施されてきた。主なものとしては、名古屋駅地区では牛島南第一種市街地再開発事業（名古屋ルーセントタワー）や名駅四丁目 7 番地区優良建築物等整備事業（ミッドランドスクエア）を、栄地区では栄公園地区（広場ゾーン）の整備事業などを、広小路通沿線では納屋橋西第一種市街地再開発事業（アクアタウン納屋橋）や旧加藤商会ビルの修復・活用を、それぞれ行った。また、交通環境も大幅に改善され、地下鉄環状線化やあおなみ線（西名古屋名港線）が整備された。

これらの施策との整合を図りつつ、本計画においても、国際的なビジネスの舞台として、あるいは、交流や教育などの諸活動の場として、市民、事業者など多くの来街者で賑わう中心市街地となるよう魅力の向上を図っていく。

②都市の安心・安全・快適

都市の安心・安全・快適性の観点からは、本市では、平成 16 年 11 月に「安心・安全で快適なまちづくりなごや条例」を施行しており、安心、安全で快適なまちの実現を目指して各地域で地域住民、警察、行政等が連携・協働して様々な活動が展開されている。また、地域住民による防犯活動を補完するものとして、平成 19 年 9 月に「名古屋市公共的団体による防犯カメラ設置及び利用に関するガイドライン」を制定し、プライバシー保護との調和を図りつつ、防犯カメラの設置による犯罪が発生しにくい環境づくりを支援しているところである。

現在、防犯活動の推進、通学路の安全対策、青少年の健全育成の推進、違法駐車や放置自転車等への対応、交通安全の推進、防火・防災などについて事業所や地域住民と連携した安心・安全を推進する活動を展開している。また、快適に関する取り組みとしては、路上禁煙地区の指定、美化推進重点区域を中心とするごみのポイ捨て防止、空地所

有者への自主清掃の依頼等を進めている。

③都市の文化

本市は、2010 年（平成 22 年）にまちの成り立ちの原点である名古屋城の築城開始から 400 年を迎えることとなる。この開府 400 年を目標に、戦災で焼失した名古屋城本丸御殿の復元を進め、玄関の一部公開を予定している。このほか、「なごや四百年時代検定」（なごや検定）もスタートし、近世武家文化をはじめとする地域の歴史や文化の再評価、情報提供が盛んになっている。また、近年、「愛・地球博」が開催されたことから、味噌カツ、ひつまぶし、天むすなどの「名古屋メシ」をはじめとする名古屋文化が全国に発信される機会も増えている。

都心部のうち栄・大須地区では、「世界コスプレサミット」が毎年開催され、名古屋を通してマンガ（アニメ）文化が世界に情報発信されている。また、地域の歴史への関心の高まりにより、貴重な下町情緒が残る円頓寺やその近傍にある蔵屋敷が並ぶ四間道にかけて観光や散策に訪れる市民が増え、商店街や地域住民による「ごえん市」の開催等が企画、実施されている。堀川沿いでは「堀川 1000 人調査隊」や「クリーン堀川」による堀川再生、「堀川文化を伝える会」による文化の掘り起こしなど、民間主導による文化的な活動が活発に展開されているところである。さらに、平成 22 年度には、愛知県芸術文化センターを拠点に、新たな芸術の創造・発信の機会とする国際的な芸術祭として「あいちトリエンナーレ 2010」も実施される予定となっている。

中心市街地における公的な文化施設としては、白川公園に名古屋市美術館、名古屋市科学館が立地しているのをはじめ、栄地区に愛知県美術館などがある。本計画の実施事業として掲げる「芸術と科学の杜構想推進事業」については、名古屋新世紀計画 2010 において、文化の創造拠点「芸術と科学の杜構想」の推進として記載されており、平成 18 年 11 月には「暮らし・にぎわい再生事業計画」が作成され、平成 20 年度から科学館理工館・天文館改築に着手している。

④商業の活性化

商業の活性化については、旧基本計画及びＴＭＯ構想に基づき、フラワープロムナード事業、広小路生誕 350 年事業の開催や、大須東仁王門通商店街のアーケード高質化などが実施されてきた。そのほか、商店街ではクリスマスイルミネーションの実施、各種イベント等の事業や、大学、地域住民、地域団体等が連携して行う「くらしとにぎわい事業」などが実施されている。これまで培われてきた商業者間の連携を活かし、広小路通地区、栄地区、大須地区などで、イベント事業やハード整備を行い、賑わいの再生を図っていく。

⑤地球環境負荷の低減

本市は、環境首都なごやの実現を目指し、なごや環境大学の実施などを行っているほか、緑の保全と創出や、自動車利用の適正化と公共交通利用転換などの施策を行っている。

特に、都心部を中心に導入が進んでいる地域冷暖房システムは、効率的なエネルギーの利用を促進する取り組みであり、今後とも一層の導入促進を図っていく。

これらの施策にあわせ、中心市街地においても、地球温暖化の防止や、自動車に頼り過ぎない「人が主役のまちづくり」に関する取り組みを進める。

ア　環境首都なごやの実現

本市では、環境を市政運営の重要な柱の一つとして位置づけ、「名古屋市環境基本条例（平成 8 年制定）」に掲げる「人と自然が共生することができる健全で恵み豊かな環境を保全するとともに、人と都市の活動を環境への負荷の少ないものに変えていくことにより持続的発展が可能な社会をつくりあげていく」理念の実現を目指し、名古屋新世紀計画 2010 の個別計画として「名古屋市環境基本計画」及びその下位計画である「第 2 次名古屋市地球温暖化防止行動計画」を定めて、各種施策を実施している。

本市では、平成 11 年 2 月にごみ非常事態を宣言し、ごみの分別の徹底など市民、事業者、行政等の協働によるごみ減量への取り組みを進めてきた結果、ごみ量・埋立量の合計量が約 130 万トン（平成 10 年度）から約 83 万トン（平成 17 年度）へと大幅に減少した。また、平成 17 年 3 月から 9 月にかけて「自然の叡智」をテーマとする 2005 年日本国際博覧会「愛・地球博」が開催されたことを機に、市民の環境意識が高まるとともに、素材から製品まで広範囲に強みを持つ産業技術と融合した環境ビジネスが活発化するなどの影響があったところである。

このような大幅なごみ減量の達成や「愛・地球博」による市民の環境意識の高まりなどの社会状況の変化を踏まえ、平成 18 年 7 月に策定した第 2 次環境基本計画では、新しい総合目標として「ともに創る『環境首都なごや』」を掲げ、その実現を目指している。現在、市民、企業、大学、行政の協働により環境学習の場を提供する「なごや環境大学」を推進するとともに、レジ袋有料化や容器包装削減運動の促進、生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の開催に向けた取り組みなど地球環境保全のための国際貢献を行っており、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりに向けた各種施策を展開しているところである。

「環境首都なごや」の実現に向けた取り組みの例

レジ袋有料化

8 区で実施しているレジ袋有料化を 21 年度に全市に拡大

地球環境保全のための国際貢献

生物多様性条約第 10 回締約国会議の開催（平成 22 年度）

なごや交通戦略の推進

公共交通エコポイント

イ　緑の保全と創出

緑の保全や創出に関しては、「緑のまちづくり条例（平成 17 年 10 月施行)」に掲げる「緑あふれる良好な都市環境を形成し、市民に憩いとやすらぎを与えるため、緑の量の確保及び質の向上を図る」等の基本方針の実現を目指し、名古屋新世紀計画 2010 の個別計画として「名古屋市みどりの基本計画（花・水・緑なごやプラン)」を定めている。この中で、市民 1 人当たりの都市公園等面積を平成 22 年度までに現状（平成 12 年）の 8.4 ㎡から 10 ㎡とし、将来的には 15 ㎡とする目標を掲げ、「みどりのまち」を目指している。

現在、本市では幅広く市域の緑化を進めるため、平成 20 年 10 月 31 日から市街化区域全域を対象に、一定規模以上の敷地を有する建築物を新築・増築する際に、定められた面積以上の緑化を義務付ける「緑化地域制度」を全国に先駆けて施行したところである。

ウ　自動車利用の適正化と公共交通利用転換

自動車利用の適正化を図り、公共交通への転換を促進する施策については、平成 16 年 6 月に名古屋市交通問題調査会が「なごや交通戦略」を取りまとめている。この中で名古屋における公共交通と自動車の利用割合を現状の「3 対 7」から 2010 年頃には「4 対 6」にするという数値目標を掲げ、その効果的な推進手段として、都心、駅そば、広域という視点でまちづくりと交通の主な方向性を示している。都心の方向性としては、「歩行者回遊性の向上とまちの賑わいの醸成を図る」、「自動車の流入を抑制し、公共交通によって移動しやすい都心の形成をめざす」ことが必要とされている。

現在、公共交通エコポイント、パークアンドライドの普及促進を図るとともに、カーフリーデーの実施などにより交通エコライフの啓発を行っている。

［３］数値目標

(1)「歩いて楽しい快適な都市環境の形成」を達成するための数値目標

「歩いて楽しい快適な都市環境の形成」は、環境に配慮した都市空間の整備・緑化や文化施設等の整備を行い、歩いて楽しいまちを形成していく目標である。中心市街地において自動車の使用を控えるなど環境に配慮した事業活動等への転換を促すとともに、多くの来街者がまちを楽しみ、ゆとりを感じながら回遊できるような環境づくりを進めていくものである。

「なごや交通戦略（平成 16 年）」では、環境にやさしい交通、まちの賑わいを支える交通、安全・快適な交通の 3 つの目標を達成するため、公共交通（鉄道＋バス）と自動車との利用割合を平成 13 年の「3：7」から平成 22 年（2010 年）頃に「4：6」に転換する数値目標を掲げている。

平成 13 年の中京都市圏パーソントリップ調査では、市の中でもトリップ数が最大であるのは中心市街地を含む中区となっている。中区における公共交通と自動車のトリップ数はそれぞれ 30.6 万トリップと 18.9 万トリップであり、おおむね 6：4 となっている。

このように中心市街地では公共交通機関が充実しているため、既に市全体の目標である 4：6 を上回っている。しかし、中心市街地においても未だに自動車交通量は多いため、このような市全体での取り組みに併せて自動車利用を抑制し、歩いて楽しいまちづくりを進めることにより、CO_2 の削減に貢献していくことが必要である。

このような取り組みを進めていくための数値目標として、歩行者通行量を設定する。

代表交通手段構成（平成 13 年）（自動車と公共交通の比較）

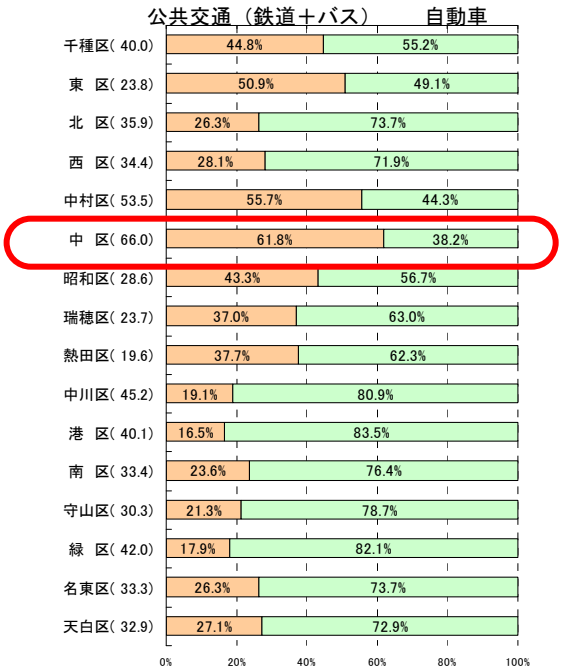

※（）内はトリップ数（単位：万トリップ）

なごや交通戦略における短期目標

目標年次	2010 年頃
公共交通と自動車の利用割合	現状３対７を４対６にする

資料：中京都市圏総合都市交通計画協議会
「第 4 回中京都市圏パーソントリップ調査」

	現況値	目標値（平成 25 年度）
歩行者通行量 （笹島～栄～大須間で歩行者通行量の少ない 6 地点の合計）	４１，１０４人	４８，０００人 （約 6,900 人、16.8%の増加）

【考え方】

都市環境の改善等により中心市街地の面的回遊性は向上し、中心市街地の来街者は増加することとなる。このような来街者の増加を測る指標として歩行者通行量を設定する。歩行者通行量は、毎年、継続的に調査が実施されており、フォローアップも容易である。

指標化にあたっては、笹島～栄～大須間を中心市街地における主要な導線とみなし、歩行者通行量が少ない 6 地点を選択し、回遊性向上の観点から当該 6 地点の通行量を増加させることを目標として、数値目標を設定するものとする。

なお、歩行者通行量調査は、平成 15 年度から毎年実施しており、平日、休日の各 1 日の通行量を測定している。例年とも休日の通行量が平日よりも多くなる傾向がみられるが、これは、平日は都心部への通勤者、通学者や周辺からの買物等の来街者が中心となっているのに対して、休日は、より広域的な範囲から来街者が増加することによるものと考えられる。中心市街地の活性化を図るためには、歩いて楽しいまちづくりを進め、平日、休日のいずれの来街者も増加させることが必要である。このため、目標指標については、各地点における平日、休日を平均した平均通行量を求め、それを合算した「6 地点における平均通行量の合計値」を用いるものとする。（以降、この章において歩行者通行量とは当該合計値を指すものとする。）

【目標値の設定方法】

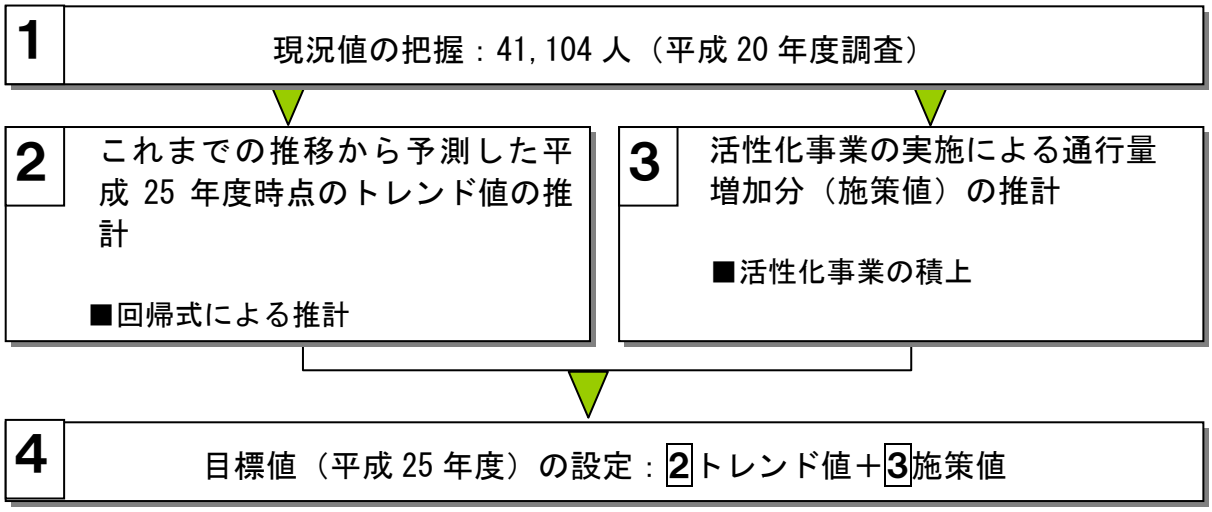

【目標値の設定】

①現況値の把握

笹島～栄～大須間における過去の歩行者通行量をみると、各年度で若干のバラつきがあるが、傾向はほぼ同様となっている。笹島～栄間では、納屋橋、御園座会館南西角、旧大和生命跡地前、日本生命栄町ビルの通行量が少なく、栄～大須間では、若宮大通公園の通行量が少なくなっている。

これら 6 地点の通行量の合計は、平成 17 年度は 48,578 人であったものが、最近期の 20 年度には 41,104 人と急速に減少している。中心市街地の回遊性を向上させるためには、これらの地点の通行量を増加させることが必要である。

この平成 20 年度の歩行者通行量 41,104 人を現況値とする。

■現況値＝41,104 人（平成 20 年度）

数値目標の対象とする調査地点（6 地点）と歩行者通行量の推移

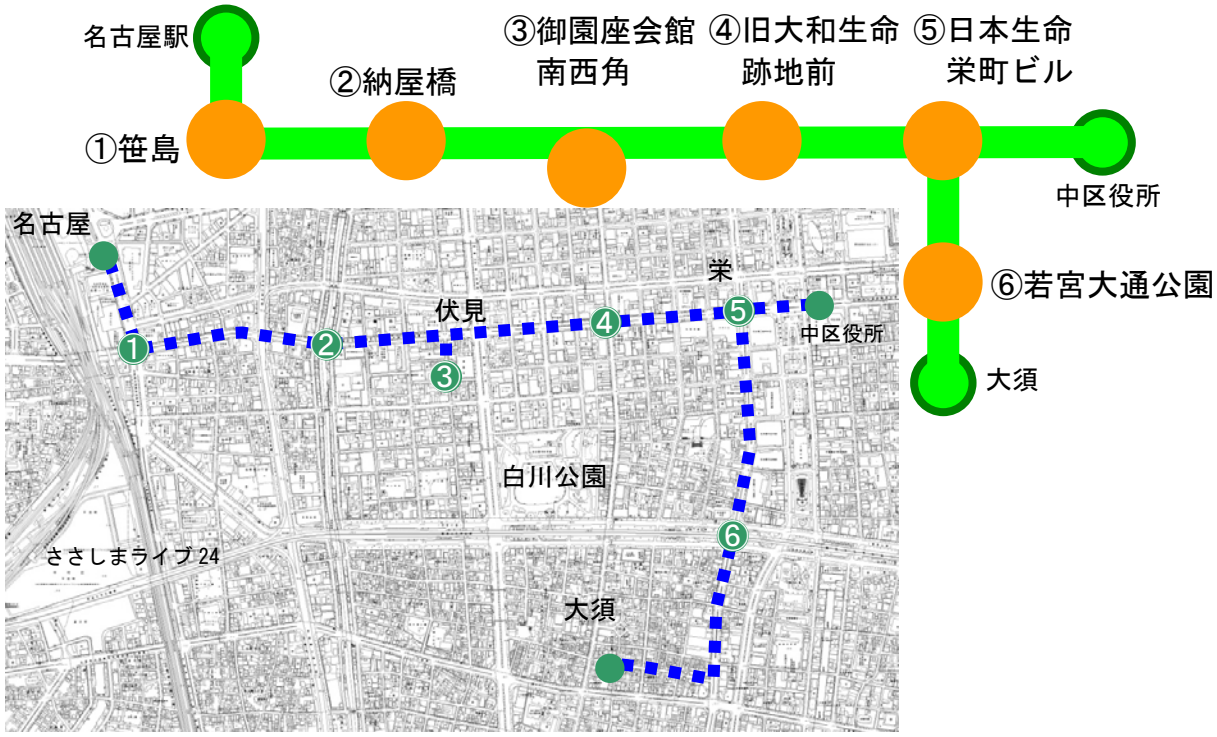

（人）

調査地点	H15	H16	H17	H18	H19	H20
①笹島	8,722	7,411	9,464	10,305	9,869	7,477
②納屋橋	5,460	4,055	6,948	6,872	6,312	6,435
③御園座会館南西角	5,867	3,695	4,257	5,341	4,739	4,892
④旧大和生命跡地前	4,402	4,597	4,855	5,382	4,557	4,655
⑤日本生命栄町ビル	12,684	11,145	13,492	12,234	11,219	9,413
⑥若宮大通公園	6,994	9,363	9,562	8,020	8,643	8,232
6地点の合計値	44,129	40,266	48,578	48,154	45,339	41,104

②これまでの推移から予測した平成 25 年度時点のトレンド値の推計

これら 6 地点の合計値は、平成 15 年度 44,129 人、16 年度 40,266 人、17 年度 48,578 人と変化し、18 年度以降減少している。平成 17 年度をピークにトレンドが異なり、減少傾向に入っていることから、平成 17 年度から 20 年度までの傾向が続いたものとして、回帰式により平成 25 年度のトレンド値を求めるものとする。

直線回帰式（$y=-2523.7x+52103$（$R^2=0.8965$））、二次回帰式（$y=-952.75x^2+2240x+47339$（$R^2=0.9987$））、累乗回帰式（$y=49856x^{-0.1097}$（$R^2=0.7348$））を求めたところ、二次回帰式は減少傾向がさらに強まるなど、累乗回帰式が最も現実的と考えられるため、その値である 33,479 人を、平成 25 年度におけるトレンド値とする。

■平成 25 年度トレンド値＝33,479 人

歩行者通行量の推計（6 地点の合計）

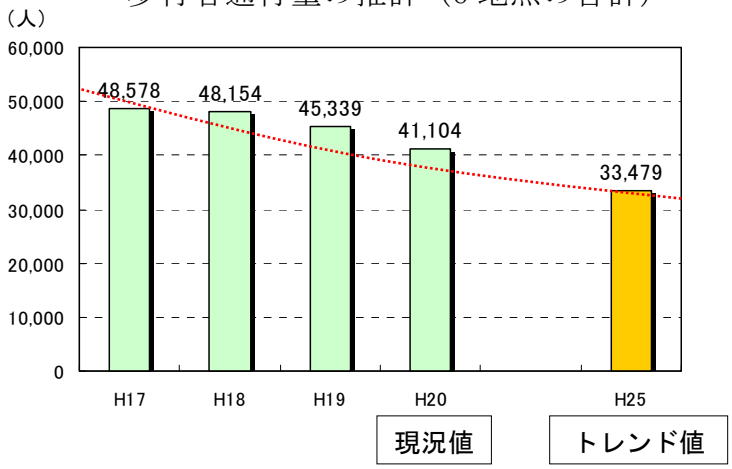

③目指すべき中心市街地の姿

歩行者通行量は、平成 17 年度をピークに通行量が減少している。

平成 17 年度の数値は、三越栄本店が専門店館等からなるラシックを竣工するなどの波及効果が現れていたものと考えられる。また、平成 17 年 9 月までは愛・地球博が開催されていたため、名古屋からの情報発信が増加し、来街者が増加したものである。平成 18 年度、19 年度はこれらの効果が薄れるとともに、郊外等における大規模商業施設との競争激化により、次第に来街者が減少する傾向が表面化してきたものと考えられる。

しかし、笹島～栄～大須間は本市都心部の主要な導線であり、中心市街地全体への回遊を生み出していく原点でもあることから、中心市街地の活性化を図るためには、これらの地点について、人が行き交い、賑わいが感じられるような通りへと改善を図っていくことが必要である。このような状態にしていくことを目指し、歩行者通行量については、平成 17 年度から 18 年度の水準である 48,000 人台とすることを目指していく。

④活性化事業の実施による歩行者通行量増加分（施策値）の推計

本計画において実施される活性化事業の効果により、歩行者通行量は増加することが期待される。増加分の推計方法としては、実施事業のうち、通行量増加に影響を与える集客効果を持つ施設等の整備による増加分と、その他の活性化事業の実施による増加分を積算することにより求めるものとする。

ⅰ　通行量増加に影響を与える集客効果を持つ施設等の整備による増加分

実施するプロジェクトのうち、商業や観光の施設にかかる事業として、以下の 4 事業について積算する。

(a)納屋橋南地区整備事業

納屋橋南地区の整備については、平成 19 年に市有地整備活用提案を募集し、平成 20 年 4 月に最優秀提案を決定したところである。この提案に基づき、遅くとも平成 21 年 3 月末までに整備を完了する予定となっている。親水広場の整備にあわせて、2 階建ての建屋を整備し、インテリアショップ、レストラン、カフェの 3 店舗が入居する予定となっている。この建物面積は 364 ㎡である。

▼納屋橋南地区整備事業

集客数の推計にあたっては、類似の既存施設における 1 ㎡当たり集客数が 0.148 人／㎡であることから、この数値を用いて、納屋橋南地区の集客数を求め、この集客数が歩行者通行量の調査地点である納屋橋を往復するものと想定すると、増加する歩行者通行量として 108 人が見込まれる。

増加する歩行者通行量

364 ㎡×0.148×2（往復）＝108 人

▼既存施設の集客数の例

施設名		ランの館
施設内容		庭園＋飲食
建物面積		2,375 ㎡
年間集客数(H18)		128,193 人
1 日当たり集客数		351 人
	1 ㎡当たり集客数	0.148 人／㎡

(b)芸術と科学の杜構想推進事業

▼芸術と科学の杜構想推進事業

名古屋市科学館の改築基本計画では、入館者数の目標を年間 100 万人と掲げている。これは、プラネタリウムに世界最大のドームスクリーンを導入し、世界一のプラネタリウムとして 40 年以上ぶりに再整備するのをはじめ、ダイナミックで迫力のある最新鋭の大型展示や、五感に訴える参加体験型の展示を行うなど、大規模な機能更新を行うことにより、入館者数が大幅に増加することを見込んでいるためである。

前回の大規模な機能更新は、平成元年における生命館の整備であるが、この際には、年間約 44 万人の入館者が約 74 万人（およそ 1.7 倍）と大幅に増加していることから、今般の大規模整備においても同様の効果があることを見込み、年間 100 万人の入館者があるものと考えている。この入館者数が平成 25 年度も同様であると見込み、歩行者通行量に寄与する人数を算出する（増加分を積算するため、19 年度の科学館入館者数を減ずる）。

増加する入館者のうち、鉄道・バス又は徒歩により来訪する人に、自動車・二輪車で来訪する人の半数を加え（自動車・二輪車については回遊性に寄与する効果が低いため、1/2 を減ずる。）、そのうち 30%程度が中心市街地内を回遊し、調査地点のいずれかを往復するものと仮定すると、増加が見込まれる歩行者通行量は、

25 年度増加年間入館者数×分担率÷年間開館日数×30%×往復

＝（1,000,000－618,956 人）×｛（32.5%＋5.5%＋28.4%）＋（24.4%＋9.2%）×0.5｝÷296 日×30%×2

＝643 人

となる。

※分担率は下表による

中区の交通手段別トリップ数（自由目的、平成 13 年パーソントリップ調査）

	鉄道	バス	自動車	二輪車	徒歩	合計
中区トリップ数	58,613	9,965	44,109	16,525	51,359	180,571
分担率	32.5%	5.5%	24.4%	9.2%	28.4%	100.0%

(c)納屋橋東地区市街地再開発事業

▼納屋橋東地区市街地再開発事業

納屋橋東地区市街地再開発事業は、商業、業務等で構成される施設棟（地上 38 階）、住宅棟（地上 36 階）及び駐車場棟からなる「納屋橋ルネサンスタワーズ（仮称）」を建設するもので、供用開始は平成 25 年秋の予定である。

現在の建築計画における利用者数は、住宅関連が 1 日あたり約 1,000 人、商業・業務・ホテル関連が 1 日あたり約 18,000 人、とされている。

この利用者数のうち、住宅関連利用者についてはその 30%が納屋橋の調査地点を往復するものとして歩行者通行量を推計する。また、商業・業務・ホテル関連利用者は最大利用者数の数値であるため、この 6 割が歩行者通行量の増加に寄与するものとして、科学館と同様に増加分を推計する。

25 年度における歩行者増加分

＝（1,000×30%×2）＋18,000×0.6×｛（32.5%＋5.5%＋28.4%）＋（24.4%＋9.2%）×0.5｝×30%×2

≒5,991 人

(d)広小路通や納屋橋周辺の実施事業による笹島交差点からの来街者の誘導

ささしまライブ 24 地区では、平成 25 年度の時点でホテル・カンファレンス・業務・商業等の複合施設や大学の整備が完了し、多くの学生やビジネスマンが集まり、これらの人々は主に名古屋駅と当該地区間を移動するものと予想される。その一部を、納屋橋周辺の整備や広小路ルネサンス構想の推進を図ることで、結節点である笹島交差点から広小路通へ誘導する。

納屋橋周辺の整備については、前述のとおり、東地区における再開発事業や南地区の整備事業による若者向けの商業施設等の増加により、来街者の誘導を図る。

広小路ルネサンス構想の推進については、広小路通の賑わいづくりに重点を置いた取り組みを進めている。具体的には、地権者等との連携により、魅力的な個店の増加や公開空地等の地域資源の活用を図ることが重要であるとの観点から、現在、地権者等へのアンケートやヒアリング調査を実施している。今後、低層階店舗化に対する新たな支援制度を創設するなどして、一層の賑わい促進を図る。

これらの取り組みの進展により、広小路通、納屋橋周辺の魅力を高め、笹島交差点からビジネスマン、買物客や学生等の誘導を図る。

積算については、既に竣工しているモード学園スパイラルタワーズやささしまラ

イブ 24 地区におけるホテル等複合施設や大学の整備等により、この地区に 1 日平均で 35,000 人が集まると仮定し、このうちの 5%が調査地点である笹島交差点から納屋橋間を往復するものと仮定する。

25 年度における歩行者増加分

＝（35,000×5%）×2 地点×2（往復）

≒7,000 人

(a)、(b)、(c)、(d)により、通行量増加に影響を与える集客効果を持つ施設等の整備による増加分として、13,742 人を見込む。

ⅱ　その他の活性化事業の実施による増加分

本基本計画のうち、ⅰ以外の事業の実施が通行量増加に与える影響について定量的な予測をすることは困難であるが、歩行者空間の整備や拠点性の向上により、回遊性が向上し、歩行者通行量が増加するものであることから、その増加率を 3%と見込み、増加量を推計する。

(a)広小路通における歩行者通行量の増加分

広小路通の歩行者通行量の増加につながる事業としては、広小路ルネサンス構想の推進、広小路賑わい創出事業、広小路エクスプレスイルミネーションを実施する。

広小路ルネサンス構想の推進は、快適でゆとりある歩行者空間の実現、建物低層階の店舗化等を進め、歩く人が主役のまちづくりを進めるものである。買物客の誘導の観点からは、空き店舗の活用等による店舗の連坦性の確保や、金融機関が多いブロックなどについて低層階の店舗化を進めていくことが有効となる。このため、地権者等との連携を進め、魅力的な個店の誘導を図っていく。

広小路賑わい創出事業は、広小路生誕 350 年を記念し、歴史を感じさせる街並みの演出や市民参加型の大規模なイベントを実施し、賑わいの創出を図る事業である。既に、平成 17 年度に実施したフラワープロムナード事業を契機に、平成 22 年度を目指して毎年プレイベントが実施されている。この成果を結集し、来街者の増加につなげていく。

広小路エクスプレスイルミネーションは、クリスマスシーズンを中心に、広小路通を電飾で飾りつけるものである。効果としては夜間に限定されるものであるが、まちのイルミネーションを楽しみながら、広小路通を回遊できる仕掛けとして高い効果が期待される。

また、広小路通のうち笹島交差点や納屋橋周辺では、愛知県産業労働センター整備・運営事業、名駅四丁目 4 番南地区優良建築物等整備事業、小中一貫教育推進事業や堀川の総合整備を実施する。

愛知県産業労働センターは中小企業活動の経営・創業支援等を行う拠点施設として整備されるものであり、また、名駅四丁目 4 番南地区優良建築物等整備事業は、愛知県産業労働センターの隣地において業務、商業からなる複合ビルを整備する事

業である。このため、整備にあたって建築協定が結ばれており、地区の回遊性を高める歩行者空間や広場の整備を行う予定となっている。これらにより、調査地点周辺でビジネスマンや買物客が増加することが期待される。

小中一貫教育推進事業は、笹島中学校と同一敷地内に小学校の新校舎を整備して、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある教育を推進する事業である。本市初の取り組みとなる小中一貫教育の実施は、都心生活の魅力の向上や、周辺における生活環境の向上に資するものである。

堀川の総合整備は、護岸改修等による治水機能の向上やヘドロ除去による水質浄化を目指すものである。また、堀川の浄化については、堀川 1000 人調査隊など、民間主導により都心の水辺空間として堀川の再生等を目指す活動も活発に展開されている。これらの相乗効果により、納屋橋周辺において来街者の増加が期待される。

以上の事業により、803 人の来街者の増加を見込む。

<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>広小路通の通行量の増加分</th></tr>
<tr><td rowspan="3">広小路通の通行量の増加</td><td>・広小路ルネサンス構想の推進</td><td rowspan="7">●広小路通の平成 25 年度通行量の予測値
＝33,479 人×0.80＝26,783 人
（平成 20 年度実績値の割合で按分）
●増加率（見込み）
3%
●通行量の増加分
＝26,783 人×0.03＝803 人</td></tr>
<tr><td>・広小路賑わい創出事業</td></tr>
<tr><td>・広小路エクスプレスイルミネーションの実施</td></tr>
<tr><td rowspan="4">笹島交差点･納屋橋における事業</td><td>・愛知県産業労働センター整備・運営事業</td></tr>
<tr><td>・名駅四丁目 4 番南地区優良建築物等整備事業</td></tr>
<tr><td>・小中一貫教育推進事業</td></tr>
<tr><td>・堀川の総合整備</td></tr>
</table>

(b)若宮大通公園地点における歩行者通行量の増加分

若宮大通公園の歩行者通行量の増加につながる事業としては、都心主要公園の魅力アップ事業、大須地区商業活性化事業を実施する。

都心主要公園の魅力アップ事業では、市民の公園ニーズを踏まえ、若宮大通公園のバリアフリー化などのリフレッシュ工事を実施するものである。調査地点には三英傑からくり（信長、秀吉、家康）も設置されており、歩きやすい公園整備を行うことで通行量の増加が期待される。

大須地区商業活性化事業では、大須ふれあい広場の整備や商店街案内機能強化事業を実施する。大須ふれあい広場の整備は、中心市街地南部における集客拠点を整備するものであり、大須地区内だけではなく、栄地区や広小路地区との相互の往来を増加させ、中心市街地全体の面的な回遊性の向上につなげることを目指している。

また、商店街案内機能強化事業では、来街者に商店街の魅力等を情報提供するものであり、消費者の利便性の向上と相まって、栄地区から大須地区間の通行量増加に資することが期待される。

以上の事業により、201 人の来街者の増加を見込む。

<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>若宮大通公園（1 地点）の通行量の増加分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">若宮大通公園地点における通行量の増加</td><td>・都心主要公園の魅力アップ事業</td><td rowspan="2">●調査地点の平成 25 年度通行量の予測値
＝33,479 人×0.20＝6,696 人
（平成 20 年度実績値の割合で按分）
●増加率（見込み）
3%
●通行量の増加分
＝6,696 人×0.03＝201 人</td></tr>
<tr><td>・大須地区商業活性化事業</td></tr>
</table>

(a)、(b)により、活性化事業の実施により調査地点 6 地点において増加する通行量を 1,004 人と見込む。

活性化事業の実施による増加分
＝803 人＋201 人
＝1,004 人

以上 i と ii の増加分により、施策値を 14,746 人と見込む。

■平成 25 年度施策値＝(ⅰ)13,742 人＋(ⅱ)1,004 人＝14,746 人

⑤目標値の設定

以上から、平成 25 年度の歩行者通行量の目標値を 48,000 人と設定する。
トレンド値……33,479 人
施策値……14,746 人
目標値……33,479 人＋14,746 人≒48,000 人

■平成 25 年度目標値＝48,000 人

【フォローアップ手法】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。中間年である平成 22 年度及び最終年度にあたる平成 25 年度には、歩行者通行量調査により、数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

(2)「高度な利便性を提供できる多様な都市機能の集積と充実」を達成するための数値目標

	現況値	目標値（平成 25 年度）
主要文化施設の入場者数（２館合計）	９９３，２５９人	１，２０１，０００人 （約 20 万人、20.9%の増加）

【考え方】

中心市街地の活性化を図るためには、来街者が高度な都市機能を享受できる環境の整備が不可欠である。このため、本計画の実施により、集約型都市構造による持続可能なまちづくりを目指し、多様な都市機能の集積と充実を図っていく。都市機能は、公共交通施設や道路・歩道などのインフラ基盤のほか、商業、業務、居住、医療・福祉、文教施設、公共公益施設など広範囲にわたるものであるが、ここでは文化施設に着目し、目標指標を定める。

中心市街地における主要文化施設としては、白川公園内に市科学館、市美術館が立地している。この 2 館の入場者数は増減はあるものの長期的な観点でみると減少傾向にある。本計画の推進により、「高度な利便性を提供できる多様な都市機能の集積と充実」を図ることができれば、2 館の入場者数についても増加することが期待できる。このため、主要文化施設の入場者数（2 館合計）について数値目標を定めることとする。

【目標値の設定方法】

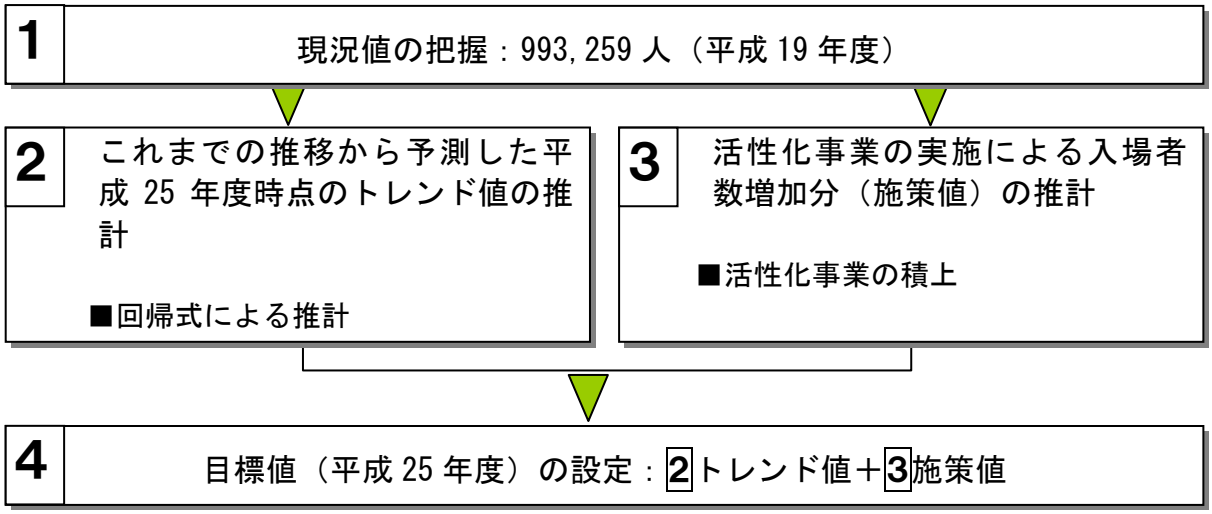

【目標値の設定】

①現況値の把握

主要文化施設における入場者数は、増減はあるものの減少傾向にある。近年では平成 14 年度に 120 万人を越えているが、平成 15 年度以降は 100 万人を割り込み、平成 19 年度では 993,259 人となっている。この数値を現況値とする。

■現況値＝993,259 人（平成 19 年度）

主要文化施設の入場者数（2 館合計）　（人）

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
名古屋市科学館	724,128	544,530	550,524	675,170	624,325	615,425	486,104	614,577	618,956
名古屋市美術館	220,811	167,241	544,630	553,087	136,749	196,020	196,062	347,052	374,303
合計	944,939	711,771	1,095,154	1,228,257	761,074	811,445	682,166	961,629	993,259

②これまでの推移から予測した平成 25 年度時点のトレンド値の推計

これまでの推移の傾向が今後も継続するものとして、目標年次である平成 25 年度時点におけるトレンド値を推計する。平成 11 年度以降の推移をみると、平成 14 年度をピークにトレンドが異なり、減少傾向に入っていることから、平成 14 年度から 19 年度までの傾向が続いたものとして、回帰式により平成 25 年度のトレンド値を求めるものとする。

直線回帰式（$y=-20074x+1237532$（$R^2=0.0362$））、二次回帰式（$y=60901x^2-2029794x+17640091$（$R^2=0.7478$））及び累乗回帰式（$y=2181251x^{-0.3207}$（$R^2=0.0297$））を求めたところ、直線回帰式は減少幅が大きいなど、累乗回帰式が最も現実的であるため、この値である 776,938 人を、平成 25 年度におけるトレンド値とする。

■平成 25 年度トレンド値＝776,938 人

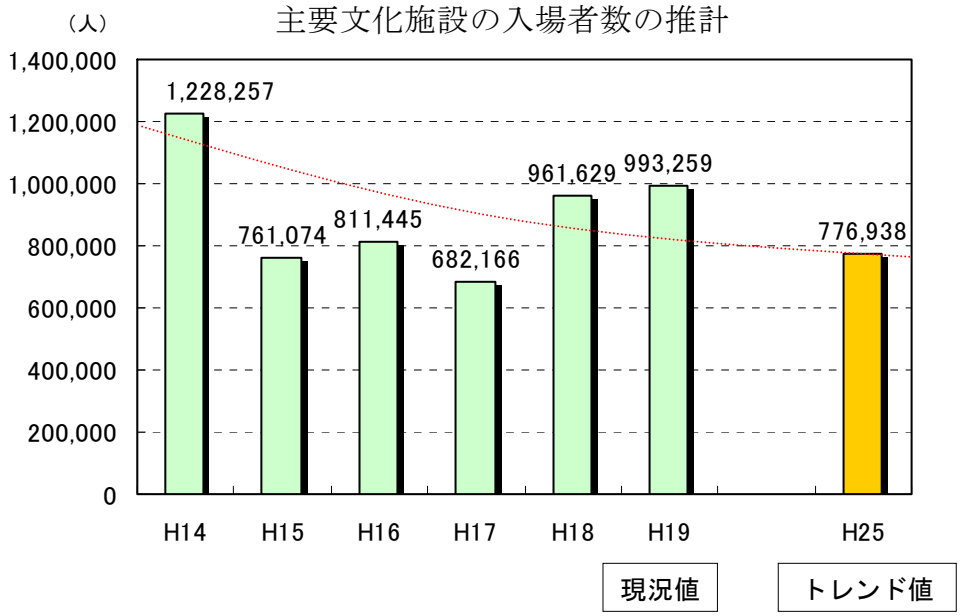

③活性化事業の実施による入場者数増加分（施策値）の推計

本計画において実施される活性化事業の効果により、入場者数は増加することが期待される。増加分の推計方法としては、実施事業のうち、芸術と科学の杜構想推進事業の実施による増加分と、その他の活性化事業の実施による増加分を積算することにより求めるものとする。

ⅰ　芸術と科学の杜構想推進事業の実施による増加分

(a)芸術と科学の杜構想推進事業による科学館の増加分

(1)で述べたとおり、名古屋市科学館の改築では、世界一のプラネタリウムを整備するほか、ダイナミックで迫力のある最新鋭の大型展示や、五感に訴える参加体験型の展示を行うなど、大規模な機能更新を実施する。

科学館の改築基本計画では、平成元年における生命館の整備の際に入場者数がおよそ 1.7 倍に増加したことから、科学館改築による年間入場者数を 100 万人と掲げている。

▼芸術と科学の杜構想推進事業

この目標値が平成 25 年度においても維持されているものと仮定すると、現在の 618,956 人の入場者数が 100 万人に増加することとなるため、その増加分は 381,044 人と推計できる。

科学館の入場者増加分
＝1,000,000 人－618,956 人
＝381,044 人

(b)芸術と科学の杜構想推進事業による美術館への影響による増加分

芸術と科学の杜構想推進事業における科学館の改築では、科学館の南側に屋外展示広場となる公開空地を整備することで、美術館、公園と有機的に連携できるよう整備を図る。これにより、科学館で増加する 381,044 人の一部が、隣地に立地する美術館もあわせて観覧することが期待される。この増加分を 10%と仮定すると、美術館における増加分は 38,104 人と見込まれる。

美術館の入場者増加分
＝381,044 人×10%
＝38,104 人

(a)、(b)により、芸術と科学の杜構想推進事業の実施による増加分を 419,148 人と推計する。

ii　その他の活性化事業の実施による増加分

「(1)「歩いて楽しい快適な都市環境の形成」を達成するための数値目標」では、本計画において実施される活性化事業により、歩行者通行量を増加させる数値目標を設定した。歩行者通行量の増加はまちの賑わいの創出に資するものであるが、同時に、白川公園における科学館、美術館の利用の増加へつながることも期待されるものである。このため、歩行者通行量の増加が科学館、美術館の入場者数を押し上げるものとして、その増加分を推計する。なお、推計にあたっては、芸術と科学の杜構想推進事業の実施による歩行者通行量の増加分を除いて行う。

(1) i において、(a)納屋橋南地区整備事業、(c)納屋橋東地区市街地再開発事業、(d)広小路通や納屋橋周辺の実施事業による笹島交差点からの来街者の誘導により、13,099 人（(b)芸術と科学の杜構想推進事業分を除く）の歩行者通行量が増加するものと推計した。

このうち、(a)及び(c)における推計値の 6,099 人については、白川公園付近を中心に通行が期待される来街者であり、科学館、美術館の入場者数増加に影響を強く与えることが期待されるものであることから、毎月、このうちの 5%が主要文化施設のいずれかを 1 回利用するものと仮定する。

また、(d)における推計値の 7,000 人については、笹島交差点から納屋橋にかけての通行が期待される来街者であり、白川公園からやや距離があることから、このうちの 2%について同様の利用があるものと仮定する。

<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>入場者数増加分</th></tr>
<tr><td rowspan="2">白川公園付近の歩行者通行量の増加につながる事業による入場者数の増加</td><td>(a)納屋橋南地区整備事業</td><td rowspan="2">●増加通行量
6,099 人
●影響
5.0%、年間 12 回
●増加分
＝6,099 人×0.05×12 月
＝3,659 人</td></tr>
<tr><td>(c)納屋橋東地区市街地再開発事業</td></tr>
<tr><td colspan="2">(d)笹島交差点から納屋橋にかけての歩行者通行量の増加につながる事業による入場者数の増加</td><td>●増加通行量
7,000 人
●影響
2.0%、年間 12 回
●増加分
＝7,000 人×0.02×12 月
＝1,680 人</td></tr>
</table>

また、(1) ii において、(a)広小路通における歩行者通行量の増加分として 803 人を、(b)若宮大通公園地点における歩行者通行量の増加分として 201 人を、それぞれ推計した。

このうち、(b)については、白川公園に至近であるため、科学館、美術館の入場者数増加に強く影響を与えることが期待されるものであることから、このうちの 5%について同様の利用があるものと仮定する。

(a)については、白川公園からやや距離がある地点を含むことから、このうちの 3%について同様の利用があるものと仮定する。

<table>
<tr><th colspan="2">実施事業</th><th>入場者数増加分</th></tr>
<tr><td rowspan="7">(a)広小路通における歩行者通行量の増加分</td><td>・広小路ルネサンス構想の推進</td><td rowspan="7">●増加通行量
803 人
●影響
3.0%、年間 12 回
●増加分
＝803 人×0.03×12 月
＝289 人</td></tr>
<tr><td>・広小路賑わい創出事業</td></tr>
<tr><td>・広小路エクスプレスイルミネーションの実施</td></tr>
<tr><td>・愛知県産業労働センター整備・運営事業</td></tr>
<tr><td>・名駅四丁目 4 番南地区優良建築物等整備事業</td></tr>
<tr><td>・小中一貫教育推進事業</td></tr>
<tr><td>・堀川の総合整備</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(b)若宮大通公園地点における歩行者通行量の増加分</td><td>・都心主要公園の魅力アップ事業</td><td rowspan="2">●増加通行量
201 人
●影響
5.0%、年間 12 回
●増加分
＝201 人×0.05×12 月
＝121 人</td></tr>
<tr><td>・大須地区商業活性化事業</td></tr>
</table>

これらにより増加する入場者数として、5,749 人を見込む。

以上 i と ii の増加分により、施策値を 424,897 人と見込む。

■平成 25 年度施策値＝(ⅰ)419,148 人＋(ⅱ)5,749 人＝424,897 人

④目標値の設定

以上から、平成 25 年度の主要文化施設入場者数の目標値を 120 万 1,000 人と設定する。

トレンド値……776,938 人

施策値……424,897 人

推計値……776,938 人＋424,897 人≒1,201,000 人

■平成 25 年度目標値＝1,201,000 人

【フォローアップ手法】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。主要文化施設入場者数は、毎年調査されており把握も容易である。中間年である平成 22 年度及び最終年度にあたる平成 25 年度には、この調査の直近の結果により、推計値を検証し、状況に応じて改善措置を講じていく。

(3)「魅力と賑わいあふれる商業地の形成」を達成するための数値目標

	現況値	目標値（平成 25 年度）
年間商品販売額	４，９１６億円	４，９２１億円 （約 5 億円の増加）

【考え方】

中心市街地の活性化により、歩いて楽しいまちづくり、都市機能の集積・充実や魅力と賑わいあふれる商業地の形成が進むと、中心市街地の回遊性が向上し、来街者の増加が期待される。中心市街地がこのような増加する来街者の様々なニーズに応じた“買物の場”としての機能を果たしていくことにより、商業者の売上増加が見込まれる。

これを把握する指標として、年間商品販売額を目標指標として設定し、来街者の増加等による寄与を積算するものとする。

【目標値の設定方法】

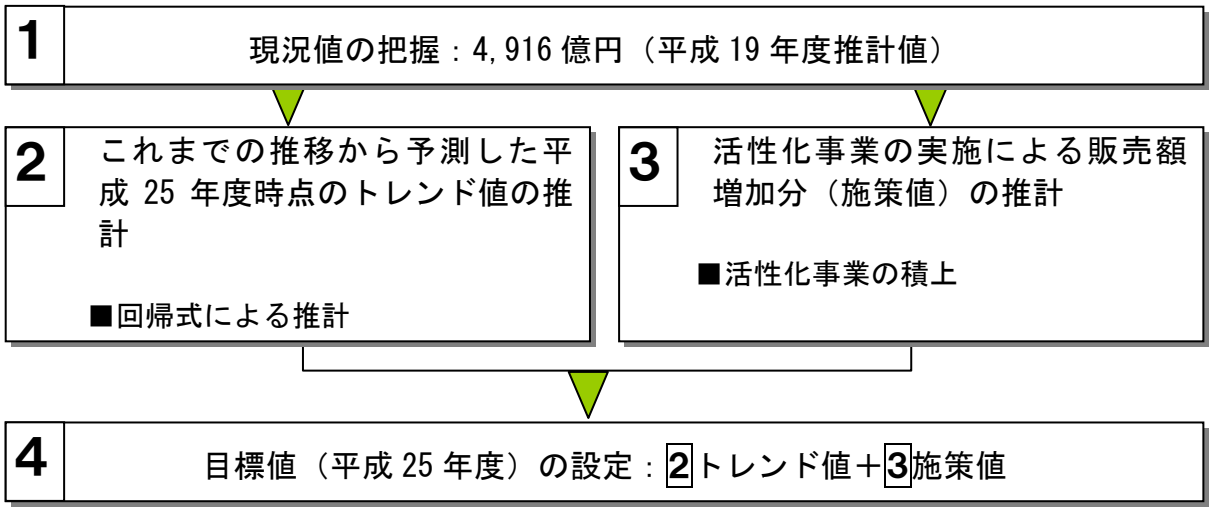

【目標値の設定】

①現況値の把握

中心市街地における年間商品販売額は平成 9 年をピークに減少傾向が続いている。最近期のデータをみても商店数や小売業の事業所数の減少に歯止めがかかっていないことから、年間商品販売額も減少傾向が続くと仮定し、平成 6 年以降の傾向が続くものとして現況値を推計する。直線回帰式（$y=-75.231x+6193.1$（$R^2=0.9024$））、2 次回帰式（$y=-9.8221x^2+141.36x+5153.6$（$R^2=0.9894$））及び累乗回帰式（$y=7389.8x^{-0.1384}$（$R^2=0.819$））を求めたところ、累乗回帰式の値が最も現実的であるため、この値である 4,916 億円を平成 19 年度の現況値とする。

■現況値＝4,916 億円（平成 19 年度推計値）

中心市街地の年間商品販売額（商業統計調査）　（億円）

区　分	H3	H6	H9	H14	H16	H19
中心市街地の年間商品販売額	5,548	5,633	5,665	5,162	4,927	4,916

※平成 19 年度は推計値

②これまでの推移から予測した平成 25 年度時点のトレンド値の推計

上記①より、平成 25 年度時点の推計値は 4,733 億円となるので、この値を平成 25 年度におけるトレンド値とする。

■平成 25 年度トレンド値＝4,733 億円

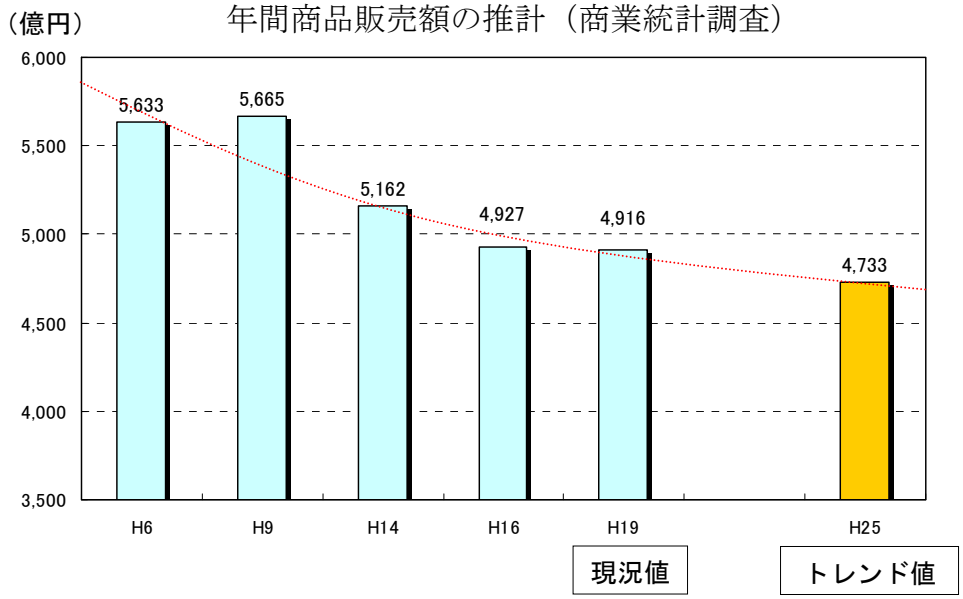

③目指すべき中心市街地の姿

本市の商店数は年々下降を続けている。全国の主要都市について平成 9 年の商店数を基準に平成 16 年時点の指数を比較すると、本市の減少が際立っている状況である。また、周辺地域においても大型商業施設の立地が相次いでおり、今後、一層の競争激化も予想されるところである。

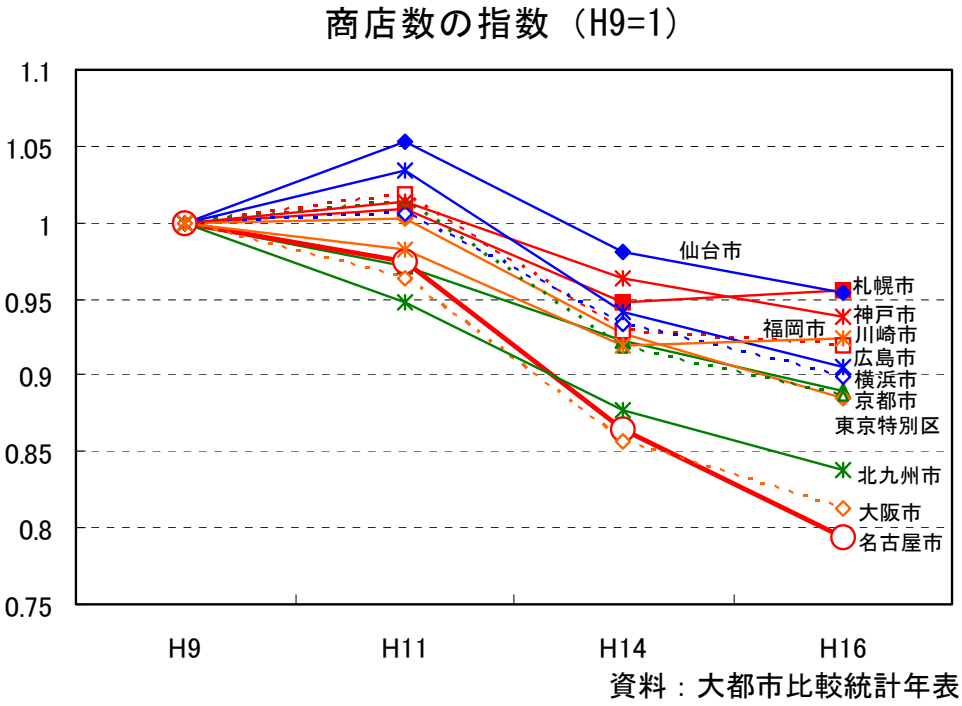

資料：大都市比較統計年表

年間商品販売額は各店舗の営業行為の結果であり、かかる状況の下では、中心市街地における販売額のＶ字的な回復は難しい。まずは、これ以上の顧客の減少を食い止め、少しずつでも増やしていくという商業者の地道な努力とともに、活性化事業等を積極的に展開して、販売額を徐々に増やしていくことが現実的と考える。

このため、年間商品販売額については、平成 16 年度から 19 年度にかけての水準である 4,900 億円台への回復とその維持を目指す。平成 19 年当時は、市内では 139 に及ぶ商店街組合（商店街振興組合及び商店街事業協同組合）が設置されており、中心市街地でも商店数が減少する中で商業者等によるイベントやクリスマスイルミネーションの実施などが行われてきた。このような状態の維持を目指し、数値目標を設定するものである。

④活性化事業の実施による年間商品販売額増加分（施策値）の推計

商業活性化事業等が中心市街地の年間商品販売額に与える影響について推計する。

ⅰ　広小路通地区、栄地区

広小路通沿線には 7 商店街が連坦して形成されており、地元商業者が連携した様々な取り組みが展開されている。

毎年夏には、広小路通を歩行者天国化した「広小路夏まつり」が実施されている。これは、山車、昇竜みこしや地元百貨店のフロートなどが参加するパレードの実施のほか、沿線の公開空地等を会場としてイベントが繰り広げられるもので、50 年以上の歴史を持ち、30 万人以上の人出がある祭りとして多くの市民を楽しませている。

▼広小路夏まつり

▼広小路生誕 350 年事業

このような地元商業者等の連携を踏まえ、本計画では広小路通地区及び栄地区で広小路生誕 350 年を記念する広小路賑わい創出事業、及び、広小路エクスプレスイルミネーションを実施する。

広小路通は平成 22 年度に生誕から 350 年の節目を迎える。これまでも、生誕 350 年に向けた市民の機運を高めるため、平成 17 年度のフラワープロムナード事業を契機に、毎年プレイベントとして広小路生誕 350 年事業が実施されており、広小路通の数箇所を舞台とするステージショー等が行われている。広小路賑わい創出事業は、このように積み上げてきた取り組みの集大成として行うもので、広小路通の魅力を情報発信するとともに歴史を感じさせる街並みの演出等により市民参加型の大規模なイベントを実施し、この賑わいを維持・発展させていくものである。

また、広小路エクスプレスイルミネーションは、沿線 7 商店街で組織する名古屋広小路まちづくり協議会が、毎年 11 月から翌年 1 月にかけて広小路通を電飾で飾る事業であり、冬の風物詩として市民に親しまれている。

このうち、年間商品販売額の増加に直接的な効果がある事業として、広小路賑わい創出事業を取り上げ、販売額増加への影響を推計する。事業の実施期間を 3 日間と想定し、広小路通地区の販売額を 1 割増加させるとともに、この波及効果として、実施前後 1 ヶ月間について通行量が増加し、販売額を 5%増加させるものと仮定すると、年間商品販売額に与える影響は 19.3 億円が見込まれる。

広小路通地区・栄地区における年間商品販売額の増加分

＝3,915 億円（H22 販売額推計値）×｛3/365×0.1+30/365×0.05｝≒19.3 億円

ⅱ　大須地区

大須地区は各商店街が面的に広がり、アーケードでつながれているが、地下鉄との結節点である「大須ふれあい広場」で途切れていることに加え、街内には休憩施設が少ないため、まちを歩いて楽しむ上で不便が生じている。

このような大須地区の課題を解決するため、大須地区では大須地区商業活性化事業、及び、大須夜市の開催を行う。

大須地区商業活性化事業は、大須ふれあい広場を全天候型の回遊拠点として整備するものである。また、昔情緒のある衣装に身をまとったボランティアスタッフが、大須の町並みや魅力を来街者に案内する商店街案内機能強化事業をあわせて行い、栄地区・広小路通地区を含めた広範囲における面的な回遊性の向上を目指す。

また、大須夜市の開催は、協力店舗を募り、営業時間の延長を実験的に実施して、大須の夜の賑わいづくりを図るものである。

これらの実施により、大須地区はもとより、大須ふれあい広場を拠点とした新たな人の流れを生み出すとともに、多様化する消費者ニーズを捉えた利便性の高い商店街づくりが図られ、年間商品販売額の増加が期待される。

▼大須ふれあい広場

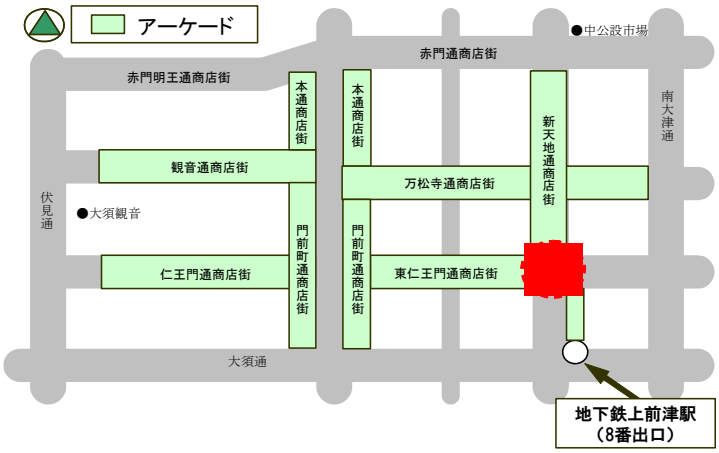

年間商品販売額への効果の推計にあたっては、これらの取り組みの結果、大須地区の年間商品販売額を 5%増加させるものと仮定して積算する。この結果、年間商品販売額に与える影響は、45.5 億円が見込まれる。

大須地区における年間商品販売額の増加分

＝909 億円（H21 販売額推計値）×0.05

≒45.5 億円

※広小路通地区・栄地区における年間商品販売額（H22）、大須地区における年間商品販売額（H21）は、トレンド値の推計で用いた累乗回帰式により中心市街地における各年度の年間商品販売額を積算し、各地区における平成 16 年度の販売額の割合で按分した数値。

iii　商業者が連携した取り組み

中心市街地一円の商業者が連携した取り組みとして、本計画では、安心・安全・快適商店街推進事業、商店街コミュニティ活性化事業に取り組む。

安心・安全・快適商店街推進事業は、非常時に助けを求めてきた子どもを保護する「商店街こども 110 番事業」、商店街の安心・安全な環境の形成を目指す「普及啓発事業」や、関係機関と連携してパトロール等を行う「商店街安心・安全・快適活動事業」を実施するもので、市民が安心して快適に買い物等ができる環境づくりを図るものである。

商店街コミュニティ活性化事業は、商店街が実施する催事、イベント等の事業であり、各商店街組合等において活発に展開されている。

これらの商業者の取り組みのほか、平成 22 年度には名古屋開府 400 年を記念する事業の実施や生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)が開催されることから、相互に相乗的な効果をもたらし、賑わい再生にはずみがつくことが予想される。このような効果を目標年度である平成 25 年度に向けて、一層拡大させていくことを目指す。

商業者の連携した取り組みにより、中心市街地の年間商品販売額を 3%押し上げるとともに、他の実施事業により面的な回遊性が高まり、また、平成 22 年度における開府 400 年を記念する事業や生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の実施の影響が平成 25 年度まで持続し、0.5%押し上げるものと仮定する。ただし、広小路通地区・栄地区については前述した i の期間分を除き、また、大須地区については前述した ii に含まれるものと考えられるので、これらを積算から除外する。

この結果、販売額の増加分を 123.4 億円と見込む。

実施事業	年間商品販売額増加分
・安心・安全・快適商店街推進事業 ・商店街コミュニティ活性化事業 ・実施事業の相乗効果による面的回遊性の高まり	●平成 25 年度予測値 4,733 億円 ●大須地区分の予測値（H25） 887 億円（平成 16 年度の販売額の割合で按分） ●広小路・栄地区の除外分（H25） (4,733 億円－887 億円)×1/12 ＝321 億円 ●増加率（見込み） 3.5% ●販売額の増加分 ＝(4,733 億円－887 億円－321 億円)×0.035 ≒123.4 億円

ⅰ、ⅱ、ⅲにより、施策値を 188 億円と見込む。

■平成 25 年度施策値（ⅰ）19.3 億円＋（ⅱ）45.5 億円＋（ⅲ）123.4 億円≒188 億円

⑤目標値の設定

以上から、平成 25 年度の年間商品販売額の目標値を、4,921 億円と設定する。

トレンド値・・・・・4,733 億円

施策値・・・・・・・　188 億円

目標値・・・・・・・4,733 億円＋188 億円≒4,921 億円

■平成 25 年度目標値＝4,921 億円

【フォローアップ手法】

事業の進捗状況について毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。中間年である平成 22 年度及び最終年度にあたる平成 25 年度には、直近の商業統計の調査結果により、数値目標を検証し、状況に応じて目標達成に向けた改善措置を講じていく。

４．土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

［１］市街地の整備改善の必要性

⑴ 現状分析

・本市の市域は約 93%が市街化区域となっており、そのほとんどの区域において区画整理により市街地整備を進めている。中心市街地では、復興土地区画整理事業により道路、公園などの都市基盤を高度に整備しているほか、ＪＲ、名鉄、近鉄、地下鉄が結節するなど公共交通機関も充実している。

・3 つの専門学校や商業店舗からなる名駅四丁目 27 番地区優良建築物等整備事業（モード学園スパイラルタワーズ）については、平成 18 年度に「暮らし・にぎわい再生事業（国土交通省）」の採択を受け、平成 20 年 3 月に竣工した。広小路通を横断する公共地下通路や公開空地も整備され、都心部における教育や商業等の都市機能が一層高まっているところである。

・広小路通は本市のメインストリートとして親しまれているが、中間部で人通りが少なくなっている。このため、納屋橋周辺の整備や堀川の整備を行う施策が必要となっている。広小路通への歩行者の増加を目指すにあたっては、広小路通の南側に位置するささしまライブ 24 地区（旧国鉄笹島貨物駅跡地）との連携が重要である。当該地区は、昭和 61 年における貨物駅の機能廃止後、有効活用が検討されてきたが、平成 17 年 3 月に映画館・アミューズメント・飲食やライブホールの施設が整備され、また、平成 21 年 5 月の開業に向け独立行政法人国際協力機構（JICA）の中部国際センターの整備が進められている。今後は、ホテル・カンファレンス・業務・商業等の複合施設や大学の整備が進められる予定となっている。

・2 核のうち栄地区では、核としての機能が低下傾向にあることに加え、まちの安全性に対する市民の不安も高まっている。このため、業務・商業・教育などの分野における都市基盤施設の整備や都市の安全性を高める施策が必要となっている。

・若宮大通公園は、久屋大通公園とともに戦災復興計画において本市独特の 100m道路として計画され、今日の形に整備されてきた公園道路である。公園内には、巨大遊具やテニスコートが整備されているほか、栄地区と大須地区をつなぐ矢場町交差点西側には三英傑からくり（織田信長、豊臣秀吉、徳川家康）が設置されている。

⑵ 市街地の整備改善のための事業の必要性

・2 核を結ぶ東西軸については、連携軸である広小路通において、歩いて楽しいまちづくりの推進を目指し、一層の賑わい促進に取り組むことなど、回遊性の向上を図る。また、中間部である納屋橋の東側において市街地再開発事業等を実施するとともに、堀川における護岸・親水広場・遊歩道等の総合整備を行う。

・栄地区の核機能を強化し拠点性を向上させるため、新教育館や栄交流コアの整備推進を図るほか、安心・安全で快適なまちづくりにかかる事業等を実施する。

・中心市街地の面的な回遊性の向上を図るため、広小路通地区、栄地区と大須地区を結ぶ若宮大通公園や久屋大通公園において都心主要公園の魅力アップ事業を実施するほか、関係行政機関との調整を図り、安全・円滑な道路整備を進める。また、これらの事業にあわせ、快適な街並みの形成を図るため良好な都市景観形成を進めていく。
・なお、広小路通の南側に位置するささしまライブ 24 地区については、今後予定される施設整備等により広小路通地区との機能連携を強化するため、道路・公園等の都市基盤施設整備等を実施するとともに、ホテル等の複合施設や大学の整備を促進する。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、実施事業の進捗状況等を把握し、状況に応じて事業の促進や改善にかかる方策を講ずる。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〇事業名 **納屋橋東地区市街地再開発事業** **〇内容** **堀川と広小路通が交差する地区の特性を活かし、住宅、商業、業務等の複合施設を整備** **〇実施時期** **平成 20 年度～25 年度** **〇位置** **中区栄一丁目 201 番地他（約 13,100 ㎡）**	納屋橋東地区市街地再開発組合（予定）	納屋橋地区は、広小路通と都心部における貴重な水辺空間である堀川が交差する地区特性を活かして、人の賑わいと水辺のうるおいが調和する空間形成を目指している。 本事業では、その地区特性を活かし、住宅、商業、業務等の複合施設の整備を図るものであり、都心居住の推進や都心魅力の向上に寄与する事業であるため、中心市街地の活性化に必要である。	〇支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 〇実施時期 平成 20 年度～25 年度	

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 栄地区の安心・安全で快適なまちづくり推進事業 ○内容 防犯カメラの設置補助や関係者による栄地区の魅力づくり支援 ○実施時期 平成 19 年度～21 年度 ○位置 栄地区（0.7k㎡）	名古屋市（連携：地域住民、事業者、警察、関係行政機関）	栄地区は多様な中小小売店舗や大規模商業施設等が集積する都心における商業の核であり、事業者、市民等による様々な活動が行われている。栄地区の拠点性を高めるためには、このような集積や事業者・市民等における取り組みを活かしつつ、安心して歩いて楽しめる環境整備を進めることが重要である。 本事業は、地域住民や事業者などの各主体が平成 18 年度に策定したまちづくり計画の具体化を図り、安心して楽しめる魅力あるまちづくりに向けて地域が一体となった取り組みを平成19年度から21年度にかけて行うものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 まちづくり交付金 ○実施時期 平成 19 年度～20年度	
○事業名 広小路ルネサンス構想の推進 ○内容 人と環境にやさしい都心づくりと都心の更なる魅力向上を目指し、「車が主役のまちづくり」から「歩く人が主役のまちづくり」を進める ○実施時期 平成 15 年度～ ○位置 広小路通（笹島交差点～東新町交差点） 約 2.7k㎞	名古屋市等	名古屋のメインストリートである広小路通について、「人と環境にやさしい都心づくり」と「都心のさらなる魅力向上」に向け、車が主役のまちづくりから歩く人が主役のまちづくりを進め、快適でゆとりある歩行者空間の実現を目指す。 これとあわせて、魅力的な拠点開発の誘導、建築物低層部の店舗化、公開空地を含む公共空間等の活用などを進め、地元商店街、沿道関係者等と一体となって、賑わいの創出を目指す。 これらの取り組みを通じて、名古屋駅地区と栄地区を結ぶ連携軸の活性化を図り、中心市街地の賑わいの促進につなげるものであり、中心市街地の活性化に必要である。	○支援措置 まちづくり交付金 ○実施時期 平成 17 年度～21年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〇事業名 **名駅四丁目４番南地区優良建築物等整備事業** **〇内容** **民間再開発事業により、業務や商業からなる複合ビルを整備するとともに、街区内通り抜け通路を整備** **〇実施時期** **平成 20 年度～24 年度** **〇位置** **中村区名駅四丁目 404 番地他（約 3,400 ㎡）**	民間事業者（中部経済新聞社、名古屋鉄道）	本事業は、愛知県産業労働センターの隣地において、建築協定に基づき、協調して複合ビルの建築を行うとともに、地区の回遊性を高める歩行者空間及び広場の整備を行うものである。 賑わいと魅力ある空間の創出に寄与するものであるため、中心市街地の活性化に必要である。	〇支援措置 社会資本整備総合交付金（優良建築物等整備事業） 〇実施時期 平成 20 年度～24 年度	
〇事業名 **愛知県産業労働センター整備・運営事業** **〇内容** **老朽化した中小企業センターを撤去し、ＰＦＩ事業により愛知県の産業労働センター（多目的ホール、展示場、会議室、その他産業労働施設等）を建設するとともに、あわせて隣接する民間ビルとの間に街区内通**	愛知県（ＰＦＩ事業者：アイラック愛知株式会社）	広小路通の北西部は、名古屋駅にも近いことから業務の集積が厚い地区となっている。このような集積を活かし、国際的なビジネス拠点の形成を図ることが必要である。 本事業は、老朽化した中小企業センターの建替にあたり、産業貿易館、勤労会館を含めた３館の機能を集約し、中小企業の経営・創業支援等の事業を行う拠点施設として整備するもので、中小企業の事業活動への多大な波及効果が見込まれるものである。また、隣接する敷地との建築協定に基づき、協調して建て替えを行うとともに、地区の回遊性を高める歩行者空間及び広場の整備を行うものであり、賑わいと魅力	〇支援措置 優良建築物等整備事業・都市再生総合整備事業（名駅四丁目Ａ地区） 〇実施時期 平成 21 年度	

り抜け通路を整備 〇実施時期 平成 18 年度～ （供用開始：平成 21 年 10 月予定） 〇位置 中村区名駅四丁目 4 番（約 3,900 ㎡）		ある空間の創出に寄与するものであるため、中心市街地の活性化に必要である。		
〇事業名 堀川の総合整備 〇内容 治水安全度の向上を図るとともに都心にふさわしい水辺空間づくりを目指し、護岸や親水広場・遊歩道等を整備 〇実施時期 平成 19 年度～22 年度 〇位置 堀川（天王崎橋～錦橋間 420m）	名古屋市	中心市街地全体の活性化を図るためには、東西を貫く広小路通を中心に回遊性の向上を図ることが必要である。このため、区域内の治水安全度の向上を図るとともに中間部である堀川納屋橋周辺において総合的な整備を進め、魅力を高めることが重要である。 本事業は、まちと川が一体となった総合的な整備を図ることにより「うるおいと活気の都市軸」を再びよみがえらせることを目標に行うものであり、都心部においては堀川の水辺空間を生かしてうるおいを持たせ、商業・業務地区としてのまちの活性化に結びつけるような整備を行うこととしている。天王崎橋から錦橋までの整備地区では、護岸改修、遊歩道及び親水広場の整備により、納屋橋地区に都心にふさわしいうるおいのある水辺空間を創出し、都心の魅力向上に寄与するものであるため、中心市街地の活性化に必要である。	〇支援措置 社会資本整備総合交付金（河川事業） 〇実施時期 平成 19 年度～22 年度	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 納屋橋南地区整備事業 ○内容 民間活力により親水広場や商業施設を整備 ○実施時期 平成 19 年度～20 年度 ○位置 中区栄一丁目 103-1 他（約 396 ㎡）	名古屋市	中心市街地全体の活性化を図るためには、面的な回遊性の向上を図ることが必要である。このため、広小路通地区の中間部である堀川納屋橋周辺において総合的な整備を進め、魅力を高めることが重要である。 本事業は、納屋橋下流左岸の市有地を、歩行者が休憩したり、飲食・買物を楽しめるよう、民間の資金及びノウハウを活用して親水広場や商業施設を整備するものであり、中心市街地の回遊性の向上に寄与する事業であるため、活性化に必要である。		
○事業名 栄交流コア整備事業 ○内容 シンボリックな空間形成と求心力ある交流機能の強化を図るため、民間開発の誘導等による交流空間を整備 ○実施時期 平成 16 年度～ ○位置 栄周辺地区	民間事業者	中心市街地の活性化を図るためには、本市都心商業の核である栄地区の魅力向上を図ることが重要である。 本事業は、民間開発の誘導等により、本市の都心商業地にふさわしいシンボリックな空間形成や都市機能の集積及び歩行者の回遊性強化を図ろうとするものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。		
○事業名 都心主要公園の魅力アップ事業（久屋大通公園南部、若宮大通公園） ○内容 都心にふさわしい	名古屋市	都心の持つ重要な機能の一つである「憩い」に対して都市公園の果たす役割は大きい。このため、市民ニーズを踏まえつつ公園整備を行うことは中心市街地の活性化を図る上で非常に重要である。 本事業では、都心に立地する都市		

公園整備を図るため、バリアフリー化など公園ニーズを踏まえて再整備 〇実施期間 平成 19 年度～22 年度 〇位置 若宮大通公園、久屋大通公園		公園として長く市民に親しまれている久屋大通公園南部、若宮大通公園について、バリアフリー化などのリフレッシュ工事を施し、魅力アップのために必要な再整備を図るものであり、都心にふさわしい公園として利便性や回遊性の向上に寄与するものであるので中心市街地活性化に必要な事業である。		

５．都市福利施設を整備する事業に関する事項

［１］都市福利施設の整備の必要性

(1) 現状分析

・広小路通の南側に位置する白川公園の周辺は、市科学館・美術館やでんきの科学館が立地し、市民の「憩い」、「学び」の場として親しまれているが、施設の老朽化等のため、近年、入場者数が減少する傾向にある。

・成熟社会を迎え、心の豊かさや生きがいを実感し、社会変化に対応できる知識や技術の習得など、市民の生涯学習に対するニーズが高まっている。一方、栄地区にある教育館の老朽化に伴う改築計画では、このような市民ニーズへの対応を図るため、栄地区の利便性を活かし、より多くの市民が利用できる施設づくりが求められている。

・少子高齢化の進展に伴い、学校の統廃合等を行う必要がある一方、家庭や地域との連携を深めつつ、学校の創意工夫を活かした特色ある学校づくりなどが求められている。

(2) 都市福利施設の整備の必要性

・中心市街地において、個性的で魅力的な都市文化の創出や情報発信を行うため、中央部に位置する重要な白川公園地区において、科学館改築を軸に美術館との有機的な連携を進め、文化の創造拠点として再整備を図る「芸術と科学の杜構想」を推進する。

・都心生活の魅力を高め、都心居住の推進を図るためには、都心に住む家庭の子供達が充実した学校教育を受けることができる環境が整備されていることも重要である。このため、小学校の統合に伴い、笹島中学校と同一敷地に新校舎を整備して、義務教育9年間を見通した一貫性のある教育を推進する。

・社会の変化が激しい今日、人々が学習を通じて自己の能力と可能性を最大限に伸ばしそれぞれに自己実現を図ることのできる生涯学習社会の実現が求められている。このため、栄地区にある教育館について、世代を問わずいつでも気軽に触れることができるような市民の生涯学習を支援する中核拠点として再整備する。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、実施事業の進捗状況等を把握し、状況に応じて事業の促進や改善にかかる方策を講ずる。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
○事業名 芸術と科学の杜構想推進事業 ○内容 科学館、美術館を有機的に連携させ、文化の創造拠点「芸術と科学の杜」として再整備を図るため、科学館の改築等を実施 ○実施期間 平成 18 年度～23 年度 ○位置 中区栄二丁目 （89,250 ㎡）	名古屋市	白川公園周辺は広小路通地区、栄地区と大須地区を中心市街地南部で接続する地区にあたり、中心市街地全体の回遊性向上を図る上で非常に重要な地区に位置している。当該地区には白川公園、科学館、美術館が立地し、従来より市民の「憩い」、「学び」の場として親しまれてきたところであるが、中心市街地の魅力向上に向けて更なる機能強化を図ることが求められている。 本事業では、科学館の改築を行うことにより、文化の創造拠点として再整備を図るものであり、都市機能の増進に資するものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。	○支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（白川地区）） ○実施時期 平成 18 年度～23 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容 及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ 及び必要性	支援措置の 内容及び 実施時期	その 他の 事項
○事業名 小中一貫教育推進事業 ○内容 新明小学校、六反小学校を統合し、笹島中学校と同一敷地に校舎を整備し、小中一貫教育を実施（平成 22 年度開校予定）	名古屋市	本事業は、小学校の統合に伴い、笹島中学校と同一敷地に新校舎を整備して、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある教育を推進するものである。 本市では初となる小中一貫教育の実施であり、都心生活における魅力の向上や都心居住に資するものであるため、中心市街地活性化に必要な事業である。	○支援措置 公立学校施設整備費負担金、安全・安心な学校づくり交付金 ○実施時期 平成 20 年度～21 年度	

○実施時期 平成 19 年度～22 年度 ○位置 現笹島中学校地：中村区名駅四丁目 19 番 1 号（6,576 ㎡）				

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 新教育館整備事業 ○内容 教育館の老朽化に伴い、市民の生涯学習を支援する中核拠点として新教育館を整備する ○実施時期 平成 22 年度～ ○位置 中区錦三丁目 16 番 6 号	名古屋市	本事業は、市民の生涯学習を支援する中核拠点として、民間活力の導入を図り新教育館を整備するものである。 市民が気軽に生涯学習に触れることができる施設や、様々な用途で利用できる多目的ホールを整備するとともに、民間事業者が提案する都心にふさわしい民間施設の導入を検討しており、中心市街地の活性化に寄与する事業である。		

６．公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

［１］街なか居住の推進の必要性

(1)現状分析

・国勢調査結果では、平成 17 年における中心市街地人口は昭和 35 年当時の半数以下にまで減少している。しかしながら、全国の都市における都心回帰の傾向が本市においても現れており、この結果、これまで一貫して減少を続けていた人口が平成 12 年を境に若干の増加に転じたところである。

(2)街なか居住の推進の必要性

・広小路通と貴重な水辺空間である堀川が交差する納屋橋の東地区において、都心居住を推進するとととともに、人の賑わいと水辺のうるおいが調和する空間形成を目指すため、住宅、商業、業務等の複合施設を整備する。

(3)フォローアップの考え方

毎年度、実施事業の進捗状況等を把握し、状況に応じて事業の促進や改善にかかる方策を講ずる。

［２］具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〇事業名 **納屋橋東地区市街地再開発事業** **〇内容** **堀川と広小路通が交差する地区の特性を活かし、住宅、商業、業務等の複合施設を整備** **〇実施時期** **平成 20 年度～25 年度**	納屋橋東地区市街地再開発組合（予定） （再掲）	納屋橋地区は、広小路通と都心部における貴重な水辺空間である堀川が交差する地区特性を活かして、人の賑わいと水辺のうるおいが調和する空間形成を目指している。 本事業では、その地区特性を活かし、住宅、商業、業務等の複合施設の整備を図るものであり、都心居住の推進や都心魅力の向上に寄与する事業であるため、中心市街地の活性化に必要である。	〇支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業） 〇実施時期 平成 20 年度～25 年度	

○位置 中区栄一丁目 201 番地他（約 13,100 ㎡）				

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

７．中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

［１］商業の活性化の必要性

(1) 現状分析

・中心市街地では、商業機能が低下しつつある。平成 3 年と平成 16 年を比較すると、商店数が 11.1%減少し、年間商品販売額も 11.2%の減少となっている。

・2 核を結ぶ広小路通の歩行者通行量（笹島交差点から栄交差点までの 5 地点合計値）は、平成 18 年度から 20 年度にかけて 18.1%減少している。また、中間部ほど通行量が少なくなるなど、調査地点ごとに差が生じている。

・都心商業の拠点である栄地区では、主要百貨店の売上高が減少傾向にあり、名古屋駅地区と対照的な状況を呈している。平成 8 年と平成 19 年における売上高を比較すると、名古屋駅地区が 66.7%増加したのに対して、栄地区は 18.4%の減少となっている。また、栄交差点の歩行者通行量の減少率は、平成 18 年度から 20 年度にかけて 23.1%に達している。

・市民アンケート調査では、中心市街地に不足している施設として、「水と緑を感じられる憩いの場・休憩施設」、「来客を案内できる観光スポット」、「歩いて楽しくなるストリート」の回答割合が多くなっている。

・中心市街地の活性化の目標として掲げた「③魅力と賑わいあふれる商業地の形成」を図るためには、商店街の魅力を高め、来街者を増加させることが求められる。そのためには、市民ニーズを踏まえ、休憩施設等の整備やストリートの賑わいづくりに積極的に取り組んでいくことが必要となっている。

・広小路通は 2010 年（平成 22 年）に生誕 350 年を迎えることとなる。このため、このような節目となる機会を活用し、広小路通の賑わいの向上に結びつけることが必要である。

・大型商業施設やブランド店が連なる栄地区に対して、その南側に位置する大須地区は、様々な店舗がごった煮的に集積する下町として好対照を成している。このような魅力を活かしつつ、栄地区、広小路通地区との回遊性の向上を図ることが必要である。

商店数（商店）

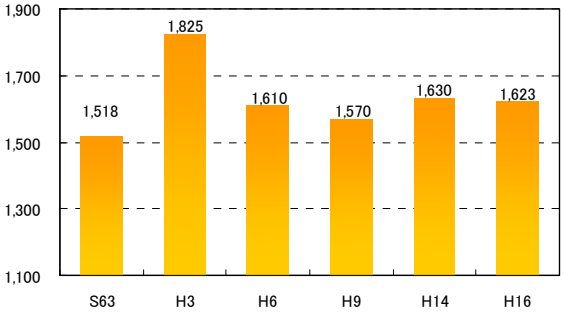

年間商品販売額（億円）

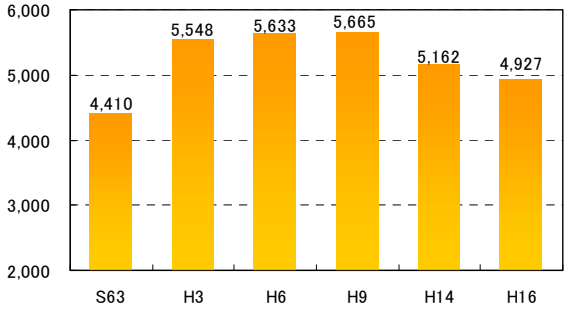

広小路通の歩行者通行量（人）

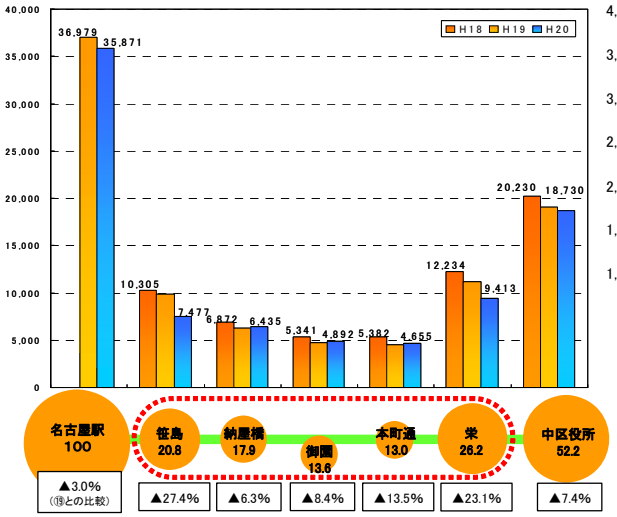

主要百貨店の売上高（億円）

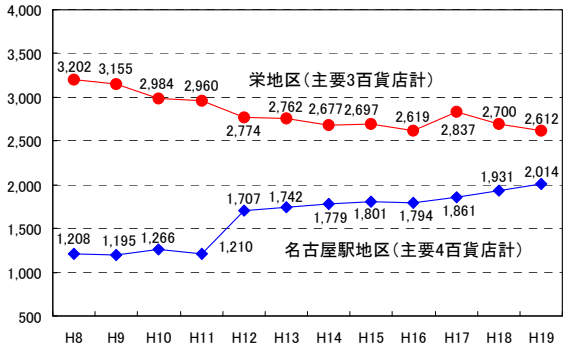

市民アンケート調査

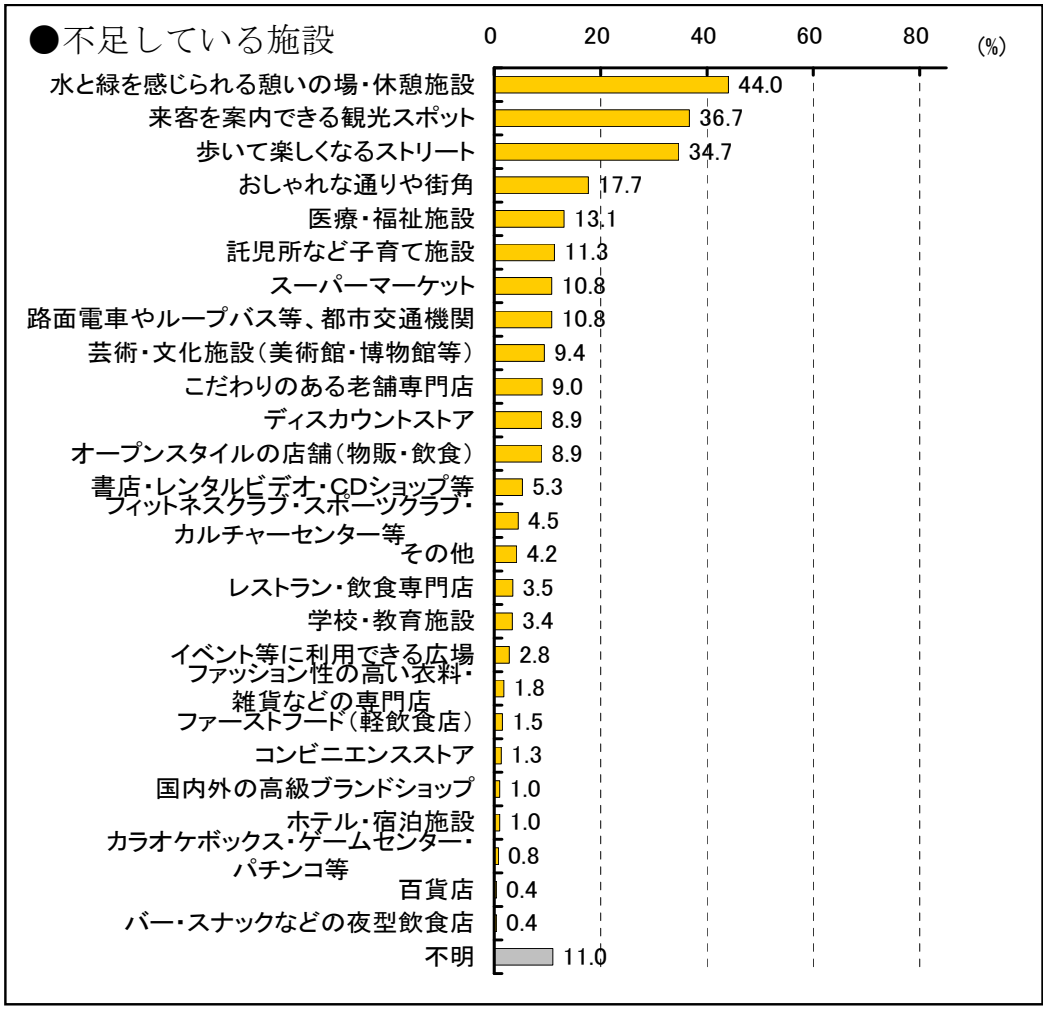

(2) 商業の活性化のための事業及び措置の必要性

・このような現状を踏まえ、広小路通地区及び栄地区では、広小路通が生誕 350 年を迎える平成 22 年を賑わい再生に向けた絶好の機会と捉え、広小路通における魅力の情報提供や大規模なイベントによる広小路賑わい創出事業を実施し、来街者が広小路通を中心に歩いて楽しむことができるまちづくりを進める。本事業のほか、芸術と科学の杜構想推進事業や広小路ルネサンス構想との相乗効果により来街者の増加を図り、商店街の賑わい再生を目指していく。

・大須地区では、イベント等の展開により賑わいづくりに向けた積極的な取り組みが進められているが、イベント会場等に活用されている「大須ふれあい広場」ではアーケードが途切れ、雨天時のイベントに支障が生じている。また、休憩施設の不足や夜の店じまいが早いこと等も課題となっており、来街者の利便性を損なっている。このため、大須地区でイベント会場等に活用されている「大須ふれあい広場」を全天候型の回遊拠点として整備するとともに、商店街案内機能の強化を図る事業を実施する。また、個店の協力により、営業時間延長等に取り組む夜の賑わいづくりを推進する。これらにより、商店街の利便性を向上させ、栄・広小路通から大須地区にかけて相乗効果のある賑わいづくりを図る。

・中心市街地全体の賑わいの再生を図るため、各商店街が実施する商店街コミュニティ活性化事業（各種イベント事業やマップの作成による情報提供事業等）を推進するほか、商店街の安心・安全・快適性を高める事業や中小商業者と大型店が連携して行う事業等を支援し、商業地の賑わい再生を図る。

・これらの事業については、栄地区の安心・安全で快適なまちづくり推進事業や新教育館の整備といった、本計画における市街地整備、都市福利施設の整備などの実施事業との相乗効果が期待できるものであり、実施事業の連携や実施主体との連携を強化して、商業の活性化を進めていく。

(3) フォローアップの考え方

毎年度、実施事業の進捗状況等を把握し、状況に応じて事業の促進や改善にかかる方策を講ずる。

大須地区商業活性化事業（アーケード等設置）

○当該中小小売商業高度化事業が、当該中心市街地内における他の商店街等への商業活性化に係る取り組みにもたらす影響（当該商店街及び当該中心市街地内における他の商店街等の来街者の現況等）

・大須地区では商店数は横ばいの傾向にあり、一定の商業集積が保たれているものの、近年、年間商品販売額が低下する傾向にある。平成 9 年と平成 16 年における年間商品販売額を比較すると、12.8%の減少となっている。

・また、歩行者通行量については増減があるものの、直近の平成 20 年度では、前年度と比較して 11.6%の減少となっている。歩行者通行量について中心市街地全体を俯瞰すると、広小路通地区・栄地区と大須地区を結節する若宮大通公園の歩行者通行量が少なく、地区間の回遊性が低い状況である。

・このため、本事業では、地下鉄との結節点でありアーケードが途切れている大須ふれあい広場を中心市街地南端の回遊拠点として位置づけ、アーケードや休憩施設の整備を行うものである。本事業により、来街者に歩きやすい環境、あるいは、休憩できるスポットを提供するとともに、天候に関わらずイベントを確実に実施する環境を整備することとなり、来街者の利便性が格段に向上することとなる。

・大須ふれあい広場における中心市街地南端の回遊拠点整備は、広小路通地区、栄地区と大須地区が結節する白川公園における芸術と科学の杜構想推進事業や、若宮大通公園における都心主要公園の魅力アップ事業との連動により、各地区相互の面的な回遊性の向上につながるものであり、大須地区はもとより広小路通地区、栄地区における来街者の増加が期待される。

・また、この整備にあわせて商店街案内機能強化事業を実施する。商店街案内機能強化事業は、衣装に工夫を凝らした商店街ガイドが来街者に商店街の魅力や催事等を情報発信する事業で、市内でも初となるユニークな取り組みである。特に平成 22 年度は、本市で「生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）」や国際的な芸術祭として「あいちトリエンナーレ 2010」が開催される予定であり、国内外から多くの来名者が訪れることが予想される。このような商店街活動がモデルとなり、他の商店街においても来街者に対するホスピタリティの醸成を促し、一層の魅力向上に取り組むといった効果をもたらすことが期待される。

商店数（大須地区、単位：商店）

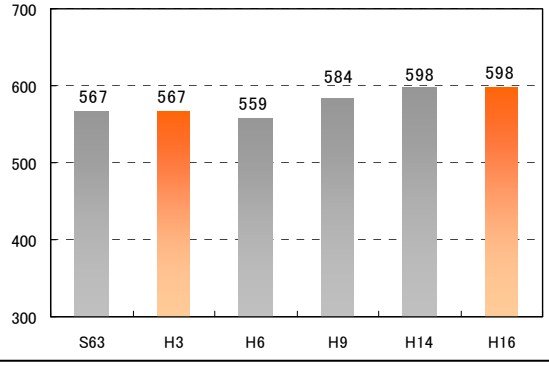

年間商品販売額（大須地区、単位：億円）

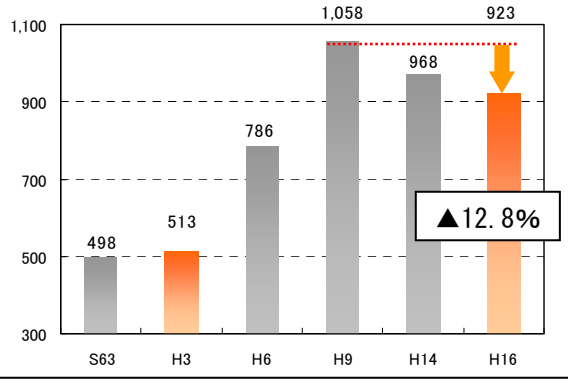

歩行者通行量（大須地区、単位・人）　※調査地点：大須商店街連盟会館前

区　分	H15	H16	H17	H18	H19	H20
大須地区	9,946	8,993	9,422	8,398	10,530	9,308

○個店の活力や集客力、営業状態等が全体の魅力の向上にどのように結びつき、また逆に、商店街の特性や共同事業との成否が構成店舗の活力の向上にどのように結びついているのか、「個々の取り組み」と「共同的な取り組み」との連動内容

・大須地区は、家電、家具、ディスカウント店、各種飲食店など様々な店舗が集積していることに加え、万松寺、大須観音といった寺社や市内唯一である大須演芸場が立地するなど、老若男女が楽しめるごった煮的な商業集積を形成している。このような広範囲な層のニーズに応えることができる大衆性、新旧が混在する多様性が、大須地区における地域資源であり特性となっている。

・大須地区では、消費者の視点に立ち、より商売・サービスの向上を目指して一致団結する気風が培われおり、平成 17 年 7 月に約 200 店舗が参加して電子マネー「Edy」を一斉導入しているほか、平成 20 年度には街内 250 店舗超の参加により、大須大道町人祭りの開催にあわせ営業時間を延長する大須夜市の取り組みが行われている。

・共同的な取り組みとしては、年間を通して行われる様々なイベント事業や、アーケード建替えなどの環境整備事業が実施されている。特徴的であるのは、大須大道町人祭りの運営方式である。大須大道町人祭りは、毎年、祭りの企画、立案、実施まで一切を担当する実行委員長を若手経営者の中から選任し、再任しないという方針で運営されている。このような仕組みをとることで、若手経営者の育成と、共同的な取り組みに対する組合員間の連帯感が強化され、各個店の活力が一層向上するという相乗効果が生まれている。

・本事業は、休憩施設等を備えたアーケードを拠点に、個々の店舗からの積極的な参加により商店街案内機能強化事業を実施していくものであり、個店と商店街との連動をさらに強化する効果が期待されるものである。この取り組みを契機に、個々の取り組みと共同的な取り組みのいずれもが一層活発化していくことを目指す。

○当該中小小売商業高度化事業に影響を与える空き店舗数・率の現況

・近年、大須地区では若者向けの古着や雑貨等を扱う店舗が増加する傾向にあり、空き店舗が少ない状況であるが、直近の平成 17 年度と 19 年度を比較すると若干の増加となっている。大須地区では年間販売額が低下傾向にあり、また、平成 20 年度後半以降、全国的な景気の悪化が顕著となっているため、今後、商業環境は一層厳しくなることが予想される。このため、本事業の実施により、買い物や交流を楽しみながら街内を回遊できる快適な商業空間の形成を進め、一層の魅力向上を図ることが必要である。

空き店舗数（大須地区商店街、単位・商店）

区　分	H13	H15	H17	H19
空き店舗数	5	7	2	5
空き店舗率	1.1%	1.5%	0.4%	1.1%

○文教施設、医療施設、公共事業等まちの諸事業と連動した中小小売商業高度化事業であること

・本計画では広小路通地区、栄地区、大須地区が結節する白川公園周辺、若宮大通公園において、それぞれ芸術と科学の杜構想推進事業、都心主要公園の魅力アップ事業を実施する。本事業は、これらの事業と連動して、各地区間の歩行者通行量を増加させ、中心市街地全体の面的な回遊性を向上させるものであり、まちの諸事業と連動した事業である。

［２］具体的事業等の内容

（1）法に定める特別の措置に関連する事業等

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 **大須地区商業活性化事業（アーケード等設置）** **○内容** **大須地区南東部のふれあい広場を全天候型の回遊拠点として再整備するとともに、商店街の案内機能を強化する事業を実施** **○実施時期** **平成 21 年度**	大須新天地通商店街振興組合	大須地区は栄地区にはないごった煮的な魅力を持つ商業地として市民に親しまれているが、アーケードが地下鉄との結節点で途切れており、雨天時の買い物やイベントに不便が生じている。また、街内に休憩場所が少なく、利便性が低いという課題を持っている。近年では、年間商品販売額の低下傾向がみられ、商業環境が厳しくなっている。 このような課題に対応し、大須地区の活性化を図るためには、北部に位置する栄地区との機能連携を進め、両地区とも相乗効果のある賑わいづくりを促進していくことが必要である。 本事業は、地下鉄名城線（環状線）、鶴舞線が結節する上前津駅からのアクセスの良さを活かし、「まねき猫」をシンボルとする大須ふれあい広場を全天候型の拠点施設と	○支援措置 中小小売商業高度化事業に係る特定民間中心市街地活性化事業計画の経済産業大臣認定 ○実施時期 平成 21 年度	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金

		して再整備するとともに、来街者に対して商店街の案内を行うガイドを育成し、ふれあい広場を拠点とする商店街案内事業を行うものである。 これにより、大須地区における来街者の利便性の向上を図ることができ、栄地区とも相乗効果のある魅力の向上につながるものであるため、中心市街地活性化に必要である。		

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〇事業名 **広小路賑わい創出事業** **〇内容** **広小路通が 2010 年（平成 22 年）に生誕 350 年を迎えることを機に、商業者、事業者、市民が一体となって広小路通の魅力やまちづくりの歴史等を市民、来街者に情報発信することによって、歩いて楽しいまちづくりの一層の展開を図り、賑わい再生を目指す** **〇実施時期** **平成 22 年度**	広小路生誕 350 年事業実行委員会（構成：地元商店街、名古屋商工会議所）	本市のメインストリートである広小路通は、万治の大火（1660 年）による堀切筋の一部拡幅により誕生し、2010 年（平成 22 年）に生誕 350 年を迎えることとなる。 これを機に、地元商店街をはじめとしたまちの関係者が連携し、広小路通の魅力やまちづくりの経緯等に関する情報をパンフレットとして取りまとめ、市民、来街者に歩いて楽しい広小路通を情報発信する。 また、広小路生誕 350 年を記念するイベントを実施し、来街者の増加や広小路通の賑わい創出を図っていく。記念イベントでは、バナー等を活用し、ストリート一帯に広小路通の歴史を感じさせる演出を施すとともに、来街者が広小路通を歩きながら楽しめるよう、公開空地等を活用した市民参加型のイベントや環境に関する来街者体験型の社会実験を行う。 本事業は、広小路通沿線の商業者や市民等が一体となって、効果の高	〇支援措置 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 〇実施時期 平成 22 年度	

		い賑わいの創出を図るものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。		
〇事業名 **大須地区商業活性化事業（アーケード等設置）** **〇内容** **大須地区南東部のふれあい広場を全天候型の回遊拠点として再整備するとともに、商店街の案内機能を強化する事業を実施** **〇実施時期** **平成 21 年度**	大須新天地通商店街振興組合 （再掲）	大須地区は栄地区にはないごった煮的な魅力を持つ商業地として市民に親しまれているが、アーケードが地下鉄との結節点で途切れており、雨天時の買い物やイベントに不便が生じている。また、街内に休憩場所が少なく、利便性が低いという課題を持っている。近年では、年間商品販売額の低下傾向がみられ、商業環境が厳しくなっている。 このような課題に対応し、大須地区の活性化を図るためには、北部に位置する栄地区との機能連携を進め、両地区とも相乗効果のある賑わいづくりを促進していくことが必要である。 本事業は、地下鉄名城線（環状線）、鶴舞線が結節する上前津駅からのアクセスの良さを活かし、「まねき猫」をシンボルとする大須ふれあい広場を全天候型の拠点施設として再整備するとともに、来街者に対して商店街の案内を行うガイドを育成し、ふれあい広場を拠点とする商店街案内事業を行うものである。 これにより、大須地区における来街者の利便性の向上を図ることができ、栄地区とも相乗効果のある魅力の向上につながるものであるため、中心市街地活性化に必要である。	〇支援措置 戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 〇実施時期 平成 21 年度	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
〇事業名 **広小路エクスプレスイルミネーションの実施** **〇内容** **クリスマスシーズンを中心に広小路通を電飾で飾り、都心の夜の賑わいづくりを図る** **〇実施時期** **平成7年度～**	名古屋広小路まちづくり協議会（広小路通沿線の商店街）	本事業は、広小路通沿線7商店街が連携し、広小路通を電飾で飾るとともに、市民からのフラッグデザインの作品を募集し、コンペティションを実施するものでる。クリスマスシーズンを中心に毎年実施されるものであり、冬の風物詩として市民に親しまれている。 このような電飾による飾りつけは、来街者が歩きながらまちを楽しむことができる仕掛けとして効果が高く、中心市街地の賑わいづくりにつながるものであるため、活性化に必要な事業である。		
〇事業名 **南大津通イルミネーションの実施** **〇内容** **クリスマスシーズンを中心に南大津通を電飾で飾り、都心の夜の賑わいづくりを図る** **〇実施時期** **平成11年度～**	南大津通活性化協議会（南大津通商店街振興組合、大須商店街連盟、サン大津商店街振興組合、南大津通六丁目商店街振興組合等）	本事業は、南大津通沿線の商店街が連携し、栄交差点から上前津交差点までの街路樹にイルミネーションを装飾するものである。 このような飾りつけは、栄地区から大須地区にかけて来街者が歩きながらまちを楽しむことができる仕掛けとして効果が高く、中心市街地の賑わいづくりと回遊性の向上につながるものであるため、活性化に必要な事業である。		

〇事業名 **安心・安全・快適商店街推進事業** **〇内容** **中小小売商業者が連携し、商店街こども 110 番事業の実施など、安心・安全・快適な商店街づくりを推進** **〇実施時期** **平成 18 年度～**	名古屋市商店街活性化協議会（名古屋市商店街振興組合連合会等）	本事業は、中小小売商業者が連携し、非常時に助けを求めてきた子どもの一時保護や警察署への通報等を行う「商店街こども 110 番事業」、危機管理アドバイザー等による講習会の実施など商店街の安心・安全な環境の形成を目指す「普及啓発事業」や、関係機関と連携した防犯パトロール・清掃活動等の「商店街安心・安全・快適活動事業」を行うものである。 本事業の一層の拡大を図ることは、市民が安心して快適に買い物等ができる環境の形成に必要不可欠であり、中心市街地の活性化に必要である。		
〇事業名 **大須夜市の開催** **〇内容** **大須大道町人祭りにあわせ、営業時間の延長や夕方 6 時以降の買物に対するポイントサービスの実施などを行い、夜の賑わいづくりを図る** **〇実施時期** **平成 20 年度～**	大須商店街連盟	本事業は、夜が早いと言われる大須地区において協力店舗を募り、営業時間の延長等に取り組むとともに、安心・安全なまちづくりを推進するものである。 大須夜市については、平成 20 年度に大須大道町人祭りの開催にあわせ、街内 257 店舗の参加によりおおむね夜 8 時～9 時頃までの営業時間延長に取り組んだところであり、これを踏まえ、一層の展開を図っていく。 本事業の一層の拡充は、様々な消費者ニーズに対応し、また、安心・安全なまちとして市民の買物利便性の向上につながるものであるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。		

〇事業名 **商店街イベント交流事業** **〇内容** **地域イベントやまつりの実施など、コミュニティの活性化を図るために商店街が実施する賑わい創出の事業** **〇実施時期** **昭和 55 年度～** **平成 22 年度（名称変更）**	中心市街地内商店街	中心市街地における商業の活性化を図るためには、商店街・商業者における賑わいづくりが重要である。特に、商店街における装飾やイベントは、市民生活にうるおいを与えるものであり、季節の風物詩として市民に広く定着している。このような商店街・商業者の賑わいづくりについて、今後とも内容の充実を図りながら、継続的な実施を目指す。 （主な事業） ・広小路夏まつり（栄町商店街、広小路商店街） ・広小路市（広小路中央商店街） ・ロサンゼルスリトル東京ＬＴＢＡ交流事業（南大津通商店街） ・大須夏祭り（大須商店街連盟（万松寺通商店街、名古屋東仁王門通商店街、大須新天地通商店街、大須本通商店街、大須門前町商店街、赤門明王商店街、大須観音通商店街、大須仁王門通商店街）） ・大須大道町人祭り（大須商店街連盟） ・櫓太鼓と氷の彫刻コンクール（万松寺通商店街） ・不動明王縁日（大須新天地通商店街） ・東仁王門夏まつり（名古屋大須東仁王門通商店街）		

８．４から７までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

［１］公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

⑴ 現状分析

・名古屋都市圏は、東京都市圏、大阪都市圏と比較して自家用車の利用割合が格段に高く、地球環境対策やサステイナブルシティの観点からも、その利用抑制を図ることが必要となっている。

・都市景観については、平成 16 年 6 月に景観法が制定されたことをうけ、平成 19 年 3 月に名古屋市景観計画を策定している。この計画に基づき、中心市街地内において良好な都市景観の整備を進めることが必要である。

・中心市街地内の緑は年々減少しつつあり、また、ヒートアイランド現象などが顕在化している。このため、緑の減少をくい止め、良好な生活環境の確保を図ることが必要になっている。

⑵ 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業等の推進の必要性

・都心への過度な自動車流入の抑制による楽しく歩けるまちづくりに向け、パークアンドライドの促進、荷捌き駐車施設の整備促進や駐車場案内システムの高度化検討を行う。

・良好な都市環境の形成を図るため、都市景観形成地区として指定している久屋大通地区及び広小路・大津通地区について、良好な景観の誘導を図る。

・緑化地域の指定による緑化の義務づけ、建築物の屋上・壁面緑化を推進する。

⑶ フォローアップの考え方

毎年度、実施事業の進捗状況等を把握し、状況に応じて事業の促進や改善にかかる方策を講ずる。

［２］具体的事業の内容

⑴ 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

⑵ ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

⑵ ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

⑶ 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
○事業名 良好な都市景観形成 ○内容 ・景観法に基づく景観計画の策定、届出制度の実施により従来より実行性の高い助言・指導の実施 ・都市景観形成基準の見直し ○実施時期 平成 15 年度～20 年度 ○位置 久屋大通地区（地区面積：約 30.2ha）、広小路・大津通地区（地区面積：約 29.3ha）	名古屋市、都市景観整備推進委員会（学区区政協力委員会、商店街振興組合等、関係企業、関係行政機関、名古屋市）	中心市街地の魅力の向上を図るためには、魅力ある快適な街並みを整備するなどうるおいのある良好な都市景観の形成を促進することが重要である。 このため、中心市街地においては、名古屋市都市景観条例に基づき、久屋大通地区、広小路・大津通地区を都市景観整備地区に指定し、景観のルールである景観形成基準を定め、建築物の新築等の届出に対する助言・指導を行ってきた。 平成 16 年度に景観法が制定され、これまでの届出制度を法に基づく制度へ移行し、より実行性の高いものとするため、都市景観整備地区については、順次、都市景観形成基準を見直すとともに、都市景観形成地区へ移行することとした。久屋大通地区、広小路・大津通地区については、平成 19 年 3 月に都市景観形成地区へ移行したところである。これにより、更なる良好な景観形成を誘導していくものであり、デザイン都市名古屋にふさわしい魅力的な中心市街地の創出に必要な事業である。		
○事業名 パークアンドライド促進事業 ○内容 都心部への過度な自動車流入を抑制し、公共交通機関	名古屋市、名古屋都市圏 P&R 推進協議会、民間事業者	中心市街地では、地下鉄名城線（環状線）をはじめとする地下鉄網や市バス路線網が整備されるなど、市内外から来街者が比較的容易にアクセスできる環境が整っている。中心市街地の活性化を図るためには、市街地の整備改善などの各種事		

の利用促進を図るため、パークアンドライド駐車場整備計画に基づき駐車場整備等を促進（目標年度：平成25年度） ○実施時期 平成16年度～ ○位置 名古屋環状2号線付近～市境から10km圏のエリア		業の実施にあわせて、これらの公共交通網の利用を一層促進し、自動車利用を削減することが、快適な都心の形成を図ることに非常に有効である。 本事業は、パークアンドライド駐車場整備計画に基づき、民間事業者との協働により本市市境内外における駐車場の整備・利用を促進するものである。都心部への過度な自動車交通の流入を抑制し、公共交通機関の利用促進や快適な都心環境の維持増進につながるものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。		
○事業名 荷捌き駐車施設整備促進事業 ○内容 荷捌き駐車施設の附置義務制度の活用により、荷捌き車両の路上駐車を削減し、都心部交通の円滑化を促進 ○実施時期 平成17年度～ ○位置 駐車場整備地区、商業地域、近隣商業地域	名古屋市	中心市街地における自動車渋滞の原因の一つに荷捌き車両の路上駐車や違法駐車による車線の減少が挙げられる。これらの路上駐車を削減し、都心部交通の円滑化を促進することは、快適な都心の環境づくりにつながり、中心市街地の活性化にも有効である。 このため、本事業では大量・恒常的な荷捌き需要を発生させる一定の建築物（事務所、店舗、倉庫、ホテル、劇場、病院など）について、施設規模に応じて荷捌き駐車施設の設置を義務づけているものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
○事業名 駐車場案内システム高度化検討等事業 ○内容 都心部交通の円滑化と違法駐車の削減を図るため、駐	名古屋市、参加駐車場	中心市街地における路上駐車を削減し、都心部交通の円滑化を促進することは中心市街地の活性化に有効である。 このため、本事業ではドライバーを空き駐車場へスムーズに誘導する駐車場案内システムについて検討委員会を設置して今後のあり方		

車場案内システムのあり方等について検討委員会を設置し調査、検討 **〇実施時期** **平成 20 年度～** **〇位置** **駐車場案内システムエリア（380ha）**		を検討し、システムの高度化を図るものであり、都心部交通の円滑化と違法駐車の削減につながるものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。		
〇事業名 **緑化推進事業** **〇内容** **市内における緑の減少をくい止め、良好な生活環境の確保を図るため、市街化区域内において都市計画による緑化地域を指定し、緑化義務づけによる民有地の緑化を推進するとともに、ヒートアイランド対策、都市景観向上策の一環として民間建築物の屋上・壁面緑化を支援** **〇実施時期** **平成 19 年度～** **〇位置** **市内市街化区域全域**	名古屋市、事業者、名古屋市みどりの協会	歩いて楽しめる中心市街地の形成を図るためには、快適な都市環境づくりが重要であるが、一方で区域内の緑については年々減り続けており、また、ヒートアイランドなどの問題も顕在化してきている。 このため、本事業では、都市計画制度における緑化地域の指定による緑化の義務づけ、一定規模以上の屋上・壁面緑化に対する支援などを行うものである。このうち緑化地域の指定については、平成 19 年度に都市計画決定手続や関連条例の改正を行い、20 年度に施行している。現行の工場・事業所の緑化協議制度については、平成 20 年度に緑化地域制度へ移行した。これらを通じて地区内の緑化が促進され、都市景観の向上や良好な都市環境の形成が図られるものであるので、中心市街地活性化に必要な事業である。		

◇　４から８までに掲げる事業及び措置の実施箇所

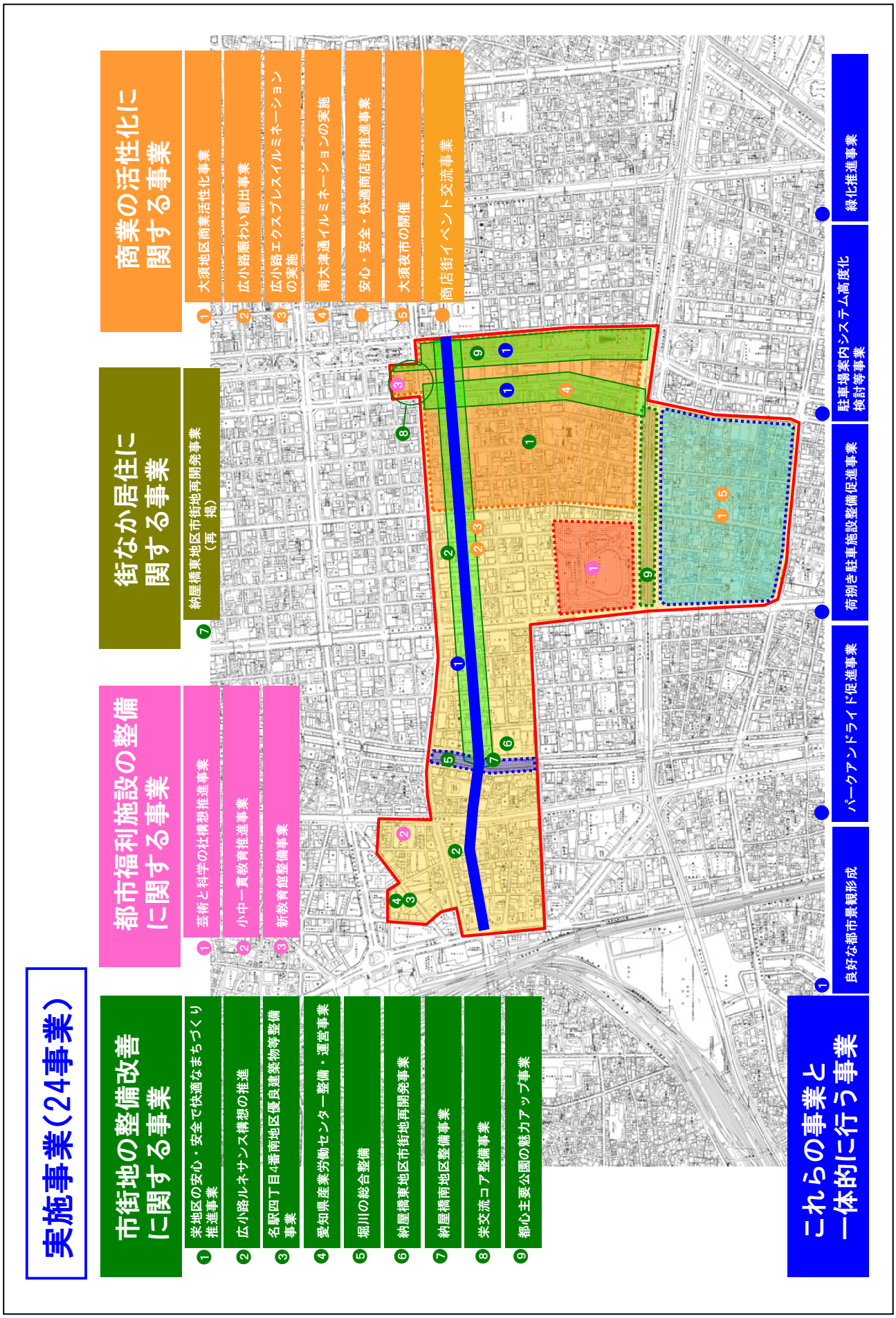

９．４から８までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

［１］市町村の推進体制の整備等

基本計画全体にかかる進捗状況を把握し、フォローアップが必要な場合における対応方策について検討するため、平成 19 年 4 月に庁内関係部署（6 局 22 課室）で庁内連絡会を設置し、中心市街地活性化を推進するための協議や意見調整、基本計画原案の作成などを行っている。このように、市内部における中心市街地活性化の推進体制については、平成 19 年度以降、強化を図っている。

［２］中心市街地活性化協議会に関する事項

名古屋商工会議所や民間の事業者等が、中心市街地活性化法に基づく中心市街地活性化協議会の設置に向けて準備を進めている。同協議会は、中心市街地で実施される様々な事業が円滑に実施され、その活性化が図られるよう、認定基本計画の実施に関し必要な事項についての意見の提出、中心市街地活性化に関する情報発信や各種調査等を行うことを目的として設置が目指されているものであり、名古屋商工会議所をはじめ、事業者、学識経験者、行政等による構成が予定されている。

中心市街地活性化協議会の設置に向け、平成 20 年 2 月に名古屋商工会議所を事務局とする設立準備会が置かれている。設立準備会では、本計画の策定について協議がなされ、中心市街地における面的な回遊性を高めることや、人が集まるまちの形成に向け、歴史・文化などの施策の展開が重要であることなどが議論されている。

（名古屋市中心市街地活性化協議会設立準備会構成）

区　　分	構　　成
経済活力の向上	名古屋商工会議所
商業の活性化	名古屋市商店街振興組合連合会、大須商店街連盟、東新商店街振興組合、広小路名駅商店街振興組合
地域経済代表	㈱松坂屋、㈱名鉄百貨店、㈱丸栄、東和不動産㈱、㈱三菱東京ＵＦＪ銀行
市街地の整備改善	独立行政法人都市再生機構中部支社、鹿島建設㈱名古屋支店、㈱竹中工務店名古屋支店
交　通	名古屋鉄道㈱
都市機能の増進	財団法人名古屋都市整備公社
その他	学識経験者、名古屋市

中心市街地活性化協議会は、この設立準備会を母体に設置が進められているものであるが、平成 21 年 3 月の設置予定であることから、中心市街地活性化法第 9 条第 4 項の規定に基づき、設立準備会の事務局である名古屋商工会議所から次のとおり本計画に対して意見書が提出されている。

（本計画に対する名古屋商工会議所の意見書）

名産業振発第２０－３１２号
平成２１年１月２８日

名古屋市長
松原　武久　様

名古屋商工会議所
会頭　岡田　邦彦

名古屋市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

中心市街地の活性化に関する法律第 9 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり、名古屋市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書を提出します。

記

名古屋市中心市街地活性化基本計画（案）は、『歩いて楽しめる快適な交流環境の創出による賑わいづくり』を中心市街地の活性化の目標に掲げ、「①歩いて楽しい快適な都市環境の形成」、「②高度な利便性を提供できる多様な都市機能の集積と充実」、「③魅力と賑わいあふれる商業地の形成」のための具体的な数値目標と、目標達成のための具体的な事業が盛り込まれており、概ね妥当であると思料致します。

なお、名古屋市の都市構造は、名駅地区、栄地区とそれを結ぶ東西軸という二核一軸であり、計画区域内の事業を着実に推進されることはもとより、その効果を周辺へ波及させ、都心全体の活性化を図られることを強く希望します。

また、計画推進にあたっては、今後中心市街地活性化への貢献が見込める事業の新規追加や事業内容の見直しなど、柔軟な対応を図られるようお願い申し上げます。

本所においては、既に昨年 2 月に、名古屋市中心市街地活性化協議会の設立に向けた準備会を開催し、本計画の原案についての意見交換を行っていますが、本計画（案）の目標達成のためには、官民が連携し、一体的に事業を推進することが不可欠でありますことから、3 月下旬に名古屋市中心市街地活性化協議会を設立し、計画のフォローアップを行ってまいりたいと存じております。

［３］基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

民間の持つ豊富なノウハウや柔軟な企画・実行力は中心市街地の活性化に非常に有効であり、積極的な参画が期待されるところでもあることから、協議会と庁内連絡会で情報の共有を図る等により、様々な主体を巻き込みながら基本計画の具体的な展開にあわせた連携・調整を図り、地域一体となって中心市街地の活性化を推進する。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

［１］都市機能の集積の促進の考え方

名古屋新世紀計画 2010 にある「中部圏、名古屋大都市圏の中枢として商業、業務、文化などの中枢機能の集積を図る」という考え方を踏まえ、人々を惹きつける魅力的な都市機能の集積を促進する。

［２］都市計画手法の活用

都市計画法等の改正を機に、平成 18 年 7 月、大規模集客施設の立地のあり方について、名古屋市都市計画審議会に諮問した。同審議会では、土地利用計画部会を設置し、議論を重ね、平成 19 年 11 月に名古屋市長あて答申された。

本市では、この答申を受け、「大規模集客施設の立地のあり方について（名古屋市方針）」を策定し、公表した。

《方針の骨子》

①法改正により、大規模集客施設の立地が制限される第二種住居、準住居及び工業地域に加え、準工業地域においても特別用途地区を活用して立地を制限する。

②準工業地域においても、法改正で創設された開発整備促進区を定める地区計画と同等の内容の地区計画により、大規模集客施設の立地を可能とする。

③開発整備促進区を定める地区計画等の指定により、大規模集客施設の立地を可能とする場合の評価の基準を取りまとめた。

この方針に基づき、平成 20 年 3 月に「名古屋市大規模集客施設制限地区建築条例」を公布し、9 月 1 日に特別用途地区にかかる都市計画を告示して、準工業地域における大規模集客施設の立地規制を実施に移したところである。

◆準工業地域における立地規制後の規制のない用途地域

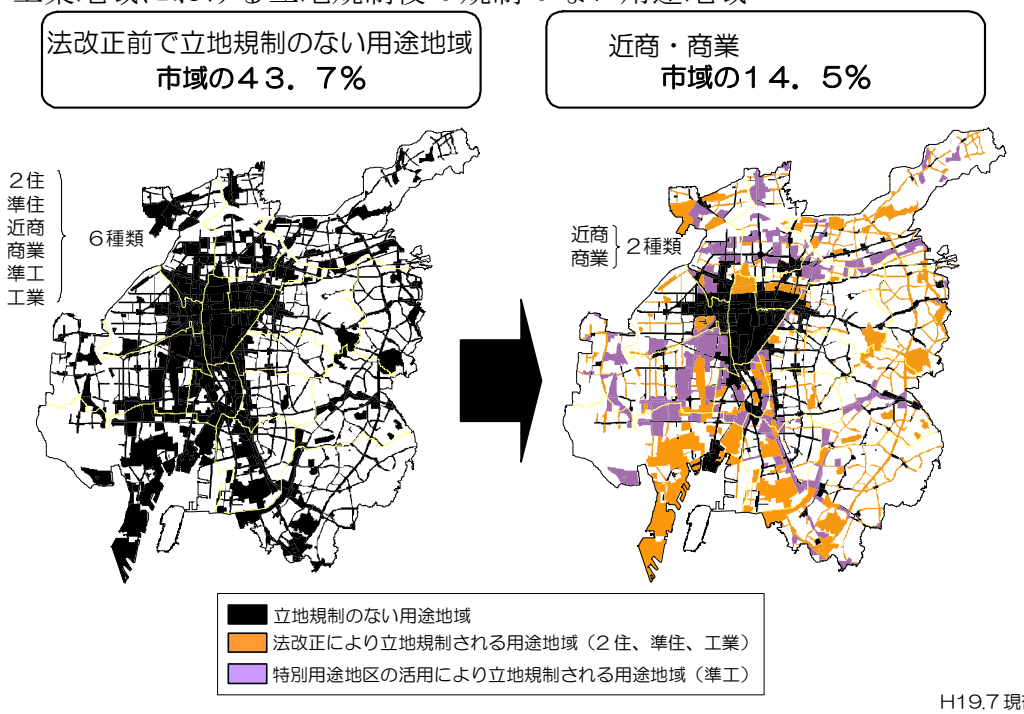

［３］都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

商業、業務施設をはじめ文化施設、大規模な病院などが中心市街地及びその周辺地域に集積している。また、公共交通網により全市、周辺地域を含めて利用しやすい状況であり、今後ともアクセシビリティの良い都市機能の立地、集積を目指す。

［４］都市機能の集積のための事業等

本計画における実施事業として、設定区域内において下記に掲げるものなど 25 事業を実施するとともに、区域周辺における事業（「11.その他中心市街地活性化のために必要な事項／［３］その他の事項」参照）をあわせて実施し、2 核 1 軸を中心とする本市中心市街地の活性化を進めていく。

（本計画における実施事業）

・広小路通を中心とする各種都市機能の整備（愛知県産業労働センター整備・運営事業など）
・納屋橋周辺における市街地再開発事業や堀川の整備
・白川公園周辺における芸術と科学の杜構想推進事業
・栄地区における栄交流コアの整備

など

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

［１］基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

中心市街地の活性化を図り、持続可能な都市環境の形成を目指していくためには、まちに関わる様々な主体との連携を図りつつ、車に過度に依存しない工夫や仕掛けを積極的に作り出し、市民に提案していくことが重要である。

平成 20 年度においては、名古屋駅周辺を周回する「名駅ちょい乗りバス」の社会実験が実施されたほか、カーフリーデーにあわせ放置自転車を再生利用して実施した「名チャリ」の社会実験が平成 19 年度に引き続き行われている。本計画の実施にあたっては、このような中心市街地の活性化に資するとともに、あわせて環境負荷の少ないまちづくりが進展するよう留意しつつ、事業を展開していくものである。

【名チャリ社会実験】

名古屋大学大学院の竹内研究室を中心に、放置自転車の減少、車から自転車への移動手段の転換による環境負荷低減と中心市街地の活性化を目的に、全国都市再生モデル調査事業の採択を受け平成 19 年 12 月に実施された。栄を中心に、大須、伏見など半径約 1km のエリア内に 5 箇所のステーションを設置し、ステーション間では無料で自転車の乗り降りができるものであり、登録者数は 1,432 名、のべ貸出回数は 1,872 回に及んだ。

平成 20 年度は 9 月のカーフリーデーにあわせ、ステーション数、放置自転車の活用台数とも大幅に増やして実施された。現在、この効果について検証作業が進められているところであり、中心市街地における自転車の有効活用が期待される。

［２］都市計画との調和等

名古屋市では、平成 13 年 9 月に都市計画に関する基本方針である「名古屋市都市計画マスタープラン」を策定した。

この中で、長期的かつ広域的な視点で都市構造や土地利用といった本市の都市空間形成の方向性を示した「都市空間将来構想」を示しており、「都心域」の土地利用方針として、「老朽化した建物の建替や再開発により土地利用の高度化と機能更新を適正に誘導し、商業・業務、サービスなどさまざまな機能をより一層集積し、都心機能の強化につとめます。また、土地の高度利用、機能の複合化などにより、利便性を生かした都心居住を促進し、定住人口の確保につとめます。」としている。

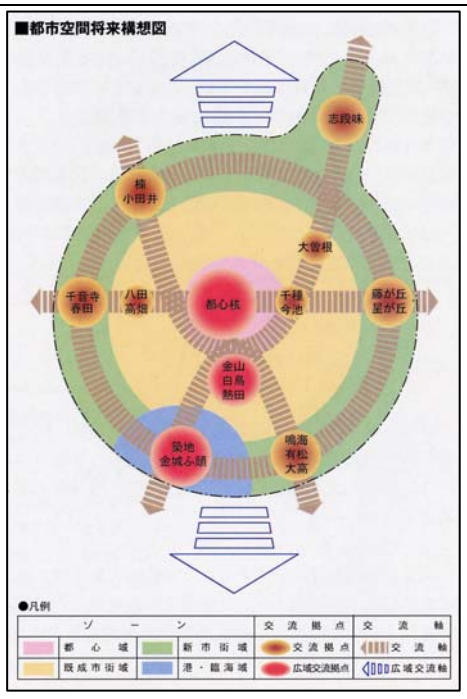

［３］その他の事項

本計画で設定した区域の周辺において、実施事業にあわせ下記に掲げる事業を実施することにより、2 核 1 軸を骨格とする本市中心市街地における活性化を総合的に推進する。

（設定区域の周辺で実施する周辺事業）

①ささしまライブ 24 の整備事業

・実施時期　平成 11 年度～28 年度

・実施主体　名古屋市、民間事業者等

・実施内容　名古屋都市圏の玄関口にふさわしい活気あふれた広域交流拠点の形成を図るため、土地区画整理事業、街路事業（椿町線）などにより、道路、公園、歩行者デッキ及び親水空間などの基盤整備を行うとともに、ホテル・カンファレンス施設や大学等の整備を行う。

②良好な都市景観形成（名古屋駅地区）

・実施時期　平成 15 年度～20 年度

・実施主体　名古屋市、都市景観整備推進委員会（学区区政協力委員会、商店街振興組合等、関係企業、関係行政機関、名古屋市）

・実施内容　名古屋市都市景観条例に基づき、都市景観整備地区として指定している名古屋駅地区について、景観法の制定を踏まえ法に基づく都市景観形成地区へと移行し、さらなる良好な景観形成を誘導する。

③都心共同住宅供給事業

・実施時期　平成 8 年度～

・実施主体　民間事業者等

・実施内容　居住機能の低下を来たしている都心地域及びその周辺の地域において、一定の要件を満たす良質な中高層共同住宅の供給を行う事業計画を認定し、これに対して必要な助成を行うとともに、建設された住宅の管理、処分の適正化を図る。

④駅西地区等商業活性化事業

・実施時期　平成 19 年度～25 年度

・実施主体　【駅西地区】駅西銀座通商店街振興組合、中村まちづくりＮＰＯ委員会等
【円頓寺地区】円頓寺商店街振興組合等

・実施内容　【駅西地区】「駅西銀座通フェスタ（平成 17 年度)」、「にっぽんど真ん中まつり（どまつり)」の誘致（平成 18 年度)、「ゆかたまつり（平成 19 年度)」の開催など、市民、ＮＰＯ等との連携を核に年々広がっている取り組みの輪を一層拡大し、地域特性を生かした魅力ある商業地づくりを進める。

【円頓寺地区】円頓寺商店街におけるふれあい館の整備・運営、商店街再生コンセプトの策定や、円頓寺本町商店街における空き店舗事業、アーケード改修などの成果を踏まえ、地域まちづくり団体等と連携したイベントや空き店舗のさらなる有効活用を図り、地域コミュニティの核としての商店街再生を図る。

⑤伏見・長者町ベンチャータウン形成事業
・実施時期　平成 18 年度～22 年度
・実施主体　名古屋市
・実施内容　デザイン、ファッション、デジタルコンテンツなどの都市型産業の集積を図るため、空きビル等を活用した創業者向けの小規模オフィスの整備などを支援する。

⑥久屋大通公園賑わいづくり支援事業
・実施時期　平成 18 年度～
・実施主体　名古屋市、地元組織
・実施内容　有形文化財であるテレビ搭を核とした、久屋大通公園の賑わいづくりに寄与する文化・芸術イベントの開催を支援する。

⑦久屋大通公園魅力アップ事業
・実施時期　平成 19 年度～
・実施主体　名古屋市
・実施内容　都心にふさわしい公園整備を図るため、バリアフリー化などの公園ニーズを踏まえ、都心を南北に連なる久屋大通公園の魅力を向上させる計画づくりを行う。

周辺事業（7事業）

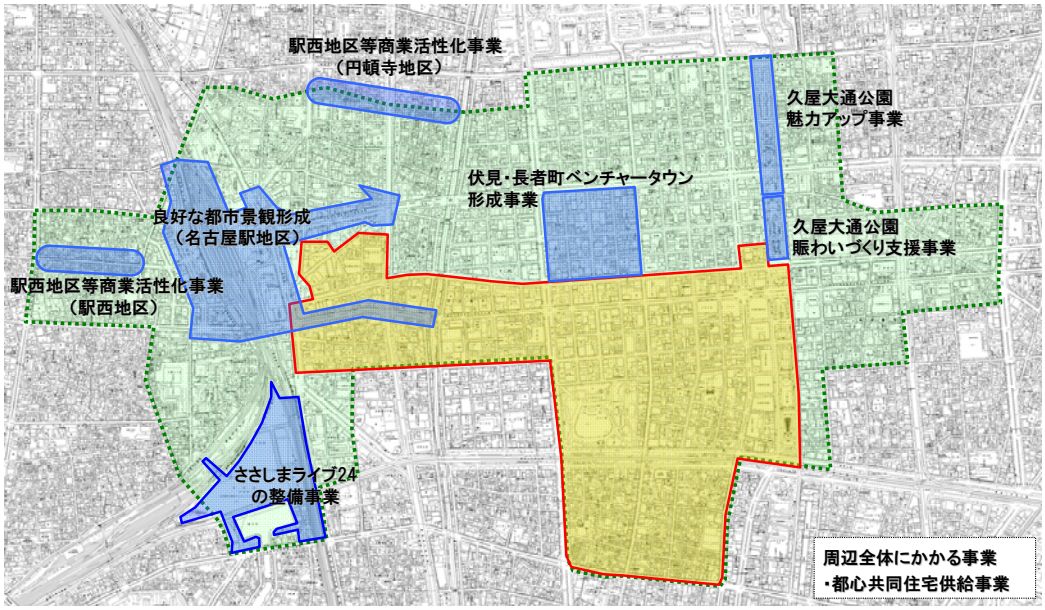

12. 認定基準に適合していることの説明

基　準	項　　目	説　明
第１号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「中心市街地の活性化の目標」等において歩いて楽しめるまちづくりを目指していることを記載している。
	認定の手続	本計画については、名古屋商工会議所から意見の提出を受けている。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「中心市街地要件に適合していることの説明」等で記載したとおり、中心市街地の位置および区域は、各要件を満たしている。
	４から８までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	行政と民間が連携する推進体制が構築されており、また各事業との連携・調整について十分に取り組んでいる。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	上位計画から本計画まで、都市機能の集積を図る考え方を明確にしている。
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	

第２号基準 **基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること**	目標を達成するために必要な４から８までの事業等が記載されていること	本計画に記載した目標を達成するため、４から８に掲げる事業をそれぞれ記載している。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	記載した各事業が数値目標にどのように影響するか具体的に説明している。
第３号基準 **基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること**	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業主体が明確なものについては既に記載済みである。事業主体が特定されていないものについては、予定されている事業主体を記載している。
	事業の実施スケジュールが明確であること	全ての事業について計画期間内において、完了若しくは着手できる見込みである。